

令和 2 年度概算要求書

(説明資料 I)

03 裁判所所管

最 高 裁 判 所

目 次

分冊	頁	分冊	頁
秘書課経費 -----	1 — 1	家庭局経費 -----	2 — 1
広報課経費 -----	1 — 51	図書館経費 -----	2 — 105
情報政策課経費 -----	1 — 73	司法研修所経費 -----	2 — 119
総務局経費 -----	1 — 87	裁判所職員総合研修所経費 -----	2 — 179
人事局経費 -----	1 — 159	人 件 費 -----	2 — 243
経理局経費 -----	1 — 223	裁 判 費 -----	2 — 297
民事局経費 -----	1 — 309	施 設 費 -----	2 — 455
刑事局経費 -----	1 — 385	(参考) 共通経費内訳 -----	2 — 465
行政局経費 -----	1 — 447		

※明細書頁のA～Eは共通経費内訳のA～Eに対応している。

秘書課経費

目 次

		分冊	頁
一	経 常 事 務 費		
1	基 本 経 費 -----	1	— 5
2	委 員 会 に 必 要 な 経 費 -----	1	— 8
3	経 常 的 広 報 経 費 -----	1	— 9
二	国際会議等に必要な経費		
1	国際会議出席等経費 -----	1	— 1 1
2	国際会議分担金等経費 -----	1	— 2 1
三	裁判官の執務態勢の確立に必要な経費		
	裁判官の執務態勢確立経費 -----	1	— 2 2
四	裁判事務の迅速適正化に必要な経費		
	裁判運営の改善経費 -----	1	— 2 7
五	知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費		
	知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費 -----	1	— 4 6

<u>経常事務費</u>		
<u>基本経費</u>	明 細	
(1) 調査連絡旅費 【要求】	書 頁	
<要求要旨>		
最高裁判所長官、最高裁判所判事及び事務総長が、各高等裁判所単位で地方裁判所、家庭裁判所等下級裁判所の実情等を視察するために要する費用を要求する。		
(2) 長官交際費 【要求】	要求	7
<要求要旨>		11
最高裁判所長官の儀礼的、社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。		

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費			3,367 (3,342)		
	長官視察			774 (770)		
	長官			291 (290)		
	増税後	1人4(2)回	72,782	291 (146)		
	増税前	0(1)人0(2)回	72,163	0 (144)		
	秘書官			226 (225)		
	増税後	1人4(2)回	56,607	226 (113)		
	増税前	0(1)人0(2)回	56,061	0 (112)		
	秘書課長			257 (255)		
	増税後	1人4(2)回	64,130	257 (128)		
	増税前	0(1)人0(2)回	63,511	0 (127)		
	裁判官視察			2,352 (2,331)		
	最高裁判事	14人 1回	91,738 (90,913)	1,284 (1,273)		
	秘書官	14人 1回	76,258 (75,539)	1,068 (1,058)		
	総長視察			241 (241)		
	総長			128 (128)		
	増税後	1人2(1)回	64,130	128 (64)		
	増税前	0(1)人0(1)回	63,511	0 (64)		
	事務官			113 (113)		
	増税後	1人2(1)回	56,607	113 (57)		
	増税前	0(1)人0(1)回	56,061	0 (56)		

要求
7

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
交際費	長官交際費			2,114 (2,114)		要求 11

<p><u>委員会に必要な経費</u></p> <p>情報公開・個人情報保護審査委員会 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所における情報公開等の客觀性・透明性を確保することを目的として、平成27年7月から、裁判所の司法行政文書開示手続及び保有個人情報開示等手続について苦情の申出がされた場合に、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問し、その答申を尊重して苦情に対応する手続を実施しており、委員会の開催のために必要な経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 12 A</p>																		
<p>経費積算内訳 【要求】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項・目・目細等</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">品名等</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">員数等</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">単価 (円)</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">所要額 (千円)</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)</td> <td style="padding: 5px;">情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長 委員</td> <td style="padding: 5px;">1人20回 2人20回</td> <td style="padding: 5px;">22,700 19,600</td> <td style="padding: 5px;">1,238 (1,238) 454 (454) 784 (784)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">庁費 (会議費)</td> <td style="padding: 5px;">情報公開・個人情報保護審査委員会 増税後 増税前</td> <td style="padding: 5px;">3人20(10)回 0(3)人 0(10)回</td> <td style="padding: 5px;">110.9 108.9</td> <td style="padding: 5px;">7 (7) 7 (4) 0 (3)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長 委員	1人20回 2人20回	22,700 19,600	1,238 (1,238) 454 (454) 784 (784)		庁費 (会議費)	情報公開・個人情報保護審査委員会 増税後 増税前	3人20(10)回 0(3)人 0(10)回	110.9 108.9	7 (7) 7 (4) 0 (3)		
項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考														
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長 委員	1人20回 2人20回	22,700 19,600	1,238 (1,238) 454 (454) 784 (784)															
庁費 (会議費)	情報公開・個人情報保護審査委員会 増税後 増税前	3人20(10)回 0(3)人 0(10)回	110.9 108.9	7 (7) 7 (4) 0 (3)															

<p><u>経常的広報経費</u></p> <p>外国語図書刊行経費 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>(1) 近年、我が国の裁判所にも、諸外国の裁判所その他司法機関の関係者、弁護士、大学教授、法学部生等の外国法曹関係者が、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うために来訪する例がとみに増えてきている。その際に、我が国の司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多く、我が国の裁判所制度の全体像を説明した外国語の図書を刊行し、来訪する外国法曹関係者等の要請にこたえてきたところである。</p> <p>平成30年度までは、主に高位の外国法曹を対象として日本の司法制度を紹介した「Justice in Japan」及び一般の外国法曹関係者向けに日本の司法制度を解説した「Court System of Japan」の改訂をそれぞれ隔年で行っていたが、令和元年度以降は、いずれの図書についても毎年新たな法改正等を反映させたり、データを最新のものに更新したりするなどの改訂を行って刊行することとし、令和2年度についても、「Justice in Japan」及び「Court System of Japan」の英語版を刊行するための経費を要求する。</p> <p>なお、「Justice in Japan」は、外国からの訪問者及び出張時の面会者への贈呈品、「Court System of Japan」は、日本の司法制度の解説資料としての性格が強いものであり、使用目的が異なることから、いずれも印刷物として刊行する必要性が高い。</p> <p>(2) 「Court System of Japan」については、その性質上、高い精度の翻訳が求められるため、別途翻訳・校閲料を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>要求 14</p>	

経費積算内訳 【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	
(項) 最高裁判所 序費 (印刷費本費) (雑役務費)	Justice in Japan	500 部	1,093.4 (561.4)	547 (281)		要求 14
	Court System of Japan	1000 部	248.7 (45.9)	249 (46)		
	Court System of Japan (校閲料)	10 (30) 枚	3,080 (3,240)	31 (97)		
	Court System of Japan (翻訳料)	5 枚	7,480 (8,640)	37 (43)		

<u>国際会議等に必要な経費</u>	明細
国際会議出席等経費	書頁
(1) 国際会議出席及び国際会議提出報告書論文和文英訳 【要望】	要望
<要求要旨>	1
<p>国境を越えた人の往来、企業・経済活動の活発化に伴い、外国人を当事者・関係者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化・複雑化の進展は著しい。このような昨今的情勢にかんがみれば、我が国司法部が国際会議に積極的に参加して、他国司法部との情報交換や討議を行うことを通じて、国際的な司法問題について認識を共有して、その改善策を模索し、また、司法部相互の緊密な関係の強化を図っていくことが必要である。</p>	2
<p>司法に関する国際会議は、年々開催数が増加しているが、特に最近では、専門分野にテーマを絞った実務的な深い議論が行われる傾向にある。このような意味からも、会議テーマの分野に精通し、第一線で活躍している裁判官を国際会議に派遣する必要性は高い。</p>	
<p>また、このような専門分野にテーマを絞った国際会議には、実務経験の長い下級裁判所の所長クラス以上の出席者が請われる例も増えており、このような招請に応じて国際会議に出席することは、諸外国に日本の司法事情を知らしめ、日本の司法の国際的地位を高めるために極めて有意義である。</p>	
<p>よって、国際会議出席の経費について、令和2年度は、欧州裁判官評議会、ローエイシア、国際知的財産権会議、フォーダム大学知財関係国際会議、子奪取条約に関する会議1(2)、国際商標協会、大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議、国際倒産裁判官ネットワークの国際会議、商事裁判所常設国際フォーラム、連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ、世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム、国際特許裁判官会議、ミュンヘン国際特許法会議、国際女性裁判官協会定期総会、国際倒産についての国際裁判官会議、全米州裁判所センター主催Eコート会議、オンライン裁判所に関する国際フォーラム、家庭裁判所協会シンポジウム及び家族法と子供の人权世界会議への派遣のための経費を要求する。</p>	
<p>国際会議への出席に際しては、外国語の文献や資料を精査した上、我が国の現状、問題点、対応策などをまとめたカントリーレポート等の提出が求められるほか、出席者がスピーチを行う場合も多いところ、こうしたレポートやスピーチ原稿等については、正確な翻訳に基づいていなければならないため、引き続き、そのための翻訳費用を併せて要求する。</p>	
<p>また、欧州裁判官評議会には、最高裁判所判事が出席しているところ、会議で取り上げられる司法問題は、専門性が高く、複雑な内容のものが多い。さらに、日本に関する情報提供を求められることもあり、その際には、正確かつ内容の濃い情報を提供しなければならない。そのためには、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳者の確保が必要であるので、その費用を要求する。</p>	

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)					所要額 (円)	所要額 (千円)	明細 書頁
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費			
欧洲裁判官評議会(令和元年度 のストラスブルを仮置き)	最高裁判事 1人	2,947,359	—	42,700×5日(指) 35,500×5日(甲)	—	—	3,338,359	3,338,359	3,338 要望 1
	判事1人 (指定職相当)	1,342,759	2,684	34,000×5日(指) 28,500×5日(甲)	—	—	1,657,943	1,657,943	1,658 2
ローエシア(令和元年度の 香港を仮置き)	判事2人	223,659	2,684	20,100×6日(乙)	—	—	346,943	693,886	694
国際知的財産権会議(シアトル)	判事1人 (指定職相当)	1,271,659	2,684	29,700×5日(指) 25,000×5日(甲)	—	—	1,547,843	1,547,843	1,548
フォーダム大学知財関係国際 会議(ニューヨーク)	判事1人 (指定職相当)	1,555,659	2,684	29,700×10日(指)	—	—	1,855,343	1,855,343	1,855
子奪取条約に関する会議1) (平成29年度のロンドンを仮 置き)	判事1人 (指定職相当)	1,234,059	2,684	29,700×6日(指)	—	—	1,414,943	1,414,943	1,415
	調査官等1人	491,659	2,684	25,500×6日(指)	—	—	647,343	647,343	647
子奪取条約に関する会議2) (平成29年度のハーグを仮置 き)	判事1人 (指定職相当)	1,225,459	2,684	25,000×10日(甲)	—	—	1,478,143	1,478,143	1,478
	調査官等1人	487,659	2,684	21,300×10日(甲)	—	—	703,343	703,343	703
国際商標協会(令和元年度の ボストンを仮置き)	判事1人	408,659	2,684	25,000×6日(甲)	—	—	561,343	561,343	561

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	明細 書頁
		航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	支度料	雑費	計			
大韓民国特許法院主催の国際 知財裁判所会議(デジョン)	判事1人 (指定職相当)	344,459	2,684	20,100×4日(乙)	—	—	427,543	427,543	428	要望 1 2
	判事1人	113,659	2,684	20,100×4日(乙)	—	—	196,743	196,743	197	
国際倒産裁判官ネットワーク の国際会議(平成30年度のニ ューヨークを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,555,659	2,684	29,700×5日(指)	—	—	1,706,843	1,706,843	1,707	
	判事1人	425,159	2,684	29,700×5日(指)	—	—	576,343	576,343	576	
商事裁判所常設国際フォーラ ム(令和元年度のシンガポー ルを仮置き)	判事1人	256,659	2,684	29,700×5日(指)	—	—	407,843	407,843	408	
連邦巡回法曹協会主催のグロ ーバルシリーズ(平成30年度 のホノルルを仮置き)	判事1人	234,659	2,684	25,000×5日(甲)	—	—	362,343	362,343	362	
世界知的所有権機関主催の知 財事件担当判事フォーラム (平成30年度のジュネーブを 仮置き)	判事1人	489,859	2,684	29,700×5日(指)	—	—	641,043	641,043	641	
国際特許裁判官会議(サンデ イエゴ)	判事2人	383,159	2,684	25,000×5日(甲)	—	—	510,843	1,021,686	1,022	
ミュンヘン国際特許法会議 (ミュンヘン)	判事1人 (指定職相当)	1,225,459	2,684	25,000×5日(甲)	—	—	1,353,143	1,353,143	1,353	

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	明細 書頁
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計			
国際女性裁判官協会定期総会 (令和元年度のオークランド を仮置き)	判事1人	293,659	2,684	20,100×5日(乙)	—	—	396,843	396,843	397	要望 1 2
国際倒産についての国際裁判 官会議(令和元年度のケープ タウンを仮置き)	判事2人	683,659	2,684	18,000×8日(丙)	—	—	830,343	1,660,686	1,661	
全米州裁判所センター主催E コート会議(平成30年度のラ スベガスを仮置き)	判事2人	334,259	2,684	25,000×6日(甲)	—	—	486,943	973,886	974	
オンライン裁判所に関する国 際フォーラム(平成30年度の ロンドンを仮置き)	判事1人	491,659	2,684	29,700×5日(指)	—	—	642,843	642,843	643	
家庭裁判所協会シンポジウム (ラスベガス)	判事1人	334,259	2,684	25,000×5日(甲)	—	—	461,943	461,943	462	
	調査官等1人	334,259	2,684	21,300×5日(甲)	—	—	443,443	443,443	443	
家族法と子供の人権世界会議 (シンガポール)	判事1人	256,659	2,684	29,700×6日(指)	—	—	437,543	437,543	438	
	調査官等1人	256,659	2,684	25,500×6日(指)	—	—	412,343	412,343	412	
合計									26,021	

(イ) 通訳料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">案件名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">通訳日数</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">通訳単価 (1日)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">所要額 (円)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">所要額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">欧州裁判官評議会</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">4.5</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">293,100</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1,318,950</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1,319</td></tr> </tbody> </table>	案件名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)	欧州裁判官評議会	4.5	293,100	1,318,950	1,319	明細 書頁
案件名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)								
欧州裁判官評議会	4.5	293,100	1,318,950	1,319								
(ウ) 翻訳料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">案件名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">資料枚数</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">翻訳単価</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">所要額 (円)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">所要額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">国際会議提出報告書等</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">110</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">7,050</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">775,500</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">776</td></tr> </tbody> </table>	案件名	資料枚数	翻訳単価	所要額 (円)	所要額 (千円)	国際会議提出報告書等	110	7,050	775,500	776	要望 1 2
案件名	資料枚数	翻訳単価	所要額 (円)	所要額 (千円)								
国際会議提出報告書等	110	7,050	775,500	776								

<p>(2) 行政官長期在外研究 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>行政官長期在外研究制度は、人事院が実施する国家公務員の研修制度の一環として、海外の大学院の修士課程等に2年間を限度として派遣し、外国の司法制度等の研究に従事させることにより、外国法の理解に秀で、語学力に優れた職員を育成することを目的とするものである。制度発足の昭和41年から毎年判事補の派遣を行い、令和2年度からは、判事補だけでなく、裁判官以外の裁判所職員も派遣することとなった。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>近年、裁判所においても外国法を適用する事件が顕著に見られるようになるとともに、国際会議の場での発言や情報交換の機会が増加するなど国際化の傾向は顕著である。特に、知的財産権法や倒産法の分野での国際化の進展は著しい。また、民事訴訟手続のIT化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直し等が漸続的に行われ、かつ、その速度は高まってきている。そのため、諸外国の法制度の内容やその運用状況等を参照しつつ迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られており、諸外国の司法制度の実際の運用に関する調査研究の必要性がますます高くなっている。</p> <p>裁判所を取り巻くこうした状況に適切に対処していくためには、外国法全般について実践的かつ高度の理論や知識を身につけ、さらに豊かな語学力を備えた長期在外研究経験者の存在が極めて重要である。</p> <p>また、社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判所に提起される事件がより一層複雑かつ困難になり、裁判官においては高度の法的知識はもとより、従前にも増して高い識見、広い視野、柔軟な思考を備えることが不可欠となってきている。かかる状況を受けて、最高裁としては、裁判所の重要課題の一つとして、若手裁判官である判事補に多様な経験を積ませるべく裁判所外での研修等の充実、強化に取り組んでいるところである。行政官長期在外研究は、判事補が外国の司法制度の調査・研究を行うのみに止まらず、異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることで、様々な観点から我が国の司法制度の在り方を見つめ直す機会として極めて有効であり、判事補の経験多様化、ひいては国民に対する司法サービスの更なる向上のための重要な柱である。</p> <p>さらに、裁判官以外の裁判所職員についても、裁判手続において重要な役割を果たしているところ、司法における国際化等の急速な社会情勢の変化に対応させるためには、広い視野や国際的な感覚を身に付けさせるさせるとともに、裁判所運営の改善などに向けた施策の企画立案等ができるよう育成することが必要である。</p> <p>令和2年度においては、平成30年度、令和元年度から派遣している者を含め、合計25名分の派遣経費及び大学院授業料を要求する。</p>	<p>要求 21</p>

＜所要額内訳＞

(ア) 外国留学旅費

区分	留学先	期間	人員	1人当たりの所要額(円)						所要額(円)	所要額(千円)	明細書頁	
				航空賃	鉄道貨車賃	日当	滞在費	支度料	雜費	計			
継続分	米国(カリフォルニア大学バークレー校)	30年度 派 遣	1	271,327	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,134,669	1,134,669	10,714	要求 21
	米国(ニューヨーク大)		1	291,985	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,155,327	1,155,327		
	米国(ベンシルバニア大)		1	291,314	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,154,656	1,154,656		
	米国(カリフォルニア大学アーバイン校)		1	273,928	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,137,270	1,137,270		
	米国(カリフォルニア大学サンゼルス校)		1	273,928	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,137,270	1,137,270		
	米国(南カリフォルニア大)		1	273,928	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,137,270	1,137,270		
	米国(ハーバード大を仮置き)		1	282,426	1,342	7,600	9,600×89日	—	—	1,145,768	1,145,768		
	英国(オックスフォード大)		1	194,593	1,342	7,600	9,600×120日	—	—	1,355,535	1,355,535		
	英国(ロンドン大学ケンブリッジ校を仮置き)		1	194,593	1,342	7,600	9,600×120日	—	—	1,355,535	1,355,535		
	米国	元年度 派 遣	5	—	—	—	9,600×365日	—	—	3,504,000	17,520,000	24,713	
	英国		2	—	—	—	9,600×365日	—	92,500	3,596,500	7,193,000		
新規分	米国	2年度 派 遣	6	401,359	1,342	21,400	9,600×273日	30,000	39,600	3,114,501	18,687,006	26,924	
	英国		3	295,759	1,342	21,400	9,600×242日	30,000	73,704	2,745,405	8,236,215		
合 計			25									62,351	

(イ) 外国留学授業料

区分	留学先	期間	人員	1人当たりの授業料	所要額 (円)	所要額 (千円)	明細書頁
継続分	米国	30年度 派 遣	7	—	—	—	要求 21
	英国		2	—	—	—	
	米国 (ハーバード大)	元年度 派 遣	1	58,224 ドル × 110 円 = 6,404,640	6,404,640	37,273	
	米国 (コロンビア大)		1	59,881 ドル × 110 円 = 6,586,910	6,586,910		
	米国 (コ-ンシス大)		1	60,097 ドル × 110 円 = 6,610,670	6,610,670		
	米国 (ニューヨーク大)		1	56,151 ドル × 110 円 = 6,176,610	6,176,610		
	米国 (ボストン大)		1	48,049 ドル × 110 円 = 5,285,390	5,285,390		
	英国 (アバディーン大)		1	19,800 ポンド × 148 円 = 2,930,400	2,930,400		
	英国 (ロンドン大ケンブリッジ校)		1	22,150 ポンド × 148 円 = 3,278,200	3,278,200		
新規分	米国	2年度 派 遣	6	52,428 ドル × 110 円 = 5,767,080	34,602,480	46,091	
	英国		3	25,876 ポンド × 148 円 = 3,829,648	11,488,944		
			25			83,364	

(平成30年12月25日付官報・財務省支出官レートによる。)

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料(欧洲裁判官評議会)			0 (1,319)	
職員旅費 (外国旅費)	国際会議			0 (22,558)	
外国留学旅費 (外国旅費)	外国留学旅費(行政官長期在外研究) 継続分 30年度派遣分 元年度派遣分 新規分 2年度派遣分			62,351 (60,850) 35,427 (40,075) 10,714 (8,267) 24,713 (31,808) 26,924 (20,775)	
旅費 (雑役務費)	外国留学授業料(行政官長期在外研究) 継続分 元年度派遣分 新規分 2年度派遣分 国際会議提出報告書等(翻訳料)			83,364 (84,237) 37,273 (50,422) 46,091 (33,815) 0 (695)	

明細
書頁要求
21

経費積算内訳 【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料(欧洲裁判官評議会)			1,319 (1,319)	
職員旅費 (外国旅費)	国際会議			26,021 (19,701)	
旅費 (雜役務費)	国際会議提出報告書等 増税後 翻訳料 増税前 翻訳料	110 (45) 枚 0 (45) 枚	7,050 (7,792) 7,650	776 (695) 776 (351) 0 (344)	

明細
書頁要望
1
2

国際会議分担金等経費

国際裁判官協会等分担金 【要求】

<要求要旨>

昭和32年に国際裁判官協会に、昭和38年に国際少年家庭裁判所裁判官協会に、平成29年に国際司法研修協会にそれぞれ加入しており、以後各会議に裁判官を派遣するなど、継続的に関与している。これらの国際会議分担金に関する経費を、令和2年度においても、引き続き要求する。

<所要額内訳>

	会議名	所要額内訳	所要額(千円)
国際裁判官協会等分担金	国際裁判官協会	1,767ユーロ =231,477円 (1ユーロ =131円)	232
	国際少年家庭裁判所裁判官協会	450ポンド = 66,600円 (1ポンド =148円)	67
	国際司法研修協会	1,000 ドル =110,000円 (1ドル =110円)	110
合計			409

(平成30年12月25日付官報・財務省支出官レートによる。)

経費積算内訳 【要求】

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 国際裁判官連合分担金	国際裁判官協会等分担金			409 (409)	
	国際裁判官協会	1,767 ユーロ	231,477	232 (232)	1ユーロ = 131円
	国際少年家庭裁判所裁判官協会	450 ポンド	66,600	67 (67)	1ポンド = 148円
	国際司法研修協会	1,000 ドル	110,000	110 (110)	1ドル = 110円

<p><u>裁判官の執務態勢の確立に必要な経費</u></p> <p><u>裁判官の執務態勢確立経費</u></p> <p>外国司法事情研究（最高裁判所判事及び下級裁判所判事） 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>人・物の往来、企業・経済活動の国際化に伴い、外国人を当事者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化の進展は著しいところ、真に適正な司法判断を行うために、諸外国の法制や運用の実情、さらには社会事情に対する的確な理解が必要となる。このような司法の分野における国際化の流れに適切に対処し、我が国の司法に対する国民や諸外国からの高い信頼を勝ち得ていくためには、さまざまな形で国際交流を深めていく必要がある。</p> <p>具体的には、まず、司法の運営について極めて重要な責任を負う最高裁判所判事が、諸外国の司法の動向を直接視察し、司法部高官との交流を深めすることが肝要である。これまで、平成24年度には、最高裁判所長官が米国連邦最高裁判所を訪問した際、両長官間で両国最高裁判所判事レベルが継続的に交流をする旨の合意をし、平成25年度には、最高裁判所長官がドイツ連邦通常裁判所を訪問した際、同裁判所長官と意見交換し、両国司法部間の交流をはかっていく必要性について認識を共有したところである。また、欧米の国々に止まらず、我が国とアジア太平洋地域の国々との司法交流の重要性も増してきている。</p> <p>さらに、近年、グローバリズムの進展により社会経済活動が複雑化したことなどに伴い、裁判所に提起される事件はより一層複雑困難になってきており、裁判所の直面する課題も多岐にわたる。これらの課題に関し、下級裁判所判事が、諸外国の裁判所の実情を調査するとともに、その機会を通じて、諸外国の裁判官と、情報、意見を交換し、交流を深めることは、我が国司法の発展、改善のために極めて有意義である。また、自らが直面する課題に関して諸外国の裁判制度の実情を直接見聞することで、課題の解決策に関する有益な示唆を得る機会となるほか、帰国後の報告を通じて他の職員にも還元することができる。</p> <p>令和2年度は、最高裁判事の外国司法事情研究として、欧州、北米、大洋州、アジアのそれぞれに1人ずつ、合計4人の派遣に必要な経費、下級裁判所判事の外国司法事情研究については、欧州2人、北米1人、大洋州1人、アジア2人の合計6人の派遣に必要な経費を、それぞれ要求する。</p> <p>また、最高裁判所判事の出張時には、諸外国司法部高官及び専門家と円滑な交流を図りつつ、高度に専門的で複雑な内容の問題について討論する必要が従前に比べて増している。そのため、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるのでそのための費用を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要求 28</p>
--	--

<所要額内訳>

(1) 最高裁判所判事

(ア) 外国旅費

出張者	出張先	人員	1人当たりの所要額(円)					所要額(円)	所要額(千円)	所要額(千円)
			航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	支度料	雜費			
最高裁判所判事	欧州	1	2,947,359	—	42,700× 2日(指) 35,500× 8日(甲)	—	—	3,316,759	3,316,759	3,317
	北米	1	2,831,459	—	42,700× 2日(指) 35,500× 8日(甲)	—	—	3,200,859	3,200,859	3,201
	大洋州	1	1,667,159	—	28,500× 10日(乙)	—	—	1,952,159	1,952,159	1,952
	アジア	1	1,189,359	—	28,500× 10日(乙)	—	—	1,474,359	1,474,359	1,474
判事 (指定職相当)	欧州	1	1,342,759	2,684	34,000× 2日(指) 28,500× 8日(甲)	—	—	1,641,443	1,641,443	1,641
	北米	1	1,707,759	2,684	34,000× 2日(指) 28,500× 8日(甲)	—	—	2,006,443	2,006,443	2,006
	大洋州	1	1,076,659	2,684	22,800× 10日(乙)	—	—	1,307,343	1,307,343	1,307
	アジア	1	776,659	2,684	22,800× 10日(乙)	—	—	1,007,343	1,007,343	1,007
合計		8								15,905

明細
書頁

要求
28

9,944

5,961

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価(1日)	所要額(円)	所要額(千円)
欧州	4.5	300,900	1,354,050	1,354
北米	4.5	310,000	1,395,000	1,395
大洋州	4.5	267,000	1,201,500	1,202
アジア	4.5	195,000	877,500	878
合計				4,829

(2) 下級裁判所判事

出張者	出張先	人員	1人当たりの所要額(円)					所要額(円)	所要額(千円)	所要額(千円)
			航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	支度料	雑費			
判事 (指定職相当) (2週間)	欧州	1	1,342,759	2,684	29,700×12日(指)	—	—	1,701,843	1,701,843	1,702
判事 (2週間)	欧州	1	487,659	2,684	29,700×12日(指)	—	—	846,743	846,743	847
	北米	1	388,659	2,684	29,700×12日(指)	—	—	747,743	747,743	748
判事 (10日間)	大洋州	1	264,659	2,684	20,100×8日(乙)	—	—	428,143	428,143	428
	アジア	2	256,659	2,684	29,700×8日(指)	—	—	496,943	993,886	994
合計		6								4,719

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料 (外国司法事情研究) 最高裁判所判事 欧州 北米 大洋州 アジア	4.5日 4.5日 4.5日 4.5日	300,900 310,000 (292,000) 267,000 195,000 (185,000)	4,829 (4,703) 1,354 (1,354) 1,395 (1,314) 1,202 (1,202) 878 (833)		
職員旅費 (外国旅費)	外国司法事情研究 (1) 最高裁判所判事外国司法事情研究 (ア) 最高裁判所判事 欧州 北米 大洋州 アジア	1人 1人 1人 1人	3,316,759 (3,295,758) 3,200,859 (3,179,858) 1,952,159 (1,931,158) 1,474,359 (1,462,358)	20,624 (20,403) 15,905 (15,755) 9,944 (9,869) 3,317 (3,296) 3,201 (3,180) 1,952 (1,931) 1,474 (1,462)		
	(イ) 判事 欧州 北米 大洋州 アジア	1人 1人 1人 1人	1,641,443 (1,620,440) 2,006,443 (1,985,440) 1,307,343 (1,286,340) 1,007,343 (995,340)	5,961 (5,886) 1,641 (1,620) 2,006 (1,985) 1,307 (1,286) 1,007 (995)		
	(2) 下級裁判所判事外国司法事情研究 (ア) 2週間 (指定職) 欧州	1人	1,701,843 (1,680,840)	4,719 (4,648) 1,702 (1,681)		

明細
書頁要求
28

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	(イ) 2週間 欧洲 北米	1人 1人	846,743 (815,740) 747,743 (779,740)	1,595 (1,596) 847 (816) 748 (780)		
	(ウ) 10日間 大洋州 アジア	1人 2人	428,143 (407,140) 496,943 (481,940)	1,422 (1,371) 428 (407) 994 (964)		

要求
28

<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u>	明 細 書 頁	要 求 34 36 37																					
<u>裁判運営の改善経費</u>																							
(1) 外国法曹招へい経費 【要求】																							
<要求要旨>																							
我が国のみならず、世界的な規模で社会、経済状況が急激に変化し、種々の利害の対立が深刻化している現在、司法の分野におけるグローバリゼーションが一層進展し、各国の裁判所が取り組むべき共通の課題はますます増加している。このような共通の課題に取り組む協力体制の基盤作りのためにも、諸外国の司法部首脳等との直接の交流等を通じた情報・意見の交換及び信頼関係の構築は必要不可欠である。そのため、平成7年度から外国法曹等を招へいするための経費が認められ、これに基づいて主に欧米各国の司法官等を招へいし、それぞれが共通に直面している司法制度・司法運営の課題について、情報及び意見の交換を行っている。																							
外国法曹等の招へいは、世界的な司法動向に対応するため、外国司法制度・法文化等についての大局的又は実務的な観点からの情報・意見交換を行うとともに、築き上げてきた信頼関係をより発展させるためにきわめて重要であり、今後も外国法曹等の招へいを行っていく必要がある。																							
令和2年度は、平成21年に最高裁判所が設立され、社会、経済状況の変化に直面しながら組織及び制度を変革している英國から令和2年1月に新たに就任する最高裁判所長官及び英米法の研修機関との交流を促進することを目的として米国連邦司法センター所長を招へいする経費を要求する。																							
<所要額内容>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>所要額 (円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 航空料等</td> <td>6,386,180</td> <td></td></tr> <tr> <td>2 招宴費</td> <td>2,378,200</td> <td></td></tr> <tr> <td>3 滞在費等</td> <td>3,127,330</td> <td></td></tr> <tr> <td>4 通訳料</td> <td>3,960,000</td> <td></td></tr> <tr> <td>5 翻訳料</td> <td>104,720</td> <td></td></tr> <tr> <td>合 計</td> <td>15,956,430</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	内 容	所要額 (円)	備 考	1 航空料等	6,386,180		2 招宴費	2,378,200		3 滞在費等	3,127,330		4 通訳料	3,960,000		5 翻訳料	104,720		合 計	15,956,430			
内 容	所要額 (円)	備 考																					
1 航空料等	6,386,180																						
2 招宴費	2,378,200																						
3 滞在費等	3,127,330																						
4 通訳料	3,960,000																						
5 翻訳料	104,720																						
合 計	15,956,430																						

<p>(2) 判事補海外留学研究 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>諸外国の制度と比較した上での司法制度改革の必要性が各界から指摘され、我が国の司法制度の全般にわたって幅広い議論が行われてきたが、国際的な経済取引の進展等に伴い、国際的な法律問題を含む事件や外国法が適用される事件を適正・迅速に処理する必要性が高まっており、国際裁判管轄、外国判決・仲裁の執行など、性質上、国際法や外国法の理解が必要となる事件や、国際的な法整備が進んでいる特許権や著作権等の知的財産権に関する事件においては、諸外国の司法事情に通じていることが極めて有効である。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
<p>このように、我が国の司法の在り方を考察し、また我が国における訴訟事件を適正に処理するため、裁判官が外国司法制度及びその運用について実践的かつ高度の知識を身につける必要性と重要性は飛躍的に高まってきている。そのためには、外国の大学において外国法の研究を行ったり、また、外国の裁判所等の司法関係機関において訴訟運営の実情に直接接し、実務的な研究を重ねたりして、外国の司法制度及びその運用に関する正確な知識・理解を修得することが最も有益であり、裁判所にとって緊急の重要課題となっている。</p> <p>社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判官においては高度な法的知識はもとより、従前にも増して、高い識見、広い視野、柔軟な思考力を備えることが不可欠になってきている。かかる状況を受けて、裁判所としては、重要課題の一つとして、判事補に対する研修の充実、強化に取り組み、原則として、すべての判事補に弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を与えるべく努めている。</p> <p>その中でも、判事補海外留学研究は、外国の法制度・裁判実務に直に触れ、裁判官等をはじめとする法曹実務家や法学者と情報交換・意見交換をする機会等を通じて、判事補が異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることができる機会として極めて有意義であることから、判事補の経験多様化方策の重要な柱となっている。</p> <p>よって、前年度に引き続き、令和2年度は新規26人、継続26人の派遣に必要な経費を要求する。</p>	<p>要求 35 37</p>

<所要額内訳>

(ア) 外国留学旅費

区分	留学先	人員	1人当たりの所要額(円)						所要額(円)	所要額(千円)	所要額(千円)	明細書頁
			航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	支度料	雑費				
元年度派遣 継続分 (3月)	欧州	8	258,273	1,342	7,600	6,720×89日	—	—	865,295	6,922,360	6,922	22,937
	米国	14	287,016	1,342	7,600	6,720×89日	—	—	894,038	12,516,532	12,517	
	豪州	2	263,816	1,342	3,600	6,720×90日	—	—	873,558	1,747,116	1,747	
	カナダ	2	268,681	1,342	7,600	6,720×89日	—	—	875,703	1,751,406	1,751	
2年度派遣 新規分 (9月)	英国	4	295,759	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	73,704	2,256,765	9,027,060	9,027	59,584
	フランス	1	343,859	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	6,550	2,237,711	2,237,711	2,238	
	ドイツ	2	343,859	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	13,100	2,244,261	4,488,522	4,489	
	ベルギー	1	343,859	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	26,200	2,257,361	2,257,361	2,257	
	米国	14	401,359	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	39,600	2,328,261	32,595,654	32,596	
	豪州	2	205,449	1,342	20,100	6,720×273日	30,000	143,341	2,234,792	4,469,584	4,470	
	カナダ	2	353,359	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	12,900	2,253,561	4,507,122	4,507	
合計		52									82,521	

(イ) 授業料

留学先	人員	1人当たりの授業料	所要額(円)	所要額(千円)
欧 州	2	3,297ユーロ ×131円 = 431,907円	863,814	864
	(英国) 3	3,267ポンド ×148円 = 483,516円	1,450,548	1,451
米 国	10	6,973ドル ×110円 = 767,030円	7,670,300	7,670
豪 州	2	9,680豪ドル × 83円 = 803,440円	1,606,880	1,607
カナダ	2	8,690カナダドル × 86円 = 747,340円	1,494,680	1,495
合 計	19		13,087	

(平成30年12月25日付官報・財務省支出官レートによる。)

(3) 一般職外国司法事情研究 【要望】	明細 書頁
<要求要旨>	要望 5
<p>近年、社会・経済の急激な変化に伴う価値観の多様化、企業・経済活動の国際化等に伴い、訴訟事件の複雑化の傾向が見られるところ、このような訴訟事件の適正・迅速な処理は、諸外国の裁判所において共通する課題となっている。我が国においても、これらの事件の審理の充実、促進を図るべく、現在の訴訟運営や訴訟慣行を状況に応じて見直し、運用面での是正を適切に図っていくためには、裁判官とは異なる専門性を有する裁判所書記官及び裁判所事務官においても、その業務を遂行するに当たり、諸外国の裁判所における実情について、長期的展望を視野に入れつつ調査しておく必要がある。</p>	6
<p>裁判所書記官は、訴訟手続面を中心として裁判運営の基本部分に関わり、審理方式の改善及び審理促進の担い手として、裁判官と協働することが不可欠である。また、訴訟手続面における緻密な法的知識に基づいて、コートマネージャーとして様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて重要な役割を果たすことが期待されている。</p>	7

このように裁判所書記官に期待される役割の重要性に鑑みれば、諸外国における裁判官以外の司法補助職等の訴訟への関与の在り方、事件処理における役割、裁判官との協働関係、訴訟当事者との関係、裁判所全体の中での位置付け等、訴訟運営も含めた裁判官補助職の制度全般について、詳細な調査を行う必要がある。さらに、国民の負担軽減及び審理の効率化のために、近年、裁判事務の情報システム化が進んでおり、実際にシステム運営に携わる裁判所書記官が、諸外国の情報通信技術の利用状況等を直接調査する必要もある。

裁判所事務官は、主に裁判所事務局に配置され、裁判事務の充実、強化のために司法行政事務の処理を担う者である。諸外国の裁判所における司法行政事務の処理の実態を調査研究することは、紛争の専門化、国際化の進展が著しい現代社会にマッチした裁判所運営の在り方を探り、また、国民に分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のために、どのような施策を講ずべきかを検討する上で、非常に有益である。また、諸外国のいわゆるコート・アドミニストレーターの育成、権限の実際、裁判官との協働の在り方等を裁判所事務官が独自の観点から調査・研究することも、我が国の司法の在り方を考察する上で必要である。

家庭裁判所調査官は、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。

そこで、令和2年度も引き続き司法事情研究のための派遣旅費を要求する。また、裁判官補助職に関する諸制度や事務処理の詳細にわたる事項について、インタビュー等により調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるため、併せて通訳料も要求する。

さらに、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区分	派遣先	人員	1人当たりの所要額(円)					所要額(円)	所要額(千円)	所要額(千円)	
			航空賃	鉄道賃車賃	滞在費	支度料	雑費				
2週間	欧州	1	487,659	2,684	25,500×5日(指) 21,300×7日(甲)	—	—	766,943	766,943	767	767
1週間	欧州	1	487,659	2,684	25,500×3日(指) 21,300×2日(甲)	—	—	609,443	609,443	609	3,199
	北米	3	388,659	2,684	25,500×3日(指) 21,300×2日(甲)	—	—	510,443	1,531,329	1,531	
	豪州	3	264,659	2,684	17,100×5日(乙)	—	—	352,843	1,058,529	1,059	
合計										3,966	

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価(1日)	所要額(円)	所要額(千円)
欧州	6	300,900	1,805,400	1,805

(ウ) 翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価(1枚)	所要額(円)	所要額(千円)
調査事項書	90	7,050	634,500	635

明細
書頁

要望
5
6
7

明 細 書 頁	要望 6 7
<p>(4) 一般職長期在外研究 【要望】</p> <p>〈要求要旨〉</p> <p>近年、価値観の多様化、社会経済活動の国際化等を背景として、一層複雑困難化する訴訟事件を適正・迅速に処理するため、裁判官のみならず裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官についても、広い視野と国際性を身に付けさせておくことが必要である。</p> <p>民事裁判については、とりわけ国際情勢の変動の影響が著しく、特に、倒産事件、知的財産権事件などの特殊専門事件について、裁判所書記官は、コートマネージャーとして、裁判官と協働して訴訟運営に関与し、裁判手続のあらゆる段階において、訴訟手続面を中心として緻密な法的知識に基づき、様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて、重要な役割を果たすことが期待されている。刑事事件については、外国人が被告人となる事件について、その適正・迅速な処理のために裁判所書記官の果たすべき役割が重要となっている。さらに、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなっている。また、紛争の国際化にマッチした裁判所運営のあり方を模索し、国際化に対応した、分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のための施策を検討するために、裁判所事務官の果たすべき役割が重要となっている。</p> <p>このように、複雑・困難化する事件の適正・迅速な処理のためには、その事件処理・事件運営に関する施策立案を担当する部署における裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の役割が極めて重要となっており、一般職においても外国の司法制度等についての知識を有することが求められている。</p> <p>複雑・困難化する民事事件等の適正な迅速処理、国民に分かりやすく利用しやすい裁判所の実現など、裁判所に対する国民の期待に応えるために、絶えず裁判所運営の改善を行っていくことが必要であり、これは裁判所全体で取り組んでいかなければならない課題である。諸外国の動きを見ると、例えば、米国では、裁判所運営に大きく携わるコート・アドミニストレーターの存在があり、また、ドイツでは、手続案内や世話人制度（成年後見制度）等において司法補助官が直接的に国民と関わるなど国民が利用しやすい裁判所となるための様々な試みがなされている。裁判所の組織を支える一般職についても、このような諸外国の動向についての理解や知識を得させ、それを基にして、我が国の司法のあるべき方向について、裁判官と協働しながら考察させていく必要がある。</p> <p>上記の目的を達成するためには、一般職を相当期間、諸外国の裁判所を中心とする司法機関や大学等に派遣し、諸外国の制度や訴訟運営の実情、司法改革の動向を実際に見聞させ、生きた知識を得させることが最も有益である。</p> <p>よって、前年度に引き続き、令和2年度は新規4人、継続4人の派遣に必要な経費を要求する。</p>	

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区分	派遣先	人 員	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	支度料	雜費			
元年度派遣 継続分 (3月)	欧州	1	206,712	1,342	7,600	6,720×89日	—	—	813,734	813,734	814
	米国	2	270,414	1,342	7,600	6,720×89日	—	—	877,436	1,754,872	1,755
	豪州	1	263,816	1,342	3,600	6,720×90日	—	—	873,558	873,558	874
2年度派遣 新規分 (9月)	欧州	1	343,859	1,342	21,300	6,720×273日	30,000	6,550	2,237,611	2,237,611	2,238
	米国	2	401,359	1,342	21,300	6,720×273日	30,000	39,600	2,328,161	4,656,322	4,656
	豪州	1	205,449	1,342	17,100	6,720×273日	30,000	143,341	2,231,792	2,231,792	2,232
合計											12,569

(イ) 授業料

留学先	人員	1人当たりの授業料	所要額(円)	所要額(千円)
米国	2	8,745ドル × 110円 = 961,950円	1,923,900	1,924
豪州	1	9,680豪ドル × 83円 = 803,440円	803,440	803
合計	3			2,727

(平成30年12月25日付官報・財務省支出官レートによる。)

明細
書頁

要望
6
7

<p>(5) 裁判官外国司法制度調査研究 【要望】</p> <p>〈要求要旨〉</p> <p>近年、より国民に分かりやすく利用しやすい司法の実現に向け、諸外国との比較を踏まえ数々の立法がなされる中、民事、刑事等の裁判の運営において実施された制度の定着に努力を払う一方で、社会の変化に応じて諸外国の同種制度の運用を参考しつつ、不斷に運用状況を検証していく必要がある。</p> <p>また、民事訴訟のIT化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直しが断続的にあり、かつ、その速度は速まるばかりである。このような分野については、諸外国の法制度の運用状況を参考しつつ、迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られている。</p> <p>さらに、商事関係訴訟、知的財産権訴訟等、裁判の運営や判断の場面において、国際標準を踏まえた運用を行っていく必要があるなどの視点から、諸外国の法制度の動向を常時把握することが必要な分野が広がっている。これらの分野については、外国の最新の司法事情を調査し、これを我が国の実務に反映させる必要がある。</p> <p>こうした動向を踏まえ、国民の期待に応える裁判を実現するため、諸外国の司法制度やその運用に関する正確なデータを収集・分析し、現在の訴訟運営を見直し、運用面での改善も図っていくことが緊急の課題となっている。しかし、特に制度の運用面については、文献やインターネットを利用した調査では、詳細な実情を把握することに限界があるため、諸外国に出張者を派遣し、当地の法曹関係者等にインタビューをするなどして、実情把握に努める必要がある。このように、第一線の裁判官を諸外国に派遣し、自らの実務経験を踏まえつつ、外国の裁判制度や運用の実情を調査、研究させることが必要であり、その需要は一層高まっていることから、令和2年度も司法制度調査研究のための派遣旅費を要求する。</p> <p>なお、諸外国の法制度の詳細について、当地の法曹関係者等に対するインタビュー等による調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必須であることから、併せて通訳料も要求する。</p> <p>また、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>	<p>要望 5 6 7</p>
---	------------------	-----------------------------

<所要額内訳>											明細書頁	
区分	派遣先	人員	1人当たりの所要額(円)					所要額(円)	所要額(千円)	所要額(千円)		
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費					
1月	北米	3	388,659	2,684	29,700×13日(指) 25,000×16日(甲)	—	—	1,177,443	3,532,329	3,532	3,532	
2週間	欧州	1	487,659	2,684	29,700×9日(指) 25,000×3日(甲)	—	—	832,643	832,643	833	833	
10日間	欧州	1	487,659	2,684	29,700×5日(指) 25,000×3日(甲)	—	—	713,843	713,843	714	714	
1週間	欧州	4	487,659	2,684	29,700×5日(指)	—	—	638,843	2,555,372	2,555	3,489	
	北米	1	388,659	2,684	29,700×2日(指) 25,000×3日(甲)	—	—	525,743	525,743	526		
	アジア	1	256,659	2,684	29,700×5日(指)	—	—	407,843	407,843	408		
合計										8,568		
(イ) 通訳料												
案件名		通訳日数		通訳単価(1日)		所要額(円)			所要額(千円)			
欧州		20		300,900円		6,018,000			6,018			
(ウ) 翻訳料												
案件名		資料枚数		翻訳単価(1枚)		所要額(円)			所要額(千円)			
調査事項書		110		7,050円		775,500			776			

(6) 司法制度説明翻訳校閲料 【要望】

＜要求要旨＞

近年、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うため、我が国の裁判所を来訪する諸外国の司法関係者、弁護士、大学教授等の外国法曹関係者数は高水準で推移している。その際に、我が国の法制度や司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多い。

これまで、我が国の司法制度を解説した英文資料「民事裁判の概要」、「刑事裁判の概要」及び「家庭裁判所の概要」を整備しているところ、令和2年度においても、各種法律、規則の制定、改正に伴う改訂作業や統計データのアップデートなど、上記英語版資料の維持、管理、更新作業を行う必要があるところ、同作業に必要な翻訳料及び校閲料を要求する。

＜所要額内訳＞

品名等	翻訳・校閲語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
司法制度説明翻訳校閲料				136,400	137
校閲料	英語	3,080	20	61,600	62
翻訳料	英語	7,480	10	74,800	75

明細
書頁

要望
7

<p>(7) 日韓交流プログラム行事経費 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>韓国との裁判所と我が国の裁判所との間では、平成17年度から、日韓双方の司法の抱える問題点について意見交換等を行うために、交流プログラムを定期的に実施している。</p> <p>令和2年度は、日本において交流プログラムを実施する予定であり、これに必要な通訳料及び翻訳料を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>																								
<p>＜所要額内訳＞</p> <p>(ア) 通訳料</p> <table border="1" data-bbox="197 446 1918 652"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>単価等 (円)</th><th>員数等</th><th>所要額 (円)</th><th>所要額 (千円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日韓交流プログラム行事経費</td><td></td><td></td><td>661,100</td><td>661</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 翻訳料</p> <table border="1" data-bbox="197 695 1918 901"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>単価等 (円)</th><th>員数等</th><th>所要額 (円)</th><th>所要額 (千円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日韓交流プログラム行事経費</td><td>7,920</td><td>24枚</td><td>190,080</td><td>190</td><td></td></tr> </tbody> </table>	内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備考	日韓交流プログラム行事経費			661,100	661		内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備考	日韓交流プログラム行事経費	7,920	24枚	190,080	190		<p>要求 34 37</p>
内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備考																				
日韓交流プログラム行事経費			661,100	661																					
内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備考																				
日韓交流プログラム行事経費	7,920	24枚	190,080	190																					

<p>(8) 最高裁判所判決翻訳等経費 【要望】</p> <p>〈要求要旨〉</p> <p>近年、司法の分野においても国際化傾向が急速に進展し、我が国の最高裁判決、特に、憲法判断及びグローバルな法理論（特許権侵害、国際管轄等）について判断を示した判決が、各国から注目され、諸外国の大学、研究機関、法曹関係者等から、最高裁判決について積極的に資料提供を求めてくる例が増えている。また、裁判所が扱う事件内容自体の国際化に伴い、具体的な判決内容が、国際関係や国際取引に直接影響を及ぼす例も増加している。さらに、アジア各国においても、欧米諸国の法制を継承、根付かせてきた我が国に見習うべきものがあるとして、我が国の司法に対する注目度が高まっている。</p> <p>そこで、諸外国の数多くの研究者等の強い情報提供の要求に応じ、また、諸外国の多数の者が、最高裁の判例を迅速かつ容易に利用できるようにするため、対外的に関心の高い最高裁判決を英語に翻訳し、最高裁のウェブサイトに掲載している。</p> <p>司法分野における国際化が各方面から要求されており、その要請が年々高まっていることを考慮すると、最高裁判例を迅速かつ容易な方法で国際的な利用に供する必要性は一層増大している。その際は、法律用語だけでなく、法解釈の細部にわたるニュアンスを可能な限り正確に翻訳するなど最高水準の翻訳により、我が国の中上級審の判断を正確に紹介することが不可欠である。そこで、令和2年度においても、幅広い分野について、多数の最高裁の判決を英文で掲載するために必要な英文翻訳経費を要求する。</p>	明細 書頁
要望 8	

品名等	翻訳語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
最高裁判所判決翻訳料	英語	10,010	712	7,127,120	7,127

経費積算内訳 【要求】

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	外国法曹招へい経費(通訳料) 日韓交流プログラム行事経費(通訳料) 一般職外国司法事情研究(通訳料) 裁判官外国司法制度調査研究(通訳料)			3,960 (2,640) 661 (0) 0 (1,805) 0 (6,018)		要求 34
職員旅費 (外国旅費)	司法制度調査旅費 判事補海外留学研究 継続分(元年度派遣分)			82,521 (104,565) 82,521 (79,383) 22,937 (21,274)		35
	欧州 米国 豪州 カナダ	8 (7) 人 14人 2人 2人	865,295 (834,295) 894,038 (872,569) 873,558 (847,117) 875,703 (762,222)	6,922 (5,840) 12,517 (12,216) 1,747 (1,694) 1,751 (1,524)		36
	新規分(2年度派遣分)			59,584 (58,109)		37
	英国 フランス ドイツ ベルギー 米国 豪州 カナダ	4人 1人 2人 1人 14人 2人 2人	2,256,765 (2,205,711) 2,237,711 (2,181,357) 2,244,261 (2,187,907) 2,257,361 (2,201,007) 2,328,261 (2,255,607) 2,234,792 (2,208,480) 2,253,561 (2,266,322)	9,027 (8,823) 2,238 (2,181) 4,489 (4,376) 2,257 (2,201) 32,596 (31,578) 4,470 (4,417) 4,507 (4,533)		

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	日韓交流プログラム行事			0 (515)	
	一般職外国司法事情研究			0 (3,937)	
	一般職長期在外研究			0 (12,235)	
	裁判官外国司法制度調査研究			0 (8,495)	
外国人招へい旅費	航空料等			6,387 (3,889)	
	ロンドン (ファースト)	1人	2,963,520 (2,537,948)	2,964 (2,538)	
	ワシントンDC (ビジネス)	1人	3,422,660	3,423 (0)	
	ベルリン (ビジネス)			0 (1,351)	

明細
書頁

要求
34
36
37

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
旅費 (会議費)	招へい者招宴			2,378 (2,609)		
(雑役務費)	判事補海外留学研究大学授業料 欧州 欧州 (英国) 米国 豪州 カナダ 外国法曹招へい翻訳料 日韓交流プログラム行事経費 翻訳料 一般職長期在外研究大学授業料 外国司法事情研究翻訳等経費 最高裁判所判決翻訳等経費 (HP掲載用) 司法制度説明翻訳校閲料 (HP掲載用)	2人 3人 10(9)人 2人 2人 14 (16) 枚 24 (22.2) 枚	431,907 483,516 (486,180) 767,030 (704,440) 803,440 747,340 7,480 (8,800) 7,920 (8,800)	864 (864) 1,451 (1,459) 7,670 (6,340) 1,607 (1,607) 1,495 (1,495) 105 (141) 190 (195) 0 (2,727) 0 (1,468) 0 (7,533) 0 (154)	3,297ユーロ×@131 3,267 (3,285) ポンド×@148 6,973 (6,404) ドル×@110 9,680豪ドル×@83 8,690カナダドル×@86	
招へい外国人滞在費 (雑役務費)	招へい外国人滞在費等	一式	3,127,330 (2,515,000)	3,128 (2,515)		要求 34 35 36 37

経費積算内訳 【要望】

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	一般職外国司法事情研究(通訳料) 裁判官外国司法制度調査研究(通訳料)	6日 20日	300,900 300,900	1,805(0) 6,018(0)		
職員旅費 (外国旅費)	司法制度調査旅費 一般職外国司法事情研究 短期派遣分(2週間) 欧州 短期派遣分(1週間) 欧州 北米 豪州 一般職長期在外研究 継続分(元年度派遣分) 欧州 米国 豪州 新規分(2年度派遣分) 欧州 米国 豪州	1人	766,943	767(0)		
				3,199(0) 609(0) 510,443 352,843	1,531(0) 1,059(0)	
				12,569(0) 3,443(0)	814(0) 1,755(0)	
				873,558	874(0)	
				9,126(0)		
				2,237,611	2,238(0)	
				2,328,161	4,656(0)	
				2,231,792	2,232(0)	

明細
書頁要望
5
6
7

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	裁判官外国司法制度調査研究			8,568 (0)	
	1月				
	北米	3人	1,177,443	3,532 (0)	
	2週間				
	欧州	1人	832,643	833 (0)	
	10日間				
	欧州	1人	713,843	714 (0)	
	1週間			3,489 (0)	
	欧州	4人	638,843	2,555 (0)	
	北米	1人	525,743	526 (0)	
	アジア	1人	407,843	408 (0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細 書頁
序費 (雑役務費)	司法制度説明翻訳校閲料 (HP掲載用)			137 (154)		
	校閲料	20枚	3,080 (3,300)	62 (66)		
	翻訳料	10枚	7,480 (8,800)	75 (88)		
	一般職長期在外研究大学授業料			2,727 (0)		
	米国	2人	961,950	1,924 (0)	8,745ドル×@110	
	豪州	1人	803,440	803 (0)	9,680豪ドル×@83	
	外国司法事情研究翻訳等経費			1,411 (0)		
	一般職外国司法事情研究			635 (0)		
	翻訳料	90枚	7,050			
	裁判官外国司法制度調査研究			776 (0)		
	翻訳料	110枚	7,050			
裁判資料整備費 (雑役務費)	最高裁判所判決翻訳等経費 (HP掲載用)	712枚	10,010	7,127 (0)		
						要求 5 6 7 8

<p><u>知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費</u></p> <p><u>知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費</u></p> <p>(1) 裁判官知的財産権関係在外研究 【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>特許権に関する訴訟については、企業活動等の国際化に伴い、我が国において外国企業が訴訟当事者となったり、内容類似の訴訟が同時に並行的に複数の国の裁判所に係属したりすることが少なくない。また、条約による実体面、手続面での国際的ハーモナイゼーションの動きが活発であり、国境を越えた差止訴訟（クロスボーダーインjunction）が国際的な特許裁判官会議で議論されるなど国際性が極めて強い。また、閣議決定においても、世界に向けて、我が国の知的財産制度を積極的に発信していくことの必要性が確認されている。</p> <p>このように、知的財産権訴訟を担当する裁判官の専門性・国際性の強化を図る必要性が増加してきており、上記のような知的財産権訴訟の国際的性格を踏まえつつ、国民の司法による紛争解決への期待に対応してより充実した対応を行うためには、現に知的財産権訴訟を担当する裁判官を海外の知的財産研究機関等へ派遣し、最先端の知的財産権理論を研究させることはもとより、これらの機会を利用して、我が国の知的財産権訴訟の状況等を正確に情報発信する必要がある。</p> <p>近時、知的財産をめぐる国際的な動きは、日・米・欧の三極を中心にしており、令和2年度も引き続き米国のワシントン大学CASRIP（知的財産権研究所）及びドイツのマックスプランク研究所に裁判官を派遣する経費を要求する。</p> <p>＜所要額内訳＞</p>	<p>明細 書頁</p>									
<p>要望 8</p> <p>派遣先 期間 人員 1人当たりの所要額(円) 所要額(円) 所要額(千円)</p> <p>人員</p> <p>航空賃</p> <p>鉄道賃</p> <p>車賃</p> <p>日当</p> <p>滞在費</p> <p>雜費</p> <p>計</p>										
米国 (ジタル, CASRIP)	1月	1	364,459	2,684	7,600	25,000 × 29日	-	1,099,743	1,099,743	1,100
ドイツ (ミュンヘン, マックスプランク研究所)	3月	1	489,659	2,684	29,000	9,600 × 89日	-	1,375,743	1,375,743	1,376
合計										2,476

明 細 書 頁	要望
<p>(2) ミュンヘン知的財産法センター、ジョージ・ワシントン大学への派遣 【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするために、平成17年4月に知的財産高等裁判所が創設された。世界の知的財産権事情に明るく、専門性に長けた裁判官が育成されることにより、知的財産高等裁判所は国際競争力を高め、専門性を強化することとなる。そこで、外国の知的財産権に関する実務家等の育成機関へ将来知的財産権事件に携わることとなる裁判官を派遣し、最先端の知的財産理論に触れ専門性を備えた裁判官を育成する必要がある。</p> <p>知的財産権に関する研究、実務家の育成は各国において力を注いでいる分野であり、平成15年10月には、ドイツ（マックスプランク研究所、ミュンヘン工科大学、アウグスブルグ大学）と米国（ジョージ・ワシントン大学）が共同でミュンヘン知的財産法センターを設立した。同センターでは、知的財産法のほか知的財産権に関する課税、評価、仲裁など幅広いプログラムが用意されており、世界中から一流の実務家や研究者が参加していることから、日本からも裁判官が同プログラムに参加することにより、最先端の知的財産に関する理論を身につけることができる。また、ジョージ・ワシントン大学は、知的財産法分野における著名な教授陣による多彩な講義で定評がある。とりわけ、同大学は、ワシントンD.C.に所在するという地の利を活かして、連邦巡回区控訴裁判所（米国全域における特許権侵害及び特許の有効性に関する控訴事件等を取り扱う）の判事による講義等を提供している点で特色を有しており、同大学に裁判官を派遣することで、理論と実務の架橋を意識した研究を行うことができる。</p> <p>このため、令和2年度も引き続き、専門性を備えた裁判官の育成のため、ミュンヘン知的財産法センター及びジョージ・ワシントン大学に、それぞれ新規1人、継続1人を派遣する経費を要求する。</p>	8 9

<所要額内訳>

(ア) 司法制度調査旅費

派遣先	期間	人 員	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	
			航空賃	鉄道賃 車賃	日 当	滞 在 費	支度料	雑 費			
ミュンヘン知的財産法 センター	元年度派遣	5月	1	206,712	1,342	7,600	6,720 × 151日	—	—	1,230,374	1,230
	2年度派遣	7月	1	343,859	1,342	21,400	6,720 × 211日	30,000	13,100	1,827,621	1,828
ジョージ・ワシントン 大学	元年度派遣	3月	1	293,459	1,342	7,600	6,720 × 89日	—	—	900,481	900
	2年度派遣	9月	1	401,359	1,342	21,400	6,720 × 273日	30,000	39,600	2,328,261	2,328
合 計											6,286

(イ) 授業料

留 学 先	人 員	1人当たりの授業料	所要額 (円)	所要額 (千円)
ミュンヘン知的財産法センター	1	36,135 ユーロ × 131円 = 4,733,685円	4,733,685	4,734
ジョージ・ワシントン大学	1	24,475 ドル × 110円 = 2,692,250円	2,692,250	2,692
合 計				7,426

(平成30年12月25日付官報・財務省支出官レートによる。)

明 細
書 頁

要望
8

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (外国旅費)	司法制度調査旅費 裁判官知的財産権関係在外研究 ミュンヘン知的財産法センターへの派遣 ジョージ・ワシントン大学への派遣			0 (8,723) 0 (2,444) 0 (3,141) 0 (3,138)	
旅費 (雑役務費)	ミュンヘン知的財産法センター授業料 ジョージ・ワシントン大学授業料			0 (4,285) 0 (2,354)	

明細
書頁

経費積算内訳 【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 職員旅費 (外国旅費)	司法制度調査旅費 裁判官知的財産権関係在外研究 米国 (シアトル, CASRIP) ドイツ (ミュンヘン, マックスプランク研究所)	1人 1人	1,099,743 (1,130,244) 1,375,743 (1,313,740)	8,762 (8,723) 2,476 (2,444) 1,100 (1,130) 1,376 (1,314)		
	ミュンヘン知的財産法センターへの派遣 継続分 (元年度派遣分) 新規分 (2年度派遣分)	1人 1人	1,230,374 (1,370,123) 1,827,621 (1,771,267)	3,058 (3,141) 1,230 (1,370) 1,828 (1,771)		
	ジョージ・ワシントン大学への派遣 継続分 (元年度派遣分) 新規分 (2年度派遣分)	1人 1人	900,481 (882,356) 2,328,261 (2,255,607)	3,228 (3,138) 900 (882) 2,328 (2,256)		
旅費 (雑役務費)	ミュンヘン知的財産法センター授業料 ジョージ・ワシントン大学授業料	1人 1人	4,733,685 (4,285,010) 2,692,250 (2,354,000)	4,734 (4,285) 2,692 (2,354)	36,135 (32,710) ューピー@131 24,475 (21,400) ドル@110	要望 8 9

広 報 課 経 費

目 次

		分冊	頁
一 経 常 事 務 費			
1 基 本 経 費	-----	1	— 5 5
2 経 常 的 広 報 経 費	-----	1	— 5 8
二 裁 判 所 の 機 構 の 維 持 に 必 要 な 経 費			
機 構 運 営 対 策 経 費	-----	1	— 6 0
三 裁 判 事 務 の 迅 速 適 正 化 に 必 要 な 経 費			
裁 判 運 営 の 改 善 経 費	-----	1	— 6 4
四 裁 判 員 制 度 の 施 行 に 必 要 な 経 費			
裁 判 員 制 度 広 報 関 連 経 費	-----	1	— 6 8

<p><u>経常事務費</u></p> <p><u>基本経費</u></p> <p>(1) 調査連絡旅費【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>各地の裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めるとともに、裁判所や裁判制度について国民に正しい理解を深めてもらうために、例えば見学会などの各種広報活動に取り組んでいる。国民に親しみやすく、利用しやすい裁判所となるためには、これらの広報活動が的確にされることが重要であり、最高裁判所としては、各地の裁判所での報道対応結果や具体的な取組みを正確に把握し、国民のニーズに合致したより良い広報活動はいかにあるべきかについて、常に検討していく必要がある。</p> <p>そのためには、最高裁判所の係官が各地の裁判所へ出張して、現場で実際に行われている広報活動を直に調査し、各地ごとの状況に応じて広報に対するニーズなどを直接確認するのが効果的であることから、令和2年度も引き続き、調査連絡旅費を要求する。</p> <p>(2) クリッピングに係る著作権の利用【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているところ、裁判所に関する新聞記事が掲載される、他の報道機関や一般国民から当該記事に関する照会を受けることも多い。これらの照会に対し、迅速・的確に対応するためには、関係職員がその記事内容を正確に把握しておく必要があり、そのためには該当する新聞記事を複写し、関係職員に配布することが有効である。令和2年度も引き続き、クリッピングに係る著作権の利用料を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要求 7 8</p>
---	--

<p>(3) 記事配信システム【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判や司法制度を国民に正確に理解してもらうためには、様々なメディアによって誤りのない報道がされることが重要である。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
<p>最高裁判所は日々全国で行われる裁判等に関して各種照会を受けることも多く、最も速報性のあるメディアである通信社の配信記事を迅速に確認することは、その後の新聞社等の取材対応を的確に行う上で、必要不可欠である。</p> <p>このシステムは、通信社と契約することにより、広報課事務室内に専用のパソコン端末を設置し、あらかじめ設定した検索キーワードを使って該当するニュースを順次表示せるものである。令和2年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。</p>	<p>要求 10 74</p>

経費積算内訳【要求】						明細 書頁 要求
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費 事務官	3人	(51,645) 52,191	157 (155)		7
庁費 (雑役務費)	クリッピングに係る著作権の利用	一式	(60,442) 64,140	64 (60)		8
情報処理業務庁費 (借料及び損料)	記事配信システム 共同 増税後 増税前 時事 増税後 増税前		(1,006,500) 1,254,000 988,200 8,844 (8,764) 737,000 723,600	23,892 (20,732) 15,048 (11,968) 15,048 (6,039) 0 (5,929) 8,844 (4,422) 0 (4,342)		10
(項) 下級裁判所 庁費 (雑役務費)	クリッピングに係る著作権の利用	一式	(3,731,918) 3,992,220	3,992 (3,732)		74

明細 書頁	要求 14 15
<p><u>経常的広報経費</u></p> <p>(1) 憲法週間行事及び「法の日」週間行事【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所では基本的人権を守るために裁判所が果たしてきた役割や法及び裁判が担う役割の重要性を広く国民に理解してもらうため、法務省及び日本弁護士連合会と共に「法の日」及び憲法記念日の機会を捉えて各種広報活動を行っている。</p> <p>憲法週間行事については、憲法記念日を中心とする5月1日から同月7日までの1週間を憲法週間とし、裁判所が、様々な事件の解決を通じて、基本的人権を守り、法の支配を維持する役割を果たしてきたことを広く国民に理解してもらうことを目的として、様々な広報活動を各地で開催している。</p> <p>「法の日」週間行事については、10月1日の「法の日」からの1週間を「法の日」週間とし、法の役割と重要性を国民に理解してもらうために制定された「法の日」の制定趣旨を国民に周知し、法をより身近に感じてもらうために、様々な広報活動を各地で開催している。</p> <p>各週間行事については、それぞれの目的等をふまえ、模擬裁判や模擬調停、庁舎見学会等の広報イベントを中心とした広報活動を各地で開催しており、そのような広報活動の経費として、広報行事を実施する会場の借り上げ費用及び各種広報行事を実施する際の協力者への依頼謝金について、令和2年度も引き続き要求する。</p> <p>(2) 裁判制度解説パンフレット【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>我が国の裁判や司法制度が紛争の解決に寄与し、国民の生活を支えていることを多くの国民に知ってもらうために、全国の裁判所では、日ごろ、学校団体等を主な対象とした裁判所見学を実施している。見学では、広報担当者が法廷等を案内しながら、口頭で裁判制度の概要を説明するが、その際、裁判制度等について図やイラストを使って解説したパンフレットを見学者に配布して、理解の一助にしてもらっている。令和2年度も引き続き、裁判制度解説パンフレットの作成費用を要求する。</p>	

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千 円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	憲法週間及び「法の日」週間行事 謝金	50 庁 1 人 1 時間	7,900	395 (395)		要求 14
庁費						15
(印刷製本費)	裁判制度解説パンフレット	(175,000) 190,000部	(6.160) 10.890	2,069 (1,078)		
(借料及び損料)	憲法週間及び「法の日」週間行事 経費 広報企画の会場借料			258 (212)		
	増税後	一式	258,000	258 (99)		
	増税前	0(一式)	113,000	0 (113)		
(雑役務費)	裁判制度解説パンフレットデザ イン費用			0 (475)		

裁判所の機構の維持に必要な経費 機構運営対策経費 (1) 広報誌発行【要求】 <要求要旨>	明細 書頁
<p>裁判所や裁判手続について国民に正確な理解をしてもらうため、最高裁判所では「司法の窓」という広報誌を発行している。誌面には、各界の著名人等との対談や裁判制度のトピック、各地の裁判所の紹介記事を掲載するなどして、「より身近で親しみやすい裁判所」のイメージ作りに努めるとともに、裁判員裁判の実施状況（統計資料、裁判員経験者の声）を掲載するなど、裁判員制度の広報ツールとしても活用している。この「司法の窓」を全国の大学の図書館、高等学校、地方自治体及び公共図書館に配布し、こうした公共施設等で一般の方々に見ていただき、広く裁判所の広報活動に役立てている。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、広報誌を発行するための経費を要求する。</p>	要求 18 19
<p>(2) 裁判傍聴者用手続解説リーフレット【要求】 <要求要旨></p> <p>裁判は原則として公開の法廷で行われており、誰でも自由に傍聴することができる。近年、国民の司法に対する関心はますます高まり、以前にも増して多くの国民が傍聴のために裁判所を訪れている。</p> <p>しかし、傍聴者は、必ずしも裁判手続に精通しているとは言い難く、裁判用語や手続についての知識を欠くために、裁判の進行がよく理解できないといった不満もあり、また、そのために傍聴人席において私語を発するなど、裁判の進行の妨げとなる例も見受けられる。傍聴者及び傍聴希望者に、裁判に対する正しい知識を得てもらったり、傍聴のマナーを理解してもらったりするためには、裁判手続、裁判用語及び傍聴案内等について図表等を使って簡潔に記載された分かりやすいリーフレットを配布するのが効果的である。このようなリーフレットを傍聴者及び傍聴希望者に配布し、利用してもらうことは、裁判の公開及び迅速な裁判の理念に適うものであることから、令和2年度も引き続き、その作成費用を要求する。</p>	

(3) 新聞・雑誌記事、人物情報データベース利用料【要求】

＜要求要旨＞

広報課では、最高裁判所はもとより裁判所全体の窓口として、報道機関、各種団体及び一般国民からの各種照会に応じている。裁判所としては、広報活動の一環として、これらの照会に対し、適時、適切な対応をする必要がある。照会の内容は、判例、裁判手続に関するものを中心として多岐にわたるが、このような照会があると、広報課又は担当部署で調査して回答している。

全国的に注目を集めている著名事件の際には、各報道機関とも大きく取り上げるため、クラブ記者に加え、クラブ外の記者から様々な取材の申込みや便宜供与の依頼が予想されることから、広報課において当日混乱が生じないように、当該事件の報道ぶりを確認した上で事前準備をする必要がある。また、各種団体、企業や個人から照会があった場合、的確な情報を提供するために、照会者についての情報が必要なこともある。さらに、過去の新聞・雑誌記事との関連で照会されることも多く、この場合には当該記事を探索しなければならない。

これらの各種照会等に的確かつ迅速に対応する方策としては、種々の分野にわたって幅広い情報を持つウェブサイトの有料サービスを利用する事が有効である。

このサービスはウェブサイト会員になることにより、広報課事務室のパソコンから、同サイトの検索システムにアクセスし、新聞・雑誌記事、人物情報など多数のデータベースについて横断的な検索を行うものであり、その情報量や検索性において優れ、単なるインターネットのウェブサイト閲覧では目的が達せられないものである。よって、令和2年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	広報誌発行 対談料 原稿料	3時間 1回 3時間 1回	11,300 7,733	57 (57) 34 (34) 23 (23)		
庁費 (印刷製本費)	裁判傍聴者用手続解説リ ーフレット 広報誌	125,000部 25,000部	(2,200) 3.564 (28,380) 23.870	446 (275) 597 (710)		

明細
書頁
要求
18
19

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細 書頁
(雑役務費)	広報誌発行			42 (46)		
	録音反訳費用	3 時間 1 回	(9,768)	25 (29)		要求 18
	写真撮影費用	一式	8,316	17 (17)		
	裁判傍聴者用手続解説リーフレットデザイン費用		16,500	0 (259)		
情報処理業務庁費 (雑役務費)	新聞・雑誌記事, 人物情報データベース利用料			162 (198)		
	増税後	12(6)月	(16,635)	162 (100)		
	増税前	0(6)月	13,523	0 (98)		
			16,333			

<p><u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u></p> <p><u>裁判運営の改善経費</u></p> <p>(1) 多チャンネル同時録画機データサービス【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているが、テレビ放送内容に関して、他の報道機関や一般国民から照会を受けることが多く、それらの照会に対して適切な対応をするためには、裁判報道に関するテレビ放送内容を正確に把握する必要がある。また、誤った報道がされたときは、テレビ局に対し、以後の放送において正しい内容を放送するように申し入れたり、場合によっては訂正放送を求めたりすることもある。そのためには職員によるテレビ放送内容のモニタリングが必要となるが、職員がすべてモニタリングすることは、きわめて困難かつ非効率であり、現実的でない。</p> <p>一方、テレビ放送の国民に対する影響力は甚大で、裁判員制度の実施に伴い裁判員やその候補者に不当な偏見を与えないような事件報道、裁判報道が行われるようメディア側に求めていく必要があり、テレビ放送内容の実態把握は不可欠となっている。</p> <p>そこで、7チャンネルの放送内容を全て録画し、その映像を容易に検索する機能を持った多チャンネル同時録画機を利用することにより、効率的に放送内容を把握することが必要である。令和2年度は、引き続き、運用経費としてデータサービス利用料を要求するとともに、現在利用しているサービスは令和2年3月末日をもって終了することから、多チャンネル同時録画機の端末購入費用を合わせて要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>	<p>要求 38</p>
--	------------------	------------------

(2) 裁判所ウェブサイト【要望】

＜要求要旨＞

裁判所ウェブサイトは、裁判所の基本的な情報発信手段であり、裁判所の組織や各地の裁判所、裁判手続、広報行事等の紹介といった一般的な事項から、採用試験情報、調達・公募情報といった閲覧層を絞った記事、更には裁判例や司法統計、最高裁判所規則などの専門的なものまで、裁判所に関する幅広い情報を国民に提供している。

インターネットの人口普及率が80パーセントを超える昨今では、最高裁、知財高裁や全国の下級裁の各種裁判例情報、各種の司法統計情報、更には各地で開かれる広報行事の案内、新しい制度や手続の紹介等についての情報を求める国民各層にとって、裁判所ウェブサイトが最も有力なアクセス手段の一つとなっており、掲載情報の不断の更新等による利便性の維持向上が、今後ますます求められる状況にある。

裁判所ウェブサイトは、画面体裁の統一等による見やすさや目的情報の探しやすさを追求するため、すべての掲載情報の編集、更新を最高裁が監修するとともに、セキュリティ保持にも万全の態勢を保つべく、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、令和2年度も引き続き、裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する

(3) 知的財産高等裁判所ウェブサイト【要望】

＜要求要旨＞

知的財産高等裁判所ウェブサイトは、主要な判決、審決取消訴訟の個別事件情報、審決取消訴訟に関するQ&A、専門委員制度や大合議事件に関する情報など、知的財産権に関する紛争解決に役立つような情報を国民に提供しているほか、知的財産権のグローバルな情報発信の必要性に対応するため、他言語ページ（英語、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語）を開設している。今後、産業競争力強化の一環として知的財産戦略が進められると、日本企業を巡る知的財産権に関する紛争が日本国内外でより一層生じる可能性があり、その紛争解決の一助として、知的財産権に関する情報を発信している知的財産高等裁判所ウェブサイトの活用が見込まれることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、令和2年度も引き続き、知的財産高等裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。

経費積算内訳【要求】

明細

書頁

要求

38

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (備品費)	多チャンネル同時録画機データサービス 端末購入費	一式	671,000	671 (0)	
(雜役務費)	多チャンネル同時録画機データサービス 利用料		(66,000)	818 (785)	
	増税後	12(6)月	68,200	818 (396)	
	増税前	0(6)月	64,800	0 (389)	
	裁判所ウェブサイトのリニューアル			0 (130,589)	
	知的財産高等裁判所ウェブサイトのリニ ューアル			0 (8,706)	
	裁判所ウェブサイトの保守等			0 (13,196)	
	知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守 等			0 (1,685)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁 要望 7 25
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判所ウェブサイトの保守等 知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等	一式 一式	(13,195,929) (1,684,782)	26,314,200 1,754,280	26,315 (13,196) 1,754 (1,685)	

裁判員制度の施行に必要な経費裁判員制度広報関連経費

(1) 裁判員制度ウェブサイト【要望】

<要求要旨>

裁判員制度ウェブサイトは、同制度に対する国民の理解の醸成と参加意識の向上などを目的として、平成17年度に新設された裁判員制度専門のウェブサイトである。同制度に関する情報を、幅広い層の国民に対し、分かりやすく親しみやすい手法で迅速に発信するという観点から、これまで、各種コンテンツの充実を図ってきた。

裁判員制度に関する情報発信が一元的に行えるという点で、本ウェブサイトは広報戦略的にも極めて重要な役割を果たしているのみならず、利用者側にとっても情報の集約によるメリットは大きい。また、すでに報道機関等を始め多くの国民から裁判員制度専門サイトとして一定の認知を得ており、今後、同制度に対する国民の関心を持続させ、裁判員制度の安定的な運用を目指す上で必要不可欠な広報ツールであることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、令和2年度も引き続き、裁判員制度ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。

(2) 裁判員制度ナビゲーション（広報用冊子）【要望】

<要求要旨>

本冊子は、裁判員制度の概要のみならず、選任手続や実際に裁判員となったときにどのようなことを行うのかといったことを、詳細に、かつ、図表やイラスト・写真を使って分かりやすく説明したものである。

裁判官による出張講演や裁判所見学、広報行事の際に参加者に配布するなど、裁判員制度の内容を国民に伝達するためのツールとして積極的に活用されており、内容の正確さ、充実感から高い評価を得ている。

本冊子は、裁判員制度施行後においても、制度の内容を国民に伝達するツールとして極めて有用であるため、運用状況や統計数値等の情報を最新のものに更新した上で、刊行する必要がある。

よって、令和2年度も引き続き、本冊子の発行経費を要求する。

(3) 出張講演会【要望】

＜要求要旨＞

出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、P T A、生活協同組合等に出向き、その経験等を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものである。実際に刑事事件を担当している裁判官が直接説明することで、国民の司法及び裁判員制度に対する親近感を醸成することができ、また、裁判所側も国民の生の声を制度の運用に反映させることができると期待できるなど、制度の定着及び安定した運用を図る上で、有効な広報手段となっている。

よって、令和2年度も引き続き、出張講演会に裁判官を派遣するための経費を要求する。

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判員制度ウェブサイトのリニューアル 裁判員制度ウェブサイトの保守等			0 (34,824) 0 (18,793)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度ナビゲーション(広報用冊子)			0 (2,728)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 出張講演会			0 (673)		

経費積算内訳 【要望】

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判員制度ウェブサイトの保守等	一式	(18,793,131) 7,017,120	7,017 (18,793)		要望 18
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度ナビゲーション(広報用 冊子)	(124,000) 115,200 部	(22,000) 23,320	2,686 (2,728)		19
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 出張講演会 裁判官 増税後 増税前			330 (673) (2,264) 2,746 2,223		
		120(150)人 0(150)人	330 (340) 0 (333)			

情 報 政 策 課 經 費

目 次

		分冊	頁
一	裁判の統計に必要な経費	1	— 77
二	裁判事務の迅速適正化に必要な経費 裁判運営の改善経費	1	— 79
三	倒産制度の強化改善に必要な経費 倒産事件の処理経費	1	— 86

<p><u>裁判の統計に必要な経費</u></p> <p>司法統計年報【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>司法統計年報は、裁判所の諸施策の基幹的資料となる統計データを掲載し、これを刊行物として刊行することで、国民に対して裁判の現状を数値的に明らかにするものであり、これを作成するための経費を引き続き要求する。</p>	明細 書頁	要求 33
--	----------	----------

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	司法統計年報	2,945部	(308.037) 334.629	986(907)		要求 33
	知財高裁用司法統計年報	7部	(308.037) 334.629	2(2)		

明 細 書 頁	要 求
	36
	86

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

(1) 情報セキュリティ実地監査【要求】

＜要求要旨＞

情報セキュリティ対策の実効性を担保するためには、情報セキュリティ対策を実施する者による自己点検だけでなく、情報セキュリティ対策の監査を実施することが必要である。情報セキュリティ監査は査閲、点検、観察、ヒアリング等により実施するところ、効果的な監査のためには、監査官が被監査庁に赴いてこれらを行う必要がある。

そこで、各上級機関が下級機関に情報セキュリティ対策の監査を実施するための経費を要求する。

＜実施計画＞

(ア) 最高裁による情報セキュリティ実地監査

対 象 各高裁 (4)

監査官 最高裁情報政策課の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員 3人×4庁）

(イ) 高裁による情報セキュリティ実地監査

対 象 各高地家裁 (50)

監査官 各高裁の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員 4人×42庁）

明 細 書 頁	要 求
(2) 情報セキュリティに関する調査【要求】 <要求要旨> 情報セキュリティを取り巻く環境は常時変化しており、こうした変化に的確に対応し、情報セキュリティ水準を維持することが必要である。このため、情報セキュリティ対策の根幹をなす情報セキュリティポリシーは、自己点検・監査等の結果等だけでなく、実際の運用において生じた課題を踏まえ、適時見直しを行う必要がある。	36
この見直しのためには、下級裁における情報セキュリティ対策の運用の実情を把握する必要があるが、下級裁からの報告等のみによって下級裁の実情をつぶさに把握するのは困難であり、管内の地家裁を指導する立場にある高裁の担当者や、裁判事務を取り扱う裁判官等と意見交換を行う必要である。	38
そこで、最高裁が下級裁の情報セキュリティについての運用の実情を調査するための経費を要求する。 <実施計画> 対 象 各高裁（8） 調査者 最高裁情報政策課の課長又は参事官及び補助者（要旅費人員 3人×7庁） (3) 事務局用パソコン【要求】 <要求要旨> 令和2年度も引き続き、平成28年度に整備（一斉更新）したパソコンの継続リース料（12か月分）を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和2年度はその4年目である。	88

(4) C I O補佐官【要求】

＜要求要旨＞

政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより国民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資することを目的として電子政府の構築が進められており、電子政府の取組を推進し、かつ、府省内の情報化戦略の策定等を行うために各府省に情報化統括責任者（C I O）が置かれているところ、「各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議」において、C I O等に対する支援・助言等を行う者としてC I O補佐官を配置することが決定された。

C I O補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有する外部専門家を充てることとされており、裁判所においても平成16年度にC I O補佐官の配置経費が、平成17年度にC I O補佐官の補助要員の配置経費が認められた。

C I O補佐官の業務内容は、①情報化戦略計画に基づき、かつ、政府・民間の動向を踏まえた情報化及び全体最適化の推進に係る指導・支援・助言、②情報セキュリティポリシー、その他個人情報保護の観点を踏まえた情報セキュリティ対策の充実（情報セキュリティポリシーの実効性の向上、情報システム及び最高裁判所データセンタ等の情報化基盤（以下「情報システム等」という。）のセキュリティの向上等）に係る指導・支援・助言、③情報システム等の企画・開発・改修・運用保守等の各段階における作業（仕様書の作成、見積書の取得、提案書の評価、関係事業者との対応等）に係る指導・支援・助言、④情報化関連予算の効果的な作成及び効率的な執行に係る指導・支援・助言、⑤情報システム等の調達に係る指導・支援・助言、⑥情報化を担う職員の育成に係る指導・支援・助言、⑦I Tに関する各府省共通の課題等の分析・解決方法の検討に係る指導・支援・助言、⑧その他、最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議等（午後5時以降に開催されることがあるフォーラム等を含む。）への出席、関係資料の作成等、多岐にわたる。

そこで、令和2年度も、引き続きC I O補佐官及び同補助者を配置するための経費を要求する。

(5) データセンタサーバ室ラック購入【要求】

<要求要旨>

最高裁判所データセンタにサーバを設置している業務システムのリプレイス等に当たり、令和2年度には、新規にサーバラック4台を購入する必要がある。

また、リースにより調達しているサーバラックのうち、令和2年度にリースアップする8台についても購入する必要がある。すなわち、リース品を撤去した箇所には、耐震性の問題から再度サーバラックの架台を設置することができないため、サーバラックを新規に設置する際は多少位置をずらす必要があるが、サーバ室のレイアウト上、対応できないことから、リース品を撤去せずに流用する必要がある。

そこで、これらのサーバラックを購入するための経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	情報セキュリティ実地監査 事務官	12人	41,678	500(500)		要求 36 38
	情報セキュリティに関する調査 課長又は参事官	7人	49,853	932(932)		
	事務官	14人	41,678	349(349)		
	情報処理業務用費 (備品費)			583(583)		
	データセンターハード室ラック購入 新規ラック	4台	935,880	4,273(0)		
	中古ラック	8台	66,107	3,744(0)		
				529(0)		
	(借料及び損料)					
	事務局用パソコン(H28) H29国債分	一式	25,129,392 (232,680)	25,596(25,363) 25,130(25,130)		
	R元国債分	一式	465,360	466(233)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)						
	C I O補佐官			33,363(46,570)		
	C I O補佐官	1式	(26,872,725) 23,106,600 (9,848,438)	23,107(26,873)		
	C I O補佐官補助要員	2式	5,128,200	10,256(19,697)		
	長官公邸W A N回線移設作業			0(28)		
	最高裁判所庁舎の耐震改修工事に伴 うネットワーク設定			0(1,863)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	情報セキュリティ実地監査 事務官 増税後 増税前	168(84)人 0(84)人	19,194 19,048	3,225(3,212) 3,225(1,612) 0(1,600)		要求 86 88
情報処理業務庁費 (借料及び損料)	事務局用パソコン(H28) H29国債分 R元国債分	一式 一式	105,085,560 (973,014) 1,946,028	107,033(106,060) 105,086(105,086) 1,947(974)		

倒産制度の強化改善に必要な経費倒産事件の処理経費

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	倒産事件処理システム用サーバ機			0(7,167)	民事局 経費より組替え

總務局經費

目 次

	分冊	頁
一 経 常 事 務 費		
1 基 本 経 費 -----	1	9 1
2 委員会に必要な経費 -----	1	9 4
二 裁判所の機構の維持に必要な経費		
機構運営対策経費 -----	1	1 0 0
三 裁判資料の整備に必要な経費 -----	1	1 0 7
四 裁判事務の迅速適正化に必要な経費		
1 裁判事務の器具整備経費 -----	1	1 2 3
2 裁判運営の改善経費 -----	1	1 2 7
3 裁判官の執務環境改善経費 -----	1	1 4 1
4 裁判補助事務の強化改善経費 -----	1	1 4 4
五 裁判員制度の施行に必要な経費		
裁判員制度の運営に必要な経費 -----	1	1 5 6

<p><u>経常事務費</u></p> <p><u>基本経費</u></p> <p>(1) 司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所において、いわゆるコンプライアンスや危機管理上の課題に関し、波及効を踏まえた調査・検証の方法や改善・是正・再発防止のための措置について助言を得るとともに、裁判所の判断の適正さを客観的に担保するため、外部有識者から意見を聴取する必要があり、そのために必要な経費を要求する。</p> <p>(2) 国会審議テレビ中継放送受信経費【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>国会においては、衆参両院の予算委員会及び決算委員会（衆議院は決算行政監視委員会）等において裁判所の予算及び決算が審議されるほか、衆議院法務委員会が週3回（火、水、金）、参議院法務委員会が週2回（火、木）それぞれ開催されており、いずれも裁判所を所管事項としていることから、必要に応じて長官代理者として局長等が答弁のため出向いている。また、法務委員会以外の委員会で司法に関する質疑がなされることも少なくなく、迅速適切な国会対応を行うためには国会での審議内容を正確に把握することが不可欠である。</p> <p>そこで、国会審議テレビ中継放送を受信するために必要な経費を引き続き要求する。</p> <p>(3) 協議会出席旅費</p> <p>(ア) 高裁長官事務打合せ【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決方策を検討することが不可欠である。</p> <p>そこで、高裁長官事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。</p>	<p>明 細</p> <p>書 頁</p> <p>要求 8 74</p>
---	--

(イ) 長官所長会同【要求】

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官、地家裁所長が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、長官所長会同を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(ウ) 高裁事務局長事務打合せ【要求】

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、最高裁と地家裁の間に位置する高裁の事務局長が、高地家裁の事務処理態勢全般にわたる様々な問題点を的確に把握し、最高裁担当者と一堂に会して意見交換を行い、高地家裁の実情を踏まえた解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、高裁事務局長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(4) 国立公文書館への裁判文書の運搬費【要求】

＜要求要旨＞

平成21年8月5日に、内閣総理大臣（内閣府）と最高裁判所長官との間で、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を国立公文書館に移管するとの申合せを締結した。この申合せに基づき、下級裁判所等において保管している裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管するために必要な運搬費を要求する。

＜実施計画＞

平成21年度から平成24年度までの間は昭和30年までに既済となった事件、平成25年度から平成29年度までの間は昭和37年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管した。

平成30年度以降は、昭和42年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち国立公文書館に移管することが適当なものを令和4年度までに順次移管する予定である。移管文書は梱包資材を用いて梱包の上、郵送等により国立公文書館つくば分館に送付する。令和2年度の裁判文書の移管簿冊数は、約2300冊程度を予定している。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 8 74
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	司法行政事務の適正な遂行の確保 に関する有識者委員謝金	3人 9回	19,600 (46,366)	529(529)		
委員等旅費	司法行政事務の適正な遂行の確保 に関する有識者委員旅費	1人 9回	46,921	422(417)		
庁費 (通信運搬費)	国会審議テレビ中継放送受信経費 増税後 増税前	12(6)月 0(6)月	207,278 203,510	2,487(2,465) 2,487(1,244) 0(1,221)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 中央会同 高裁長官事務打合せ 長官 局長 長官所長会同 高裁長官 高裁局長 地裁所長 家裁所長 高裁事務局長事務打合せ 局長	14人 14人 7人 7人 49人 25人 14人	68,810 65,290 (68,191) 68,810 (64,671) 65,290 (61,223) 61,778 (61,223) 61,778 50,433	8,093(8,044) 1,877(1,877) 963(963) 914(914) 5,510(5,461) 482(477) 457(453) 3,027(3,000) 1,544(1,531) 706(706) 582(568)		
庁費 (通信運搬費)	国立公文書館への裁判文書の運搬費					

明 細 書 頁	要 求
	11
	12
	13
	A
<u>委員会に必要な経費</u>	
(1) 一般規則制定諮問委員会【要求】	
<要求要旨>	
一般規則制定諮問委員会は、弁護士、裁判所の内部規律及び司法行政事務処理に関する規則を制定する場合に、最高裁判所の諮問に応じ、調査審議するために、必要に応じて開催している。	
そこで、本委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	
(2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会【要求】	
<要求要旨>	
下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づいて設置されている委員会で、下級裁判所の裁判官について適任者を選考し、その結果を意見として述べる。また、同委員会には下部組織である地域委員会が設置されている。	
そこで、同委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	
(3) 最高裁判所行政不服審査委員会【要求】	
<要求要旨>	
改正行政不服審査法は、審理の公正性の向上を図るため、審査庁が主任の大臣等である場合には、第三者機関である行政不服審査会への諮問を行うことを義務づけている。この規定は裁判所には適用がないものの、司法行政上の処分に対する不服申立てについても審理の公正性の向上を図る必要性は認められることから、現在、最高裁判所に行政不服審査会に準じた第三者委員会として本委員会が設置されている。	
そこで、本委員会を開催するために必要な経費を引き続き要求する。	

明 細 書 頁	要 求
	12
	13
	14
	76
	A
	D
(4) 裁判所職員再就職等監視委員会【要求】	
<要求要旨>	
裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法第106条の5の規定により最高裁判所に裁判所職員再就職等監視委員会が設置された。同委員会は、委員長及び委員2人により構成されており、年間2回の開催が見込まれている。また、同法第106条の14の規定により裁判所職員再就職等監視委員会に置かれた再就職等監察官に、委員会の有する承認権限を委任し、同監察官を年間5回招集した上で、承認を行わせ、さらに同法第106条の14第2項第3号の調査を行わせることを予定している。	
そこで、この委員会の運営に必要な経費を要求する。	
(5) 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（検証検討会）【要求】	
<要求要旨>	
平成15年度通常国会で成立した「裁判の迅速化に関する法律」に基づき、最高裁判所は、同法による検証を実施する必要がある。この検証の実施に当たっては、その調査方法及び調査結果に基づく分析について、学識経験者等から意見を聴取するとともに専門家にも関与してもらうなど、検証の実施に伴う各種方策を行う必要がある。それらの各種方策を検討するための検討会及び準備会を実施する必要があり、そのために必要な経費を引き続き要求する。	
(6) 地方裁判所委員会【要求】	
<要求要旨>	
地方裁判所委員会は、地方裁判所の運営に関し、国民の意見等を聴取し、これを反映させるため「地方裁判所委員会規則」に基づき設置され、各地方裁判所において開催されている。	
そこで、本委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 委員手当	一般規則制定諮詢委員会	15人 2回 (出席率80%)	19,600	470(470)		要求 11 12 13
	下級裁判所裁判官指名諮詢委員会	35人 11回 (出席率80%)	19,600	6,037(6,037)		
	最高裁判所行政不服審査委員会 委員長	1人 3回 (出席率100%)	28,800	244(244)		
	委員	2人 3回 (出席率100%)	26,400	86(86)		
	裁判所職員再就職等監視委員会 委員長	1人 2回 (出席率100%)	26,400	158(158)		
	委員	2人 2回 (出席率80%)	26,400	209(209)		
	再就職等監察官	1人 5回 (出席率100%)	14,400	53(53)		
	検証検討会 検討会 委員長	1人 6(5)回	20,500	84(84)		
	委員	7人 6(5)回	17,700	72(72)		
	準備会	3人 6(5)回	17,700	1,185(989)		
				866(723)		
				123(103)		
				743(620)		
				319(266)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費 裁判所職員再就職等監視委員会 事務官	2人 1回	47,799	96(96)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	一般規則制定諮問委員会	5人 2回	46,921	469(469)		
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	3人 11回	46,921	1,548(1,548)		
	最高裁判所行政不服審査委員会	1人 3回	46,921	141(141)		
	裁判所職員再就職等監視委員会	1人 1回	45,817	46(46)		
(委員会調査旅費)	検証検討会 増税後 増税前	4人 6(3)回 0(4)人 0(2)回	46,921 46,366	1,126(934) 1,126(563) 0(371)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價(円)	所要額(千円)	備考
旅費 (会議費)	一般規則制定諮問委員会	25人 2回	110.9	6(6)	
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	56人 11回	110.9	68(68)	
	検証検討会			9(8)	
	検討会			7(6)	
	増税後	11人 6(3)回	110.9	7(4)	
	増税前	0(11)人 0(2)回	108.9	0(2)	
	準備会			2(2)	
	増税後	3人 6(3)回	110.9	2(1)	
	増税前	0(3)人 0(2)回	108.9	0(1)	
	最高裁判所行政不服審査委員会	3人 3回	110.9	1(1)	
	裁判所職員再就職等監視委員会	3人 2回	110.9	1(1)	
(項) 下級裁判所 委員手当	地方裁判所委員会 委員長	50人 3回 (出席率100%)	20,500	20,067(20,067) 3,075(3,075)	
	委員	400人 3回 (出席率80%)	17,700	16,992(16,992)	
諸謝金 (講師等謝金)	地方裁判所委員会	10人 1回 2時間	8,700	174(174)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	地方裁判所委員会 増税後	6人 3(2)回	2,637	47(48)	
	増税前	0(6)人 0(1)回	2,590	47(32) 0(16)	

明細
書頁
要求
D

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價(円)	所要額(千円)	備考
庁費 (会議費)	地方裁判所委員会 増税後 増税前	550人 3(2)回 0(550)人 0(1)回	110.9 108.9	183(182) 183(122) 0(60)	

<p><u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u></p> <p><u>機構運営対策経費</u></p> <p>(1) 裁判官会議出席旅費【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>司法制度改革を通じて司法の態勢強化が進められてきたところ、真に国民に利用しやすく分かりやすい裁判の実現に向けて、現在の訴訟運営、執務態勢を見直し、時期に応じた改善を図っていくため、司法行政事務の主体である各裁判所において、それぞれ、裁判所を巡る社会情勢についての認識を共通にするとともに、それぞれの庁の事件動向に応じた庁全体としての効果的な執務態勢を整えるべく、支部を含めた管内の裁判官が集まり、司法行政上の様々な問題について意見交換を行い、最も合理的、効果的な課題の解決方策を策定することが必要である。</p> <p>そこで、このような各裁判所における司法行政上の課題についての裁判官の会議を開催するに当たって、各裁判所管内支部裁判官が本庁での会議に出席するために必要な経費を引き続き要求する。</p> <p>＜実施計画＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">会議名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">会期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">開催場所</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">各裁判所支部からの出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">裁判官会議</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">各高等裁判所 各地方裁判所 各家庭裁判所</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高裁支部裁判官 地裁支部裁判官 家裁支部裁判官</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">6(6) 203(203) 203(203)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">計</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">412(412)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">()内の数字は要旅費人員</p>	会議名	会期	開催場所	各裁判所支部からの出席者		裁判官会議	1日	各高等裁判所 各地方裁判所 各家庭裁判所	高裁支部裁判官 地裁支部裁判官 家裁支部裁判官	6(6) 203(203) 203(203)				計	412(412)	<p>明細 書頁</p> <p>要求 78</p>
会議名	会期	開催場所	各裁判所支部からの出席者													
裁判官会議	1日	各高等裁判所 各地方裁判所 各家庭裁判所	高裁支部裁判官 地裁支部裁判官 家裁支部裁判官	6(6) 203(203) 203(203)												
			計	412(412)												

(2) 協議会出席旅費

(ア) 高裁総務課長等事務打合せ【要求】

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務を実現させるためには、事務の簡素化、合理化に鋭意努め、繁忙部署への適時、適切な人員配置や応援を行えるよう配慮、工夫することが必要であり、事務処理面及び組織面の両面において能率改善、見直しが求められている。特に、昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。これらの状況の中、中間監督庁(地家裁への指導機関、地家裁から最高裁への経由機関)である高裁の事務局の中で、文書の授受・発送、広報、各種通知・報告、警備など、多種多様な事務を所掌し、裁判所に関する様々な情報が集約され、その管理、伝達を行うとともに、他官庁や各種市民団体など裁判所外部との関係でも窓口となって各種の対応を担う高裁総務課の果たすべき役割は極めて重要である。そこで、高裁総務課の課長及び文書企画官が一堂に会し、裁判所における情報伝達及び管理の在り方等を中心に、総務課が果たすべき役割、在り方について意見交換を行うことが是非とも必要である。

そこで、このような高裁総務課長等事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出 席 者		
			協議員	参列員等	計
高等裁判所 総務課長等 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁総務課長 8(7) 高裁文書企画官 8(7) 計 16(14)	局課長 3(0) 担当課長 6(0) 係員 12(0) 計 21(0)	37(14)

()内の数字は要旅費人員

(イ) 総務課長事務打合せ（高裁別）【要求】

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務の遂行を実現させるためには、文書の授受や発送、広報、各種通知・報告、警備その他の総務事務全般にわたる広範かつ様々な問題点、特に高裁管内特有の問題点について、地家裁の総務課長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、相互に協力して、共通の課題における最も合理的かつ効果的な解決方策を議論していくことが必要である。

そこで、このような協議を行う場として総務課長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(ウ) 庶務課長事務打合せ【要求】

＜要求要旨＞

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まるとともに、より適正かつ迅速な事件処理への国民の期待と要求がますます高まる中で、国民にとって最も身近な裁判所の一つともいべき、地・家裁支部の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、特に地・家裁管内特有の問題について、各地・家裁支部の庶務課を総括する庶務課長が各地・家裁ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、このような協議を行う場として庶務課長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<p>(エ) 総務課長等協議会【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務の遂行を実現させるためには、文書の授受・発送、広報、各種通知・報告、警備など、多種多様な事務を所掌し、裁判所に関する様々な情報の集約、管理、伝達を行うとともに、他官庁や各種市民団体など裁判所外部との関係でも窓口となって各種の対応を担う総務課の果たすべき役割が極めて重要である。特に昨今、大規模自然災害や庁舎内での加害行為等の非常事態が発生し、裁判所における組織的対応がますます重要となっていることや、社会の関心の高まりを背景に、裁判報道がなされる分野が多様化するとともにその量も増加し、事件がまず注目される第一審の担当者による迅速かつ適切な情報提供が裁判所の広報手段として非常に有効となっているため、地家裁総務課の役割はますます重要となっている。</p> <p>このような状況の中、高地家裁の総務課がその役割を適時・適切に果たすためには、現場の責任者である高地家裁の総務課長が一堂に会し、最高裁の担当者も交えて、総務事務全般に関わる全国的な課題について直接情報交換するとともに、協議を行うことを通じて、情報共有を促進させることは非とも必要である。そこで、このような総務課長等協議会を実施するために必要な経費を要求する。</p> <p>＜実施計画＞</p>	<p>明細 書頁 要求 18 78</p>																										
<p>開催地</p>			<p>出席者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協議員</th><th>参列員等</th><th>計</th></tr> </thead> </table>			協議員	参列員等	計																			
協議員	参列員等	計																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>高裁総務課長</td><td>8(4)</td><td>担当課長</td><td>20(20)</td><td>146(122)</td></tr> <tr> <td>高裁文書企画官</td><td>8(4)</td><td>事務官</td><td>8(8)</td><td></td></tr> <tr> <td>地家裁総務課長</td><td>100(84)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>地裁文書企画官</td><td>2(2)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>118(94)</td><td>計</td><td>28(28)</td><td></td></tr> </tbody> </table>			高裁総務課長	8(4)	担当課長	20(20)	146(122)	高裁文書企画官	8(4)	事務官	8(8)		地家裁総務課長	100(84)				地裁文書企画官	2(2)				計	118(94)	計	28(28)	
高裁総務課長	8(4)	担当課長	20(20)	146(122)																							
高裁文書企画官	8(4)	事務官	8(8)																								
地家裁総務課長	100(84)																										
地裁文書企画官	2(2)																										
計	118(94)	計	28(28)																								
<p>()内の数字は要旅費人員</p>																											

(3) 官報情報サービスの利用【要求】

<要求要旨>

官報情報サービスは、昭和22年5月3日の日本国憲法施行日から現在に至るまでの官報の全記事を日付やキーワードによって、瞬時に検索できるインターネット上のサービスである。裁判所は、破産・会社更生関係・失踪宣告・除権決定等の公告の記載の確認を行うだけにとどまらず、各種法令の施行日の確認や公務員の人事異動情報の確認や調達情報の公告の確認など、様々な目的から広く官報を利用している。

そこで、本サービスを利用するための経費を引き続き要求する。

<整備計画>

平成31年4月1日現在のID取得数は101であり、全国の高地家裁に同数を整備する。

	高裁	地裁	家裁	合計
所要ID数	6	75	20	101

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 18 78
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 総務課長等協議会 課長 事務官	20人 8人	64,130 52,191	1,701(1,701) 1,283(1,283) 418(418)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 裁判官会議出席旅費 高裁支部 地裁支部 家裁支部	6人 203人 203人	51,467 18,169 18,169	7,685(7,685) 309(309) 3,688(3,688) 3,688(3,688)		
	高裁総務課長等事務打合せ 総務課長 文書企画官	7人 7人	44,489 44,489	622(622) 311(311) 311(311)		
	総務課長事務打合せ(高裁別) 地裁総務課長 家裁総務課長	42人 42人	19,809 19,809	1,664(1,664) 832(832) 832(832)		
	庶務課長事務打合せ 地裁支部 家裁支部	102人 102人	13,917 13,917	2,840(2,840) 1,420(1,420) 1,420(1,420)		
	総務課長等協議会 高裁総務課長	4人	(65,670) 66,031	5,829(5,796) 264(263)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考
	高裁文書企画官	4人	(65,670) 66,031 (61,280)	264(263)	
	事務官	86人	61,641	5,301(5,270)	
庁費 (雑役務費)	官報情報サービスの利用			2,407(2,319)	
	増税後	一式	(1,170,021) 2,406,579	2,407(1,170)	
	増税前	0(一式)	1,148,748	0(1,149)	

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 資料室図書【要望】

<要求要旨>

日常の裁判実務の遂行においても、法律学の進歩に対応する上においても、法規集、法律図書が資料室に遗漏なく整備されていることが必要であり、これらの図書の整備に必要な予算を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	最高	高等		地方		家庭		計
		本庁	支部	本庁	支部	本庁	支部	
法規集 追録	22	(8 庁×1) 8	(6 庁×1) 6	(50 庁×1) 50	(63 庁×1) 63	(50 庁×1) 50		199
現行法規 総覧追録	3	(8 庁×1) 8						11
法律図書	(5×60 冊) 300	(8 庁×60 冊) 480	(7 庁×36 冊) 252 (知財高裁 分を含む)	(50 庁×60 冊) 3,000	(203 庁×36 冊) 7,308	(50 庁×36 冊) 1,800	(203 庁×12 冊) 2,436	15,576
六法全書	(裁判官)							3,881

(2) 法律雑誌【要望】

＜要求要旨＞

法律図書はもちろんのこと、最新の学説や法理論及び判例評釈が掲載される法律雑誌も裁判所にとって欠くべからざるものであり、法律雑誌の整備に必要な予算を要求する。

＜配布計画＞

区分	高裁	地裁	家裁	計
配布部数	(9 庁×1) 9	(50 庁×1) 50	(50 庁×1) 50	109

(高裁には、知財高裁分を含む。)

(3) 簡易裁判所の図書資料の整備【要望】

＜要求要旨＞

地方裁判所の本庁や支部の資料室を日常的に利用できない独立簡易裁判所について、日常頻繁に参照する基本的な法律図書及び法律雑誌の整備を図る必要があるので、引き続きこれらの整備に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分	簡易 (独立庁)	計
法律図書	(185 庁×1) 185	185
法律雑誌	(185 庁×1) 185	185

(4) 行政通達先例集の整備【要望】

<要求要旨>

行政訴訟事件はもとより、行政法規違反の刑事事件あるいは私人間の権利関係をめぐる一般の民事事件にあっても、行政関係法規の解釈適用が問題となるものが多い。事件処理に当たっては、行政法規はもちろん、関係省庁の発した通達、通知、更には質疑、回答等の行政通達、先例の研究が不可欠であり追録の整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

	高裁	計
法律図書 追録	8	8

(5) コンメンタール消費税法 追録【要望】

<要求要旨>

訴訟に限らず、和解、調停等によって事件を解決する場合でも、消費税に関する詳細かつ正確な情報の把握が必要であり、追録を整備するための経費を要求する。

<配布計画>

区分	最高	高裁	地裁	家裁 (専任庁)	計
追録 配布部数	1	8	50	26	85

(6) 破産、執行、保全事件処理用の図書【要望】

＜要求要旨＞

破産、執行、保全事件を適正かつ迅速に処理するためには、これらの事件の関係図書を担当書記官の身近な場所に備え付け、必要に応じて直ちに参照できるような態勢を整えることが不可欠であり、また、それらの図書は、裁判官が書記官を指導しながら適切な事件処理をしていく上でも、大いに役立つものであり、これらの追録と雑誌の整備に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

	地裁本庁	地裁支部 (合議取扱庁)	地裁支部 (左記以外)	合計
法律図書 追録	50	63	96	209
法律雑誌	50	63	96	209

(7) 金融関連事件処理用の図書【要望】

＜要求要旨＞

金融機関においては、金融関連の新型商品が販売されたり、付随業務として、証券業務や保険窓口販売を行ったりしている中で、金融機関の説明義務、法令遵守等をめぐって新たに困難な問題が生じている。

裁判所としては、国民の関心の高い金融関連の事件に対する処理態勢を充実・強化していくことが不可欠であり、これらの事件処理のために必要な図書の追録と雑誌の整備に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

	高裁本庁	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計
法律図書 追録	8	50	0	58
法律雑誌	8	50	63	121

(8) 裁判所時報の刊行【要望】

<要求要旨>

最高裁判所の重要判例、通達、通知、その他裁判所職員に必要な情報を迅速に提供するため、裁判所時報の定期的刊行に必要な経費を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	庁用							職員用	寄贈	予備	計			
	最高	高等		地方		簡易	家庭							
		本庁	支部	本庁	支部		本庁	支部						
配布部数	30	(8 庁×5)	(7 庁×3)	(50 庁×8)	(203 庁×3)	(438 庁×2)	(50 庁×7)	(203 庁×2)	25,550	170	39 28,491			
		40	21	400	609	876	350	406						

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。)

(9) 最高裁判所判例集の刊行【要望】

<要求要旨>

最高裁判所判例委員会が選んだ最高裁判所の判例を登載した最高裁判所判例集の定期刊行(年間索引1冊を含む。)に必要な経費を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	庁用								寄贈	予備	計			
	最高	高等		地方		簡易	家庭							
		本庁	支部	本庁	支部		本庁	支部						
配布部数	71	(8 庁 ×5)	(7 庁× 2)	(50 庁 ×4)	(63 庁 ×2)	(140 庁 ×1)	(388 庁 ×1)	(50 庁× 1)+26	(203 庁 ×1)	141	4 1, 403			

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。簡易裁判所は、支部併置及び独立簡易裁判所の合計である。家裁本庁のうち家裁専任庁26庁については2部整備する。)

(10) 最高裁判所裁判集の刊行【要望】

<要求要旨>

最高裁判所の判決及び決定のなかで判例集に登載しないが比較的重要なものにつき、最高裁判所民事裁判集及び最高裁判所刑事裁判集として定期的に刊行している。

最低限の部数(民事25部、刑事28部)について、定期刊行に必要な経費を要求する。

<配布計画>

配布区分	最高	高等	予備	計
民事裁判集	15	(8 庁×1) 8	2	25
刑事裁判集	18	(8 庁×1) 8	2	28

(11) 裁判所データブック【要望】

＜要求要旨＞

我が国の社会経済構造は、日々大きく変化し、発生する法的紛争はますます複雑、多様化している。これらの紛争を早期に解決し、安定した社会を実現する裁判所の役割は大きなものであり、司法に対する国民の関心は高まっている。司法が国民の期待に応え、国民の利益となるようするためには、日々、適正迅速な裁判の実現に努めるとともに、国民に裁判の在り方や裁判所の現状について正しく理解してもらうことも必要である。

そのために、裁判所の組織、機構、裁判統計等裁判所の現況をコンパクトにまとめた一覧性に優れた資料を作成し、各裁判所に配布し、広報担当職員が外部からの資料提供依頼に対して的確に応えられるような執務態勢を整え、国民が裁判手続や裁判所の情報を容易に知り得る状態にすべきである。そこで、引き続き裁判所データブックの刊行に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分	庁用							予備	計
	最高	高等		地方		簡易	家庭		
		本庁	支部	本庁	支部		本庁		
配布部数	20	(8 庁× 10)	(7 庁×5)	(50 庁 ×20)	(203 庁 ×5)	(438 庁 ×3)	(50 庁 ×10)		4,000
		80	35	1,000	1,015	1,314	500	36	

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。)

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	資料室図書			0(178,544)		
	法規集 追録			0(35,060)		
	現行法規総覧 追録			0(3,014)		
	その他の図書			0(140,470)		
	法律図書			0(102,432)		
	六法全書			0(38,038)		
	知財高裁用資料室図書			0(238)		
	法律図書			0(18,159)		
	法律雑誌			0(185)		
	知財高裁用法律雑誌					

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備考	明 細 書 頁
	簡易裁判所の図書資料の整備			0(29,644)		
	法律図書			0(23,641)		
	法律雑誌			0(6,003)		
	行政通達先例集の整備					
	法律図書 追録			0(10,339)		
	コンメンタール消費税法 追録			0(1,363)		
	破産, 執行, 保全事件処理用の図書			0(11,772)		
	法律図書 追録			0(4,152)		
	法律雑誌			0(7,620)		
	金融関連事件処理用の図書			0(5,531)		
	法律図書 追録			0(1,831)		
	法律雑誌			0(3,700)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價(円)	所 要 額(千円)	備考	明 細 書 頁
(印刷製本費)						
	裁判所時報			0(8,579)		
	裁判所データブック			0(410)		
	知財高裁用 裁判所時報			0(2)		
	最高裁判所判例集			0(5,595)		
	知財高裁用 最高裁判所判例集			0(8)		
	最高裁判所裁判集			0(2,209)		
	民事裁判集			0(684)		
	刑事裁判集			0(1,525)		
	知財高裁用 裁判所データブック			0(1)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 3
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	資料室図書			181,506(102,432)		
	その他の図書			142,792(102,432)		
	法律図書			103,652(102,432)		
	増税後	15,540(7,770)冊	(6,652) 6,670 (6,531)	103,652(51,686)		
	増税前	0(7,770)冊	6,670	0(50,746)		
	六法全書	3,881部	10,085	39,140(0)		
	法規集 追録	199組	178,486	35,519(0)		
	現行法規総覧 追録	11部	290,430	3,195(0)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	知財高裁用資料室図書 法律図書			240(238)		
	法律雑誌	増税後 36(18)冊	(6,652) 6,670 (6,531)	240(120)		要望 2
		増税前 0(18)冊	6,670	0(118)		3
	高裁			18,472(18,159)		
				1,509(1,482)		
	地裁	増税後 8序	(93,451) 188,570	1,509(748)		
		増税前 0(8)序	91,752	0(734)		
				9,429(9,261)		
	家裁	増税後 50序	(93,451) 188,570	9,429(4,673)		
		増税前 0(50)序	91,752	0(4,588)		
				7,534(7,416)		
				7,534(3,742)		
	知財高裁用法律雑誌	増税後 50序	(74,834) 150,676	0(3,674)		
		増税前 0(50)序	73,473	189(185)		
				189(93)		
		増税後 1序	(93,451) 188,570	0(92)		
		増税前 0(1)序	91,752			

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	簡易裁判所の図書資料の整備			30,060(0)	
	法律図書	185冊	129,684	23,992(0)	
	法律雑誌	185冊	32,799	6,068(0)	
	行政通達先例集の整備				
	法律図書 追録			10,747(10,339)	
	増税後	8組	(652,080)		
	増税前	0(8)組	1,343,353	10,747(5,217)	
			640,224	0(5,122)	
	コンメンタール消費税法 追録			1,693(1,363)	
	増税後	85組	(8,094)		
	増税前	0(85)組	19,920	1,693(688)	
			7,947	0(675)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	破産、執行、保全事件処理用の図書			13,636(11,772)		
	法律図書 追録		(10,022)	5,946(4,152)		
	増税後	209組	28,450	5,946(2,095)		
	増税前	0(209)組	9,840	0(2,057)		
	法律雑誌		(18,398)	7,690(7,620)		
	増税後	209組	36,796	7,690(3,845)		
	増税前	0(209)組	18,064	0(3,775)		
	金融関連事件処理用の図書			6,732(5,531)		
	法律図書 追録		(15,930)	2,999(1,831)		
	増税後	58組	51,706	2,999(924)		
	増税前	0(58)組	15,640	0(907)		
	法律雑誌		(15,428)	3,733(3,700)		
	増税後	121組	30,855	3,733(1,867)		
	増税前	0(121)組	15,147	0(1,833)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價(円)	所 要 額(千円)	備考
(印刷製本費)					
	裁判所時報	28,488部 25回	9.163	6,526(0)	
	裁判所データブック	3,995部	106.150	424(0)	
	知財高裁用 裁判所時報 増税後	3部 25(14)回	(12.122) 9.163	1(2)	
	増税前	0(3)部 0(11)回	11.902	1(1)	
				0(1)	
	最高裁判所判例集 増税後	1,401(1,402)部 11(6)回	(365.801) 287.600	4,432(5,595) 4,432(3,077)	
	増税前	0(1,402)部 0(5)回	359.150	0(2,518)	
				6(8)	
	知財高裁用 最高裁判所判例集 増税後	2部 11(6)回	(365.801) 287.600	6(4)	
	増税前	0(2)部 0(5)回	359.150	0(4)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價(円)	所 要 額(千円)	備考
	最高裁判所裁判集			2,115(2,209)	
	民事裁判集			628(684)	
	増税後	25部	(9,175)		
		3(2)回	8,375	628(459)	
	増税前	0(25)部	9,008		
		0(1)回		0(225)	
	刑事裁判集			1,487(1,525)	
	増税後	28部	(18,261)		
		3(2)回	17,698	1,487(1,023)	
	増税前	0(28)部	17,929		
		0(1)回		0(502)	
	知財高裁用 裁判所データブック	5部	(102,600)		
			106,150	1(1)	

<p><u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u></p> <p><u>裁判事務の器具整備経費</u></p> <p>(1) 電子速記タイプライター【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>民事事件、刑事事件において、証人等の供述内容を逐語的に記録する場合に、速記官が立ち会って速記し、速記録を作成している。速記官が速記するための機器として、これまで速記タイプライターを整備してきたところ、安定的な維持管理に支障を来す見込みであることから、後継機種として、電子速記タイプライターを整備する必要がある。</p> <p>＜整備計画＞</p> <p>平成30年度から段階的に整備を行っており、令和2年度は、36台の整備にかかる経費を要求する。</p> <p>(2) パーフォレータ【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所においては、その作成する書類の一部抜取りや改ざん防止のため、裁判関係文書謄本等の各葉にわたって契印をすることが必要とされているが、裁判関係文書謄本等は一度に複数部作成することや大部になることもあり、その一葉ごとにページをめくって、手作業で押印する負担は無視できない。契印に代えて、細かい穴による文字、記号等を文書の初葉から末葉まで打ち抜くことにより、契印事務を大幅に省力化するため、パーフォレータを整備する必要がある。</p> <p>また、パーフォレータの使用頻度は極めて高く、かつ、上記のとおり手作業で代替することは現実的でないことから、裁判関係文書謄本等に対する信頼確保を図りつつ、裁判事務に支障が生じないように、耐用年数に応じた鍵付きのパーフォレータを各裁判所に整備するために必要な経費を要求する。</p> <p>＜整備計画＞</p> <p>令和2年度は、258台の整備にかかる経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁 要望 25</p>
--	--------------------------------

(3) 法廷用デジタル録音機【要望】

＜要求要旨＞

社会、経済情勢の変化により、複雑困難な事件が増えている中で、逐語録需要の増加に容量的、機動的に対応するため、速記録に加え、法廷供述を録音反訳して逐語録を作成する方式(録音反訳方式)により法廷における証人尋問等の供述内容を正確に記録する必要があり、そのために、質問者及び供述者の音声を確実かつ明瞭に録音するためにデジタル録音機を整備する必要がある。

また、簡易裁判所における民事訴訟事件については、民事訴訟規則において、証拠調べの証人等の陳述の結果の記載を省略できることとされているが、この場合、当事者の裁判上の利用に供するため、その証人等の陳述の結果を記録する必要があり、そのためにもデジタル録音機を整備する必要がある。

＜整備計画＞

令和2年度は、1, 588台の整備にかかる経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	電子速記タイプライター			0 (33,385)		

明細

書頁

要望

25

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)					
	電子速記タイプライター	36(30)台	(1,112,833) 1,201,536	43,255 (33,385)	
	パーフォレータ	258台	247,500	63,855 (0)	
	法廷用デジタル録音機	1,588台	52,580	83,497 (0)	

<p><u>裁判運営の改善経費</u></p> <p>(1) 事務視察旅費</p> <p>(ア) 調査官視察【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>最高裁判所調査官が調査官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、合理的、能率的な調査官事務を行うために、裁判事務に関して、下級裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。</p> <p>そこで、最高裁判所調査官が下級裁判所を視察するために必要な経費を引き続き要求する。</p> <p>(イ) 書記官事務視察【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>書記官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、事務の改善及び統一に資するために、各高等裁判所を視察して、その実情を正しく把握することが不可欠である。</p> <p>そこで、各高等裁判所を視察するために必要な経費を引き続き要求する。</p> <p>(2) 訟廷事務査察旅費【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所（いずれも支部を含む。）における書記官事務及び訟廷事務の運用状況について具体的に査察調査し、事務の改善及び統一に資するために必要な経費を引き続き要求する。</p>	明細
	書 頁
	要望
	6 7 12

(3) 法令・判例等検索システム【要望】

<要求要旨>

法令・判例等検索システムは、法令、判例及び法律判例関係文献の各情報が、相互にリンクされたデータベースサービスであり、裁判官や書記官の端末パソコンからアクセスすることにより、裁判執務に必要な法令及び判例等を、机上において容易かつ瞬時に入手することができるものである。

法令検索においては、一般に数万件以上の法律、政令、勅令、省令、規則、告示及び条約等の情報（参考：六法全書の収録法令数は約850件）が、フリーワードを含む用語等の指定により容易かつ瞬時に検索することができる。また、特定の月日を指定することで、将来及び過去の特定の時点で有効である法令等の検索をすることもできる。

判例検索においては、裁判所、裁判年月日、事件番号での検索だけではなく、各判例の論点に付されたキーワードを利用した検索も可能で、さらに、審級関係にある判例及び同一の論点を持つ判例なども順次参照することができ、判例の確認漏れを防ぐこともできる。

法律判例関係文献検索においては、刊行されている法律関係の図書・研究紀要・雑誌掲載論文等がデータベースとして整備されていることから、参考としたい文献に素早くアクセスすることが可能であるほか、フリーワードによる検索を利用して関連する書籍も見落とすことなく調査することが可能となる。

このように、法令・判例等検索システムは、裁判実務を進める上で必須となる法令、判例、法律関係の文献の情報を極めて迅速かつ効率的に調査することを可能とするシステムであり、現在の裁判実務において必要不可欠なものであるから、令和2年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。

なお、本件は、複数年度に亘る契約を締結する必要があるため、5箇年の国庫債務負担行為を要求する。

<p>(4) 法律雑誌等検索システム【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>法律雑誌等検索システムは、主要法律雑誌に掲載される論文、判例評釈及び解説が、判例と関連付けるなどして検索閲覧できるものである。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>このシステムにより、膨大な数の法律雑誌から事件処理に必要な論文等を資料室などで探し出し、場合によってはレフアレンスなどまでして探索する作業が不要となるため、第一線で裁判実務に携わっている裁判官及び書記官等にとって、極めて効率的かつ容易に実務上必要な論文等に触れることができるツールである。このように、本システムは、迅速かつ効率的な裁判運営を支えるために必要不可欠なものであることから、令和2年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。</p>	<p>要望 7</p>
<p>なお、本システムと法令・判例等検索システムは、それぞれのシステムの特長が異なり、双方を相互に利用補完することによって、裁判事務の効率化に一層の寄与をすることができるものである。</p> <p>また、本件は、複数年度に亘る契約を締結する必要があるため、5箇年の国庫債務負担行為を要求する。</p>	

(5) Web版図書情報システム【要望】

＜要求要旨＞

Web版図書情報システムは、下級裁判所の資料室及び裁判官室等で管理している図書資料（約230万冊）の情報を、インターネット回線を利用して、運営会社の提供する蔵書検索サービスにデータをアップロードし、職員が同サービスにインターネット回線を利用してアクセスすることにより、図書資料の有無や配架場所を検索できるものである。

Web版図書情報システムは、書籍名や著者名等のキーワードを入力することにより、関連する蔵書の有無や配架場所を瞬時に検索することが可能であり、適正迅速かつ効率的な事務処理に有効であることから、令和2年度も引き続きその利用に必要なライセンス等を要求する。

なお、本件は、複数年度に亘る契約を締結する必要があるため、5箇年の国庫債務負担行為を要求する。

(6) 管内実情視察旅費【要求】

<要求要旨>

合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現するためには、司法行政事務を総括する高裁長官又は地・家裁所長が管内の裁判所の司法行政事務及び裁判事務の処理態勢全般にわたる問題について十分に認識し、実情に即応した適切な司法行政上の指導、監督を行うことが必要である。そのためには、高裁長官又は地・家裁所長等が管内各裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。

そこで、高裁長官が管内地・家裁を、地・家裁所長等が管内地・家裁支部及び簡裁を視察するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

区分	視察期間	視察 庁	1年間の視察庁	日 程	備 考
高裁長官実情視察	3年	50(42)	17(14)	2泊3日	地・家裁50箇所(地・家裁は同一所在地)を3年間で視察する。
地裁所長実情視察	2年	438(384)	219(192)	日帰り	簡裁438庁(支部203庁は簡裁と同一所在地)を2年間で視察する。
家裁所長実情視察	2年	122(122)	61(61)	日帰り	専任の所長が置かれた家裁26庁の管内支部122庁を2年間で視察する。

()内の数字は要旅行庁

(7) 協議会出席旅費、会議費

(ア) 所長等管内別協議会【要望】

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務及び經理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、その中でも、特に高裁管内特有の問題について、各地・家裁の司法行政事務を総括する所長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。司法行政に関する事項を全国的な視野に立って協議する中央会同の趣旨、目的を徹底させるためにも、このような管内別協議会を行うことが是非とも必要である。特に、近年、社会、経済情勢は急速に変化し、複雑困難な事件が増加しているという現状に対応して、より適正迅速な裁判を実現するために、各高裁管内において、人的、物的態勢の整備や、各種情報の共有などといった司法行政面での支援態勢を整える必要性が一層高まっている。このような状況に対応するためには、適時、管内の所長が一堂に会し、意見交換を行うことが必要である。

そこで、所長等管内別協議会を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列者	計
所長等管内別協議会	1日	各高等裁判所	地裁所長 100(84) 家裁所長 52(36) 計 152(120)	高裁長官 16(0)	高裁事務局長 16(0) 高裁担当官 32(0) 地・家裁事務局長 152(120) 計 200(120)	368 (240)

()内の数字は要旅費人員

(イ) 裁判事務研究会【要望】

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、各裁判所内部における適正な人員配置、事務分配の改善、書記官等補助機関の活用、法廷、庁舎等の警備、報道機関との対応等、裁判を遂行する上で必要となる事務処理態勢全般にわたる様々な課題について、多くの裁判所、裁判官の間で意見交換を行い、協力して最も合理的、効果的な解決方策を探求することが必要である。各高裁管内の裁判官が一堂に会し意見交換を行う裁判事務研究会は、法解釈、運用等に関する裁判官の協議会及び司法行政に関する事項を協議する協議会、事務打合せ等と並び、有効に機能している。また、このような研究会を継続的に実施することで、裁判事務を遂行する上での今日的課題に対処し、所期の目的を達成することが可能となる。

そこで、高裁別の裁判事務研究会に必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			研究員	参列員等	計
裁判事務研究会	1日	各高等裁判所	高裁本庁部総括 高裁支部裁判官 地裁本庁裁判官 地裁支部裁判官 計	93(0) 6(6) 50(42) 25(25) 174(73)	高裁長官 高裁事務局長 計 8(0) 8(0) 16(0) 190 (73)

()内の数字は要旅費人員

							明細 書頁
							要望 10
							12
							13
(ウ) 第一審充実協議会【要望】							
<要求要旨>							
<p>第一審である地方裁判所における合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、裁判官のみの努力では足りず、訴訟手続に直接携わる検察官及び弁護士の協力が不可欠である。そこで、裁判所の事件処理手続あるいはその運用等裁判運営全般にわたる様々な課題について、裁判官だけでなく、多くの検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換を行い、相互に協力して最も合理的、効果的な解決方策を探求することが必要である。そして、各出席者が協議の後それぞれの組織において協議内容及び結果を説明、周知することによって、より望ましい実務が定着することになる。</p>							
<p>とりわけ、昨今、社会、経済情勢の変化を反映して、これまでにない類型の複雑困難な民事訴訟事件が増加し、これらの事件での争点整理の在り方や専門委員の活用の在り方、裁判員裁判の適正迅速な審理のための公判前整理手続の在り方、各種事件におけるプライバシー保護の在り方、成年後見人等に対する監督の在り方といった新しい実務上の諸問題が生じており、このような状況の下で、より適正迅速な裁判を実現するためには、これまで以上に裁判の当事者の理解を求め、その意識改革に努める必要がある。</p>							
<p>このように、裁判官をはじめとする裁判所職員のみで行う協議会及び事務打合せ等のほかに、裁判官、検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換する機会を設け、より効果的な方策を検討することは、裁判所にとって、最も合理的、効果的に現実に即した一定の取扱いを考案し、その定着を図ることができるものとして是非とも必要である。</p>							
そこで、地裁別の第一審充実協議会を実施するために必要な経費を引き続き要求する。							
<実施計画>							
協議会名	会期	開催場所	出席者				
			裁判所委員	検察庁委員	弁護士委員	計	備考
第一審充実協議会	1日	各地方裁判所	地裁本庁 裁判官 350(0) 地裁支部 裁判官 102(102) 計 452(102)	地検本庁 検事 350(0) 地検支部 検事 102(0) 計 452(0)	地裁本庁 管内弁護士 350(0) 地裁支部 管内弁護士 102(102) 計 452(102)	1,356 (204)	地裁支部(地裁支部管内)からの出席者は、支部203庁から各1人、半数ずつ隔年で出席する。

()内の数字は要旅費人員

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	事務視察旅費 調査官視察 書記官事務視察 訟廷事務査察旅費			0(990) 0(349) 0(641) 0(366)		
情報処理業務庁費 (雑役務費)	法令・判例等検索システム 現行契約分			0(44,225)		
	知財高裁用 法令・判例等検索 システム 現行契約分			0(87)		
	法律雑誌等検索システム 現行契約分			0(29,332)		
	知財高裁用 法律雑誌等検索 システム 現行契約分			0(94)		
	W e b 版図書情報システム 現行契約分			0(192)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	管内実情視察旅費 高裁長官実情視察 (→地家裁)			4,732(4,732) 1,616(1,616)	
	長官 秘書官 事務局長	14人 14人 14人	42,676 33,510 39,316	597(597) 469(469) 550(550)	
	地裁所長実情視察 (→支部・簡裁)			2,371(2,371)	
	所長 事務局長	192人 384人	4,418 3,966	848(848) 1,523(1,523)	
	家裁所長実情視察 (→支部)			745(745)	
	所長 事務局長	61人 122人	4,345 3,937	265(265) 480(480)	
	協議会出席旅費 所長等管内別協議会			0(9,663) 0(5,836)	
	裁判事務研究会 (高裁別)			0(1,974)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	第一審充実協議会 (地裁別)			0(1,853)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	訟廷事務査察旅費			0(13,118)		
序費 (会議費)	第一審充実協議会 (地裁別)			0(1,853)		
	第一審充実協議会 (地裁別)			0(100)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 6 7
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	事務視察旅費 調査官視察 調査官(指定職) 書記官事務視察 局課長 事務官 訟廷事務査察旅費 首席書記官 主任書記官	7人 7人 7人 4人 4人	49,853 49,853 41,678 49,853 41,678	990(0) 349(0) 641(0) 349(0) 292(0) 366(0) 199(0) 167(0)		

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
情報処理業務手費 (雑役務費)	法令・判例等検索システム 次期契約分	一式	41,920,309	41,921(0)	
	知財高裁用 法令・判例等検索システム 次期契約分	一式	80,771	81(0)	
	法律雑誌等検索システム 次期契約分	一式	29,617,500	29,617(0)	
	知財高裁用 法律雑誌等検索システム 次期契約分	一式	82,500	83(0)	
	W e b 版図書情報システム 次期契約分	一式	2,838,000	2,838(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 所長等管内別協議会 地裁所長 地裁事務局長 家裁所長 家裁事務局長	84人 84人 36人 36人	26,489 22,147 26,489 22,147	9,663(0) 5,836(0) 2,225(0) 1,860(0) 954(0) 797(0)	
	裁判事務研究会 (高裁別) 高裁支部裁判官 地裁裁判官 地裁支部裁判官	6人 42人 25人	36,836 26,489 25,580	1,974(0) 221(0) 1,113(0) 640(0)	
	第一審充実協議会 (地裁別) 地裁支部裁判官	102人	18,169	1,853(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	訟廷事務査察旅費 民刑首席書記官 (高裁→高裁支部) 首席書記官等 主任書記官等			13,118(0) 689(0)		
		12人	29,823	358(0)		要望 10
		12人	27,618	331(0)		12
	民刑首席書記官 (高裁→地家裁) 首席書記官等 主任書記官等			3,411(0)		13
		84人	21,421	1,799(0)		
		84人	19,194	1,612(0)		
	民刑首席書記官 (地裁→地裁支部) 首席書記官等 主任書記官等			6,002(0)		
		203人	15,887	3,225(0)		
		203人	13,682	2,777(0)		
	首席書記官 (家裁→家裁支部) 首席書記官等 主任書記官等			3,016(0)		
		102人	15,887	1,620(0)		
		102人	13,682	1,396(0)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	第一審充実協議会 (地裁別) 弁護士	102人	18,169	1,853(0)		
会議費 (会議費)	第一審充実協議会 (地裁別)	904人	110.9	100(0)		

裁判官の執務環境改善経費

裁判官室用法律雑誌【要望】

＜要求要旨＞

裁判官の執務環境の整備を図るために、裁判官室に、最新の法情報のなかでも、特に常時把握しておく必要性の高い判例、立法、学説等の動向についての基本資料である法律雑誌を整備する必要があり、そのために必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分	高等裁判所		地方裁判所		簡易裁判所		家庭裁判所		合計
	本 庁	支部	本庁	支部	本庁及び大規模支部・独立庁	本庁	支部		
法律雑誌	95	15	330	231	260	74	2	1,007	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	裁判官室用法律雑誌			0(70,233)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	裁判官室用法律雑誌			70,879(70,233)	
	増税後	1,007 部	70,386	70,879(35,438)	
	増税前	0(1,007) 部	34,553	0(34,795)	

裁判補助事務の強化改善経費

(1) 書記官等用六法【要望】

<要求要旨>

裁判所書記官及び家裁調査官（補）は、訴訟、審判、調停等の手続を進めていく上で重要な職責を担っており、実務の上で日常的に六法を参照することが必要不可欠であり、執務用六法の購入経費を本年度も引き続き要求する。

<配布計画>

区分	裁判所書記官用	家庭裁判所調査官（補）用	計
配布部数	9,853	1,596	11,449

(2) 事件受付用図書の整備【要望】

＜要求要旨＞

受付を充実し、当事者に対する十分な指導を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要があり、追録に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分 図書名	地裁本庁	地裁支部	独立簡裁	家裁本庁	家裁支部	合計
民事訴訟・非訟事件受付用図書		203	185			388
夫婦・親子関係事件受付用図書				50	203	253
相続関係事件受付用図書				50	203	253
破産・再生等事件受付用図書	50	203				253
民事保全事件受付用図書	50	203				253
借地・借家等調停事件受付用図書	50	203				253
民事執行事件受付用図書	50	63 (合議事件取扱庁に限る)				113

(3) 地裁首席書記官協議会（高裁別）【要望】

＜要求要旨＞

(ア) 地裁首席書記官の役割

首席書記官は、管内を含めた全裁判部門の書記官、速記官、事務官等を指導監督するほか、裁判部門の一般職員のトップとして、裁判官会議を直接補佐し、他の部門又は他の機関との折衝等を主な職務内容とするため、適正迅速な裁判の実現を図る上で極めて重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

書記官が行う事前準備、連絡調整等の裁判官の補佐的業務について、効果の方策を研究し、その適正、円滑な進行のため統一的基盤を検討する。

(ウ) 必要性

昨今、争訟の処理に要する時間と労力が増大する中で、事件の適正迅速な処理を図るには、手続の運営管理が重要になっている。その対策は極めて広範かつ多岐にわたるところ、書記官は裁判官を補佐して事前準備、連絡調整等の業務を行っている。そこで、首席書記官が中心となって、組織的に最も効果的な訴訟運営管理の方策を研究し、部下職員を指導するとともに、外部に対しても、あらゆる機会を通じ、書記官の補佐事務が適正円滑に遂行されるようにするための基盤を作っていく必要がある。

このような目的を達成するためには、高等裁判所単位で首席書記官が一堂に会し、当面する諸問題について情報交換する機会を持つことが不可欠であることから、その開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

協議会名	会 期	開催場所	出 席 者		
			協議員	参列員等	計
地裁首席書記官協議会	1 日	高裁本庁	地裁 50(42)	高裁首席書記官 8 高裁次席書記官 8 計 16	66(42)

() の数字は要旅費人員

(4) 家裁首席書記官協議会（高裁別）【要望】

＜要求要旨＞

(ア) 家裁首席書記官の役割

首席書記官は、家裁の書記官事務全般を総括し、家裁調査官を除いた家裁の裁判部門の一般職員を指導監督していく立場にある。一方、裁判官、首席家裁調査官及び事務局長との連絡調整を行うなど、家裁全体の裁判事務を適切円滑に運営する上で極めて重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

家裁における書記官事務を全国的な規模で標準化、均質化し、事務処理態勢の整備を行うための方策を検討する。

(ウ) 必要性

近年の社会経済の急激な変動に伴う家族意識の変化、社会の高齢化の進行、家族、学校、地域社会など少年を取り巻く環境の複雑化等に伴い、家庭事件（家裁に係属する家事事件及び少年事件）は、その内容がますます複雑多様化している。

家事事件の事務処理手続においては、裁判所の広範な裁量に委ねられている部分が大きく、担当者の交代等により事務処理方式が不統一になりやすいという面があるが、裁判所としては、前記のような社会変化の中で、国民が安定した手続を享受できるよう全国的な規模で事務処理方式の標準化、均質化を進めているところである。

このような状況の中で、家裁における書記官事務を中心とした事務処理態勢の在り方を見直し、その整備を図るためには、首席書記官が、実務上の問題点等について協議を行うとともに、各庁の経験に基づく意見及び情報の交換を行う必要があることから、その開催のための経費を要求する。

＜開催計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
家裁首席書記官協議会	1日	高裁本庁	家裁 50(42)	高裁首席書記官 8 高裁次席書記官 8 計 16	66(42)

() の数字は要旅費人員

(5) 地裁支部・簡裁主任書記官協議会（地裁別）【要望】

＜要求要旨＞

(ア) 主任書記官の役割

主任書記官は、自ら合議事件等の複雑な事件を担当するほか、部総括裁判官、支部長、簡裁の司法行政事務掌理者及び首席書記官と連絡を取り、その指示を仰ぎながら、各裁判部に配置された書記官、事務官等を指導監督するという重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内の書記官の事務処理及びその態勢、主任書記官の指導の在り方等について、首席書記官を交えて協議する。

(ウ) 必要性

書記官等の指導については、各庁の首席書記官が、首席書記官協議会等の結果を管内各庁の主任書記官等に伝達し、あるいは査察等を行うことにより、指導監督を徹底する態勢が採られてきたところであるが、首席書記官が管内隅々にわたって極めて実務的日常的な書記官等の事務の指導をすることは到底不可能であり、そのため、書記官事務に関して過誤が発生することや、各種施策の円滑な実施に支障を生ずることが危惧されるところである。

そこで、首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内支部及び簡裁において、第一線で書記官、事務官等の指導に当たっている主任書記官を対象として、毎年地裁単位で定期的に協議できる機会を設け、その中で、管内の書記官事務等の全般を統括し、裁判部職員を指導監督する立場にある地裁首席書記官を交えて、各庁の抱える多数の事務処理上あるいは事務処理態勢上の問題点とこれに対する指導の在り方等について協議し、日常的な問題とともにそのときどきにおける緊急なテーマを解決していくことが必要不可欠であることから、その開催のための経費を要求する。

＜開催計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列員等	計
地裁支部・簡裁主任書記官協議会	1日	地裁本庁	大規模支部(各2人) 170(170) 小規模支部(各1人) 118(118) 独立簡裁 (各1人) 185(185) 計 473(473)	地裁所長 50	地裁首席書記官 100	623(473)

() 内の数字は要旅費人員

(6) 書記官実務研究会（高裁別）【要望】

＜要求要旨＞

書記官は、その基本的職務である事件に関する記録の作成、保管等のいわゆる公証事務及びその他法律に定められた裁判手続に付随する事務を行うほか、法令、判例等の調査事務や事件の処理に關し必要な連絡準備等多岐にわたる事務を行っている。

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まり、事件の内容も複雑困難化している中、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現していくためには、裁判の補助機構として書記官が果たす役割も大きく、その職務内容もより高度なものへと変容してきている。

例えば、民事訴訟においては、適正迅速な裁判を実現するために書記官が裁判官と協働して法規上の根拠から導かれた事務の目的を見定め、事案の内容に即して主体的に合理的な事務処理を行うことが求められている。

書記官の役割は、刑事事件、家事事件、少年事件などにおいても同様であり、また、最近の経済情勢を受けて、民事執行事件や倒産関係事件においても、書記官がより主体的に事件の進行に関与して、適正迅速に処理することが必要とされている。

これらの事務の円滑な運用と定着を図るために、実務の第一線において自ら事務処理に携わり、かつ、直接部下の書記官等を指導する立場にある主任書記官等が、具体的な事務処理の在り方、問題点、解決策等について、各高等裁判所単位で研究、協議できる機会を設け、議論を深めた上、その結果を自府の書記官等にフィードバックすることが不可欠であることから、その開催のための経費を要求する。

＜開催計画＞

（ ）内の数字は要旅費人員

研究会名	会期	開催場所	出席者			
			研究員	主催者	参列員等	計
書記官実務研究会	1日	高裁本庁	地裁、簡裁及び家裁 112(84)	高裁長官 8	高裁首席書記官 8	128(84)

(7) 高裁首席書記官事務打合せ【要望】

＜要求要旨＞

近時ますます複雑困難化する裁判事務に対応して、書記官事務について検討すべき課題は各分野において多岐にわたつており、しかもそれぞれの課題を並行して検討していくべき差し迫った状況にある。

民事及び刑事の高裁首席書記官は、高裁管内の書記官の統括をしている立場にあり、各分野についての裁判部の課題等の実質的な議論をして、上記の状況に的確に対処していくために、高裁の民事、刑事両首席書記官が一堂に会して、民事及び刑事の両分野にわたって、書記官事務について協議する事務打合せを行う必要があることから、その開催のための経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者
高裁首席書記官 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁 16(14)

()内の数字は要旅費人員

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	書記官等の図書の整備(六法)			0(49,589)		
	書記官用			0(42,667)		
	家裁調査官(補)用			0(6,922)		
	事件受付用図書の整備			0(22,884)		
	民事訴訟・非訟事件受付用図書			0(8,866)		
	夫婦・親子関係事件受付用図書			0(2,789)		
	相続関係事件受付用図書			0(5,579)		
	破産・再生等事件受付用図書			0(697)		
	民事保全事件受付用図書			0(844)		
	借地・借家等調停事件受付用図書			0(3,486)		
	民事執行事件受付用図書			0(623)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 地裁首席書記官協議会 (高裁別)			0(10,707)		
	家裁首席書記官協議会 (高裁別)			0(930)		
	地裁支部・簡裁主任書記官協議会 (地裁別)			0(930)		
	書記官実務研究会 (高裁別)			0(6,572)		
	高裁首席書記官事務打合せ			0(1,652)		
				0(623)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁 要望 3 4
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	書記官等の図書の整備(六法) 書記官用 家裁調査官(補)用			49,654(6,922) 42,732(0) 6,922(6,922)		
	事件受付用図書の整備 民事訴訟・非訟事件受付用図書 増税後 増税前	9,853部 1,596部 388組 0(388)組	4,337 4,337 24,904 (11,530) 11,320	24,943(22,884) 9,663(8,866) 9,663(4,474) 0(4,392)		
	夫婦・親子関係事件受付用図書 増税後 増税前	253組 0(253)組	12,016 (5,563) 5,462	3,040(2,789) 3,040(1,407) 0(1,382)		
	相続関係事件受付用図書 増税後 増税前	253組 0(253)組	24,034 (11,127) 10,925	6,081(5,579) 6,081(2,815) 0(2,764)		
	破産・再生等事件受付用図書 増税後 増税前	253組 0(253)組	3,003 (1,390) 1,365	760(697) 760(352) 0(345)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	民事保全事件受付用図書 増税後 増税前	253組 0(253)組	3,637 (1,684) 1,653	920(844) 920(426) 0(418)		
	借地・借家等調停事件受付用図書 増税後 増税前	253組 0(253)組	15,021 (6,954) 6,828	3,800(3,486) 3,800(1,759) 0(1,727)		
	民事執行事件受付用図書 増税後 増税前	113組 0(113)組	6,008 (2,782) 2,731	679(623) 679(314) 0(309)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 地裁首席書記官協議会 (高裁別) 地裁首席書記官 家裁首席書記官協議会 (高裁別) 家裁首席書記官 地裁支部・簡裁主任書記官協議会 (地裁別) 支部主任書記官 簡裁主任書記官 書記官実務研究会 (高裁別) 主任書記官 高裁首席書記官事務打合せ 高裁首席書記官	42 人 42 人 288 人 185 人 84 人 14 人	22,147 22,147 13,917 13,977 19,809 44,489	10,741(10,707) 930(930) 6,594(6,572) (13,870) 4,008(3,995) (13,929) 2,586(2,577) (19,663) 1,664(1,652) 623(623)	

明細

書頁

要望

18

裁判員制度の施行に必要な経費裁判員制度の運営に必要な経費

評議室の図書の整備（六法全書）【要望】

<要求要旨>

裁判員制度の実施にあたって、裁判官と裁判員が、事実の認定、法令の適用及び刑の量定のための評議を行う評議室が、裁判員裁判を実施する地裁本庁及び支部に設置されている。

裁判員は、法令に精通しているわけではないので、評議にあたっては、裁判官が、裁判員に対して、必要な法令の説明を丁寧に行う必要があり、このことは、裁判員法66条5項が要請しているところでもある。また、それによって、裁判員もどの法令が適用され、その法令にはどのような刑が定められているかを理解し、裁判員としての職責を果たすことができるようになる。

そのための裁判員に対する法令の説明を行う際の資料としては、裁判員裁判対象事件に関する法令をほぼ収録している六法全書が有益であり、六法全書は法令の改廃に応じて毎年新たな版が刊行されるので、評議室に最新の六法全書を1部ずつ整備するための経費を要求する。

<配布計画>

地方裁判所の評議室に1部ずつ配布する。

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	評議室の図書の整備（六法全書）			0(1,466)	

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	評議室の図書の整備 (六法全書)	148(149)	(9,839) 10,085	1,493(1,466)	

明細
書頁
要望
18

人 事 局 經 費

目 次

	分冊	頁
一 経 常 事 務 費		
1 基 本 経 費 -----	1	— 1 6 3
2 委員会に必要な経費 -----	1	— 1 6 5
3 人事行政経常経費 -----	1	— 1 6 9
二 裁判所の機構の維持に必要な経費		
執務機構の整備 -----	1	— 1 7 8
三 人事行政充実等に必要な経費 -----	1	— 1 8 3
四 裁判事務の迅速適正化に必要な経費		
裁判補助事務の強化改善経費 -----	1	— 2 1 9
五 調停制度の充実強化に必要な経費		
調停事件の処理経費 -----	1	— 2 2 0

<p><u>経常事務費</u></p> <p><u>基本経費</u></p> <p>人事異動の適正化経費 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所は、全国に多数の官署を有しており、欠員補充並びにローテーションによる適材適所の人員配置及び人材育成を行い、もって迅速かつ適正な事務処理を実現するために、一定程度の人事異動が不可欠である。このため、従来から裁判官等の各クラスそれぞれの定員と平均的な在任期間に応じた赴任旅費が予算化され、裁判事務及び司法行政事務を円滑に行うための態勢の確立が図られてきた。</p> <p>そこで、令和2年度においても、①長官・判事、簡裁判事について、平均的な在任期間を考慮すると定員の約1／4が毎年定期的な異動を必要としていることから558人分及び258人分を、②判事補については、同様の理由で、定員（新任の90人を除く。）の約1／3に当たる293人分を、さらに、③新任判事補任官に伴う赴任旅費として90人分、合計236,628千円を要求する。</p> <p>また、一般職のうち、④局（次）長・首（次）席クラスについては、定員の約1／3が定期的な異動を必要としていることから308人分を、同様に、⑤主任書記官クラスについては、定員の約1／4に当たる1,101人分を、⑥その他（一）職員については定員の約1／6に当たる2,852人分の合計305,605千円を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
	<p>要求 8</p>

経費積算内訳 【要求】							明細書頁 要求 8	
区分		予算定員	基本経費			備考		
			人員	単価(円)	所要額(千円)			
裁判官	長官・判事	(2,108) 2,148	増税後 558(285)	(208,763) 211,002 207,610	117,739(59,497) 0(58,961)			
	新任以外 判事補		増税後 293(160)	(247,878) 246,198 246,509	72,136(39,660) 0(39,195)			
			増税前 0(284)	90	(129,644) 132,055	(11,668) 11,885		
	簡裁判事	806	増税後 258(117)	(130,206) 135,149 129,487	34,868(15,234) 0(15,150)			
	計		増税後1,199(652)		236,628(126,059) 0(113,306)			
	局(次)長 首(次)席	(879) 880	増税後 308(154)	(136,891) 136,909 136,135	42,168(21,081) 0(20,965)			
	主任書記官級		増税前 0(154)	(89,174) 86,439 88,682	95,169(49,046) 0(48,775)			
	その他の 行(一)職員等	(16,123) 16,157	増税後2,852(1,338)	(63,365) 59,000 63,015	168,268(84,782) 0(84,503)			
	計		増税前 0(1,341)	(21,233) 21,270	305,605(154,909) 0(154,243)			
合計		(25,099) 25,151	増税後5,460(2,694)		542,233(280,968) 0(267,549)			
所要額(項) 最高裁判所				赴任旅費 基本経費			542,233(548,517)千円	

明細 書頁	要求 12 13 A
<p><u>委員会に必要な経費</u></p> <p>(1) 司法修習生考試委員会 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後、試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える（裁判所法第67条第1項）とされ、この試験を行うため最高裁判所にこの委員会が置かれている（司法修習生に関する規則第12条第1項）。</p> <p>この委員会は、委員長たる最高裁判所長官並びに裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士及び学識経験者で組織され（同規則第12条第2項、第3項）、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行い（同規則第14条）、修習成績と考試の結果によって試験の合否を決定する（同規則第16条）。</p> <p>また、考試の実施に当たり、最高裁判所は、考查委員を委嘱することができ、考查委員は、考試の実施に関し、問題作成及び答案審査など委員長が特に命じた事務を行う（同規則第12条の2）。</p> <p>そこで、委員会開催及び考試実施に必要な経費を要求する。</p>	
<p>(2) 簡易裁判所判事選考委員会 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第45条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。</p> <p>この委員会は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会から推薦を受けた者に対して、一次選考として筆記試験、二次選考として口頭試問を行う。</p> <p>委員会は、裁判官（3人）、検察官（1人）、弁護士（2人）及び学識経験のある者（3人）でこれを構成し、年に数回各委員を招集し、開催する。</p> <p>そこで、簡易裁判所判事選考委員会開催に必要な経費を要求する。</p>	

<p>(3) 簡易裁判所判事推薦委員会 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第45条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。</p> <p>この選考は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者を対象に行うことになっているので、同委員会の開催が必要である。</p> <p>この委員会は、地方裁判所長、地方裁判所判事（2人）、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会长及び学識経験のある者（2人）でこれを構成し、主に年1回各委員を招集し、開催する。</p> <p>そこで、簡易裁判所判事推薦委員会開催に必要な経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁 要求 12 76 D</p>
--	---

経費積算内訳 【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 委員手当	司法修習生考試委員会 委員	15人 1回 出席率80%	19,600	235(235)		要求 12 13
	簡易裁判所判事選考委員会 委員	5人 5回 出席率80%	19,600	392(392)		
	司法修習委員会 委員長	1人 5回 出席率100%	22,700	2,309(2,309)		
	委員	6人 5回 出席率80%	19,600	114(114)		
	幹事	11人 10回 出席率80%	19,600	470(470)		
諸謝金 (依頼協力謝金)	答案採点謝金 司法修習生考試委員会	1,561(1,576) 人 2科目 1.5人 1問	400	1,725(1,725) 1,873(1,891)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
庁費 (会議費)	司法修習生考試委員会 簡易裁判所判事選考委員会	15人 1回 5人 5回	110.9 (108.9) 110.9	2(2) 3(3)	
(項)下級裁判所 委員手当	簡易裁判所判事推薦委員会 委員	150人 1回 出席率80%	17,700 (108.9)	2,124(2,124)	
庁費 (会議費)	簡易裁判所判事推薦委員会	264人	110.9	29(29)	

<p><u>人事行政経常経費</u></p> <p>(1) 公平委員会 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が、その意に反して、降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた場合には、当該職員は、一定期間内に、最高裁判所に対し不服申立てを行い、処分の取消し又は変更を求めることができる。</p> <p>最高裁判所は、各事案ごとに、裁判所職員及び識見豊かな在野法曹を主体として公平委員3名又は5名を選んで公平委員会を組織し、公平委員会は、審理を進める過程で証拠調べを行い、必要がある場合には、証拠の所在地に赴いて証拠調べを行う。最終的に、公平委員会は、調書を作成して判定に関する意見を付した上最高裁判所に提出する。</p> <p>そこで、公平委員手当、証拠の所在地における証拠調べに必要な経費を要求する。</p> <p>(2) 災害補償審査委員会 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が、公務上又は通勤によって、負傷したり死亡したりするなどの災害を受けた場合は、災害により生じた損害のてん補として、損害の程度に応じた補償を受けることができる。そして、補償の実施機関が行った災害の認定、療養の方法、補償金額の決定等について不服がある場合には、最高裁判所に対して審査の申立てを行うことができる。</p> <p>最高裁判所においては、最高裁職員1名及び学識経験者4名からなる最高裁判所災害補償審査委員会が常設されており、同委員会は、申立ての審理を行い、必要があると認めるときは、災害のあった場所等に立入検査を行う。最終的に、同委員会は、委員会の意見を付した調書を作成して最高裁判所に提出する。</p> <p>そこで、災害補償審査委員手当、立入検査に必要な経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>要求 15 16</p>	

<p>(3) 公平事件弁護士謝金 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>その意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた裁判所職員が、最高裁判所に対して不服申立てを行った場合、当該処分を行った裁判所は、処分者として公平審理に出席する必要があり、弁護士に代理人又は代理人を依頼する必要がある。</p> <p>そこで、弁護士に謝金として支払う経費を要求する。</p> <p>(4) 任用関係調査 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>社会経済情勢のさらなる変化を受け、裁判所の判断が社会経済や国民生活に大きく影響する複雑・困難な事件等が増加傾向にある一方、裁判所が、国民から期待される訴訟のスピードアップを図り、その使命を適切に果たしていくためには、裁判官の個々の力量を向上させ、適切に全国の裁判所に配置するなど従来以上にきめの細かい任用政策を実施する必要が生じている。</p> <p>裁判官の任用については、最高裁判所が管理しているが、適材を適所に配置し、適切な任用政策を策定するために必要な情報収集を実際に下級裁判所に足を運ぶことによって行うとともに、新たな政策の浸透状況を把握して的確な指導を行う必要がある。</p> <p>そこで、裁判官の任用関係を調査するために必要な経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
	<p>要求 15</p>

<p>(5) 公務災害実地調査 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所においては、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第3条に定める実施機関である最高裁判所事務総局が、公務上又は通勤による災害といえるかどうかの認定を行っている。</p> <p>最近話題とされている精神疾患や過労死のような事案においては、公務が疾病・死亡の有力な原因になっていること、公務と疾病・死亡の関連について医学的に妥当性が認められることを立証することが必要であるところ、疾病等は多くの要因が作用し合って引き起こされる場合が多いため、認定に当たっては、本人の職務の量、勤務状況、健康状況、嗜好、主治医の見解など、多岐にわたった調査が必要となる。</p> <p>また、仮に公務外の災害と認定された場合は、後に不服審査申立てが可能であり、必要があれば、実施機関は審査のための証拠書類を提出することになる。このことからしても、認定に当たっては詳細な資料を収集しなければならない。</p> <p>よって、認定が困難な事案については、実施機関が直接現地に赴いて、認定に必要な事項について詳しく調査を行う必要があり、そのための経費を要求する。</p> <p>(6) 給与事務の査察、指導 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化しており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきている。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第69条の規定に基づき、各裁判所における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。</p> <p>そこで、給与事務の査察、指導に要する経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
<p>要求 16</p>	

<p>(7) 紛争事件処理 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>全国各地の裁判所において、労使紛争が生じた場合に、その早急な解決を図るために必要な経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>(8) 任用に関する調査指導 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>近年の我が国における急激な社会経済状況の変化等を反映し、事件の複雑困難化が著しい状況の下、事件を適正かつ迅速に処理し、国民の期待に応える裁判所を実現するためには、一般職の任用政策上もきめ細かい配慮が必要となる。しかし、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性が存在することなど、最高裁判所が、報告等のみによって下級裁判所の実情をつぶさに把握するには困難な面がある。</p> <p>こうした事情から、下級裁判所における調査を実施することによって、任用の実情等適切な任用政策を策定するために必要な情報を収集するとともに、政策の推進・浸透状況を把握して的確な指導を行う必要がある。</p> <p>そこで、一般職の任用に関する調査指導を行うために必要な経費を要求する。</p>	<p>要求 16</p>

<p>(9) 人事関係事務打合せ 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。とりわけ人事事務においては、事件数の変動、内容の複雑困難化等による司法需要の増大や職員の意識の変化に対応するとともに、国家公務員全体の職員制度に関する動向等も踏まえ、それが裁判所の人事事務に与える影響等も考慮し、人事評価や職員育成を含む人事政策の在り方を常に見直しつつ各種施策を実施していくことが求められている。そして、その実施をスムーズに行うためには、実際に現場で職員を管理しつつ管内の地方裁判所及び家庭裁判所を指導している各高等裁判所の担当者（事務局次長、人事課長等）の意見を事前に聴き、調整した上で実施に移すことが必要不可欠であり、そのためには、全国の担当者が一堂に会して意見交換及び調整を行う中で政策の趣旨の浸透を図る機会を設けることが最も効率的である。</p> <p>そこで、こうした機会として、各高等裁判所の担当者を最高裁判所に集め、人事関係事務について協議する場を設定する必要があることから、その実施に必要な経費を要求する。</p> <p>(10) 調停委員等辞令書用紙 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>民事調停委員、家事調停委員、専門委員及び労働審判員（以下「調停委員等」と総称する。）は、最高裁判所が任命し、調停委員等の所属裁判所（これが簡易裁判所である場合は、所管の地方裁判所）が辞令書を作成して本人に交付することとされている。また、調停委員等の解任、辞任の申出の承認及び所属裁判所の指定又は変更等の上申について、最高裁判所の承認がされた場合についても、同様である。さらに、民事調停官及び家事調停官にも同じ辞令書用紙を交付している。</p> <p>そこで、調停委員等の辞令書用紙を印刷作成するために必要な経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>要求 77</p>	

経費積算内訳 【要求】

明細
書頁要求
15

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)最高裁判所 委員手当	公平委員会 委員長 委員	1人 8回 出席率100% 2人 8回 出席率80%	22,700 19,600	433(433) 182(182) 251(251)	
諸謝金 (弁護士謝金)	災害補償審査委員会 委員	4人 3件 3回 出席率80%	19,600	564(564)	
	公平事件弁護士謝金	1人	586,340	586(586)	
	訴訟事件弁護士謝金			0(333)	
職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費 公平委員会 委員 書記			1,491(1,478) 108(106) (59,014) 1人 1回 59,569 (47,319) 1人 1回 47,799	
				60(59) 48(47)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	災害補償審査委員会			108(106)		
	委員	1人 1回	(59,014) 59,569 (47,319)	60(59)		要求 15
	書記	1人 1回	47,799	48(47)		16
	任用関係調査					
	局課長	2人	64,130	128(128)		
	公務災害実地調査		(47,319)			
	事務官	1人 1回	47,799	48(47)		
	給与事務の査察、指導			599(596)		
	課長補佐			313(312)		
	増税後	6(3)人	52,191	313(157)		
	増税前	0(3)人	51,645	0(155)		
	事務官			286(284)		
	増税後	6(3)人	47,624	286(143)		
	増税前	0(3)人	47,078	0(141)		
	紛争事件処理			200(199)		
	職員管理官			104(104)		
	増税後	1人 2(1)回	52,075	104(52)		
	増税前	0(1)人 1回	51,595	0(52)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	同補佐			96(95)		
	増税後	1人 2(1)回	47,799	96(48)		
	増税前	0(1)人 1回	47,319	0(47)		
	任用に関する調査指導			300(296)		
			(51,645)			
	課長補佐	3人	52,191	157(155)		
			(47,078)			
	事務官	3人	47,624	143(141)		
委員等旅費 (委員会調査旅費)	公平委員会		(59,014)			
	委員	1人 1回	59,569	60(59)		
	災害補償審査委員会		(59,014)			
	委員	1人 1回	59,569	60(59)		
証人等旅費 (公平委員会証人旅費)	公平委員会		(1,462)			
	証人	8人	1,469	12(12)		
序費 (備品費)	健康管理器具			0(1,021)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項)下級裁判所 諸謝金 (弁護士謝金)	訴訟事件弁護士謝金			0(147)		要求 77
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費			3,695(3,683)		
	人事関係事務打合せ			1,371(1,367)		
	事務局次長 (高裁)					
	増税後	7人 3(2)回	65,290	1,371(914)		
	増税前	0(7)人 1回	64,671	0(453)		
	人事課長 (高裁)			1,210(1,206)		
	増税後	7人 3(2)回	57,612	1,210(807)		
	増税前	0(7)人 1回	57,066	0(399)		
	人事課課長補佐 (高裁)			1,114(1,110)		
	増税後	7人 3(2)回	53,042	1,114(743)		
	増税前	0(7)人 1回	52,496	0(367)		
序費 (印刷製本費)	調停委員等辞令書用紙	20,000枚	3.078	62(62)		

<p><u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u></p> <p><u>執務機構の整備</u></p> <p>(1) 最高裁判所事務総局参事官の増設</p> <p><要求要旨></p>	<p>明細 書頁</p>
<p>最高裁判所事務総局に設置されている参事官は、事務総局の局又は課の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画している。</p> <p>裁判手続のIT化に関連して、平成29年6月の閣議決定「未来投資戦略2017」において、裁判手続のIT化を推進することとされ、さらに、平成30年6月の閣議決定「未来投資戦略2018」において、司法府に対し、本年度から「ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図ること」や、令和4年度頃からの関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等の「新たな制度の開始を目指した迅速な取組」が期待されているところである。</p> <p>これを受け、裁判所としても、国民の利便性を向上させるとともに、民事訴訟の更なる充実を目的として、裁判手続のIT化に向けた必要な検討や準備として、IT化後の民事訴訟手続に関する新たな制度や運用の在り方の検討のほか、オンラインでの申立てや電子記録の実現に向けたシステムの開発にも取り組んでいく必要がある。</p> <p>このような状況にあって、まずは、民事訴訟手続のIT化に向けた検討に着手しているところであるが、民事訴訟手続のIT化は、民事訴訟事件のみならず、その他の事件分野のIT化にも影響することになるため、検討に際しては、システム面を含め、民事訴訟手続のIT化が裁判手続全体に及ぼす影響や、裁判手続全体との関係性を踏まえる必要があるし、国民の利便性の向上の観点からは、利用者のニーズを的確に把握し、同ニーズを踏まえた多角的な検討のもと、利用者に対してどのようなサービスを提供するのが相当かといったサービスデザインの視点も重要であり、司法の在り方にも影響しうる極めて重要な課題であると考えている。</p> <p>こうした課題に適切に対応し、国民及び裁判所双方にとって利便性の高い制度やITを活用したシステムを構築するためには、下級裁判所の意見も踏まえつつ取り組む必要があることから、最高裁判所事務総局に民事訴訟手続にも精通した参事官の増設が必要である。</p>	<p>要求 20</p>

(2) 地方裁判所次席書記官の増設

<要求要旨>

地方裁判所（以下「地裁」という。）の次席書記官は、当該地裁本庁及び管内における裁判所書記官、裁判所事務官の一般執務について首席書記官を補佐して指導監督を行い、人事評価等の人事管理及び職員団体対応等の労務管理を担当し、また、書記官等の執務態勢や管内の事務処理運用の検討、各種関係機関との連絡調整並びに各種協議会の企画立案及び実施事務等を行っている。このうち、各部の裁判官と連携しながら、管理職員同士の連携態勢の構築強化、事務の適正さの確保と効率化等の検討実施、日常の執務を通じて書記官等の成長を図る仕組みの強化などの職員の育成に関する企画立案事務等の重要性が増大しているところである。

地裁の民事部門においては、民事通常訴訟事件については、近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も大きくなっています。新聞報道などがなされる著名事件や当事者多数による集団訴訟などの大型事件の増加もあって、事件全体として複雑困難化が進んでいる状況にある。また、執行事件については民事執行法等の改正法が成立し、第三者からの情報取得手続等が新設されるなどしておらず、新たな手続について適正かつ効率的な運用を確立する必要性がある。

また、裁判手続のIT化について、平成30年3月に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」による検討結果が取りまとめられ、まずは民事訴訟手続についてe提出、e事件管理及びe法廷という「3つのe」を実現し、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする全面IT化を目指すべきとされたところである。民事訴訟手続のIT化において、当事者のニーズにも即した、より一層適正迅速な民事訴訟手続を実現するためには、最高裁判所が中心となって担当する法制面の検討のみならず、ウェブ等のIT機器を利用した民事訴訟のプラクティスの在り様が極めて重要であり、今後の民事訴訟のプラクティスの実践的検証も兼ねて、令和2年2月頃から東京地裁を含む大規模庁においてウェブ会議等を活用した争点整理手続の新たな運用を開始する予定となっている。

東京地裁は、職員数及び事件数ともに全国トップの規模であり、こうした実践的検証において、全国の裁判所を常にリードすることが求められている。このような状況にあって、次席書記官は、各裁判所と書記官における実践的検証が円滑に行われるよう、人的物的態勢の整備を担うとともに、書記官事務に関する府内の検討をリードするほか、東京地裁内での検討状況をとりまとめて最高裁判所と共有し、かつ、最高裁判所における法制面の検討に関する最新の情報を入手し、府内の検討を更に促進させるなど、最高裁判所と民事訴訟の現場との橋渡しの役割も

担っている。

現在置かれている次席書記官のみでは、こうした民事訴訟手続のＩＴ化に必要な実践的検証を促進しつつ、51か部にも及ぶ多種多様な専門部・集中部等について、各部の裁判官とも連携しながら書記官等の一般執務について指導監督を行うこと並びに職員の育成に関する企画立案事務及び主任書記官の支援業務を行うことなどが極めて困難な状況にある。

そこで、東京地裁の民事部門に次席書記官2人を増設して、民事事件の適正迅速な処理やＩＴ化に向けた実践的検証や検討にも組織的に取り組むための態勢強化をするとともに、日常の執務を通じて書記官等の成長を図る仕組みの強化などの喫緊の課題に対して十分な対応を行うための態勢を整備する必要がある。

(3) 家庭裁判所次席書記官の増設

<要求要旨>

家庭裁判所（以下「家裁」という。）の次席書記官は、当該家裁本庁及び管内における裁判所書記官、裁判所事務官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し首席書記官を補佐し、人事評価等の人事管理や職員団体対応等の労務管理を担当し、また、書記官等の執務態勢や管内の事務処理運用の検討、各種関係機関との連絡調整、各種協議会の企画立案及び実施事務や家裁に多数在籍する家事調停委員に対する研修制度の計画・立案等を行っている。

家事事件については、少子高齢化の急速な進行、個人の権利意識の高まり、家庭の問題解決機能の低下等を背景として、事件が複雑困難化しているのみならず、全国的に事件数の増加が顕著であり、特に近年は、成年後見関係事件において、事件の増加が顕著な状況にある。

成年後見関係事件においては、後見人選任時に信託利用を検討したり、専門職後見人を選任したりするなど、幅広い事案に対応した不正防止策を講じるとともに、不正の兆候を発見した場合には、後見人等の解任に向けた手続をシステムティックに行うなど、累積的に増加する監督事務に適切に対応しつつ、効果的かつ効率的な監督を行ってきたが、成年後見人等による不正事例は減少傾向にあるものの、依然として一定数発生している状況にあることから、不正の早期発見や被害拡大防止のための取組を一層充実強化することが急務となっている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づき平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に沿った制度の利用促進に向けて、地方自治体に対する財政的・技術的支援が講じられるなどし、地方自治体における体制整備に向けた取組も加速しており、家庭裁判所も各地域連携ネットワーク機関の一員として、都道府県及び市町村や専門職団体などの関係機関等と連携しながら、協議を進めていくことが期待されている。加えて、近年、少子高齢化、核家族化等家族のあり方が変化したことや国民の権利意識の高まり及び家庭の問題解決機能の低下に伴い、家族間の紛争であっても、裁判所における透明性のある手続の中で、当事者の権利義務関係を踏まえた解決が望まれるようになっており、現に家庭裁判所に持ち込まれる審判・調停の件数は引き続き増加傾向にあり、特に、当事者の対立が先鋭化しやすい別表第二調停事件（子を巡る事件や遺産分割調停事件等）の割合が高い状況の中、子の福祉への社会的関心から、児童福祉法や民法の相次ぐ改正により新たに審判手続が設けられる等しているほか、第198回通常国会においては、子の引渡しに関する民事執行法の改正が審議され、成立しており、子を巡る事件を中心に、裁判所が果たすべき役割が高まっているといえる。

このような状況にあって、全国に 50 ある家裁本庁のうち、家事事件を専任で担当する次席書記官が置かれているのは、東京、大阪、名古屋、横浜、福岡及び千葉に各 2 人、さいたま及び神戸に各 1 人、少年事件と併せて家事事件を担当する次席書記官が置かれているのは、水戸など 14 庁に各 1 人のみであり、事件の増加や複雑困難化に比して家裁の執務機構の整備は遅れている現状にある。

宇都宮家裁は首席書記官が 1 人配置されているところ、職員数や事件数等の面で既に次席書記官が設置されている府に準じる規模を有している。しかし、次席書記官が未設置であることから、首席書記官が自ら管内全体を直接束ね、人事管理、労務管理のみならず業務管理全般を一手に担わざるを得ないばかりか、支部等を含む書記官等の執務態勢の整備、各種関係機関との連絡調整、家事調停委員への指導監督、各種協議会の企画立案等を行っている状態であり、その負担は極めて重いものとなっている。

そこで、家裁の紛争解決機能の強化という社会のニーズに適切に応えていくために、宇都宮家裁に次席書記官 1 人を設置し、書記官等に対する指導監督等を十分に行うとともに、今後さらに増加することが見込まれる成年後見関係事件等の家事事件を中心に適正かつ効率的な事務処理態勢を確立する必要がある。

		明 細
		書 頁
	要求	
	22	
(1)	裁判所職員倫理審査会 【要求】	24
	<要求要旨>	A
	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第10条の規定により、最高裁判所に裁判所職員倫理審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員2人により構成されており、四半期ごとの定期開催及び臨時開催により、年間6回の開催を予定している。	
	そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。	
(2)	裁判所職員退職手当審査会 【要求】	
	<要求要旨>	
	国家公務員退職手当法第19条第6項において読み替えて準用する同条第1項から第4項の規定の権限を行うため、最高裁判所に裁判所職員退職手当審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員2人により構成されており、年間2回の開催が見込まれている。	
	そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。	

明 細	書 頁	要 求
(3) カウンセリング委託経費 【要求】		
＜要求要旨＞		
近年の社会環境をみると、技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所においても、係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、裁判所職員は、日々、職場においてストレス因子にさらされている状況にある。	23	
こうした中、精神及び行動の障害により長期病気休暇を取得する職員の割合は高原状態にある。	81	
裁判所が、各種の事件を適正迅速に解決していくためには、裁判官のみならず、書記官や家裁調査官など事件に携わる全ての職員が心身共に健康な状態でなければならず、特に、精神面の健康管理を充実させることは、裁判所がその責務を果たしていく上でも重要な課題である。	82	
メンタルヘルス対策としては、精神的問題を抱える職員やその直属の上司等を対象としたカウンセリングを実施することが有効であり、かつ、表面化していない、いわゆる暗数の部分への対策としても効果的である。		
そこで、上記カウンセリング委託に必要な経費を引き続き要求する。		
(4) 任用試験の充実に要する経費 【要求】		
＜要求要旨＞		
最高裁判所では、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官補の採用のために、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）を実施している。将来の裁判所を背負って立つ優秀な人材を多数確保するためには、これらの採用試験を充実強化し、十全にその機能を発揮させることが是非とも必要である。		
については、採用試験に関する経費を引き続き要求する。		
(ア) 任用試験費		
(a) 問題作成謝金		
総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）の各試験の問題作成に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）		

(b) 問題検査謝金

総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の各試験の問題の相当性について，第三者的立場からの事前検査に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）

(c) 答案採点謝金

総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）の論文式試験の答案採点に要する費用（分野ごとの専門家に依頼）

(d) 任用試験旅費

人物試験官派遣旅費

総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）では，人物試験を各高等裁判所で行うため，最高裁判所から人物試験官を試験地に派遣する必要がある。総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の各試験においても，昨年度と同様，高等裁判所から人物試験官を試験地に派遣する必要がある。

そこで，裁判所職員としての適性等の人物評価を行うため，人物試験官を試験地に派遣するために要する旅費を要求する。

(e) 任用試験費

(a) 試験問題等印刷費

総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の各試験の実施に必要な各試験問題集（基礎能力試験及び専門試験），答案用紙及び受験申込書等の各印刷費を要求する。

(b) 試験問題点字・答案墨字訳費

公務においても障害者雇用が強く求められており，それにこたえるためには採用試験も障がい者が受験しやすいよう配慮をしていく必要がある。視覚障がい者の受験の途を開くため，試験問題の点字訳及び答案の墨字訳を行う必要がある。

(エ) 任用試験費

採用試験募集経費

近年、公務員を目指す受験者が全体として減少傾向にある中で、裁判所においても受験者が減少傾向となっており、このような就職環境で優秀な職員を多数確保するためには、まず、多数の優秀な受験者の確保を図ることが肝要であり、そのためには、採用試験の存在を周知するだけでなく、裁判所という職場の魅力を様々なツールを用いて受験者層に発信するなど活発かつ広範な広報活動が不可欠である。

そこで、採用試験募集広報のために必要な経費を要求する。

(オ) 任用試験費

試験場借料

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）は、全国の37箇所の地方裁判所本庁において、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）は、全国の37箇所の家庭裁判所本庁において、一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）は、全国の50箇所の地方裁判所本庁において、それぞれ実施する予定である。ところで、裁判所職員の採用試験には多数の受験申込者がいるので、各試験の第1次試験については、大学等の施設を借りて実施せざるをえない。この施設を借りるために必要な経費を引き続き要求する。

(カ) 任用試験費

試験問題等の梱包及び発送業務の外注

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の各試験の第1次試験実施に先立ち、試験実施裁判所へ試験問題集及び答案用紙を送付している。試験問題という機密性の高い書類を、安全かつ確実に梱包の上、全国の試験実施裁判所へ送付するには、貴重品運送等の実績のある信頼のおける業者に依頼せざるをえない。

そこで、試験問題等の梱包及び発送業務の外注に必要な経費を引き続き要求する。

(‡) 任用試験費

 答案（多肢選択式試験）採点等経費

 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の多肢選択式試験の答案採点を専門業者に外注するためには要する費用を要求する。

(§) 任用試験費

 試験問題作成外注経費

 試験問題作成事務の効率化・合理化の観点から、総合職試験及び一般職試験の第1次試験基礎能力試験（多肢選択式）並びに総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の第1次試験専門試験（多肢選択式）の選択科目である経済理論の問題の作成を専門業者に外注することとし、これに必要な経費を要求する。

明細 書頁	要求 24 82																	
<p>(5) 健康管理講習会の実施 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所に係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、これを処理する職員を取り囲むストレス因子は、他の一般の職場以上に充満している状況にある。また、日常生活の在り方が問われる生活習慣病も大きな問題となっている。</p> <p>こうした状況の中で、職員自身による健康の自己管理を支援する健康教育の充実を図るため、健康管理講習会を実施し、職員本人が健康に関心を持つよう動機付け、正しい認識の下に健康管理への理解を深めさせるという意識啓発を行う必要がある。</p> <p>そこで、令和2年度についても、前年度同様、上記の健康管理講習会を実施するための経費を要求する。</p> <p>＜実施計画＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開催場所</th><th>回数</th><th>日数</th><th>受講者</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康管理講習会</td><td>最高裁</td><td>2回</td><td>1</td><td>一般職員</td><td>外部講師（大学教授）1人3時間</td></tr> <tr> <td>高・地・家裁本庁 (合同実施を含む) 52 庁</td><td>1回</td><td>1</td><td>一般職員並びに地・家裁支部及び簡裁の健康管理担当者</td><td>外部講師（大学教授）1人4時間</td></tr> </tbody> </table>	区分	開催場所	回数	日数	受講者	備考	健康管理講習会	最高裁	2回	1	一般職員	外部講師（大学教授）1人3時間	高・地・家裁本庁 (合同実施を含む) 52 庁	1回	1	一般職員並びに地・家裁支部及び簡裁の健康管理担当者	外部講師（大学教授）1人4時間	
区分	開催場所	回数	日数	受講者	備考													
健康管理講習会	最高裁	2回	1	一般職員	外部講師（大学教授）1人3時間													
	高・地・家裁本庁 (合同実施を含む) 52 庁	1回	1	一般職員並びに地・家裁支部及び簡裁の健康管理担当者	外部講師（大学教授）1人4時間													

<p>(6) 管理職員メンタルヘルス講習会の実施 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>最近の社会の急激な変化やIT化の中で、ストレス因子は増大するばかりであり、現代社会においては、自殺者が増加し、精神及び行動の障害により、長期間、病気休暇を取得する者が増えている。裁判所では、一般の職場におけるストレス因子に加え、対立する当事者の間に立ったり、事案ごとに当事者や来庁者の安全確保を検討する必要があるなど、高度の緊張が日々連続するという特殊性がある。さらに、成年後見制度における運用改善に向けた関係機関との連携強化等、各制度の円滑な運用のための検討等が求められており、職員を取り囲むストレス因子は他の一般の職場以上に充満している状況にある。</p> <p>こうした状況の中で、特に職員を管理・監督する立場にある管理職員には、職場におけるストレス状況の把握及びその改善等を行うため、日頃から部下職員の言動などの変化を早期に把握するとともに、早期に対応することが求められている。また、メンタルヘルス不調となった職員の円滑な職場復帰と再発防止の観点から、復帰後の職員の状況等の把握に努め、必要に応じ職務の内容等の調整を行うことが重要となっている。そのため、管理職員を対象としたメンタルヘルス講習会を実施し、管理職員による職員の心の健康づくりを実践していくことが必要不可欠である。</p> <p>そこで、令和2年度についても、前年度同様、上記の管理職員メンタルヘルス講習会を実施するための経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開催場所</th><th>回数</th><th>日数</th><th>受講者</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理職員メンタルヘルス講習会</td><td>最高裁</td><td>2回</td><td>1</td><td>管理職員</td><td>外部講師（大学教授） 1人3時間</td></tr> <tr> <td>高・地・家裁本庁 (合同実施を含む) 5・2府</td><td>1回</td><td>1</td><td>管理職員</td><td>外部講師（大学教授） 1人4時間</td></tr> </tbody> </table>	区分	開催場所	回数	日数	受講者	備考	管理職員メンタルヘルス講習会	最高裁	2回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人3時間	高・地・家裁本庁 (合同実施を含む) 5・2府	1回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人4時間	<p>明細 書頁</p>	<p>要求 24 82</p>
区分	開催場所	回数	日数	受講者	備考														
管理職員メンタルヘルス講習会	最高裁	2回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人3時間														
	高・地・家裁本庁 (合同実施を含む) 5・2府	1回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人4時間														

(7) 裁判官採用のための健康診断経費 【要求】 <要求要旨> <p>裁判所に係属する事件内容の複雑化、高度化、専門化、国際化という最近の情勢の下で、裁判官の職務はますます困難かつ繁忙となっており、適正かつ迅速な裁判の実現を図るために、裁判官がその職務に耐え得る健康体であることが必要である。かかる観点からは、裁判官を採用するに当たり、採用候補者が職務を遂行できる健康体であるかどうか及び職場の集団生活において他に感染するおそれのある疾患にかかっていないかどうかを診断し、その健康上の適格性の有無を判定する必要がある。</p> <p>そこで、令和2年度についても、前年度同様、裁判官採用のための健康診断を実施するための経費を要求する。</p>	明細 書類 要求 23
---	-----------------------------

<p>(8) 人事担当課長等事務打合せ（高裁別） 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>近年、複雑困難化する事件の適正かつ迅速な解決を図り、かつ、裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策を円滑に運用し、定着に向けた努力を重ねていくことが、裁判所にとって重要な課題となっているところである。そのためには、一般職員についても、人員を事件の動向等に的確に対応させるとともに、きめ細かく適材を選別して配置するなど、各高等裁判所管内ごとに全体的な視野から、より一層効果的かつ重点的な人事異動を行い、所要の事件処理体制を着実に確立する必要がある。また、人員配置を事件動向に的確に対応させ、きめ細かく適材を選別するに当たっては、配置や昇任といった任用面だけでなく、昇格等といった給与面を含めて総合的に検討する必要がある。</p> <p>このために、高等裁判所管内の地方・家庭裁判所の人事担当課長に加え、給与面等の人事事務に詳しい課長補佐を参加させて各庁の実情に関する詳細な情報を提供させ、これらを踏まえた多角的な検討をもとに、各庁の人員を事件の動向等に対応させるための調整を行うとともに、高等裁判所管内について全体的な視野からの異動政策を検討し、長期的展望に立った異動計画の策定を行うための事務打合せの開催が必要となる。</p> <p>さらに、全国的視野から人事異動等の人事政策を検討するに当たっては、各高等裁判所に最高裁判所係官を派遣して最高裁判所と高等裁判所間の連携及び調整を図ることも必要となる。</p> <p>そこで、地方・家庭裁判所の人事担当課長等を当該高等裁判所に招集して年2回事務打合せを実施するための経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開催地</th> <th rowspan="2">会期</th> <th rowspan="2">回数</th> <th colspan="4">参 加 者</th> </tr> <tr> <th>最 高 裁</th> <th>高 裁</th> <th>地・家 裁</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各高等裁判所</td> <td rowspan="2">2日</td> <td rowspan="2">2回</td> <td>課長補佐 1人 16人 × 8高裁 係長 1人 ただし、参加回数は1回 (要旅費人員 課長補佐 7人 係長 7人)</td> <td>事務局長 8人 32人 事務局次長 8人 人事課長 8人 人事課企画官 8人 (要旅費人員 0人)</td> <td>総務（人事）課長 100人 200人 同 課長補佐 100人 ただし、課長補佐の参加回数は1回 (要旅費人員 168人。ただし、 課長補佐の参加しない回は84人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開催地	会期	回数	参 加 者				最 高 裁	高 裁	地・家 裁		各高等裁判所	2日	2回	課長補佐 1人 16人 × 8高裁 係長 1人 ただし、参加回数は1回 (要旅費人員 課長補佐 7人 係長 7人)	事務局長 8人 32人 事務局次長 8人 人事課長 8人 人事課企画官 8人 (要旅費人員 0人)	総務（人事）課長 100人 200人 同 課長補佐 100人 ただし、課長補佐の参加回数は1回 (要旅費人員 168人。ただし、 課長補佐の参加しない回は84人)		<p>明細 書頁</p> <p>要求 24 82</p>
開催地				会期	回数	参 加 者													
	最 高 裁	高 裁	地・家 裁																
各高等裁判所	2日	2回	課長補佐 1人 16人 × 8高裁 係長 1人 ただし、参加回数は1回 (要旅費人員 課長補佐 7人 係長 7人)	事務局長 8人 32人 事務局次長 8人 人事課長 8人 人事課企画官 8人 (要旅費人員 0人)	総務（人事）課長 100人 200人 同 課長補佐 100人 ただし、課長補佐の参加回数は1回 (要旅費人員 168人。ただし、 課長補佐の参加しない回は84人)														

<p>(9) 人事関係協議会（高裁別） 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>人事政策は、全国的視野及び長期的展望に立って策定する必要があるが、特に裁判所においては、審級制を採る裁判所の組織上の特殊性や裁判所職員の職務の特殊性が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについて極めて複雑多岐な要素を含んでいる。また、策定された人事政策は、各庁に周知させ、各庁においても長期政策に沿った人事政策の実行を徹底する必要がある。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
<p>現在、裁判所では、より一層適正迅速な裁判の実現を目指すとともに、裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策を円滑に運用し定着させていくための取組を行っているが、その一環として、裁判所内で職員制度の在り方に立ち戻った改革を進めているところであり、さらに、男女共同参画の要請や公務員制度改革の動向も踏まえ、より一層広い視野からの多角的な分析が必要となるなど、人事政策の策定に向けて、より複雑かつ困難な要素を検討・協議する必要が生じている。</p> <p>このために、各高等裁判所に最高裁判所係官を派遣して、最高裁判所と高等裁判所人事担当職員との間の連絡及び調整を図るとともに、高等裁判所管内の地方・家庭裁判所の事務局長に加え、各庁の人事管理の要としての役割を担う事務局次長を出席させ、その所管する役割を踏まえた視点に基づく協議・検討を行い、また、首席書記官、首席家裁調査官等の幹部職員を各高裁に参集させて、人事評価や職員育成の在り方等、広く公務員制度全般に関する意見を聴取することによって、最高裁判所が策定した人事政策の基本方針の周知徹底を図るとともに、高等裁判所の地域性に即した政策実現の方策を検討し、統一のとれた人事政策を推進させることを目的とした協議会を開催する必要がある。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続きこれに必要な経費を要求する。</p>	<p>要 求 24 82</p>

<開催計画>

開催地	会期	回数	参 加 者								
			最 高 裁	高 裁	地 · 家 裁	事務局長	事務局次長	人事課長	事務局長	事務局次長	
各高等裁判所	2日	3回	2人 課長 1人 課長補佐 1人 (要旅費人員 課長 1人 課長補佐 1人) ただし、参加回数は各高裁につき1回（うち1高裁分は旅費不要）。	24人 事務局長 8人 事務局次長 8人 人事課長 8人 (要旅費人員 0人)	350人 事務局長 100人 事務局次長 100人 地家裁首席書記官 100人 首席家裁調査官 50人 (要旅費人員 事務局長 84人 事務局次長 84人 首席書記官 84人 首席家裁調査官 42人) ただし、局長の参加回数は3回、次長、首席書記官、首席家裁調査官の参加回数は各1回						

明 細 書 頁	要求
(10) 司法修習生考試の実施に必要な経費 【要求】 <要求要旨> 司法修習生は、修習の後、試験（以下「司法修習生考試」という。）に合格して初めて、修習を終え、法曹資格を得ることができる。	24
この司法修習生考試は、法曹資格取得の要件である司法修習生の修習終了の可否を最終的に判定する、極めて重要な試験であり、その実施に当たっては、厳格かつ公正、公平な運用が求められている。 (ア) 司法修習生考試の外注のための経費（司法研修所実施分、大阪会場実施分） 司法修習生考試に係る事務のうち、問題の作成や採点等は、司法研修所教官が行っているが、考試会場の設営、問題の配布・回収、考試中の監督等の実施事務は、平成18年度から、試験事務についてノウハウを持った民間企業に一括して外注化しているところである。	26
そこで、司法修習生考試（1回）の実施に必要な外注経費を要求する。 (イ) 司法修習生考試試験場借料 大阪会場実施分 従前、司法修習生考試の試験場は、司法研修所の施設のみを使用していたが、平成20年11月以降、受験者が増加するとともに、修習のカリキュラム上、一部の受験者はその直前まで大阪で修習を行うこととなり、その者たちを司法研修所に来させて考試を行うことは、受験者にとっての負担が大きく、東京にいる他の受験者と不均衡が生じることから、この者たちの受験のため、大阪に試験場を設置する必要が生じている。 そこで、大阪において司法修習生考試の試験場を借用するのに必要な経費を要求する。 (ウ) 司法修習生考試用六法購入費 司法修習生考試を厳格かつ公正、公平に運用するためには、試験中に使用させる法文についても、実施機関において用意した同種類のものとする必要がある。また、試験の性格上、判例、解説のないものでなければならない。 そこで、司法修習生考試用六法の購入に必要な経費を要求する。	27

明 細	書 頁
(11) 人事関係事務の I T 化 【要求】	要求
<要求要旨>	27
(人事事務処理システム保守料)	28
適正・迅速な裁判を実現し、国民の裁判所に対する種々のニーズにこたえるためには、職員個々の適性を発見するとともに、その能力を開発し、人材を有効活用することによって、裁判部門の充実・強化、事務局部部門の事務の適正・合理化を推進することが必要不可欠である。そのためには、人事関係部門の I T 化を推進することで、事務の効率化と高度化を図らなければならない。	82
このような人事関係部門の I T 化として人事事務処理システム（以下「現人事システム」という。）が開発され、平成 12 年度までに全国の裁判所への導入を完了し、人事関係部門の事務処理に不可欠なシステムとして運用されているところである。	83
そこで、ハードウェア障害時に迅速な復旧等を行うとともに、システムの円滑な稼働を図るため、ハードウェア及びヘルプデスクに係る保守契約を締結する必要があることから、令和 2 年度においても、現人事システムの保守に必要な経費を要求する。	
(人事事務処理システム改修（法改正等改修）)	
人事院勧告やその他要因による法改正等に対応するための現人事システムの改修に必要な経費を要求する。	
(人事事務処理システムから人事・給与関係業務情報システムへの移行支援等)	
現在、全国の裁判所において、現人事システムを利用して人事、給与等に関する業務を処理しているところ、令和 2 年度から、人事及び給与関係業務に関する府省共通システムである人事・給与関係業務情報システム（以下「人給システム」という。）に移行し、両システムの並行稼働を経た後、令和 3 年度中に人給システムの本番稼働を開始することとしている。	
現人事システムから人給システムに常勤及び非常勤の職員を合わせ 5 万人を超える職員データを円滑に移行し、並行稼働期間中及び本番稼働後に適正な運用を行うためには、専門的な知識・技術を有する業者による支援を受ける必要がある。	
そこで、現人事システムから人給システムへの円滑な移行及び移行後の適切な運用を確保するため、業者による支援に要する経費を要求する。	
なお、本件は、複数年度に亘る契約を締結する必要があるため、2 箇年の国庫債務負担行為を要求する。	

(人事・給与関係業務情報システム導入事務打合せ)

人給システムは、その仕様上、現在利用している現人事システムと大きく異なることから、操作方法やデータ入力方法、障害発生時における対応などの習熟には相当程度の時間を要するものと考えられるところ、全国の裁判所において適正な人事及び給与関係業務を行うためには、各庁の人事・給与事務担当者において、早期に人給システムについての理解を深め、操作方法等の習熟を図る必要がある。特に高等裁判所の人事・給与事務担当者においては、管内各庁に対する最高裁判所からの指示的的確な伝達や問い合わせ対応等、人給システム導入を成功に導く重要な役割を担うことになる。

そこで、人給システム導入に先立ち、高等裁判所の人事・給与事務担当者に対して、人給システムの基本構造や操作方法について説明して知識を深めるとともに、導入により変化する事務処理の運用について、意見交換を行う事務打合せを実施する必要があることから、これに要する経費を要求する。

(人事事務処理システムから人事・給与関係業務情報システムへの移行に伴うデータベース等の開発)

人給システムは、行政府省向けの標準システムとして開発されたため、各府省で共通化されていない業務に関する機能は実装されていない。例えば、裁判所において人事業務を行うに当たっては、現人事システムに蓄積された過去の履歴データ等を活用し、将来の人事施策検討のためのマクロ分析などのほか、個々の職員の過去の履歴を踏まえた能力主義・成績主義に則った適切な処遇の検討を行っているところ、円滑なデータ移行の実現やデータ量の関係で、人給システムには過去の履歴データが移行されず、人給システム内に過去の履歴データを追加入力して保持することも推奨されていないため、これらの事務を効率的に行なうことが極めて困難になる。また、人事異動計画の策定に当たっては、現人事システムに異動計画の情報を登録することで、その後の発令業務や給与支給に関する根拠情報更新に活用し、効率的な事務処理が可能となっているところ、人給システムにはこのような機能がない。そのため、人給システム導入後は、システム外で異動計画の検討及び異動計画案の作成を行うほかに、別途発令業務データ入力を行う必要があるが、人給システムに発令業務データを1件1件入力することは操作手順が多く非効率であり、外部で作成したデータを人給システムにインポートする方が効率的である。さらに、人給システム本番稼働後は、これまで必ずしもデータ入力を要していなかった庁を異にしない異動についても入力を要する見込みであるなど、人事異動業務担当職員の負担が増加することは明らかである。

そこで、人給システム導入後の事務の質の維持を図るとともに、職員負担の増加を抑制するため、人事関係情報及び過去の履歴データを一元的に格納するデータベースの開発及び同データベースの専用サーバ機の購入並びに同データベースの情報を基に異動計画を作成し、人給システムへの発令業務データ入力を補助する等の機能を搭載した異動関係ツールの開発に要する経費を要求する。

	<p>明 細 書 頁</p>
<p>(12) 人事・経理関係法規集データベース利用料（人事関係分） 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>人事・経理関係法規集データベース（以下「本データベース」という。）は、人事・会計事務に必要な法令、通達等を収録した加除式の法令集であった人事関係法規集及び経理関係法規集をデータベース（ウェブ）化し、参照、検索及び加工等ができるようにしたものである。</p> <p>本データベースは、その構築に当たり法令データベースのデータ及びパッケージソフトシステムを活用しているが、これを利用するためには所要の利用料を支払う必要があり、また、データを更新するためには所要の経費が必要となる。</p> <p>そこで、本データベースの利用等のための経費を要求する。</p> <p>(13) インターネットによる受験申込み等の実施 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所職員採用試験においては、インターネットによる受験申込みを実施し、インターネットによらない受験受付事務の一部について外注化することにより、受験受付事務の効率化・合理化を図り、情報化社会における受験対象者のニーズに適切に応えているところである。</p> <p>令和2年度も引き続きインターネットによる受験申込み及びインターネットによらない受験受付事務の一部外注化を実施するため、これらに必要な経費を要求する。</p>	<p>要求 28</p>

明 細	書 頁	要 求
24	82	

(16) 裁判所書記官任用試験 【要求】

<要求要旨>

年々増大する司法需要に適正迅速に対応する観点から、年度途中に生じる裁判所書記官の欠員を機動的に補充するため裁判所書記官任用試験を実施し、裁判部の充実強化を図っている。近年、社会経済状況の変化、価値観の多様化等により裁判事務が高度化、困難化しており、裁判所書記官任用試験においては、高度化等する書記官事務に対応できる執務能力等を備えた職員を選抜する必要があることから、高等裁判所の試験官が口述試験を行い、法律知識、実務知識、執務遂行能力など裁判所書記官として必要な資質・能力の有無を十分に見極める必要がある。

そこで、口述試験実施のため、高等裁判所の試験官を派遣する経費を要求する。

(17) 高等裁判所の管内地方・家庭裁判所に対する任用事務の査察、指導 【要求】

<要求要旨>

裁判所職員は、国家公務員法上すべて特別職とされ、人事に関する事項も人事院傘下から独立して、最高裁判所の定めるところにより、自主的運用がなされている。しかし、裁判官を除く一般職員については、官職の種類も多く、また、審級制を探る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについては極めて複雑多岐な要素を含んでおり、任用関係法規の内容も、その運用面においても複雑化の傾向にある。さらに、複雑困難化する事件の適正かつ迅速な処理及び裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策の確実な定着を図るために、任用政策上もきめ細かな配慮が必要となっている。

このような状況においては、複雑化する任用関係法規の遵守及びその理解徹底を図るとともに、裁判所の特殊性と時代の動きに即応した人事政策を策定するため、各高等裁判所において、管内各庁における人事政策推進の状況、昇進等の実施状況をつぶさに査察し、これらの事項に関する適切な指導を行うほか、長期的展望に立った人事計画の策定等今後の任用政策を検討するために必要かつ的確な資料の収集を行う必要がある。

そこで、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導を行うための経費を要求する。

(18) 高等裁判所管内及び地方・家庭裁判所管内における給与事務の査察、指導 【要求】

<要求要旨>

近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきている。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、各庁における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。このため、最高裁判所による下級裁判所に対する査察、指導等だけでは物理的にも限界があることから、これを補うため、裁判所法第80条第2号に規定された監督権に基づく高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導等及び裁判所法第80条第3号・4号に規定された監督権に基づく地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導等を最高裁判所の給与監査、指導等に加えて実施する必要がある。

よって、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導に要する経費及び地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導に要する経費を要求する。

経費積算内訳 【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)最高裁判所 委員手当	裁判所職員倫理審査会 会長 委員	1人 6回 出席率100% 2人 6回 出席率80%	34,200 30,700	500(500) 205(205) 295(295)	
	裁判所職員退職手当審査会 会長 委員	1人 2回 出席率100% 2人 2回 出席率80%	22,700 19,600	108(108) 45(45) 63(63)	

要求
22

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
諸謝金 (依頼協力謝金)	カウンセリング委託経費 増税後 増税前	2人 4時間 52(26)週 0(2)人 4時間 26週	9,094 8,929	3,783(3,749) 3,783(1,892) 0(1,857)		要求 23
	任用試験費 問題作成 専門試験(2次記述式・総合職試験(家庭裁判所調査官補))	22題	9,600	992(1,232) 249(441) 211(211)		
	専門試験(2次記述式・総合職試験(裁判所事務官))	4題	9,600	38(38)		
	専門試験(1次記述式・総合職試験(家庭裁判所調査官補))			0(192)		
	問題検査 専門試験(2次記述式・総合職試験(家庭裁判所調査官補))	22題	2,400	113(161) 53(53)		
	専門試験(2次記述式・総合職試験(裁判所事務官))	4題	2,400	10(10)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	専門試験(1次多肢選択式・総合職試験(裁判所事務官)・一般職試験(大卒程度区分))	10題	5,000	50(50)		
	専門試験(1次記述式・総合職試験(家庭裁判所調査官補))			0(48)		
	答案採点			630(630)		
	専門試験(2次記述式・総合職試験(家庭裁判所調査官補))	1,100通	300	330(330)		
	専門試験(2次記述式・総合職試験(裁判所事務官))	1,000通	300	300(300)		
	健康診断経費					
	裁判官採用候補者					
	増税後	100(98)人	5,994(6,174)	599(617)		
	増税前	0(2)人	6,062	599(605)		
				0(12)		
(講師等謝金)						
	健康管理講習会					
	大学教授	2人 3時間	7,900	47(47)		
	管理職員メンタルヘルス講習会					
	大学教授	2人 3時間	7,900	47(47)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 人事担当課長等事務打合せ(高 裁別)			1,544(1,537)		要求 24
	課長補佐	7人	52,191	730(730)	365(365)	
	係長	7人	52,191	365(365)		
	人事関係協議会(高裁別)			814(807)		
	課長	1人 7回	(63,511) 64,130 (51,645)	449(445)		
	課長補佐	1人 7回	52,191	365(362)		
	任用試験旅費 人物試験官派遣 総合職試験(家庭裁判所調査 官補)					
	事務官	25(22)人 2(1)回	(51,645) 52,191	2,610(1,136)		
	調査連絡旅費 裁判所職員倫理審査会			192(190)		
	事務官	2人 1回	(47,319) 47,799	96(95)		
	裁判所職員退職手当審査会					
	事務官	2人 1回	(47,319) 47,799	96(95)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	裁判所職員倫理審査会 委員 裁判所職員退職手当審査会 委員	1人 1回 1人 1回	(45,262) 45,817 (45,262) 45,817	46(45) 46(45)		要求 24
序費 (消耗品費)	図書購入費 司法修習生考試用六法 増税後 増税前			3,378(3,408) 3,378(1,720) 0(1,688)		
(印刷製本費)	任用試験費 試験問題等印刷費 総合職試験（裁判所事務官，家庭裁判所調査官補），一般職試験（大卒程度区分） 基礎能力試験（多肢選択式）問題集 基礎能力試験（多肢選択式）拡大問題集 総合職試験（裁判所事務官），一般職試験（大卒程度区分）	1,660(845)部 0(845)部 17,000(19,000)部 3部	2,035 1,998 (42,336) 41,888 (24,192) 24,640	7,715(8,734) 4,248(5,371) 786(877) 712(804) 74(73) 902(1,034)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	専門試験(多肢選択式)問題集	(18,000) 16,000部 (18,000) 16,000部	(39,312) 38,544 (13,824) 13,200	617(708) 211(249)		
	専門試験(記述式)問題集					
	専門試験(多肢選択式)拡大問題集	3部	(22,464) 21,120	63(67)		
	専門試験(記述式)拡大問題集	3部	(3,456) 3,520	11(10)		
	一般職試験(高卒者区分) 基礎能力試験(多肢選択式) 問題集	6,000部	(103,68) 79,200	554(700) 475(622)		
	基礎能力試験(多肢選択式) 拡大問題集	3部	(25,920) 26,400	79(78)		
	一般職試験(大卒程度区分)	(18,000)	(13,824)	222(259)		
	論文試験(小論文)問題集	16,000部	13,200 (3,456) 3,520	211(249) 11(10)		
	論文試験(小論文)拡大問題集	3部				
	総合職試験(裁判所事務官, 家庭裁判所調査官補) 政策論文試験(記述式)問題集	1,000部	(82,944) 84,480	100(99) 84(83)		
	政策論文試験(記述式)拡大問題集	3部	(5,184) 5,280	16(16)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	一般職試験(高卒者区分)		(18,187)	116(114)		
	作文試験問題集	6,000部	18,524 (1,728)	111(109)		
	作文試験拡大問題集	3部	1,760	5(5)		
	答案用紙			813(1,123)		
	多肢選択式試験	38,000部	(19,778)	565(930)		
		(75,000)	14,869 (2,373)			
	記述式試験	73,000部	3,394	248(178)		
	総合職試験(家庭裁判所調査官補)記述式試験			0(15)		
	受験申込書等	(90,000)	(11,660)	755(1,049)		
		66,000部	11,437			
	総合職試験(家庭裁判所調査官補)			0(116)		
	専門試験(記述式)問題集			0(95)		
	専門試験(記述式)拡大問題集			0(21)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	採用試験募集経費			2,451(2,514)		
	ポスター印刷	(11,674) 12,334部 (62,580) 64,800部	(14,869) 19,567 (37,400) 34,100	241(174)		
	パンフレット印刷			2,210(2,340)		
	試験問題点字訳費					
	総合職試験（裁判所事務官）, 一般職試験（大卒程度区分）		(271,463)			
	基礎能力試験問題等	3部	326,749	980(814)		
	答案墨字訳費					
	総合職試験（裁判所事務官）, 一般職試験（大卒程度区分）		(2,630)	36(35)		
	多肢選択式試験 記述式試験	2部 6部	3,230 5,030	6(5) 30(30)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(借料及び損料)	司法修習生考試試験場借料		(13,903,155)			要求 26
(会議費)	大阪会場実施分		15,298,365	15,298(13,903)		27
	裁判所職員倫理審査会					A
	増税後	3人 6(3)回	110.9	2(1)		
	増税前	0(3)人 3回	108.9	0(1)		
			(108.9)			
	裁判所職員退職手当審査会	3人 2回	110.9	1(1)		
(賃金)	産休代替要員			0(2,813)		
(雑役務費)	司法修習生考試事務外注経費		(34,124,404)	51,214(46,711)		
	司法研修所実施分		37,782,610	37,783(34,124)		
			(12,586,588)			
	大阪会場実施分		13,431,468	13,431(12,587)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	任用試験費 試験問題等の梱包及び発送業務の 外注			753(508)		
	仕分け	300個	(432) 500 (1, 258. 980)	150(130)		
	運送	300個	2, 010. 122	603(378)		
	任用試験費 答案(多肢選択式試験)採点等経 費	(47, 000) 38, 000通	(4. 67) 14. 04	534(219)		
	任用試験費 採用試験募集経費 採用試験募集用ポスター及びパ ンフレットの改訂	一式	(2, 916, 000) 2, 953, 500	7, 724(7, 890) 2, 954(2, 916)		
	採用広報支援経費			4, 770(4, 974)		
	増税後	一式	(4, 487, 592) 4, 770, 000	4, 770(4, 488)		
	増税前	0(一式)	486, 000	0(486)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	任用試験費 試験問題作成外注経費 基礎能力試験（総合職試験・一般職試験（大卒程度区分）） 専門試験（総合職試験・一般職試験（大卒程度区分）） 基礎能力試験（一般職試験（高卒者区分）） インターネットによる受験申込等の実施 運用費	40題 10題 45題	24,200 26,400 20,900	2,173(2,173) 968(968) 264(264) 941(941) 0(2,560)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
情報処理業務庁費 (備品費) (雑役務費)	人事事務処理システム データベース用サーバ機	1台	16,347,540	16,348(0)		要求 27 28
	人事事務処理システム			221,534(142,781)		
	保守料	一式	(21,740,400) 21,610,556 (46,240,740)	21,611(21,740)		
	改修作業費用 (法改正等対応)	一式	46,523,755	46,524(46,241)		
	人事・給与関係業務情報システムへの移行支援等	一式	60,478,000	60,478(0)		
	人事・給与関係業務情報システムへの移行に伴うデータベース等の開発	一式	92,921,400	92,921(0)		
	改修作業費用 (データ連携機能改修等)			0(74,800)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	人事・経理関係法規集データベース利用料 インターネットによる受験申込等の実施 運用費 導入経費	一式 一式 一式	2,644,600 2,062,500 4,354,900	2,645(2,645) 6,418(0) 2,063(0) 4,355(0)		要求 28

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項)下級裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	カウンセリング委託経費 増税後			10,168(10,072) 10,168(5,082)		要求 81 82
		3人 4時間 52(26)週	9,094	5,675(2,837)		
		1人 3時間 52(26)週	9,094	1,419(709)		
		1人2.5時間 52(26)週	9,094	1,182(591)		
		1人 2時間 52(26)週	9,094	946(473)		
		1人 2時間 26(13)週	9,094	473(236)		
		1人 2時間 26(13)週	9,094	473(236)		
				0(4,990)		
		增税前				
		0(3)人 4時間 26週	8,929	0(2,786)		
		0(1)人 3時間 26週	8,929	0(696)		
		0(1)人2.5時間 26週	8,929	0(580)		
		0(1)人 2時間 26週	8,929	0(464)		
		0(1)人 2時間 13週	8,929	0(232)		
		0(1)人 2時間 13週	8,929	0(232)		
(講師等謝金)	健康管理講習会 大学教授	52人 4時間	7,900	1,643(1,643)		
	管理職員メンタルヘルス講習会 大学教授	52人 4時間	7,900	1,643(1,643)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 退職準備等説明会 受講対象職員	363人	(3,690) 3,737	1,357(1,339)	
	人事担当課長等事務打合せ(高 裁別) 地・家裁総務(人事)課長	84人 2回	30,487	7,683(7,683) 5,122(5,122)	
	同課長補佐	84人 1回	30,487	2,561(2,561)	
	人事関係協議会(高裁別) 地・家裁事務局長			13,461(13,394) 7,734(7,697)	
		84人 2回	(34,817) 34,963 (22,001)	5,874(5,849)	
		84人 1回	22,147	1,860(1,848)	
	同次長	84人 1回	(34,817) 34,963 (22,001)	2,937(2,925)	
	同首席書記官	84人 1回	22,147 (22,001)	1,860(1,848)	
	首席家裁調査官	42人 1回	22,147	930(924)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	人事・給与関係業務情報システム導入事務打合せ 事務官	21人 1回	53,042	1,114(0)		要求 82
	任用試験旅費 人物試験官派遣 総合職試験（裁判所事務官），一般職試験（大卒程度区分）			3,230(3,217)		
	事務官	43人	(39,174) 39,320	1,691(1,684)		
	一般職試験（高卒者区分） 事務官	42人	19,194	806(806)		
	裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験 事務官 増税後 増税前	14(7)人 0(7)人	19,194 19,048	269(267) 269(134) 0(133)		
	裁判所書記官任用試験		(25,461)	464(460)		
	高裁裁判官	7人	25,651 (21,275)	180(178)		
	高裁首・次席書記官	7人	21,421 (19,048)	150(149)		
	事務官	7人	19,194	134(133)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	調査連絡旅費 高裁管内地・家裁に対する任用事務の査察・指導			1,843(1,834)		
	高裁課長補佐	1人 21庁	(29,111) 29,257 (29,111)	614(611)		
	高裁事務官	2人 21庁	29,257	1,229(1,223)		
	高裁管内及び地・家裁管内における給与事務の査察・指導			5,387(5,380)		
	高裁課長補佐			614(613)		
	増税後	1人 21(11)庁	29,257	614(322)		
	増税前	0(1)人 10庁	29,111	0(291)		
	高裁事務官			1,229(1,226)		
	増税後	2人 21(11)庁	29,257	1,299(644)		
	増税前	0(2)人 10庁	29,111	0(582)		
	地・家裁課長補佐			1,181(1,181)		
	増税後	1人 50(25)庁	23,627	1,181(591)		
	増税前	0(1)人 25庁	23,580	0(590)		
	地・家裁事務官			2,363(2,360)		
	増税後	2人 50(25)庁	23,627	2,363(1,181)		
	増税前	0(2)人 25庁	23,580	0(1,179)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
序費 (借料及び損料)	任用試験費 試験場借料 総合職試験（裁判所事務官），一般職試験（大卒程度区分） 総合職試験（家庭裁判所調査官補） 一般職試験（高卒者区分）	37会場 37会場 50会場	(112,815) 118,927 (112,815) 118,927 (112,815) 118,927	14,746(13,989) 4,400(4,174) 4,400(4,174) 5,946(5,641)		要求 82 83
情報処理業務序費 (雑役務費)	人事事務処理システム保守料	一式	3,873,672	3,874(3,874)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判補助事務の強化改善経費

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項)下級裁判所 序費 (賃金)	産休代替要員			0(88,168)	

明 細 書 頁	要 求
<u>調停制度の充実強化に必要な経費</u> <u>調停事件の処理経費</u> (1) 調停官手当 【要求】 <要求要旨> <p>司法制度改革審議会意見では、弁護士任官の推進が提言されているところであるが、裁判官と弁護士の職務内容・執務態勢の違い等の理由から、弁護士任官は年数名程度に止まっているのが現状である。また、近年の社会経済情勢の変動に伴い、多方面の専門分野にわたる複雑困難な調停事件が増加するようになっており、調停手続の紛争解決機能の強化が必要不可欠となっている。</p> <p>このような背景から、弁護士が裁判官の職務・執務形態への理解を深めつつ裁判官への任官の準備ができる環境を整備して、弁護士任官を推進すること及び弁護士の有する多様な知識、経験や専門性を調停手続に活用して複雑困難化する調停手続の紛争解決機能を充実強化することを目的として、平成16年1月から調停官の制度が新設された。</p> <p>調停官に対しては、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項により、非常勤の職員に対する手当が支給される（民事調停法第23条の5、家事事件手続法第251条第5項）。</p> <p>そこで、令和2年度についても前年度同様、調停官の手当として所要の経費を要求する。</p>	93 94
(2) 調停官登庁旅費 【要求】 <要求要旨> <p>調停官が調停事件処理のために登庁するのに必要な経費を要求する。</p>	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)下級裁判所 委員手当 (調停官手当)	調停官手当	5,760人日	30,700	176,832(176,832)		要求 93
委員等旅費 (調停官登庁旅費)	調停官登庁旅費 増税後 増税前	5,760(2,880)回 0(2,880)回	733 720	4,222(4,185) 4,222(2,111) 0(2,074)		94

經理局經費

目 次

分冊 頁

一 経 常 事 務 費	
基 本 経 費 -----	1 - 227
二 裁判所の機構の維持に必要な経費	
1 会計事務の充実経費 -----	1 - 251
2 機構運営対策経費 -----	1 - 270
3 新庁舎備品整備等経費 -----	1 - 275
4 庁舎管理等対策経費 -----	1 - 277
三 人事行政充実等に必要な経費 -----	1 - 286
四 裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1 裁判事務の器具整備経費 -----	1 - 288
2 裁判運営の改善経費 -----	1 - 291
3 裁判官の執務環境改善経費 -----	1 - 297
4 訴訟関係人等環境改善経費 -----	1 - 300
5 裁判補助事務の強化改善経費 -----	1 - 303

明 細 書 頁	要 求
経 常 事 務 費	7
基 本 経 費	72
(1) 非常勤職員手当【要求】 <要求要旨> 最高裁判所及び下級裁判所における裁判所職員の健康の保持及び増進を図るため、非常勤職員たる医師及び看護師の確保に必要な経費を要求する。	74
(2) 児童手当【要求】 <要求要旨> 中学校修了前までの子どもを養育している者には、児童手当が支給されるため、支給に必要な経費を要求する。	
(3) 会計事務調査連絡旅費【要求】 <要求要旨> 各高裁単位で、管内の会計実務を担当している地家裁事務官を一堂に集め、会計事務に関する指導及び事務連絡を行い、もって会計事務処理の適正化、統一化及び円滑化を図る必要がある。 そこで、これに必要な経費を要求する。	

(4) 会計監査旅費【要求】

<要求要旨>

裁判所は、外部監査として会計検査院の行う会計検査及び財務大臣（財務局等）が行う国有財産の監査を受けているが、裁判所自らも、予算の執行その他会計に関する事務について実情を把握し、その適正かつ効率的な事務処理に資することを目的として内部監査を行う必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

<実施計画>

実施庁		庁数	人数
最高裁実施分	高地家裁	4	7
		2	3
	地家裁	9	5
		4	2
	地裁	12	5
		6	2
高裁実施分	地家裁	9	8
	地裁	12	7
	高裁支部	6	2

(5) 会計課長協議会出席旅費【要求】

<要求要旨>

予算の適正かつ効率的な執行に関して考慮すべき事項について、実務レベルでの協議によりその解決を図る必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

<実施計画>

出席者	人数	回数
最高裁局長・課長	7	2
最高裁事務官（補佐）	7	2
地裁会計課長	42	2
家裁会計課長	18	2

(6) 裁判官会議出席旅費【要求】

<要求要旨>

下級裁判所において、各裁判所の司法行政に関する重要事項を決定するには、それぞれの裁判所の裁判官会議の議決を経なければならない（裁判所法20条1項、29条2項、31条の5）。

司法行政事務の中でも、とりわけ予算執行事務については、国の財政状況が厳しい中にあって、今までにも増して、それぞれの裁判所において、予算の効率的執行に向けた努力を行うことが必要不可欠である。

それぞれの裁判所において、適正かつ効率的な予算執行をする上で重要な方針決定等を行うには裁判官会議の議決を経る必要がある。裁判官会議を開催するには、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所のそれぞれの支部から少なくとも1名の裁判官を本庁に出張させて会議に出席させる必要があり、この場合、当該支部から本庁までの旅費が必要となる。

そこで、このための経費を要求する。

<実施計画>

出席者	人 数	回 数
高裁支部裁判官	6	1
地裁支部裁判官	203	1
家裁支部裁判官	203	1

明細 書頁	要求
(7) 予算関係資料費【要求】 <要求要旨> 予算編成事務の機械化に伴い必要となる消耗品等及び予算書等を購入するのに必要な経費を要求する。	8
(8) 予算関係図書購入費【要求】 <要求要旨> 予算事務を適正かつ迅速に処理するためには、各種図書資料を参照することが必要不可欠である。そこで、予算事務提要等の予算関連図書を購入するのに必要な経費を要求する。	9
(9) 国家公務員財産形成法施行事務費【要求】 <要求要旨> 財形持家融資の事務に必要な経費を要求する。	74
(10) 歳入歳出予算概要等作成費【要求】 <要求要旨> 歳入予算概算見積書、歳出概算要求書等の作成に必要な経費を要求する。	75
(11) 業務補助職員雇用経費【要求】 <要求要旨> 障害者雇用促進法の下、国の機関として自ら率先して障害者を雇用する責務があり、障害者雇用の更なる推進に向けた取組を行っているところ、裁判所の事務の特性などを踏まえた上で、障害特性などに応じた多様な雇用形態の一つとして、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇う場合がある。 そこで、業務補助職員を確保するために必要な経費を要求する。	

明細 書頁	要求
(12) 産休代替要員等雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）【要求】	9 74 75
<要求要旨>	
<p>育児休業法の施行により、育児休業制度と育児休業職員の代替措置の制度が導入された。その後、平成14年4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が共に家庭責任を担いつつ、仕事と育児とを一層容易に両立できるよう、育児休業制度が拡充され、平成19年度には育児短時間勤務制度が導入されるなど、育児休業法上、育児に関する制度の整備が進められてきた。</p>	
<p>加えて、平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされ、更に、平成28年には女性活躍推進法が施行され、裁判所においても、ワークライフバランスの実現と女性の活躍の推進に向けて、育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、より一層、育児休業を取得する職員の代替要員の確保その他の執務態勢の整備に努めているところである。</p>	
<p>育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時の任用により対処することが予定されている。しかし、女性職員の場合、産前・産後の休暇から引き続いて育児休業を取得することが通常である。育児休業期間につき任期付採用又は臨時の任用を行うような場合で、これに先立つ産前・産後の休暇の期間中も、業務分担の変更等によっても職員の業務を処理することが困難な場合には、その期間についても代替要員を確保し、産前・産後の休暇期間と育児休業の期間を通じて代替要員を確保することが、職員が安心して育児休業を取得できる環境の整備及び円滑な執務態勢の整備に資することとなる。</p>	
<p>そこで、産休代替要員及び臨時の任用職員を確保するために必要な経費を要求する。</p>	
(13) 行（二）職員代替要員雇用経費【要求】	
<要求要旨>	
<p>行（二）職員の業務の中には、恒常的に人員を配置するよりも、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇い、業務を行わせることが効率的な場合がある。</p>	
<p>そこで、行（二）職員代替要員を確保するために必要な経費を要求する。</p>	
(14) 再任用職員雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）【要求】	
<要求要旨>	
<p>再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。</p>	

(15) 自動車損害賠償責任保険料

①既定分【要求】

区分	令和2年度車検到来車両			保険料 不要車	台数計	整備年度												計
	台数	単価	金額			台数	14	16	17	18	23	24	25	26	27	28	29	
①既定分	台	円	円	台	台	(1)		(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	6		3		(10) 24
最高裁	24		588,540	9	33			3		1		11						
乗合自動車	3	15,370	46,110		3			(3)	3									(3) 3
乗用自動車	21	25,830	542,430		9	30	(1)			(1)	1	(1)	11	(4)	6		3	(7) 21
下級裁	112		2,724,740	67	179	(3)	(4)	(8)	(5)	(1)	(18)		(15)	28	44	(19)	15	(73) 112
高裁	49		1,168,700	22	71	(1)	(1)	(7)	(2)	(2)		(3)		(4)	13	(4)	8	(22) 49
乗合自動車	8	15,370	122,960		8			(7)	(2)	(1)								(9) 8
乗用自動車	40	25,830	1,033,200			(1)	(1)				5	(3)	15	(4)	13	(4)	7	(13) 40
	1	12,540	12,540		22	63											1	1
地裁	55		1,396,900	39	94	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(14)		(8)	12	27	(14)	6	(42) 55
乗合自動車	1	15,370	15,370		1				(1)	(1)								(2) 1
乗用自動車	53	25,830	1,368,990			(1)	(3)				9	(14)	12	(8)	26	(12)	6	(38) 53
	1	12,540	12,540		8,750										1	(2)		1 (2)
家裁	8		159,140	6	14	(1)			(2)	(1)	(1)	1	(3)		4	(1)	1	(9) 8
乗合自動車	2	15,370	30,740		2				(2)	(1)								(3) 2
乗用自動車	4	25,830	103,320			(1)					(1)		(1)	3	(1)			(6) 4
	2	12,540	25,080		6	12	(4)	(4)	(11)	(6)	(1)	(19)	39	(19)	50	(19)	18	2 4
合計	136		3,313,280	76	212													(83) 136

②交換差金分【要求】

区分	令和2年度新規車両			整備年度				計
	台数	単価	金額	17	18	23	24	
②交換差金分	台	円	円	台	台	台	台	台
下級裁	7		189,910	2	1	2	2	7
高裁	4		82,060	2	1		1	4
乗合自動車	3	15,370	46,110	2	1			3
乗用自動車	1	35,950	35,950				1	1
地裁	3		107,850			2	1	3
乗用自動車	3	35,950	107,850			2	1	3
合計	7		189,910	2	1	2	2	7

(16) 自動車交換差金【要求】

<要求要旨>

裁判所では、従前から保有する乗用自動車の低公害化を推進し、もって地球温暖化防止対策に貢献してきたところで
あり、保有する乗用自動車の更新においては引き続き低公害化に配慮した更新計画とする。

そこで、所要の経費を要求する。

<整備計画>

区分	要求台数	要求額		備考
下級裁	高裁 平成23年度整備車	1	1×@3,679,036	3,679
	平成24年度整備車	1	1×@3,679,036	3,679
	平成17年度整備車	1	1×@3,822,466	3,822
	平成18年度整備車	1	1×@3,822,466	3,822
	平成17年度整備車	2	2×@7,797,610	15,595
	地裁 平成23年度整備車	2	2×@3,679,036	7,358
	平成24年度整備車	1	1×@3,679,036	3,679
	平成18年度整備車	1	1×@3,822,466	3,822
合計	10 台	45,456 千円		

明細 書頁	要求 9 11 75 A D
(17) 最高裁判所裁判官公邸等維持費【要求】	<要求要旨>
最高裁判所裁判官の公邸等を維持管理するための経費が必要であるから、このための経費を要求する。	(18) 最高裁判所裁判官公邸等警備委託費【要求】
<要求要旨>	最高裁判所裁判官の公邸等の警備に必要な経費を要求する。
(19) 無線局電波利用料【要求】	<要求要旨>
平成20年5月30日に電波法の一部を改正する法律が公布された。これにより最高裁判所及び下級裁判所の庁舎管理及び法廷警備時の連絡のために無線機を使用するに当たり電波利用料を支出する必要があるから、このための経費を要求する。	(20) 自動車維持費【要求】
<要求要旨>	裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。
(21) 裁判官等法服費【要求】	<要求要旨>
法廷においては、裁判官は法服を、裁判所書記官は職服を、それぞれ着用しなければならない。	そこで、法服及び職服を更新するための経費を要求する。

(22) 土地建物借料【要求】

明細
書頁要求
75

(千円)

区 分	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要 求 額	対前年度 比較 増△減	借上 (m ²)		所有者
				土 地	建 物	
(項) 最高裁判所	0	0	0			
該当なし						
(項) 下級裁判所	13,847	16,349	2,502			
一般分						
千葉地方裁判所 東金簡裁庁舎	266	266	0	340		東金市
水戸地方裁判所 麻生支部宿舎	62	60	△ 2	228		行方市
長野地方裁判所 佐久支部宿舎	408	386	△ 22	503		佐久市
長野地方裁判所 伊那支部宿舎	356	339	△ 17	335		長野県
大阪地方裁判所 枚方簡裁庁舎	11,245	11,344	99	1,997		枚方市
大阪地方裁判所 大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室	1	1	0			大阪市
長崎地方裁判所 厳原支部宿舎	0	1,218	1,218		132	民間
鹿児島地方裁判所 甑島簡裁宿舎	390	390	0		49	薩摩川内市
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	1,119	858	△ 261		55	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	0	1,487	1,487		51	民間
(計)	13,847	16,349	2,502			

(23) 各所修繕【要求】

明細
書頁
要求
11

経年別	平成30年度 末面積 (A)	令和元年度 建築見合旧序 舎等面積 (B)	令和2年度 計上面積 A-B=(C)	単価 (D)	算出額 (C)×(D)	金額	備考
一般修繕 (非木造)	m ²	m ²	m ²	円	千円	千円	
1~5年	105,961	0	105,961	235	24,901		
6~10	180,235	0	180,235	507	91,379		
11~15	212,275	0	212,275	793	168,334		
16~20	224,766	0	224,766	967	217,349		
21~30	319,436	0	319,436	783	250,118		
31~	976,040	0	976,040	785	766,191		
計	2,018,713	0	2,018,713		1,518,272		
(木造)							
1~5年	201	0	201	146	29		
6~10	0	0	0	229	0		
11~15	0	0	0	339	0		
16~20	0	0	0	887	0		
21~	4,772	0	4,772	324	1,546		
計	4,973	0	4,973		1,575		
合計	2,023,686	0	2,023,686		1,519,847	1,107,120	1,519,847 × 0.66222 × 1.1

(24) 自動車重量税

①既定分【要求】

区分	令和2年度車検到来車両			重量税 不要車 台数	台数計	整備年度												計
	台数	単価	金額			14	16	17	18	23	24	25	26	27	28	29	30	
① 既定分	台	千円	千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
最高裁	23		481	10	33	(1)		(3)	(1)	1		11	(4)	6		2		(9) 23
乗合自動車	2 1	29 18	58 18		3			(3) 2 1										(3) 2 1
乗用自動車	2 17 1	25 20 15	50 340 15		10	(1)			(1)			1	(4)	1		2		(6) 2 17 1
下級裁	112		2,606	67	179	(3)	(4)	(8) 3	(5) 3	(1) 15	(17)	28	(15)	(1) 44	(15) 15	4		(69) 112
高裁	49		992	22	71	(1)	(1)	(7) 3	(2) 1	5	(2)	15	(5)	13	(4) 8	4		(22) 49
乗合自動車	2 1 2 3	29 25 18 8	58 25 36 24		1			(7) 2	(2)									(9) 2 1 2 3
乗用自動車	8 18 15	33 20 15	264 360 225		21	62	(1)	(1)			5	(2)	2	(5)	1	(4) 9		(13) 8 18 15
地裁	55		1,411	39	94	(1)	(3)	(1)	(1) 1	9	(14)	12	(8)	27	(10) 6			(38) 55
乗合自動車	1	18	18			1			(1)	(1) 1								(2) 1
乗用自動車	26 23 5	33 20 15	858 460 75		39	93	(1)	(3)			6 1 2	(14)	8 1 3	(8)	(10) 12 15	6		(36) 26 23 5
家裁	8		203	6	14	(1)			(2) 1	(1) 1	(1)	1	(2)	(1) 4	(1) 1			(9) 8
乗合自動車	1 1	18 13	18 13		2				(2) 1	(1) 1								(3) 1 1
乗用自動車	4 2	33 20	132 40		6	12	(1)				(1)	1	(2)	(1) 3 1	(1) 1			(6) 4 2
計	135		3,087	77	212	(4)	(4)	(11) 6	(6) 3	(1) 16	(17)	39	(19)	(1) 50	(15) 17	4		(78) 135

②交換差金分【要求】

区分	令和2年度新規車両			整備年度				計
	台数	単価	金額	17	18	23	24	
② 交換差金分	台	千円	千円	台	台	台	台	台
下級裁	7		155	2	1	2	2	7
高裁	4		86	2	1		1	4
乗合自動車	2	25	50	2				2
	1	13	13		1			1
乗用自動車	1	23	23				1	1
地裁	3		69			2	1	3
乗用自動車	3	23	69			2	1	3
計	7		155	2	1	2	2	7

明細 書頁	要求 75
<p>(25) 長官所長等交際費【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>高等裁判所長官並びに地方裁判所及び家庭裁判所の所長等の儀礼的、社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。</p>	<p>(26) 賠償償還及払戻金【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判所職員が司法行政事務を遂行する際に過失等により権利を侵害した場合、被害者に賠償金等を支払う必要があるから、このための経費を要求する。</p>

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項)最高裁判所 非常勤職員手当				8,507(2,808)		要求 7
児童手当				70,185(64,040)		
職員旅費 (内国旅費)						
会計監査旅費				9,373(8,934)		
高地家裁へ 事務官	4(3) 庁 7人	62,704	1,756(1,317)			
	2 庁 3人	62,704	376(376)			
地家裁へ 事務官	9 庁 5人	57,927	2,607(2,607)			
	4 庁 2人	57,927	463(463)			
地裁へ 事務官	12 庁 5人	57,927	3,476(3,476)			
	6 庁 2人	57,927	695(695)			
会計課長協議会出席旅費 局課長				1,629(1,621)		
				898(894)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	増 税 後	7人 2(1)回	64,130	898(449)		
	増 税 前	0(7)人 0(1)回	63,511	0(445)		
	事務官			731(727)		
	増 税 後	7人 2(1)回	52,191	731(365)		
	増 税 前	0(7)人 0(1)回	51,645	0(362)		
庁費 (消耗品費)	予算関係資料費			2,433(2,240)		
	予算編成事務機械化等経費			242(80)		
	予算書等購入費			2,191(2,160)		
	予算関係図書			319(281)		
	図書類		(1,459)	264(235)		
	増 税 後	163(81)冊	1,617	264(118)		
	増 税 前	0(82)冊	1,432	0(117)		
						要求 8

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	雑誌類					
	増税後	9(4)冊	(5,182)	55(46)		
	増税前	0(5)冊	6,108	55(21)		
			5,088	0(25)		
	国家公務員財産形成法施行事務費			100(100)		
	貸借契約(5000万円以下)	4回	20,000	80(80)		
	貸借契約(1000万円以下)	2回	10,000	20(20)		
(印刷製本費)	歳入歳出予算概要等作成費			843(885)		
	歳入予算概算見積等					
	増税後	50(25)部	(303)	15(15)		
	増税前	0(25)部	299	15(8)		
			297	0(7)		
	歳出予算概要等					
	増税後	803(401)部	(1,096)	828(870)		
	増税前	0(401)部	1,031	828(439)		
			1,076	0(431)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(賃金)	賃金 業務補助職員 産休代替要員			64,930(45,595) 62,819(45,595) 2,111(0)		
(保険料)	自動車損害賠償責任保険料 社会保険料 業務補助職員 産休代替要員 臨時の任用職員 雇用保険料 業務補助職員 産休代替要員 再任用職員			589(314) 12,313(6,814) 9,148(6,814) 287(0) 2,878(0) 1,299(411) 565(411) 27(0) 707(0)		要求 9

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(子ども・子育て 拠出金)	子ども・子育て拠出金 業務補助職員 産休代替要員 臨時の任用職員			280(133) 208(133) 6(0) 66(0)		要求 9 11 A
(自動車交換差金)				0(25,630)		
(雑役務費)	裁判官公邸等維持費 公邸等警備委託費 無線局電波利用料			4,009(769) 4,939(4,338) 600 47(47)		
(自動車維持費)		78局		6,571(6,859)		
裁判官等法服費 (被服費)	裁判官 最高裁裁判官	1(2)人	(89,640) 93,500	1,906(3,548) 94(180)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	下級裁裁判官	110(210)人	(15, 352) 15, 518 (4, 104)	1, 707(3, 224)		
	女性用タイ	25(35)人	4, 180 (11, 340)	105(144)		要求 11
	書記官	225(280)人	11, 484	2, 584(3, 176)		
各所修繕	一般修繕分			1, 107, 120(1, 091, 125)		
自動車重量税				481(303)		
賠償償還及払戻金				12, 388(239, 606)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項)下級裁判所 非常勤職員手当				110,901(110,901)		
児童手当				995,850(972,005)		
職員旅費 (内国旅費)	会計事務調査連絡旅費 高裁へ 事務官	60人	30,487	1,829(1,829)		
	会計監査旅費 地家裁へ 事務官	9 序 8人	39,320	6,585(6,585)		
	地裁へ 事務官	12 序 7人	39,320	2,831(2,831)		
	高裁支部へ 事務官	6 序 2人	37,563	3,303(3,303)		
	会計課長協議会出席旅費			451(451)		
				3,659(3,649)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	地裁から			2,561(2,554)		
	増 税 後	42人 2(1)回	30,487	2,561(1,280)		
	増 税 前	0(42)人 0(1)回	30,341	0(1,274)		
	家裁から			1,098(1,095)		
	増 税 後	18人 2(1)回	30,487	1,098(549)		
	増 税 前	0(18)人 0(1)回	30,341	0(546)		
	裁判官会議出席旅費			7,685(7,685)		
	高裁支部から	6人 1回	51,467	309(309)		
	地裁支部から	203人 1回	18,169	3,688(3,688)		
	家裁支部から	203人 1回	18,169	3,688(3,688)		
序費 (賃金)	賃金			884,525(748,786)		
	行(二)職員代替要員			612(612)		
	業務補助職員			883,913(748,174)		

明細
書頁
要求
74

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(保険料)	自動車損害賠償責任保険料			2,915(1,828)		要求 74
	社会保険料			133,485(108,594)		
	業務補助職員			132,298(108,594)		
	行 (二) 職員代替要員			452(0)		
	臨時の任用職員			735(0)		
	雇用保険料			9,819(6,734)		
	業務補助職員			7,954(6,734)		
	行 (二) 職員代替要員			396(0)		
	再任用職員			1,469(0)		
(子ども・子育て拠出金)	子ども・子育て拠出金			3,021(2,116)		
	業務補助職員			2,996(2,116)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	行(二) 職員代替要員			9(0)		
	臨時の任用職員			16(0)		
(自動車交換差金)				45,456(10,542)		
(雑役務費)						
	無線局電波利用料			1,142(1,125)		
	個別登録利用料	1,839(1,820)局	600	1,103(1,092)		
	包括登録利用料	87(74)局	450	39(33)		
(自動車維持費)				32,080(35,335)		
土地建物借料				16,349(13,847)		
自動車重量税				2,761(1,864)		
交際費				1,162(1,152)		

明細
書頁
要求
75
D

<u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u>	明細
<u>会計事務の充実経費</u>	書頁
(1) 入札監視委員会経費【要求】	要求
<要求要旨>	16
<p>平成5年12月に建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会から、入札手続の透明性を高める第三者機関として入札監視委員会の設置が提案された。それを受け、国土交通省をはじめ各省庁、公団等において順次同委員会が設置され、最高裁判所においても平成12年度に入札監視委員会を設置した。</p>	A
<p>そこで、入札監視委員会の開催に必要な経費を要求する。</p>	
(2) 契約監視委員会経費【要求】	
<要求要旨>	
<p>平成19年11月2日開催の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において随意契約の監視等のための第三者機関の設置が決定されたことに伴い、最高裁判所においても平成19年度に契約監視委員会を設置した。</p>	
<p>そこで、契約監視委員会の開催に必要な経費を要求する。</p>	
(3) 総合評価審査委員会経費【要求】	
<要求要旨>	
<p>平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式の適用をあげている。</p>	
<p>このような状況の下、裁判所発注工事においても、平成20年度から総合評価落札方式を適用しているが、その運用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、最高裁判所においても総合評価審査委員会を設置し、学識経験者の意見を聴く必要がある。</p>	
<p>そこで、総合評価審査委員会の開催に必要な経費を要求する。</p>	

(4) 会計関係協議会出席旅費

(ア) 会計実務担当者講習会【要求】

<要求要旨>

会計事務の処理に当たっては、会計法規等についての広範な知識を必要とするが、職員構成から会計事務の知識、経験に乏しい職員が会計事務を担当することも少なくない。特に支部のように職員数の少ない庁では、それが常態となっている。そこで、会計事務、特に第一線の金銭出納事務態勢の強化を図るべく、下級裁判所（高等裁判所を除く。地裁支部については毎年3分の1程度）の会計事務担当者を対象とし、職務遂行に必要な知識、意識の向上を図るため、各地方裁判所において会計事務の講習会を実施する経費を要求する。

<実施計画>参加者（各庁1人、会期2日、滞在1日、年1回）

区分	参加者	参加者中要旅費人員
地裁 本庁	50人	0人
支部	68	68
家裁 本庁	26	0
合計	144	68

(イ) 予算執行事務打合せ【要求】

<要求要旨>

限られた予算を適正かつ重点的・効率的に執行するためには、各庁において適正な経理計画を策定し、計画的な予算執行を図ることが必要である。そのためには、最高裁判所からの事務連絡や電話等による指導だけでは不十分であり、管轄区域内の実情を把握している高等裁判所が、直接、下級裁判所の予算執行担当者と協議、調整を図ったり、指導を行ったりするなど、きめ細かく対応する態勢を整えておく必要がある。そこで、高等裁判所管内ごとに、予算執行担当者を募集して事務打合せをするための経費を要求する。

<実施計画>

（開催地）各高等裁判所 会期2日、滞在1日、年1回

出席者：高裁会計課長、同事務官、地裁事務官、家裁事務官

(ウ) 経理事務打合せ【要求】	明細
<要求要旨>	書頁
<p>高等裁判所は、中間監督庁として会計事務の処理方針に関し、管轄区域内の下級裁判所に対して指示し、経理行政の円滑化を図る立場にある。</p>	要求
<p>そこで、よりきめ細かい経理行政を行って効率的な予算執行を図るには、最高裁判所が管轄区域内の下級裁判所の実情を把握している高等裁判所と、そのための方策を十分協議する必要があり、これに要する経費を要求する。</p>	77
<p>また、最高裁判所と協議を行った高等裁判所は、その協議結果や今後の会計事務の処理方針を管轄区域内の下級裁判所に周知する必要があることから、これに要する経費を要求する。</p>	
<実施計画>	
(開催地) 最高裁判所	会期 2 日、滞在 1 日、年 3 回
	出席者：高等裁判所事務局次長、同会計課長、同会計課長補佐
(開催地) 各高等裁判所	会期 1 日、年 3 回、出席者：地家裁事務局長
(エ) 所長事務打合せ【要求】	
<要求要旨>	
<p>管内各庁を掌握し指導する立場にある各高等裁判所に、管内各庁の所長及び司法行政上所長を補佐する立場にある事務局長を招集し、経理行政上の諸問題について協議し、円滑な司法行政遂行の基礎を確立していく必要がある。</p>	
<p>併せて、最高裁判所で決定された経理行政上の諸施策を本事務打合せにおいて各所長に伝達し、司法行政の統一的な運営を確保する必要があることから、これに要する経費を要求する。</p>	
<実施計画>	
(開催地) 各高等裁判所	会期 2 日、滞在 1 日、年 1 回
	出席者：高等裁判所長官、同事務局長、同事務局次長、地方裁判所長、同事務局長、家庭裁判所長、同事務局長

(5) 庁舎等敷地測量手数料【要求】

<要求要旨>

行政財産の適正な管理を行うためには、実地測量をし、未確定な隣地との境界を明確にして、行政財産の正確な数量を把握する必要があるため、敷地測量が未了等の国有財産について、測量手数料を要求するものである。

<実施計画>

区 分	庁舎宿舎 の別	数 量 (m ²)	金 額 (千円)	備 考	
(項) 最高裁判所			2,890		
最高裁判所松原宿舎	宿舎	1,322	2,890	測量未実施	
最高裁判所深沢宿舎	宿舎	1,212		測量未実施	
(項) 下級裁判所			15,748		
水戸地方裁判所五軒町宿舎	宿舎	541	1,730	境界未確定	
宇都宮地方裁判所大田原支部中央町宿舎	宿舎	844	322	分筆登記	
静岡地方裁判所沼津支部庁舎	庁舎	6,865	1,197	境界未確定	
静岡地方裁判所沼津支部千本宿舎 3号	宿舎	635		復元測量	
長野地方裁判所諏訪支部湖柳町宿舎	宿舎	1,083	800	敷地登記	
名古屋家庭裁判所庁舎	庁舎	6,076	383	復元測量	
福岡地方裁判所小倉支部庁舎	庁舎	9,233	1,778	未実施	
伊万里簡易裁判所庁舎	庁舎	3,318	2,545	未実施	
長崎地方裁判所平戸支部庁舎	庁舎	3,949	1,224	復元測量	
長崎地方裁判所平戸支部戸石川町宿舎	宿舎	511		復元測量	
熊本地方裁判所玉名支部庁舎	庁舎	3,190	1,351	財務引継	
種子島簡易裁判所庁舎	庁舎	1,202	192	復元測量	
徳之島簡易裁判所築地宿舎	宿舎	1,100	279	復元測量	
宮崎地方裁判所庁舎	庁舎	6,850	1,598	復元測量	
宮崎地方裁判所別府町宿舎	宿舎	917		復元測量	
青森地方裁判所庁舎	庁舎	4,719	892	敷地登記	
深川簡易裁判所庁舎	庁舎	2,112	660	財務引継	
深川簡易裁判所蓬莱町宿舎	宿舎	372		財務引継	
高松高等裁判所番町宿舎	宿舎	1,023	300	境界未確定	
善通寺簡易裁判所庁舎	庁舎	1,487	497	境界未確定	
計			18,638		

(6) 国有財産管理処分手数料【要求】

<要求要旨>

引継ぎ等を行う宿舎及び研修所分室（以下「当該施設」という。）については、跡地の利用目的に適合させるために当該施設の用途を廃止して、早急に建物及び工作物等を撤去する必要がある。

この場合、廃止する当該施設を長期間放置することは、管理の経費負担がかさむだけでなく、地域住民から遊休施設であると非難されることにもなるので、国有財産の適正な管理の観点からも、速やかに当該施設の建物等を撤去する必要がある。

また、建物等の撤去に当たっては、有害物質（アスベストやP C B（ポリ塩化ビフェニル）等）を含む建材・設備の使用の有無等を事前に確認し、撤去費用を勘案する必要があることから、確認調査が必要となる当該施設のうち、準備が整ったものについて、必要経費を要求する。

<費用内訳>

序名	施設名	内 容	構造	延床面積 (m ²)	独立物置 (m ²)	面積計 (m ²)	建築 年度	廃止 手続 年度	引継等 予定 年度	要求額 (円)
最高裁	本駒込宿舎	宿舎撤去費	RC	212.62	6.89	219.51	S53	R1	R2	20,020,000
	高松宿舎	宿舎撤去費	RC	213.16	6.89	220.05	S55	R1	R2	18,040,000
	柿の木坂宿舎	宿舎撤去費	RC	237.46	7.51	244.97	S61	R1	R2	16,280,000
(項) 最高裁判所 合 計				663.24	21.29	684.53				54,340,000
前橋地裁高崎 支部	稻荷町宿舎（3号）	アスベスト調査	W	39.69		39.69	S42	R1	R4	946,000
	稻荷町宿舎（1号）	アスベスト調査	RC	421.92	18.90	440.82	S51	R1	R4	
長野地裁佐久 支部	西本町宿舎	宿舎撤去費	B	68.44	2.38	70.82	S43	R1	R2	4,697,000
長野地裁伊那 支部	西町第1宿舎	宿舎撤去費	W	92.77		92.77	S52	R1	R2	4,369,000
長野地裁伊那 支部	西町第2宿舎	宿舎撤去費	W	56.70		56.70	S50	R1	R2	2,230,000
小林簡裁（宮 崎地裁）	上ノ馬場宿舎	宿舎撤去費	W	76.42	4.95	81.37	S37	R1	R2	1,683,000
名古屋高裁	裁判所職員総合研修 所名古屋分室	施設撤去費	RC	1,257.16		1,257.16	S53	R2	R3	55,632,500
高松高裁	裁判所職員総合研修 所高松分室	施設撤去費	RC	994.69		994.69	S45	R2	R3	72,721,000
(項) 下級裁判所 合 計				3,007.79	26.23	3,034.02				142,278,500

明細

書頁

要求

17

(7) 官報公告料【要求】

<要求要旨>

国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が適用され、一般競争参加資格を定めたとき及び一般競争入札に付すとき等には、予決令の規定による公示については、官報によりしなければならない。

そこで、これに必要な経費を要求する。

(8) 庁舎等使用料鑑定料【要求】

<要求要旨>

行政財産である裁判所庁舎の使用収益については、国有財産法及び財務省理財局長通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（以下「通達」という。）に基づいて許可することができ、具体的には庁舎内に設置されている自動販売機や閲覧贋写室内の複写機等がこれに該当する。

また、通達改正により、平成17年4月1日以降に使用料を算定する場合には、近隣の賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等を基に算定することとされたため、原則として不動産鑑定士等の意見を求めた上で、近隣賃貸取引事例等と比較して適正といえる庁舎使用料を算定することが必要となっている。

そこで、適正な庁舎等の使用料を算定するために、不動産鑑定士等に適正賃料の鑑定を依頼するための費用を要求する。

<実施計画>

区 分	金 額 (千円)
(項) 最高裁判所	880
最高裁判所	880
(項) 下級裁判所	4,607
東京高等裁判所	44
東京地方裁判所	44
横浜地方裁判所	572
さいたま地方裁判所	77
千葉地方裁判所	682
水戸地方裁判所	30
宇都宮地方裁判所	55
静岡地方裁判所	44
新潟地方裁判所	451
東京家庭裁判所	330
大阪高等裁判所	88
京都地方裁判所	110
名古屋高等裁判所	570
名古屋地方裁判所	165
津地方裁判所	123
岐阜地方裁判所	218
福井地方裁判所	105
金沢地方裁判所	66
富山地方裁判所	209
名古屋家庭裁判所	96
札幌地方裁判所	385
函館地方裁判所	88
釧路地方裁判所	11
高知地方裁判所	44
計	5,487

		明細 書頁																																	
		要求 17 78																																	
(9) 営繕設計ソフトウェアの整備【要求】																																			
<要求要旨>																																			
技術革新や建築に関する法改正が著しい中、建築物はますます高度化、複雑化の度合いを高め、庁舎設計に伴う企画、建築意匠、電気設備及び機械設備の各種設計並びに日影図、立体図及び透視図等の作図、斜線計算、構造計算等の各種計算業務をコンピュータに担わせることにより、正確かつ迅速な事務処理を図ることが不可欠である。																																			
そこで、膨大な設計業務データを効率的に処理し、関係諸機関の要請や請負業者との調整に迅速に対応できるよう、設計専用のアプリケーション（建築系：AutoCAD LT、設備系：CADWe' 11 Tfas）を営繕技官用のパソコンにインストールしているところであり、引き続き利用する必要があることから、その経費を要求する。																																			
<整備(配布)計画>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最高裁 高裁</th> <th>東京 高裁</th> <th>大阪 高裁</th> <th>名古屋 高裁</th> <th>広島 高裁</th> <th>福岡 高裁</th> <th>仙台 高裁</th> <th>札幌 高裁</th> <th>高松 高裁</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AutoCAD LT</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>CADWe' 11 Tfas</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		最高裁 高裁	東京 高裁	大阪 高裁	名古屋 高裁	広島 高裁	福岡 高裁	仙台 高裁	札幌 高裁	高松 高裁	合計	AutoCAD LT	38	4	3	4	3	3	3	2	2	62	CADWe' 11 Tfas	1									1		
	最高裁 高裁	東京 高裁	大阪 高裁	名古屋 高裁	広島 高裁	福岡 高裁	仙台 高裁	札幌 高裁	高松 高裁	合計																									
AutoCAD LT	38	4	3	4	3	3	3	2	2	62																									
CADWe' 11 Tfas	1									1																									
(10) 返納金納入告知書用紙購入経費【要求】																																			
<要求要旨>																																			
官庁会計システム（ADAMS II）で使用する返納金納入告知書用紙の購入経費を要求する。																																			

(11) 競争参加資格認定通知の処理経費【要求】

<要求要旨>

(ア) 建設工事

建設工事に係る一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）について、「建設工事に係る一般競争に参加する者に必要な資格等に関する事務の取扱いについて（平成27年6月24日経営第28号）」経理局長通達に基づき、一般競争参加資格審査は、2年に1回、定期受付を行うことが定められている。

次回の一般競争参加資格審査の定期受付（令和3・4年度一般競争参加資格申請定期受付）は、令和2年12月頃から令和3年1月末頃に行う計画であり、同定期受付について、契約事務取扱規則第4条により審査結果を通知することが必要となる。

(イ) 測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務

測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）に係る一般競争参加資格について、「建設コンサルタント業務等に係る一般競争に参加する者に必要な資格等に関する事務の取扱いについて（平成27年6月24日経営第283号）」経理局長通達に基づき、一般競争参加資格審査は、2年に1回、定期受付を行うことが定められ、(ア)と同一の手続を行うことになる。

(ウ) 審査結果通知件数

令和1・2年度の一般競争参加資格の結果通知数は16,798件であり、令和2年度においては約17,000件の審査結果通知を普通郵便で行う予定である。

そこで、上記通知に要する経費を要求する。

(12) 資格審査システム【要求】

<要求要旨>

資格審査システム（以下「本システム」という。）は、建築工事等競争参加資格の審査を行うことで、営繕事務の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とするシステムである。本システムの機器は平成28年度にサーバー等機器を更改し、現在リースにより運用している。

また、本システムは機器本体において安定的な稼働を維持する必要があるほか、本システムを効率的に運用するためには、問合せ対応、障害対応及び運用支援等を内容とする保守業務を調達し、本システムの円滑な動作を確保するとともに、障害発生時の業務復旧体制を確立する必要がある。

さらに、隔年ごとに国土交通省が実施するインターネット一元受付により登録した業者の中で、裁判所の公共工事の競争入札参加希望等を予定している業者については申請情報を国土交通省から媒体（CD-R）でデータの提供を受け、その情報を資格審査システムに取り込み、審査・格付けを行うことになる。その関連経費（利用料）として共通経費分担金（建設工事）、共通経費分担金（コンサル）について原則として2年に一度負担している。平成30年度は平成30・令和元年の分担金を負担しており、令和元年度及び令和2年度では令和2・3年の分担金を負担する。

また、国土交通省のインターネット一元受付における大量のデータを裁判所の資格審査システムに取り込むことによって、裁判所の資格審査基準に合わせた自動計算を行い、資格情報をデータベース化することにより各高等裁判所においても情報を共有することが可能となっているところ、上記データを取り込むために同省のシステム改修に併せて裁判所の資格審査システムを改修する必要がある。

そこで、本システムに係る機器のリース経費、運用保守経費及び改修経費並びに競争参加資格インターネット一元受付関連経費を要求する。

(13) 営繕積算システム【要求】

<要求要旨>

本システムは、公共建築物の積算業務の合理化・簡素化、各省庁間の積算方法の標準化・統一化等を図ることを目的として開発された府省共通システムである。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の適正化指針により、公共工事の入札・契約手続をより透明化するために予定価格及び積算内訳の公表が定められた。裁判所の行う工事に関しても、国民に対し、より正確で分かりやすい情報を提供するとともに、裁判所全体の積算業務の合理化、積算体系の統一化を図る必要があるため、本システムを最高裁判所と各高等裁判所の担当部署に導入してきたところである。

そこで、引き続き同システムを利用するため必要な経費を要求する。

<p>(14) 発注者支援データベースシステム【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>発注者支援データベースシステムとは、公共工事の実績等、受注業者に登録が義務付けられている事項を調査することができるネットワーク上の検索システムである。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工を行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。そのため、同法に基づく適正化指針において、同システムを利用することが求められ、平成13年度より最高裁判所及び各高等裁判所へ同システムを導入した。</p> <p>そこで、同システムを利用するための経費を要求する。</p> <p>(15) 建設副産物情報交換システム【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」において、建設工事の発注者は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に努めることが義務付けられている。建設工事の発注者が、同法所定の手続を遵守するためには、工事の設計、積算、発注、施工から完了に至る事業の各段階において、建設副産物の搬出先、再生資材の購入先、建設廃棄物等の処分価格などの各種情報を入手することが不可欠である。</p> <p>上記各種情報を正確かつ迅速に収集するためには、インターネットを経由して建設副産物情報交換システムを利用する必要があり、そのための経費を要求する。</p>	<p>要求 17</p>

明細 書頁	要求 17 78
<p>(16) 公共建築設計者情報システム 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>公共建築設計者情報システム（P U B D I S）とは、公共建築の設計者選定を支援するため、技術者の過去の実績・業務成績等の情報をインターネットにより検索できるようにデータベース化したものである。</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工が行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。</p> <p>業務発注については、上記の法律に定めはないものの、国が発注する以上、国民に対して工事と同様に発注に関する透明性等が求められており、工事の基準に準ずるレベルを担保しなければならないことから、業務実績の情報を得るために同システムを平成19年度に最高裁判所へ導入し、平成22年度には各高等裁判所へも導入した。</p> <p>そこで、同システムを利用するための経費を要求する。</p>	
<p>(17) 人事・経理関係法規集データベースの利用料（経理関係分）【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>人事・経理関係法規集データベース（以下「本データベース」という。）は、人事・会計事務に必要な法令、通達等を収録した加除式の法令集であった人事関係法規集及び経理関係法規集をデータベース（ウェブ）化し、参照、検索及び加工等ができるようにしたものである。</p> <p>本データベースは、その構築に当たり法令データベースのデータ及びパッケージソフトシステムを活用しているが、これを利用するためには所要の利用料を支払う必要があり、また、データを更新するためには所要の経費が必要となる。</p> <p>そこで、本データベースの利用等のための経費を要求する。</p>	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	入札監視委員会			123(123)		
	委員長	1人 2回	22,700	45(45)		
	委員	2人 2回	19,600	78(78)		
	契約監視委員会			123(123)		
	委員長	1人 2回	22,700	45(45)		
	委員	2人 2回	19,600	78(78)		
	総合評価審査委員会			248(248)		
	委員長	1人 4回	22,700	91(91)		
	委員	2人 4回	19,600	157(157)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
庁費 (会議費)	入札監視委員会	3人 2回	110.9	1(1)		
	契約監視委員会	3人 2回	110.9	1(1)		
	総合評価審査委員会	3人 4回	110.9	1(1)		
(雑役務費)	官報公告料			18,161(18,086)		
	庁舎等敷地測量手数料			2,890(2,765)		
	庁舎等使用料鑑定料			880(0)		
国有財産管理処分 庁費 (雑役務費)	廃止宿舎撤去等経費			54,340(0)		
情報処理業務庁費 (消耗品費)	當繪設計ソフトウェア購入経費			6,480(5,327)		
	AutoCAD LT	38式	(140,184) 128,483	4,882(5,327)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(通信運搬費)	CADwe'11 Tfas 返納金納入告知書用紙購入経費	1式	1,597,750	1,598(0) 43(0)		要求 17
(借料及び損料)	競争参加資格認定通知費用	17,000通	120	2,040(0)		
(雑役務費)	資格審査システム機器リース料	12月	176,000	2,112(2,112)		
	營繕積算システム			14,339(14,228)		
	システム利用料	一式	(4,417,707) 4,384,380	4,384(4,418)		
	データ提供費用		(4,950,000)	9,955(9,810)		
	増 税 後	一式	9,955,000	9,955(4,950)		
(税)	増 税 前	0(一式)	4,860,000	0(4,860)		
	発注者支援データベースシステム 年間利用料	一式	3,410,000	3,410(3,410)		
	建設副産物情報交換システム年間 利用料	一式	165,000	165(165)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	公共建築設計者情報システム年間利用料	一式	66,000	66(66)		
	人事・経理関係法規集データベース利用料(経理関係分)	一式	2,653,000	2,653(2,653)		
	資格審査システム		(5,979,600)	40,398(10,478)		
	システム運用保守経費	一式	4,450,600	4,451(5,980)		
	システム改修等経費	一式	3,357,640	3,358(0)		
	競争参加資格インターネット一元受付関連経費		(3,698,669)	32,589(4,498)		
	共通経費分担金(建設工事)	一式	17,694,910 (798,544)	17,695(3,699)		
	共通経費分担金(コンサル)	一式	7,744,095	7,744(799)		
	個別画面改修経費(建設工事)	一式	7,150,000	7,150(0)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	会計実務担当者講習会		(24,050)			
	地裁支部事務官	68人 1回	24,097	1,639(1,635)		
	予算執行事務打合せ			3,110(3,110)		
	地裁事務官	42席 2人	30,487	2,561(2,561)		
	家裁事務官	18席 1人	30,487	549(549)		
	経理事務打合せ			9,276(9,252)		
	高裁から最高裁へ			3,695(3,683)		
	高裁次長			1,371(1,367)		
	増 稅 後	7席 3(2)回	65,290	1,371(914)		
	増 稅 前	0(7)席 0(1)回	64,671	0(453)		
	高裁課長			1,210(1,206)		
	増 稅 後	7席 3(2)回	57,612	1,210(807)		
	増 税 前	0(7)席 0(1)回	57,066	0(399)		

明細
書頁
要求
77

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	高裁課長補佐			1,114(1,110)		
	增 稅 後	7 庁 3(2)回	53,042	1,114(743)		
	增 稅 前	0(7) 庁 0(1)回	52,496	0(367)		
	地家裁から高裁へ					
	地家裁局長			5,581(5,569)		
	增 稅 後	84 庁 3(2)回	22,147	5,581(3,721)		
	增 税 前	0(84) 庁 0(1)回	22,001	0(1,848)		
	所長事務打合せ			5,396(5,396)		
	地家裁所長	60人	40,991	2,459(2,459)		
	地家裁局長	84人	34,963	2,937(2,937)		
庁費 (雑役務費)	庁舎等敷地測量手数料			15,748(15,756)		
	庁舎等使用料鑑定料			4,607(2,563)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
国有財産管理処分 序費 (雑役務費)	廃止宿舎撤去等経費			13,925(21,142)		要求 78
	研修所分室撤去等経費			128,354(0)		
情報処理業務序費 (消耗品費)	營繕設計ソフトウェア購入費		(202,336)			
(雑役務費)	AutoCAD LT	24式	201,093	4,826(4,856)		
	營繕積算システム利用料	一式	(1,977,276) 1,973,180	1,973(1,977)		
	公共建築設計者情報システム利用 料	8式	66,000	528(528)		

機構運営対策経費	明細
(1) 開廷表タブレット【要望】	書頁
<要求要旨>	要望
<p>各地裁では紙媒体の開廷表をロビー等に備え置き、事件傍聴を希望する来庁者の閲覧に供しているが、開廷表が紙媒体であることから、来庁者が目的の事件を探し出すまでに時間を要する、開廷表の棄損及び盗難のリスクがある等の問題が生じている。</p>	10
<p>そこで、各庁のロビー等にタブレット端末を整備して、開廷表をデータベース化することにより、来庁者の利便性を向上しつつ、開廷表についての情報の棄損や盗難を防止するとともに、障害者への配慮も可能とした開廷表の閲覧環境を整備するため、開廷表の閲覧に供するタブレットの整備に必要な経費を要求する。</p>	25
(2) 防災用品【要望】	
<要求要旨>	
<p>東日本大震災及び熊本地震は未曾有の被害をもたらし、物資が大変不足する状況で避難生活を余儀なくされた方々が大勢いる中、避難者を受け入れ、物資を提供することにより被災地域に貢献した裁判所もあった。また、東日本大震災では首都圏においても、帰宅難民として裁判所で夜を明かさなければならなくなつた者が多くいた。このようなときに応急対策を行い、ひいては裁判所機能の継続性を確保するためには、裁判所への来庁者や避難者、全職員が被災時や避難生活等に用いるために必要な物資を整備する必要がある。そこで、防災用品を整備するための経費を要求する。</p>	
<p>さらに、今後の発生が懸念される首都直下型地震などの大震災の際には、エレベーターの閉じ込めや運転休止が多数発生するおそれがあり、救出や運転復旧への対応に長時間を要することが想定される。このような事態に備えて健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようるために、エレベーターのかご内に簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットを設置する必要がある。そこで、庁舎内のエレベーターに防災用品としてエレベーター用防災キャビネットを整備するための経費を併せて要求する。</p>	

<p>(3) 国有資産所在市町村交付金【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>国有資産所在市町村交付金とは、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、固定資産を所有する国等が当該固定資産の所在する市町村に対して交付するもので、裁判所でも同交付金の対象となる国家公務員宿舎等の固定資産を所有している。</p> <p>そこで、市町村交付金として必要な経費を要求する。</p>	明細 書頁	要求 19
---	----------	----------

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 非常勤職員手当				0(5,699)		
序費 (消耗品費)	防災用品			0(6,345)		
(保険料)	社会保険料			0(3,876)		
	雇用保険料			0(962)		
(子ども・子育て拠出金)	子ども・子育て拠出金			0(77)		
(雑役務費)	下水道受益者負担金			0(226)		
国有資産所在市町村交付金				170,368(166,337)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項)下級裁判所 庁費						
(消耗品費)	防災用品			0(49,525)		
(保険料)	社会保険料			0(772)		
	雇用保険料			0(2,577)		
(子ども・子育て拠 出金)	子ども・子育て拠出金			0(15)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 10 25
(項)最高裁判所 庁費 (備品費) (消耗品費)	防災用品 (エレベーター用防災キャビネット) 防災用品	46 基	193,600	8,906(0) 31,149(6,345)		
(項)下級裁判所 庁費 (備品費) (消耗品費)	開廷表タブレット 防災用品 (エレベーター用防災キャビネット) 防災用品	59 式 532 基	2,708,640 193,600	159,810(0) 102,995(0) 336,860(49,525)		

新庁舎備品整備等経費

移転料（新規・事務室等分）【要求】

<要求要旨>

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

区分	庁名	庁数	所要額(千円)
			庁費
仮庁舎移転料	津地家簡裁	1	907
合計		1	907

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)下級裁判所 庁費 (雜役務費)	移転料 仮庁舎移転料 津地家簡裁			907(0)		要求 75

明細 書頁	要求
1	19
2	20
3	79
4	80
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	
161	
162	
163	
164	
165	
166	
167	
168	
169	
170	
171	
172	
173	
174	
175	
176	
177	
178	
179	
180	
181	
182	
183	
184	
185	
186	
187	
188	
189	
190	
191	
192	
193	
194	
195	
196	
197	
198	
199	
200	
201	
202	
203	
204	
205	
206	
207	
208	
209	
210	
211	
212	
213	
214	
215	
216	
217	
218	
219	
220	
221	
222	
223	
224	
225	
226	
227	
228	
229	
230	
231	
232	
233	
234	
235	
236	
237	
238	
239	
240	
241	
242	
243	
244	
245	
246	
247	
248	
249	
250	
251	
252	
253	
254	
255	
256	
257	
258	
259	
260	
261	
262	
263	
264	
265	
266	
267	
268	
269	
270	
271	
272	
273	
274	
275	
276	
277	
278	
279	
280	
281	
282	
283	
284	
285	
286	
287	
288	
289	
290	
291	
292	
293	
294	
295	
296	
297	
298	
299	
300	
301	
302	
303	
304	
305	
306	
307	
308	
309	
310	
311	
312	
313	
314	
315	
316	
317	
318	
319	
320	
321	
322	
323	
324	
325	
326	
327	
328	
329	
330	
331	
332	
333	
334	
335	
336	
337	
338	
339	
340	
341	
342	
343	
344	
345	
346	
347	
348	
349	
350	
351	
352	
353	
354	
355	
356	
357	
358	
359	
360	
361	
362	
363	
364	
365	
366	
367	
368	
369	
370	
371	
372	
373	
374	
375	
376	
377	
378	
379	
380	
381	
382	
383	
384	
385	
386	
387	
388	
389	
390	
391	
392	
393	
394	
395	
396	
397	
398	
399	
400	
401	
402	
403	
404	
405	
406	
407	
408	
409	
410	
411	
412	
413	
414	
415	
416	
417	
418	
419	
420	
421	
422	
423	
424	
425	
426	
427	
428	
429	
430	
431	
432	
433	
434	
435	
436	
437	
438	
439	
440	
441	
442	
443	
444	
445	
446	
447	
448	
449	
450	
451	
452	
453	
454	
455	
456	
457	
458	
459	
460	
461	
462	
463	
464	
465	
466	
467	
468	
469	
470	
471	
472	
473	
474	
475	
476	
477	
478	
479	
480	
481	
482	
483	
484	
485	
486	
487	
488	
489	
490	
491	
492	
493	
494	
495	
496	
497	
498	
499	
500	
501	
502	
503	
504	
505	
506	
507	
508	
509	
510	
511	
512	
513	
514	
515	
516	
517	
518	
519	
520	
521	
522	
523	
524	
525	
526	
527	
528	
529	
530	
531	
532	
533	
534	
535	
536	
537	
538	
539	
540	
541	
542	
543	
544	
545	
546	
547	
548	
549	
550	
551	
552	
553	
554	
555	
556	
557	
558	
559	
560	
561	
562	
563	
564	
565	
566	
567	
568	
569	
570	
571	
572	
573	
574	
575	
576	
577	
578	
579	
580	
581	
582	
583	
584	
585	
586	
587	
588	
589	
590	
591	
592	
593	
594	
595	
596	
597	
598	
599	
600	
601	
602	
603	
604	
605	
606	
607	
608	
609	
610	
611	
612	
613	
614	
615	
616	
617	
618	
619	
620	
621	
622	
623	
624	
625	
626	
627	
628	
629	
630	
631	
632	
633	
634	
635	
636	
637	
638	
639	
640	
641	
642	
643	
644	
645	
646	
647	
648	
649	
650	
651	
652	
653	
654	
655	
656	
657	
658	
659	
660	
661	
662	
663	
664	
665	
666	
667	
668	
669	
670	
671	
672	
673	
674	
675	
676	
677	
678	
679	
680	
681	
682	
683	
684	
685	
686	
687	
688	
689	

明細 書頁	要求 20 80
(3) 汚染負荷量賦課金【要求】	
<要求要旨>	
公害健康被害の補償等に関する法律第55条により、最大排出ガス量が規定の基準を超えるばい煙発生施設等設置者は、公害によって健康被害を受けた方に対して迅速かつ公正な保護を図るために汚染負荷量賦課金の申告、納付を行うことが義務付けられている。	
そこで、ばい煙発生施設に該当する府について、これに必要な納付額を要求する。	
・下級裁判所 (1 府) 札幌高裁	
(4) 庁舎等の維持管理に必要な経費（事務室等分）【要求】	
<要求要旨>	
裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。	
なお、庁舎等機械警備費の一部については、国庫債務負担行為が組まれており、これに必要な経費を含めて要求する。	
(5) 中央合同庁舎第6号館業務委託費（事務室等分）【要求】	
<要求要旨>	
東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第6号館の業務委託については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、設備管理業務等について平成29年度から4箇年（初年度は役務の提供なし）にわたる国庫債務負担行為が組まれている。	
そこで、これに要する業務委託費を要求する。	
(6) 紋別緑町4丁目宿舎の保守に必要な経費【要求】	
<要求要旨>	
紋別緑町4丁目宿舎は、省庁間合築の共同住宅であり、エレベーターが設置されていることから、第一管区海上保安本部（海上保安庁）から配分されている官署に対し、エレベーター保守料等の予算措置の依頼がされている。	
そこで、裁判所の分担額につき要求する。	

(7) 廃棄物処分料【要求】	明細														
<要求要旨>	書頁														
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。	要求														
そこで、これに要する経費を要求する。	20														
(8) 移転料（継続・事務室等分）【要求】	80														
<要求要旨>															
庁舎の移転に必要な経費を要求する。															
<積算内訳>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 732 736 767">区分</th><th data-bbox="916 732 1035 767">庁名</th><th data-bbox="1230 732 1423 767">所要額(千円)</th></tr> <tr> <th data-bbox="1298 732 1423 767">序費</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 827 736 862" rowspan="2">仮庁舎移転料</td><td data-bbox="916 806 1035 841">最高裁判所</td><td data-bbox="1298 806 1372 825">12,529</td></tr> <tr> <td data-bbox="916 874 1035 909">大阪高等簡裁</td><td data-bbox="1298 874 1365 894">4,865</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="720 938 855 973">合計</td><td data-bbox="1298 938 1372 957">17,394</td></tr> </tbody> </table>	区分	庁名	所要額(千円)	序費			仮庁舎移転料	最高裁判所	12,529	大阪高等簡裁	4,865	合計		17,394	
区分	庁名	所要額(千円)													
序費															
仮庁舎移転料	最高裁判所	12,529													
	大阪高等簡裁	4,865													
合計		17,394													

(9) PCB廃棄物処理経費（事務室等分）【要求】

<要求要旨>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により保管しているPCB廃棄物を処分することが義務づけられているが、唯一の高濃度PCB廃棄物処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、その事業基本計画において、環境大臣の認可を受けて各事業所における計画的処理完了期限（北九州、大阪、豊田各事業所の対象区域については令和4年3月、東京、北海道各事業所の対象区域については令和6年3月）までに処理委託を行うことが定められている。そこで、令和2年度処分予定分につき、処分経費を要求する。

<積算内訳>

庁名	内容	下級庁費所要額(千円)	庁名	内容	下級庁費所要額(千円)
東京家裁	高濃度PCB汚染物等3,194kg	33,113	和歌山地裁御坊支部	高濃度PCB汚染物等14kg	125
	運搬費			運搬費	
静岡地裁	高濃度PCB汚染物等432kg	3,777	名古屋地裁	高濃度PCB汚染物等744kg	6,518
	運搬費			運搬費	
静岡地裁浜松支部	高濃度PCB汚染物等31kg	278	名古屋家裁	高濃度PCB汚染物等65kg	403
	運搬費			運搬費	
大津地裁	高濃度PCB汚染物等334kg	2,719	津地裁	高濃度PCB汚染物等70kg	703
	運搬費			運搬費	
京都地裁	高濃度PCB汚染物等155kg	1,378	大分地裁	高濃度PCB汚染物等298kg	2,250
	運搬費			運搬費	
奈良地裁葛城支部	高濃度PCB汚染物等19kg	401	福岡地裁直方支部	高濃度PCB汚染物等200kg	1,907
	運搬費			運搬費	
奈良地裁五條支部	高濃度PCB汚染物等44kg	395	熊本地裁玉名支部	高濃度PCB汚染物等12kg	118
	運搬費			運搬費	
和歌山地裁田辺支部	高濃度PCB汚染物等693kg	6,047			
	運搬費				
合 計					60,132

(10) 燃料費【要求】

<要求要旨>

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 序費 (光熱水料)	事務室等分 電気料 ガス料 水道料 上水道代東京 下水道代東京			62,566(61,091) 39,786(37,731) 15,660(14,223) 7,120(9,137) 4,272(5,482) 2,848(3,655)		要求 19 20
(借料及び損料)	仮庁舎冷暖房機器借料			109(215)		
(雜役務費)	庁舎等の維持管理に必要な経費 庁舎維持管理経費 清掃委託費			120,640(104,355) 89,327(75,964) 31,313(28,391)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
	廃棄物処分料			2,391(2,194)		
	移転料			12,529(15,176)		
	仮庁舎移転料			30(0)		
	仮庁舎冷暖房機器撤去費用			0(1,774)		
	宿舎設備保守料			0(1,463)		
	一番町住宅			0(311)		
	中野宿舎			0(916)		
	宿舎警備委託費(中野宿舎)					

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 庁費 (光熱水料)	事務室等分 電気料 ガス料 水道料 上水道代東京 上水道代その他 下水道代東京 下水道代その他			865, 841(874, 630) 517, 311(531, 767) 245, 186(238, 441) 103, 344(104, 422) 12, 423(11, 888) 49, 583(50, 766) 8, 282(7, 925) 33, 056(33, 843)		要求 79 80
(借料及び損料)	仮庁舎冷暖房機器借料 大阪高地簡裁 仙台高裁秋田支部、秋田地家簡 裁			10, 031(5, 829) 939(618) 3, 152(5, 211)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	津地家簡裁			5,940(0)		
(雑役務費)	汚染負荷量賦課金			14(14)		
	庁舎等の維持管理に必要な経費			1,214,536(1,129,438)		
	庁舎維持管理経費			586,990(538,850)		
	設備運転管理費			220,824(194,301)		
	庁舎等機械警備費			107,721(107,729)		
	清掃委託費			299,001(288,558)		
	中央合同庁舎第6号館業務委託費					
	設備運転管理費			41,931(43,020)		
	宿舎設備保守料					
	紋別緑町4丁目宿舎設備保守料					
	分担金			51(44)		

明細
書頁
要求
80

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(燃料費)	廃棄物処分料 移転料 仮庁舎移転料 大阪高地簡裁 仙台高裁秋田支部, 秋田地家 簡裁 P C B 廃棄物処分料 仮庁舎冷暖房機器設置料 津地家簡裁 仙台高裁秋田支部, 秋田地家簡 裁 A重油			37, 524(32, 725) 4, 865(9, 668) 4, 865(3, 935) 0(5, 733) 60, 132(46, 755) 2, 209(2, 156) 2, 209(0) 0(2, 156) 27, 445(24, 885)		要 求 80

<p><u>人事行政充実等に必要な経費</u></p> <p>心の健康づくり（ストレスチェック制度実施関係）経費【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）に基づき、心の健康づくり対策のうち、特に心の不調者の発生防止を強化し、もって職場におけるストレス要因を評価し、その低減につなげるため、定期的に職員のストレスの状況について医師等を実施者とする検査を行い、職員本人にその結果を通知して気付きを促すとともに、実施者から高ストレスと判断され、かつ、面接指導が必要と評価された者から申出があった場合は、医師による面接指導を行うこととするストレスチェック制度を実施する。</p> <p>そこで、ストレスチェック制度を実施するために必要となる経費を要求する。</p> <p>(ア) 職員厚生経費（ストレスチェック制度実施経費）</p> <p>医師による検査や面接指導等、ストレスチェック制度の実施のための経費が必要となる。</p> <p>(イ) ストレスチェック面接指導旅費</p> <p>医師による面接指導は、医師が勤務する医療機関等で実施することとなるため、面接指導の申出をした職員が勤務する裁判所から当該医療機関等までの旅費が必要となる。</p>	<p>明細 書頁</p>	<p>要求 82 A D</p>
--	------------------	------------------------------

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 序費 (職員厚生経費)	ストレスチェック実施経費			218(296)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費) 序費 (職員厚生経費)	ストレスチェック面接指導旅費 ストレスチェック実施経費	10(11)人	(2,638) 2,637	26(29) 4,759(9,271)		要求 82 A D

<p><u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u></p> <p><u>裁判事務の器具整備経費</u></p> <p>(1) 裁判事務器具【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>下級裁判所が裁判事務を行うにあたって必要となる多種多様な器具の整備に必要な経費を要求する。</p> <p>(2) エックス線検査装置【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防ぐため、入庁時にゲート式金属探知機と併せて、手荷物をまとめて迅速に検査できるエックス線検査装置を整備することにより、裁判所のセキュリティ態勢が充実・強化される。</p> <p>そこで、現在整備されているエックス線検査装置を更新するための経費を要求する。</p> <p>(3) ベルトパーテーション【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防止するため、各庁において所持品検査を実施しているところ、所持品検査を安全かつ円滑に実施するためには、被検査者の交通整理及び動線確保等を適切に行う必要がある。</p> <p>そこで、各庁にベルトパーテーションを整備するために必要な経費を要求する。</p> <p>(4) 手荷物預かりロッカー【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防止するため、各庁において所持品検査を実施しているところ、同検査により発見された危険物等を一時的に保管したり、予防的に手荷物を預かったりする必要がある。</p> <p>そこで、各庁に手荷物預かりロッカーを整備するための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 12 25</p>
--	--

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	裁判事務器具整備共通経費			0(342,353)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	裁判事務器具整備共通経費			359,361(342,353)		
	エックス線検査装置	2台	5,445,000	10,890(0)		
	ベルトパーテーション	4,042台	28,600	115,601(0)		
	手荷物預かりロッカー	606台	143,611	87,028(0)		

要望
12

		明細 書頁																				
	要望 13																					
	要求 88																					
	要望 14																					
<u>裁判運営の改善経費</u>																						
(1) 保管金押収物監査旅費【要望】																						
<要求要旨>																						
裁判所における会計事務には、事件に関する保管金及び保管有価証券の取扱事務並びに押収物、民事保管物の受入、保管、仮出及び処分等の裁判所独自のものがある。これらの事務処理の適否は、裁判事務に直接重大な影響を及ぼすものであるから、その取扱いは慎重でなければならない。																						
これらの事務処理の適正な執行を確保するためには、管内支部等に対する指導監査を強化する必要があり、そのための旅費が従来から認められている。																						
そこで、このための経費を要求する。																						
<実施計画>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>被査察庁</th><th>監査実施者</th><th>回数</th><th>延べ人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地裁本庁 → 地裁支部</td><td>203庁</td><td>6人</td><td>年1回</td><td>1, 218人</td></tr> <tr> <td>地裁本庁 → 独立簡裁</td><td>185庁</td><td>5人</td><td>年1回</td><td>925人</td></tr> <tr> <td>家裁本庁 → 家裁支部</td><td>122庁</td><td>6人</td><td>年1回</td><td>732人</td></tr> </tbody> </table>		被査察庁	監査実施者	回数	延べ人数	地裁本庁 → 地裁支部	203庁	6人	年1回	1, 218人	地裁本庁 → 独立簡裁	185庁	5人	年1回	925人	家裁本庁 → 家裁支部	122庁	6人	年1回	732人		
	被査察庁	監査実施者	回数	延べ人数																		
地裁本庁 → 地裁支部	203庁	6人	年1回	1, 218人																		
地裁本庁 → 独立簡裁	185庁	5人	年1回	925人																		
家裁本庁 → 家裁支部	122庁	6人	年1回	732人																		
(2) 当座預金管理システム用プリンタ【要求】																						
<要求要旨>																						
当座預金管理システムを利用するためには必要となる機器のうち、令和2年度に更新期を迎えるプリンタの購入に必要な経費を要求する。																						
(3) 保管金事務処理システム用プリンタ（執行官用）【要望】																						
<要求要旨>																						
保管金事務処理システムを利用するためには必要となる機器のうち、令和2年度に更新期を迎える執行官用のプリンタの購入に必要な経費を要求する。																						

		明細 書頁
	要望 7	
(4) 裁判官特別調査研究費【要望】	要求 E	
<要求要旨>		
最高裁判所長官を始めとする最高裁判所の裁判官が的確な裁判を行うのに必要な、国内外の法令・判例等の資料や、周辺諸科学に関する文献等を整備するための経費を要求する。	要望 14	
(5) 自動車維持費【要求】	要求 E	
<要求要旨>		
裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。	要望 14	
(6) 大型シュレッダー【要望】	要求 E	
<要求要旨>		
裁判所においては、機密保持を強く要請されるため原形のまま処分することができない文書が数多く存在する。そのため、大量の廃棄文書等を裁断処理することが必要となるが、これを職員の手作業によって行おうとすると多大な労力を要することになる。	要望 14	
また、既整備の大型シュレッダーについては、購入から約10年が経ち故障が頻発しているところ、令和2年3月をもって製造業者の部品の保有期間が経過するため、令和2年度以降は部品の交換が困難となることが想定される。そうすると、令和2年度以降に部品の交換を要するような故障が発生した場合には、稼働停止となってしまう可能性が高い。		
そこで、文書等の廃棄作業を効率化すると共に紙資源の再資源化率の向上にも資するものとして、大量の廃棄文書等を自動的に裁断、圧縮、梱包することができる大型シュレッダーを整備又は更新するための経費を要求する。		

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 序費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判官特別調査研究費)			0(4,441)		要求 88
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	保管金押収物監査旅費			0(25,397)		
序費 (備品費)	当座預金管理システム用プリンタ 保管金事務処理システム用プリンタ(執行官用)	3(2)台	(4,400) 11,000	33(9)		
(保険料)	社会保険料			0(13)		
	雇用保険料			0(150,467)		
				0(29,655)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(子ども・子育て 拠出金)	子ども・子育て拠出金			0(2,028)		要求 E
(自動車維持費)				10,530(9,768)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項)最高裁判所 序費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判官特別調査研究費) 増 税 後 増 税 前	15(8)組 0(7)組	298,570 293,142	4,479(4,441) 4,479(2,389) 0(2,052)		要望 7 13
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	保管金押収物監査旅費 地裁支部～ 地裁事務官 簡裁～ 地裁事務官 家裁支部～ 家裁事務官	203 庁 6人 185 庁 5人 122 庁 6人	13,682 13,711 13,682	39,363(0) 16,665(0) 12,683(0) 10,015(0)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
庁費 (備品費)	保管金事務処理システム用プリンタ (執行官用)	15(3)台	(4,400) 11,000	165(13)		要望 14
法廷等器具整備費 (備品費)	大型シュレッダー	9台	27,500,000	247,500(0)		

裁判官の執務環境改善経費	明細 書頁
特殊事件専門図書【要望】	要望 4
<要求要旨>	
<p>社会の高度化、国際化及び国民の権利意識の多様化を反映して、裁判所に持ち込まれる事件は複雑困難化しており、従来にない類型の訴訟が増加している。このような事件を適正迅速に解決するためには、幅広い分野についての専門的な知識が必要となり、事件を担当する裁判官の身近に多分野にわたる各種の専門図書を整備し、いつでも最新の専門知識にアクセスできるように環境を整備することが有効な方策である。</p>	
<p>裁判官は、当事者の主張及び証拠を検討して整理し、法律問題の争点について、判例・学説を調査し、また、外国の法律や判例、学説についても調査研究するとともに、法律学以外の社会科学や自然科学などの専門外の知識についても資料を収集して争点整理期日や証拠調べ期日に臨むことが求められる。さらに、当該事件に関する論説や当事者が引用する文献・資料についても調査を尽くす必要がある。</p>	
<p>その中でも、特に困難な事件の調査に要する事務量は膨大なものであり、各種の専門図書が手元になければ、担当裁判官は事実及び争点の調査に一層多大な労力と時間を費やさざるを得ず、適正かつ迅速な裁判の実現のために大きな支障を生ずることになる。</p>	
<p>そこで、複雑困難な事件の処理のため、調査研究資料の整備に必要な経費を要求する。</p>	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (特殊事件専門図書)			0(15,110)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (特殊事件専門図書) 増税後 増税前	742(371)組 0(371)組	20,551 20,177	15,249(15,110) 15,249(7,624) 0(7,486)		要望 4

明細 書頁	要求 E	要望 14
訴訟関係人等環境改善経費		
(1) 独立簡裁冷暖房器具更新【要求】		
<要求要旨>		
独立簡裁の庁舎は比較的小規模であるため、効率的な予算執行の観点から全館冷暖房ではなく単体エアコンの整備を行っている。		
そこで、これを更新するための経費を要求する。		
(2) ベビーカー【要望】		
<要求要旨>		
乳幼児を連れた来庁者が、受付から事件関係室に支障なく移動できるようベビーカーの整備に必要な経費を要求する。		
(3) ベビーチェア【要望】		
<要求要旨>		
乳幼児を連れた来庁者が、受付で乳幼児を抱えながら書類を準備する場合があり、一時的に乳幼児を座らせておくためのベビーチェアの整備に必要な経費を要求する。		
(4) 裁判関係室等器具（ロボット掃除機）【要望】		
<要求要旨>		
清掃業務委託契約にかかるコスト削減の一環として外部委託の範囲を見直し、比較的スペースの広い法廷フロア等を清掃するために、ロボット掃除機の整備に必要な経費を要求する。		

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項)下級裁判所 序費 (備品費)	独立簡裁冷暖房器具 増税後 増税前	13(8)序 0(8)序	1,652,619 1,622,571	21,484(26,202) 21,484(13,221) 0(12,981)		要求 E

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ベビーカー	944台	43,120	40,705(0)		要望 14
	ベビーチェア	944台	30,800	29,075(0)		
	裁判関係室等器具(ロボット掃除機)	3,030台	146,223	443,056(0)		

裁判補助事務の強化改善経費	明細 書頁
(1) 産休代替要員等雇用経費（下級裁裁判部職員分）【要望】	要望 26
<要求要旨>	<p>育児休業法の施行により、育児休業制度と育児休業職員の代替措置の制度が導入された。その後、平成14年4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が共に家庭責任を担いつつ、仕事と育児とを一層容易に両立できるよう、育児休業制度が拡充され、平成19年度には育児短時間勤務制度が導入されるなど、育児休業法上、育児に関する制度の整備が進められてきた。</p>
<p>加えて、平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされ、更に、平成28年には女性活躍推進法が施行され、裁判所においても、ワークライフバランスの実現と女性の活躍の推進に向けて、育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、より一層、育児休業を取得する職員の代替要員の確保その他の執務態勢の整備に努めているところである。</p>	<p>育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時の任用により対処することが予定されている。しかし、女性職員の場合、産前・産後の休暇から引き続いて育児休業を取得することが通常である。育児休業期間につき任期付採用又は臨時の任用を行うような場合で、これに先立つ産前・産後の休暇の期間中も、業務分担の変更等によっても職員の業務を処理することが困難な場合には、その期間についても代替要員を確保し、産前・産後の休暇期間と育児休業の期間を通じて代替要員を確保することが、職員が安心して育児休業を取得できる環境の整備及び円滑な執務態勢の整備に資することとなる。</p>
<p>そこで、産休代替要員及び臨時の任用職員を確保するために必要な経費を要求する。</p>	(2) 再任用職員雇用経費（下級裁裁判部職員分）【要望】
<要求要旨>	<p>再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。</p>

<p>(3) 裁判所調査官の執務態勢改善経費【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>最高裁判所の裁判所調査官は、最高裁判所に上告された事件について、これを担当する裁判官の命を受けて、事件の調査を行っている。</p> <p>最高裁判所は、裁判所に提起された紛争解決の最終判断をする存在であるから、上告されてくる事件の内容は当然のことながら複雑困難なものが大多数を占めている。裁判所調査官の調査の内容も法令・判例の問題に限らず、事実関係解明のため、あらゆる分野の問題に及ぶことになる。</p> <p>そこで、裁判所調査官が調査報告書を作成する上で不可欠な図書資料の整備に要する経費を要求する。</p>	明細 書頁	要望 4
--	----------	---------

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判所調査官用)			0(4,734)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 4 26
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判所調査官用) 増税後 増税前	20(10)組 0(10)組	238,857 234,514	4,777(4,734) 4,777(2,389) 0(2,345)		
(項)下級裁判所 庁費 (賃金)	賃金 産休代替要員			84,433(0)		
(保険料)	社会保険料 産休代替要員 臨時の任用職員 雇用保険料 産休代替要員 再任用職員			140,053(0) 94,328(0) 45,725(0) 28,739(0) 10,892(0) 17,847(0)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(子ども・子育て 拠出金)	子ども・子育て拠出金 産休代替要員 臨時の任用職員			3,230(0) 2,174(0) 1,056(0)		要望 26

民 事 局 經 費

目 次

分冊 頁

一 経常事務費	
委員会に必要な経費	----- 1 - 313
二 法律改正等経費	
1 民事訴訟制度改革に必要な経費	----- 1 - 315
2 改正法律実施経費	----- 1 - 318
三 裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1 裁判運営の改善経費	----- 1 - 319
2 専門的知見を要する事件の処理経費	----- 1 - 332
四 調停制度の充実強化に必要な経費	
1 調停事件の処理経費	----- 1 - 344
2 調停制度の充実改善経費	----- 1 - 357
五 民事執行制度の強化改善に必要な経費	
1 民事執行制度の改善経費	----- 1 - 365
2 執行官制度の維持経費	----- 1 - 375
六 倒産制度の強化改善に必要な経費	
倒産事件の処理経費	----- 1 - 378
七 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	----- 1 - 381

<p><u>経常事務費</u></p> <p><u>委員会に必要な経費</u></p> <p>民事規則制定諮問委員会【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>法律の制定・改廃がある場合等においては、民事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。規則制定等作業は、他の手続領域への影響を考慮しながら立法作業にも準じた慎重かつ綿密な検討が必要となる。この作業は、昭和22年11月13日最高裁判所規則第8号最高裁判所規則制定諮問委員会規則により設置された民事規則制定諮問委員会に諮問して、裁判官、弁護士、関係機関の職員及び学識経験のある者による調査、審議を経ることになる。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、この委員会の開催に必要な経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>	<p>要求 12 14 A</p>
--	------------------	-------------------------------

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 委員手当 (民事規則制定諮問 委員手当)	民事規則制定諮問委員会	18人 5回 出席率80%	19,600	1,411(1,411)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	民事規則制定諮問委員会 増税後 増税前	2人 5(3)回 0(2)人 0(2)回	46,921 46,366	469(467) 469(282) 0(185)	
序 費 (会議費)	民事規則制定諮問委員会 増税後 増税前	18人 5(3)回 0(18)人 0(2)回	110.9 108.9	10(10) 10(6) 0(4)	

明細

書頁

要求

84

要望

5

12

法律改正等経費民事訴訟制度改革に必要な経費

民事事件担当裁判官等協議会（高裁別）【要求・要望】

<要求要旨>

近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の关心と期待も高まっている。それに伴い、裁判の質についても判断自体の適正さや手続保障のみならず理由の通用性や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。

こうした要請に的確にこたえるため、民事訴訟事件を担当する裁判官を中心に、訴訟の進行管理等に当たっている裁判所書記官も加えて、高裁単位ごとに協議会を開催して、適正かつ迅速な審理を実現し、裁判の質の更なる向上を図るための民事訴訟運営について協議する必要がある。

そこで、令和2年度も引き続き、協議会開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所
会 期 2日
人 員 170人

区分	人 員	備 考
協 議 員	122	高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁本庁裁判官100人、高裁民事首席書記官8人
参 列 員	16	最高裁2人×8高裁
係 員	32	4人×8高裁

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別)			0(814)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別) 高裁支部裁判官 地裁裁判官	6人 42(84)人	51,467 40,991	2,031(3,753) 309(309) 1,722(3,444)		要求 84

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 5 12
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別) 局課長 事務官	7人 7人	64,130 52,191	814(0) 449(0) 365(0)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別) 地裁裁判官	42人	40,991	1,722(1,722)		

改正法律実施経費						明細 書頁
経費積算内訳【要求】						
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	執行官関係法令集(第9版)			0(1,795)		

<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u>	明細
<u>裁判運営の改善経費</u>	書類
(1) 協議会の開催	要求
(ア) 特殊民事事件の研究会【要求・要望】	86
<要求要旨>	要望
特殊民事事件（「医事関係訴訟」，「建築関係訴訟」等の専門訴訟，「公害」等の特殊損害賠償請求訴訟，差止請求訴訟等）については，司法制度改革審議会の意見書において，審理期間をおおむね半減することが目標として掲げられており，これを受け，裁判所では，これらの特殊民事事件を円滑に処理するため，特殊民事事件を担当する裁判官を対象として，自然科学，社会科学，人文科学等の法律以外の分野に関する知識を補充するために，それぞれの専門領域の大学教授等を講師として研究会を開催することとし，対象テーマとなる専門分野を変えながら，研究会を実施してきた。	12
そこで，令和2年度も引き続き，本研究会の開催に必要な経費を要求する。	13
<開催計画>	
【要求】	
開催地 高等裁判所又は地方裁判所	
会期 1日	
回数 74回（高裁1回×8，高裁所在地地裁3回×8，その他の地裁1回×42）	
人員 814人（大学教授74人，裁判官740人のうち要旅費人員支部所属裁判官56人）	
【要望】	
開催地 高裁所在地を除く地方裁判所	
会期 1日	
回数 42回（高裁所在地を除く地裁1回×42）	
人員 462人（大学教授42人，裁判官420人）	

(イ) 簡易裁判所民事実務研究会（地裁）【要望】	明 細
<要求要旨>	書 頁
<p>権利意識の高揚や価値観の多様化による国民の紛争解決に対する意識の変化、社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化、更には、弁護士人口の増加などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など、簡易裁判所を取り巻く状況の変化に対応するために、今後の簡易裁判所の運営改善策の検討を進め、更に簡易裁判所の機能強化を図ることがますます要請される。</p>	要望
<p>簡易裁判所全体の紛争解決機能を充実強化する方策としては、各地方裁判所管内の簡易裁判所から裁判官や主任書記官等を集めて研究会を開催するだけではなく、各簡易裁判所の中心的な立場にある民事調停委員及び司法委員についても本研究会に参加させることが有益であり、例えば裁判官・書記官と民事調停委員・司法委員との連携といった訴訟・調停の運営上の諸問題や自主的な研修の在り方等について、簡易裁判所における事件処理の在り方といった高い見地から検討することが望ましいと考えられる。また、地方裁判所の裁判官等の意見等を踏まえつつ、参加者がそれぞれの立場から議論することによって、裁判所職員のみならず、簡易裁判所の事件を処理する上で重要な役割を担っている民事調停委員及び司法委員の問題意識を高め、さらに、研究会における多角的な検討結果を基に各簡易裁判所における通常訴訟事件や民事調停事件の円滑な処理を図ることも期待できるところである。</p>	11
<p>そこで、令和2年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。</p>	13
<開催計画>	
開催地 地方裁判所	
会 期 1日	
回 数 1回	
人 員 1, 450人（内訳 裁判官100人、民事首席書記官50人、簡易裁判所庶務課長・主任書記官30人、調停委員600人、司法委員300人、係員100人）	

明細

書頁

要望

11
13

(ウ) 司法委員研究会【要望】

<要求要旨>

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっている。そのため、司法委員に対し、事件処理上起こり得る法律問題等を適切に処理するのに必要な民法、商法等の実体法に関する基本的な知識等を習得させるとともに、実際の事件処理の過程において生ずる種々の諸問題につき、具体的な事例を基に司法委員が相互に研究し、解決策を検討し、その結果を具体的な事件の処理過程において反映できるよう研究会を実施する必要がある。

本研究会については、司法委員全体の処理能力の向上が求められるようになってきていることから、新任者を除く全司法委員（約4,600人）についてほぼ3年間で一巡するように参加させる必要がある。

そこで、令和2年度も引き続き、本研究会を開催するための経費を要求する。

<開催計画>

区分	開催場所	回数	日数	研究員	講師等
司法委員研究会	地方裁判所 (50庁)	2	1	司法委員 766人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人

(エ) 司法委員研修会【要望】	明細												
<要求要旨>	書頁												
<p>司法委員については、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決を図るため、国民各層から幅広く適任者を得ることが求められている。そして、年齢、知識、職業等が区々である一般国民が司法委員として簡易裁判所の訴訟手続において主体的に行動し、国民の健全な良識を裁判に反映させようという司法委員制度を十分機能させるためには、新たに選任された司法委員に対し、基礎的な知識等を早期に付与し、司法委員として審理に立ち会って意見を述べたり、和解の補助を行ったりすることができるようになることが必要である。</p>	要望												
<p>そのため、新たに選任された司法委員に対し、司法委員制度のあらまし、司法委員としての心構えや求められる役割、簡易裁判所の民事訴訟手続や少額訴訟手続の概要、調停委員の役割との差違等の基本的な事項に関する知識を付与する研修会を実施する必要がある。</p>	11												
<p>そこで、令和2年度も引き続き、本研修会を開催するために必要な経費を要求する。</p>	13												
<開催計画>	14												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="460 754 640 833">区分</th><th data-bbox="662 754 842 833">開催場所</th><th data-bbox="864 754 954 833">回数</th><th data-bbox="977 754 1066 833">日数</th><th data-bbox="1089 754 1313 833">研修員</th><th data-bbox="1336 754 1897 833">講師等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="460 849 640 992">司法委員研修会</td><td data-bbox="662 849 842 992">地方裁判所 (50庁)</td><td data-bbox="864 849 954 992">1</td><td data-bbox="977 849 1066 992">1</td><td data-bbox="1089 849 1313 992">司法委員 500人</td><td data-bbox="1336 849 1897 992">(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人</td></tr> </tbody> </table>	区分	開催場所	回数	日数	研修員	講師等	司法委員研修会	地方裁判所 (50庁)	1	1	司法委員 500人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人	
区分	開催場所	回数	日数	研修員	講師等								
司法委員研修会	地方裁判所 (50庁)	1	1	司法委員 500人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人								

(2) 資料等の整備

(ア) 簡易裁判所の民事裁判手続案内用リーフレット等【要望】

<要求要旨>

簡易裁判所の民事裁判手続（以下「簡裁民事手続」という。）は、民事訴訟手続、支払督促手続、少額訴訟手続、民事調停手続に分けることができる。これらの手続は、裁判手続に精通しない一般国民にとって利用しやすい身近な紛争解決手段として、実際に多くの申立てがなされている。

今後も、簡裁民事手続をより多くの国民に周知し、利用しやすくするため、また、書記官による窓口での手続案内事務を効率化するために、利用者の関心に応じて各手続の流れや特徴を分かりやすく図解等を用いて説明したリーフレット等を作成、配布することが有効である。

また、リーフレット等を裁判所以外の官公庁の窓口等にも配布することによって、簡裁民事手続をより多くの国民に周知することができ、より利用しやすいものとすることができるところから、裁判所及び市町村をはじめとする公共団体や関係機関にリーフレット等を配布してきた。

そこで、令和2年度も引き続き、下記のリーフレット等を作成、配布するための経費を要求する。

(a) 簡易裁判所手続用リーフレット

利用者が紛争の種類等に応じて比較検討できるよう簡裁民事手続の各手続の概略を説明したリーフレット

(b) 簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット

簡易裁判所の民事訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

(c) 少額訴訟手続用リーフレット

少額訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

(d) 支払督促手続用リーフレット

支払督促手続の流れを具体的に説明したリーフレット

<p>(イ) 司法委員執務資料【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。</p> <p>簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっているところ、司法委員制度の機能の充実を図るためには、司法委員が具体的な執務に当たり参考となるような資料が必要となる。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、新任司法委員が具体的な執務に当たり参考となる法規や注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
	<p>要望 8</p>

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	簡易裁判所手続用リーフレット			0(136)	
	簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット			0(120)	
	少額訴訟手続用リーフレット			0(123)	
	支払督促手続用リーフレット			0(153)	
	司法委員執務資料			0(248)	
	民事裁判資料			0(3,097)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	特殊民事事件の研究会 大学教授	74(116)回 3時間	7,900	1,754(2,749)	
職員旅費 (内国旅費)	特殊民事事件の研究会			0(1,016)	
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)			0(1,497)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)			0(3,507)	
	司法委員研究会			0(5,988)	
	司法委員研修会			0(1,959)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
序 費 (会議費)	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)			0(99)		
	司法委員研究会			0(168)		
	司法委員研修会			0(55)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	簡易裁判所手続用リーフレット	(88,000) 76,000部	(1.540) 1.980	150(136)	
	簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット	(78,000) 72,000部	(1.540) 1.980	143(120)	
	少額訴訟手続用リーフレット	(80,000) 71,000部	(1.540) 1.980	141(123)	
	支払督促手続用リーフレット	(75,000) 69,000部	(2.035) 1.980	137(153)	
	司法委員執務資料	1,000部	(247.50) 203.50	204(248)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	特殊民事事件の研究会 大学教授	42回 3時間	7,900	995(995)	
職員旅費 (内国旅費)	特殊民事事件の研究会 地裁裁判官	56人	18,169	1,017(0)	
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)				
	簡裁庶務課長、主任書記官			1,503(1,497)	
	日帰り			734(730)	
	増税後	195(98)人	3,766	734(369)	
	増税前	0(97)人	3,718	0(361)	
	宿泊			769(767)	
	増税後	55(28)人	13,977	769(391)	
	増税前	0(27)人	13,929	0(376)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁) 調停委員及び司法委員 日帰り 増税後 増税前 宿泊 増税後 増税前					要望 13
				3,520(3,507)		
				1,717(1,707)		
		456(228)人 1回	3,766	1,717(859)		
		0(228)人 0(1)回	3,718	0(848)		
				1,803(1,800)		
		129(65)人 1回	13,977	1,803(909)		
		0(64)人 0(1)回	13,929	0(891)		
	司法委員研究会 司法委員 日帰り 増税後 増税前 宿泊 増税後 増税前			6,012(5,988)		
				2,937(2,919)		
		390人 2(1)回	3,766	2,937(1,469)		
		0(390)人 0(1)回	3,718	0(1,450)		
				3,075(3,069)		
		110人 2(1)回	13,977	3,075(1,537)		
		0(110)人 0(1)回	13,929	0(1,532)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁	
序 費 (会議費)	司法委員研修会						
	司法委員						
	日帰り	253人 1回	3,766	1,959(1,959)			
	宿泊	72人 1回	13,977	953(953)			
					1,006(1,006)		
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)						
	増税後	900(450)人 1回	110.9	100(99)			
	増税前	0(450)人 0(1)回	108.9	100(50)			
					0(49)		
	司法委員研究会						
増税後	766人 2(1)回	110.9	170(168)				
増税前	0(766)人 0(1)回	108.9	170(85)				
				0(83)			
司法委員研修会	500人 1回	110.9	55(55)				

<p><u>専門的知見を要する事件の処理経費</u></p> <p>(1) 協議会等の開催</p> <p>(ア) 鑑定人セミナー【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟については、医師、建築士等の専門家による鑑定が必要となる。近時の専門訴訟の多様化、高度化に伴って、専門分野が細分化される傾向が顕著であり、適任の者を選任するためには、鑑定経験のない専門家に依頼せざるを得ないことがある。このような場合、当該鑑定人候補者に、訴訟手続における鑑定の位置付け、意義、重要性についての理解がなければ、円滑な鑑定が行われないばかりか、鑑定自体を引き受けてもらえない状況にもなりかねない。</p> <p>鑑定経験のない専門家を対象とした鑑定人セミナーを開催し、専門訴訟において適正な審理を行うための鑑定の重要性等を鑑定人候補者等となる専門家に理解してもらう必要性は依然として高いものである。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、高等裁判所所在地の地方裁判所8庁で1回実施するための経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <p>開催地 高等裁判所所在地の地方裁判所8庁</p> <p>会 期 2日 1回</p> <p>出席者 148人</p> <p>(受講者116人、地方裁判所裁判官(本庁)8人、民事首席書記官8人、鑑定経験豊富な専門家16人)</p>	<p>明 細</p> <p>書 頁</p> <p>要望</p> <p>11 14</p>
--	--

(イ) 専門訴訟委員会【要求】	明 細																
<要求要旨>	書 頁																
<p>医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する理由として、鑑定人の選任に時間を要することが挙げられる。専門訴訟においては、適切な鑑定人の確保が最も重要な課題であるが、裁判所及び当事者は専門的知識を十分には持ち得ないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、また、誰が鑑定人にふさわしいかを判断することは容易ではなく、さらに、当該分野の専門家になかなか鑑定を引き受けてもらえないことがある。</p>	要求																
<p>これらの問題点の原因は、鑑定人の選任が裁判所に一任されることが多いにもかかわらず、適切な鑑定人を選任するための司法行政上の支援システムが十分でないことにあった。そのため、鑑定人としてふさわしい専門家の推薦、鑑定結果の評価、鑑定人候補者名簿の編成、鑑定事項や鑑定資料の在り方の検討等を行い、裁判所と専門家団体との相互理解と意思疎通を図るための組織として、平成13年6月14日最高裁判所規則第5号医事関係訴訟委員会規則により医事関係訴訟委員会を、同第6号建築関係訴訟委員会規則により建築関係訴訟委員会を最高裁判所に設置した。</p>	41																
そこで、令和2年度も引き続き、所要の経費を要求する。	42																
<開催計画>	<委員会の構成>																
(a) 医事関係訴訟委員会	(b) 建築関係訴訟委員会	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>委員長</th><th>委員</th><th>係員</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医事関係訴訟委員会 (分科会)</td><td>1</td><td>1 1 (5)</td><td>2 (1)</td><td>1 4 (6)</td></tr> <tr> <td>建築関係訴訟委員会 (分科会)</td><td>1</td><td>1 1 (5)</td><td>2 (1)</td><td>1 4 (6)</td></tr> </tbody> </table>		委員長	委員	係員	計	医事関係訴訟委員会 (分科会)	1	1 1 (5)	2 (1)	1 4 (6)	建築関係訴訟委員会 (分科会)	1	1 1 (5)	2 (1)	1 4 (6)
	委員長	委員	係員	計													
医事関係訴訟委員会 (分科会)	1	1 1 (5)	2 (1)	1 4 (6)													
建築関係訴訟委員会 (分科会)	1	1 1 (5)	2 (1)	1 4 (6)													
本委員会 2回	本委員会 1回																
分科会 2回	分科会 1回																

(ウ) 専門訴訟連絡協議会【要求・要望】	明 細
<要求要旨>	書 頁
<p>医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する原因の一つとして、適切な専門家の協力を得ることが困難で、審理に必要な専門的知見がなかなか得られないということが言われている。その背景には、裁判所や弁護士の法曹と医師等の専門家との間の相互理解が不足しているといった問題がある。この問題を解消するため、裁判官、専門家、弁護士等が一堂に会し、専門家に対して裁判手続について理解してもらうとともに、問題点等について協議し信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのため、平成14年度から、各地方裁判所が地元の専門機関、研究機関、専門団体の代表者等と継続的に協議会を開催している。</p>	要求
そこで、令和2年度も引き続き、本協議会開催のために必要な経費を要求する。	89
<開催計画>	E
(a) 医事関係訴訟連絡協議会	要望
<p>医事関係については、専門分野が多岐にわたっており、大学医学部附属病院等の医療研究機関を中心とした医師の協力が必要であることから、そのような医療研究機関が管内に多く存在する高等裁判所所在地の地方裁判所8庁及び地域の医療研究機関等との協力関係が構築されている地方裁判所4庁の計12庁で、年間各3回（要求2回、要望1回）開催する。開催人員は、裁判所が5人、医療研究機関が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。</p>	11
(b) 建築関係訴訟連絡協議会	14
<p>建築関係については、地域に影響力のある建築関係団体の協力を得て継続的な協議をすることが必要であり、建築関係の集中部のある東京及び大阪の各地方裁判所で、年間各3回（要求2回、要望1回）開催する。開催人員は、裁判所が5人、建築専門家団体が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。</p>	

(エ) 専門委員研修【要求・要望】	明 細
<要求要旨>	書 頁
<p>民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）により、専門委員制度が創設されたが、専門委員は医事や建築等の専門知識は有しているものの、民事訴訟手続に関する法律的な知識は必ずしも十分ではない。訴訟手続に鑑定という局面でしか関わらない鑑定人と異なり、専門委員は、争点整理、証拠調べ、和解といった訴訟手続の様々な段階で関与するものであり、訴訟手続の流れ、専門委員としての関与の在り方についての知識のほか、法律的な知識が必要不可欠である。そこで、専門委員に対して、訴訟手続に関与するに当たって必要な知識や技能を付与するとともに、専門委員として訴訟に関与する中で経験した具体的な事例等を研究材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、適切に対処するために必要とされる訴訟手続への関わり方等についての手法を習得させるための機会を設ける必要がある。</p>	要求
そこで、令和2年度も引き続き、本研修の開催のための経費を要求する。	90
<開催計画>	要望
開催地 地方裁判所本庁25庁（全50庁において2年に1回開催）	8
開催回数 1回	11
人 員 375人	14
(内訳 専門委員300人、裁判官25人、民事首席書記官25人、外部講師（大学教授等）25人)	
(2) 専門委員推薦依頼用パンフレット【要望】	
<要求要旨>	
<p>民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）において、専門委員制度が創設されたが、制度を円滑に進めるためには、専門家団体等を通じて広く専門委員の人材確保に努める必要がある。専門家団体に働きかけるに際しては、専門委員制度の内容、専門委員の役割、専門委員の職務内容等についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し、これを交付するのが極めて効果的であることから、令和2年度も引き続き、パンフレット作成に必要な経費を要求する。</p>	

明 細	書 頁	要 求
(3) 専門委員に対する手当等【要求】 <要求要旨> 民事紛争のうちでも、その解決のために専門的知見を要する事件（医事関係事件、建築関係事件、金融関係事件等）においては、専門家の適切な協力を得られなければ適正な判断を下すことができないばかりか、往々にして手続の遅延を生じてしまう。特に、近時の科学技術の革新、社会・経済関係の高度化、国際化に伴って、それらの事件は更に複雑・困難化している。そこで、各種専門領域における専門家が、その分野の専門技術的見地から、争点整理手続、証拠調べ及び和解の各手続に関与して裁判官をサポートする制度として、平成16年4月から専門委員制度が設けられており、各種事件で事案解明に寄与している。 専門委員制度を運営するためには、専門委員に対する手当や旅費が必要となるので、以下のとおり必要な経費を要求する。 (ア) 専門委員手当 専門委員の関与率が高い医事関係事件及び建築関係事件については、新受事件数が高水準で推移しており、事案の複雑困難化も見られることから、専門委員が訴訟において果たす役割は、ますます重要なものとなっている。 専門委員には、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、令和2年度も所要の経費を要求する。 (イ) 専門委員の登庁旅費 専門委員がその関与する訴訟事件の期日に出頭するに当たり、職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要があるので、令和2年度も所要の経費を要求する。		89 90

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 41
(項) 最高裁判所 委員手当 (専門訴訟委員手当)	専門訴訟委員会 医事関係訴訟委員会 本委員会 委員長	1人 2回	34,200	1,281(1,281) 854(854) 68(68)		
	委 員	11人 2回 出席率80%	30,700	540(540)		
	分科会 委 員	5人 2回 出席率80%	30,700	246(246)		
	建築関係訴訟委員会 本委員会 委員長	1人 1回	34,200	427(427) 34(34)		
	委 員	11人 1回 出席率80%	30,700	270(270)		
	分科会 委 員	5人 1回 出席率80%	30,700	123(123)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
委員等旅費 (委員会出席旅費)	専門訴訟委員会 医事関係訴訟委員会 本委員会	4(2)人 2回	50,433	706(454) 403(202)	
	建築関係訴訟委員会 本委員会	6(5)人 1回	50,433	303(252)	
序 費 (印刷製本費)	専門委員推薦依頼用パンフレット			0(113)	
(会議費)	専門訴訟委員会 医事関係訴訟委員会 本委員会 分科会	12人 2回 5人 2回	110.9 110.9	6(6) 4(4) 3(3) 1(1)	
	建築関係訴訟委員会 本委員会 分科会	12人 1回 5人 1回	110.9 110.9	2(2) 1(1) 1(1)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 委員手当 (専門委員手当)	専門委員手当			69,003(70,344)		
諸謝金 (講師等謝金)	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等	12 庁 9人 3時間 2(3)回	8,700	6,491(9,737) 5,638(8,457)		要求 89
	建築関係 建築士等	2 庁 9人 3時間 2(3)回	7,900	853(1,280)		90
	専門委員研修	25 庁 1人 1(2)時間 1回	7,900	198(396)		
	鑑定人セミナー			0(253)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
委員等旅費 (専門委員登庁旅費)	専門委員登庁旅費			3,997(3,771)	
(委員会出席旅費)	鑑定人セミナー			0(819)	
	専門委員研修			0(235)	
庁 費 (会議費)	専門訴訟連絡協議会			59(87)	
	医事関係			51(75)	
	医師等			51(38)	
	増税後	12(18) 庁 19人 2(1)回	110.9	51(38)	
	増税前	12(18) 庁 19人 0(1)回	108.9	0(37)	
	建築関係			8(12)	
	建築士等			8(6)	
	増税後	2(3) 庁 19人 2(1)回	110.9	8(6)	
	増税前	2(3) 庁 19人 0(1)回	108.9	0(6)	

明 細
書 頁

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	鑑定人セミナー			0(26)	
	専門委員研修			0(36)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 8 14
(項) 最高裁判所 序　　費 (印刷製本費)	専門委員推薦依頼用パンフレット	(1,600) 1,800部	(70.62) 51.70	93(113)		
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	鑑定人セミナー 鑑定経験を有する医師・建築士等 専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等 建築関係 建築士等 専門委員研修	8 庁 2人 2時間 1回 12 庁 9人 3時間 1回 2 庁 9人 3時間 1回 25 庁 1人 1時間 1回	7,900 8,700 7,900 7,900	253(0) 3,246(3,246) 2,819(2,819) 427(427) 198(198)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	鑑定人セミナー 医師・建築士等 (開催地)	100人 1回	2,600	819(0) 260(0)		要望 11 14
	医師・建築士等 (開催地以外)	16人 1回	34,963	559(0)		
	専門委員研修	60人 1回	3,937	236(0)		
序 費 (会議費)	鑑定人セミナー	116人 2日 1回	110.9	26(0)		
	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等			29(0) 25(25)		
	増税後	6序 19人 2(1)回	110.9	25(13)		
	増税前	0(6)序 0(19)人 0(1)回	108.9	0(12)		
	建築関係 建築士等			4(4)		
	増税後	1序 19人 2(1)回	110.9	4(2)		
	増税前	0(1)序 0(19)人 0(1)回	108.9	0(2)		
	専門委員研修	25序 13人 1回	110.9	36(0)		

<u>調停制度の充実強化に必要な経費</u>	明 細
<u>調停事件の処理経費</u>	書 頁
(1) 協議会等の開催	要望
民事調停手続は、身近な紛争を柔軟に解決できる手段として広く利用されているが、複雑困難な事案も多く、国民からは、迅速かつ事案の実情に即した妥当な解決を図ることがますます求められている。また、調停制度を更に充実させるためには、幅広く国民各層から調停委員の適任者を得る必要があり、年齢、職業、知識経験等において多様な人材を確保することは勿論のこと、任命後の調停委員に対しても、継続的に協議会等を実施する必要がある。	9
そこで、調停事件における調停委員の処理能力を高め、調停制度の更なる充実を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。	11
(ア) 調停運営協議会（高裁別）【要望】	15
<要求要旨>	
調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さん努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。	
指導的立場にある調停委員が各高裁管内に一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の民事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。	
そこで、令和2年度も引き続き、本協議会を開催するための経費を要求する。	
<開催計画>	
開催地 高等裁判所	
回 数 1回	
人 員 265人（内訳 調停委員220人、裁判官25人、参列員8人、係員12人）	

(イ) 民事調停委員研修会【要求・要望】	明 細
<要求要旨>	書 頁
令和2年度も任期満了等による退任者の補充を行うため、新任民事調停委員の任命を行う予定であるが、新たに任命される調停委員は、民事調停手続に関する法律的な知識をほとんど有していないのが現状である。	要求
そのため、新任の民事調停委員全員に対し、できるだけ早期に研修を行い、民法等の関係法規等に関する基礎知識や当事者との対応を含めた調停委員としての心構え、民事調停に関する運営上の留意点等、民事調停を円滑に進めるに当たって必要な基本的な知識等を付与する必要がある。	94
また、調停委員に任命後、実際に相調停委員及び調停主任である裁判官とともに調停委員会を構成し、書記官等とも連携しながら、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではない。そのため、任命後ある程度実務を経験した段階で、具体的な事例を題材として調停事件の在るべき調停運営の基本モデルを実践的に体験されることにより、調停委員として果たすべき役割を正確に理解、習得させる必要がある。さらに、立法、判例の展開の著しい最近の民事調停事件を巡る状況を考えると、任命直後の研修における基礎的な知識の付与を十分に行い、更に継続的かつ発展させた内容の講義等を行ってフォローアップを図るとともに、実際に調停の実務に携わる中で生ずるであろう様々な疑問点等についてはなるべく早期に解決しておく必要があることから、任命後ある程度経過した後に更に研修を実施するのが、新任の民事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。	要望
そこで、令和2年度も引き続き、本研修会について、1年に2回開催するための経費を要求する。	11
<開催計画>	15
開催地 地方裁判所	16
回 数 2回	
人 員 750人 (内訳 調停委員600人、裁判官50人、民事首席書記官50人、係員50人)	

(ウ) 民事調停委員研究会【要望】	明 細
<要求要旨>	書 頁
<p>民事調停事件の処理に当たる調停委員には、一般的に法律的知識に乏しい当事者に対して説得力のある説明を行い、当事者双方が納得するような解決策を示すといったスキルが必要であることから、調停委員に対して、その実務経験に応じて調停運営に当たって必要な知識や技術を付与するとともに、調停委員としての基本的な心構えを再確認する機会を設ける必要がある。</p>	要望
<p>そのため、主として民事調停委員研修会を修了し、任命後3年目である調停委員を対象に、裁判官等が、各種法規に関する基礎的な理論、判例の動向、特定調停手続や個人再生手続等の運用等について講義するとともに、各調停委員が2年間の実務経験を踏まえながら、改めて調停の在り方等の基本に立ち返り、調停運営等に関する様々な問題点について質疑応答を行うなどの方法による標記の研究会を開催することが調停委員の活用を図る上で有効である。</p>	11
<p>そこで、令和2年度も引き続き、本研究会を開催するための経費を要求する。</p>	15
<開催計画>	
開催地 地方裁判所	
回 数 1回	
人 員 1, 200人 (内訳 調停委員 1, 000人, 裁判官 100人, 書記官 50人, 係員 50人)	

(エ) 民事調停委員ケース研究会【要求・要望】	明 細
<要求要旨>	書 頁
<p>調停委員には、具体的な紛争に対し、紛争の真の原因、紛争が容易に解決できない理由、当事者が置かれている立場などを見極め、どのように対処すれば社会の良識にかなった紛争解決が図れるのかということを的確に判断した上で、当事者の互譲を導き出し、その調整に当たることが求められている。</p>	要求
<p>そのためには、なるべく多くの調停委員について、民事調停事件において実際に起こり得る多種多様な具体的事例をもとに多角的な検討を行う機会を設けることが不可欠である。</p>	94
<p>そこで、主として民事調停委員研究会を修了し、ある程度実務経験を積んだ調停委員を対象に、民事調停事件に関与する中で経験した具体的な事例などを材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点とこれに対処する上で必要な知識及び技能について研究するとともに、それを裏付ける基礎的理論とその理論を応用的に展開する講義を受ける等の方法により本研究会を開催することは有効である。</p>	要望
<p>本研究会は、参加した調停委員もそれぞれの経験等を踏まえた意見を発表しながら、より適切な解決方法を討議・研究することができるなど、実務上参考となる有益な研究会となっている。また、近時の民事分野の各種改正法の知識を的確に身に付け、これを具体的紛争の解決に活かすためには、相当数の調停委員が参加し、研究結果を実務に有効に反映させる必要がある。</p>	11
<p>そこで、令和2年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。</p>	15
<開催計画>	16
開催地 地方裁判所	
回 数 1回	
人 員 1, 200人	
(内訳 調停委員 1, 000人, 裁判官 50人, 民事首席書記官 50人, 書記官 50人, 係員 50人)	

<p>(2) 資料等の整備【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるため、従前より執務に供するための参考図書や資料を整備・配布してきた。また、民事調停手続を分かりやすく説明した手続案内用リーフレットなどを作成し、裁判所の窓口のほか市町村をはじめとする公共団体、機関等に配布して周知を図るとともに、書記官による窓口での手続案内事務にも有効に活用してきている。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、次の資料等を整備するための経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p>
<p>(ア) 調停委員執務用図書</p> <p>調停事件処理の参考図書を全国の簡易裁判所に整備する。</p> <p>(イ) 民事調停委員執務資料</p> <p>紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではないため、調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料が必要となる。</p> <p>そこで、調停委員任命時に調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料を配布する。</p> <p>(ウ) 民事調停手続案内用リーフレット等</p> <p>(a) 民事調停手続用リーフレット</p> <p>民事調停手続の概要について説明したリーフレット</p> <p>(b) 特定調停手続用リーフレット</p> <p>特定調停法の手続の概要について説明したリーフレット</p> <p>(c) 民事調停手続用パンフレット</p> <p>民事調停手続を利用しようとする者を対象とし、特に建築、医事等に関する専門調停について説明したパンフレット</p>	<p>要望 4 9</p>

<p>(3) 民事調停委員に対する手当等【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>(ア) 民事調停委員手当</p> <p>民事調停委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により非常勤の職員に対する給与としての手当が支給される（民事調停法第10条）。</p> <p>そこで、令和2年度も所要の経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
	<p>要求 93 94</p>

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調停運営協議会(高裁別)			0(366)	
裁判資料整備費 (消耗品費)	調停委員執務用図書			0(5,235)	
(印刷製本費)	民事調停委員執務資料			0(155)	
	民事調停手続用リーフレット			0(128)	
	特定調停手続用リーフレット			0(169)	
	民事調停手続用パンフレット			0(89)	

明細
書頁

要求
93
94

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 委員手当 (調停委員手当)	民事調停委員手当			1,193,438(1,324,266)	
諸謝金 (講師等謝金)	民事調停委員研修会 大学教授	50序1(2)時間 2回	7,900	790(1,580)	
	民事調停委員ケース研究会 大学教授	50序2(3)時間 1回	7,900	790(1,185)	
委員等旅費 (調停委員登庁旅費)	民事調停委員登庁旅費			48,559(52,641)	
(委員会出席旅費)	調停運営協議会 (高裁別)			0(2,476)	
	民事調停委員研修会			0(4,675)	
	民事調停委員研究会			0(3,893)	
	民事調停委員ケース研究会			0(3,893)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
序 費 (会議費)	調停運営協議会（高裁別）			0(24)		
	民事調停委員研修会			0(132)		
	民事調停委員研究会			0(109)		
	民事調停委員ケース研究会			0(109)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調停運営協議会(高裁別) 局課長 事務官	4人 4人	49,853 41,678	366(366) 199(199) 167(167)	
裁判資料整備費 (消耗品費)	調停委員執務用図書	438冊	(11,951)	12,172	5,331(5,235)
(印刷製本費)	民事調停委員執務資料 民事調停手続用リーフレット 特定調停手続用リーフレット 民事調停手続用パンフレット	1,500部 (83,000) 79,000部 76,000部 400部	(103.4) (1.540) 1.980 (2.228) 2.145 (222.8) 100.1	114.345 156(128) 163(169) 40(89)	172(155)

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	民事調停委員研修会 大学教授	50 庁 1時間 2回	7,900	790(790)	
	民事調停委員ケース研究会 大学教授	50 庁 1時間 1回	7,900	395(395)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停運営協議会(高裁別) 調停委員	125人 1回	19,809	2,476(2,476)	
	民事調停委員研修会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁)			4,694(0)	
	日帰り	304人 2回	3,766	2,290(0)	
	宿泊	86人 2回	13,977	2,404(0)	

明細
書頁

要望
15
16

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	民事調停委員研究会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁) 日帰り 増税後 増税前 宿泊 増税後 増税前 民事調停委員ケース研究会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁) 日帰り 宿泊			3,908(3,893) 1,909(1,898) 1,909(957) 0(941) 1,999(1,995) 1,999(1,006) 0(989) 3,908(0) 1,909(0) 1,999(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
序 費 (会議費)	調停運営協議会(高裁別)	220人 1回	110.9	24(24)	
	民事調停委員研修会	600人 2回	110.9	133(0)	
	民事調停委員研究会 増税後	1,000(500)人 1回	110.9	111(109)	
	増税前	0(500)人 0(1)回	108.9	0(54)	
	民事調停委員ケース研究会	1,000人 1回	110.9	111(0)	

調停制度の充実改善経費

(1) 調停制度協議会【要望】

<要求要旨>

調停制度を更に充実させ、調停手続に対する国民の信頼と期待にこたえるためには、全国の指導的立場にある調停委員を一堂に集めて、調停制度や研修等の在り方、調停委員の給源や選任方法等、調停制度の核となるポイントについて協議し、調停制度が抱える問題点や改善事項等について認識を共有してもらうことが極めて有意義である。さらに、協議の結果等を踏まえて、参加した調停委員が全国各地において発展的な研修や指導育成等を行い、調停制度に関する改善策を検討しつつ、効果的に実行していくような継続的な取組が必要である。

そこで、令和2年度も引き続き、本協議会を開催するために必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 最高裁判所

日 程 1日

人 員 73人（内訳 協議員58人、参列員11人、係員4人）

(2) 民事調停委員推薦依頼用パンフレット【要望】

<要求要旨>

内容が複雑で専門的な知見を要する調停事件を処理するためには、公認会計士、税理士、建築士、医師等の専門家の調停委員を確保する必要がある。

各地裁においては、推薦母体となつてもらう各関係機関等に対し、調停手続の概要、調停委員の役割や身分等を分かりやすく説明したパンフレットを交付して推薦依頼をしてきており、調停委員候補者の開拓に有効に活用されている。

そこで、令和2年度も引き続き、本パンフレットを作成するための経費を要求する。

(3) 調停手続相談事業の実施経費【要望】

<要求要旨>

調停委員が地域ごとに組織する調停協会に委嘱して、毎年、全国の各市区町村の公民館等において開催している調停手続相談は、一般市民からの土地・建物や金銭等のトラブルに関する相談に対して、調停委員が調停手続の利用に関する説明に応じているものであり、国民の調停制度に対する理解を広めるためにも重要な事業である。また、市区町村等において相談窓口業務を担う担当者を対象とした手続相談も行うことで本事業の目的をより効果的に達することができる。

さらに、調停相談の期日や場所について広く周知し、調停相談を多くの国民に認識してもらうとともに、調停手続の利用の一層の促進を図るには、各地の自治体や駅等の公共交通機関などの施設における掲示板等にポスターを掲示することが効果的である。

そこで、令和2年度も引き続き、調停手続相談事業実施のために必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 全国95か所

回数 年1回

(4) 調停委員等表彰の実施経費【要求】

<要求要旨>

民事調停委員、司法委員及び鑑定委員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、調停事件等における紛争の内容が複雑困難となってきているが、豊富な経験や専門的知識等を活かして、紛争の適正で円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。

その功績をたたえるため、毎年、最高裁判所において、民事調停委員、司法委員及び鑑定委員の中でも顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある民事調停委員等に対して表彰式を実施している。

そこで、令和2年度も引き続き、各表彰式の開催のために必要な経費を要求する。

<開催計画>

(ア) 最高裁判所表彰分

開催地 最高裁判所

人 員 90人（民事調停委員等70人、参列者15人、係員5人）

(イ) 下級裁判所表彰分

開催地 下級裁判所

人 員 1,033人（民事調停委員等780人、参列者183人、係員70人）

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 46
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	調停手続相談事業協力謝金			0(1,710)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招集 旅費	60人	38,482	2,309(2,309)		
序 費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状	70枚	(903.096) 1,069.2	75(63)		
	民事調停委員推薦依頼用パン フレット			0(241)		
	調停手続相談用ポスター			0(273)		
(借料及び損料)	調停手続相談事業会場借料			0(1,354)		

明細
書頁
要求
46
B

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(会議費)	調停委員等表彰	71人	110.9	8(8)	
	調停制度協議会			0(6)	
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	70枚	(800) 815	57(56)	
	調停手続相談用ポスター・ザイン作成			0(648)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招集 旅費	100人	19,809	1,981(1,981)	
	調停制度協議会			0(2,768)	
序 費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状	780枚	(501.50) 540.01	421(391)	
(会議費)	調停委員等表彰	788人	110.9	87(87)	
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	780枚	(800) 815	636(624)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 2 9
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	調停手続相談事業協力謝金			1,710(1,710)		
序 費 (印刷製本費)	民事調停委員推薦依頼用パンフレット	10,000部	(24.145) 24.2	242(241)		
	調停手続相談用ポスター	20,000枚	(13.661) 14.787	296(273)		
(借料及び損料)	調停手続相談事業会場借料			1,355(1,354)		
(会議費)	調停制度協議会	58人	110.9	6(6)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停制度協議会 調停委員	56人	49,420	2,768(2,768)	

<u>民事執行制度の強化改善に必要な経費</u>	明 細												
<u>民事執行制度の改善経費</u>	書 頁												
民事執行手続は、債権回収の法的な手段として枢要な役割を果たしている。特に、不動産担保を中心に行われてきた我が国の金融の実情からすれば、不動産執行手続の適正迅速な遂行は、債権処理のみならず担保不動産利用の観点からも強く要請されているところである。民事執行手続を担う裁判所としては、この要請にこたえるため、事務の改善や工夫に対する不断の努力をしなければならない。	要望												
そこで、民事執行事件処理の適正迅速化を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。	10												
(1) 民事執行事件の実態調査【要望】	16												
<要求要旨>													
民事執行手続を担う裁判所としては、より適正迅速な手続の運用を実現しなければならない。そのためには、実地に赴いて実態調査を行うことが必須である。これまでにも、本調査に基づいて処理態勢の強化・見直し、IT化による事務の合理化、事務処理方法の改善が図られ、事件処理について一定の成果を上げているが、民事執行制度をより実効性のあるものとするには、本調査を継続して実施する必要がある。													
そこで、令和2年度も引き続き、本調査に必要な経費を要求する。													
<調査計画>													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="406 901 601 954">調査実施庁</td><td data-bbox="601 901 1215 954">最高裁</td><td data-bbox="1215 901 1888 954">高裁</td></tr> <tr> <td data-bbox="406 954 601 1006">調査地</td><td data-bbox="601 954 1215 1006">地裁7府</td><td data-bbox="1215 954 1888 1006">地裁16府（各高裁管内の地裁各2府）</td></tr> <tr> <td data-bbox="406 1006 601 1059">目的</td><td data-bbox="601 1006 1215 1059">1日（地裁滞在）</td><td data-bbox="1215 1006 1888 1059">1日（地裁滞在）</td></tr> <tr> <td data-bbox="406 1059 601 1156">調査者</td><td data-bbox="601 1059 1215 1156">局課長、事務官 各1名</td><td data-bbox="1215 1059 1888 1156">首席書記官、事務官 各1名</td></tr> </table>	調査実施庁	最高裁	高裁	調査地	地裁7府	地裁16府（各高裁管内の地裁各2府）	目的	1日（地裁滞在）	1日（地裁滞在）	調査者	局課長、事務官 各1名	首席書記官、事務官 各1名	
調査実施庁	最高裁	高裁											
調査地	地裁7府	地裁16府（各高裁管内の地裁各2府）											
目的	1日（地裁滞在）	1日（地裁滞在）											
調査者	局課長、事務官 各1名	首席書記官、事務官 各1名											

明細

書頁

要望

10
16

(2) 執行官関係協議会【要望】

<要求要旨>

執行官の事務は、動産執行、不動産・動産の引渡執行、保全処分の執行、現況調査等多岐にわたる。いずれも当事者の利害が鋭く対立する執行現場における公権力の行使であり、予期せぬ問題に遭遇した場合にも、常に単独で適切に対処しなければならない。

本協議会は、執行官又は庁によって対応が区々とならないよう、具体的事例を対象として、執行官の監督官、監督補佐官及び総括執行官が高裁ごとに参集して各種の問題を検討するものであり、執行官の監督、事務の適正処理及び事故防止のため必要不可欠なものである。

そこで、令和2年度も引き続き、本協議会の開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所

会期 2日

回数 1回

人員 198人

区分	人員	備考
協議員	150	3人（監督官、監督補佐官、総括執行官）×50地裁
参列員	16	2人（最高裁）×8高裁
係員	32	4人×8高裁
計	198	

<p>(3) 評価関係協議会（高裁別）【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>不動産執行手続の過程で行われる不動産の評価については、適正な評価額の設定が求められ、評価に当たっては、評価人は不動産の特性に応じた評価の方法を適切に用いなければならない。また、競売手続における不動産の評価は、その物件の特性や有効な利用とともに、強制的な手続によって売却するという特殊性を考慮して行い、競売市場の実勢に合った適正なものでなければならない。</p> <p>適正な評価事務を行い、買受希望者をはじめとする一般国民に分かりやすい均質な評価を確立するためには、専門的な知識・技能を活用するとしても、その任に当たる評価人において評価の方法や考え方、その内容について共通の基盤に立脚して実施しなければならない。</p> <p>したがって、①競売市場における実勢価額を反映した評価の在り方、②標準的な評価書の様式や評価基準の在り方、③評価ノウハウ等に関する全国的な情報交換などをテーマとして、各高等裁判所において、管内の地方裁判所の裁判官、民事首席書記官及び評価人候補者が協議を行い、裁判官、裁判所書記官及び評価人の三者が協働して評価事務を行うための共通認識を持つことが必要である。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、本協議会を実施することとし、そのための経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <p>開催地 高等裁判所のうちの4庁</p> <p>会 期 1日</p> <p>回 数 1回</p> <p>人 員 91人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>人 員</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議員</td><td>75</td><td>地裁裁判官25人、地裁民事首席書記官25人、地裁評価人候補者25人</td></tr> <tr> <td>係 員</td><td>16</td><td>4人×4高裁</td></tr> <tr> <td>計</td><td>91</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	人 員	備 考	協議員	75	地裁裁判官25人、地裁民事首席書記官25人、地裁評価人候補者25人	係 員	16	4人×4高裁	計	91		<p>明 細 書 頁</p>	<p>要望 11 16</p>
区分	人 員	備 考												
協議員	75	地裁裁判官25人、地裁民事首席書記官25人、地裁評価人候補者25人												
係 員	16	4人×4高裁												
計	91													

(4) 執行手続に関するリーフレット

(ア) 売却手続リーフレット【要望】

<要求要旨>

不動産執行事件を迅速に処理するためには、不動産を早期に売却手続に付し、円滑に売却を実施することが必要であり、裁判所としても、買受希望者の拡大を図って競売不動産の売却率を高めるなど、より円滑な処理に努めている。競売不動産の期間入札の手続、買受申出の方法等について、分かりやすく説明したリーフレットを作成、配布することは、一般市民である買受希望者が入札手続に関する理解を得るために、非常に有効な手段となっている。

このリーフレットは、これまでも裁判所、市町村等に備え置き、一般市民への配布を行ってきており、今後も更に競売手続の理解を深め、競売手続への参加者を増やすために活用したい。

そこで、令和2年度も引き続き、売却手続リーフレットを作成するための経費を要求する。

(イ) 執行手続案内用リーフレット【要望】

<要求要旨>

支払督促手続、少額訴訟手続及び民事調停手続では、通常の訴訟手続と比較して簡易な手続で債務名義を取得することができるが、勝訴判決等を得ても、任意の履行がなされない場合、強制執行手続を利用することになる。一般市民が強制執行手続を容易に利用できるようにするために、簡易な用語を用いて申立方法などを案内し、簡易裁判所の職員が手続教示を行う際の説明の便宜を図るリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和2年度も引き続き、執行手続案内用リーフレットを作成するための経費を要求する。

明細

書頁

要望

16

(5) 現況調査用住宅地図【要望】

<要求要旨>

現況調査用住宅地図は、執行官が現況調査、各種の執行及び送達を実施する場合の事前調査の資料として必要不可欠な資料である。また、整備後も、年数が経過すれば住宅の配置や名称が変わっていることが多いことから、定期的に更新しなければ執務に支障がある。

そこで、令和2年度も引き続き、本件地図を更新するための経費を要求する。

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事執行事件の実態調査			0(748)	
	執行官関係協議会(高裁別)			0(814)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	売却手続リーフレット			0(41)	
	執行手続案内用リーフレット			0(51)	

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事執行事件の実態調査			0(647)	
	執行官関係協議会(高裁別)			0(4,470)	
	評価関係協議会(高裁別)			0(1,018)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	評価関係協議会(高裁別)			0(464)	
序 費 (会議費)	評価関係協議会(高裁別)			0(3)	
法廷等器具整備費 (備品費)	現況調査用住宅地図			0(9,617)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 10
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事執行事件の実態調査			752(0)		
	局課長	7人	59,569	417(0)		
	事務官	7人	47,799	335(0)		
	執行官関係協議会(高裁別)			814(0)		
	局課長	7人	64,130	449(0)		
	事務官	7人	52,191	365(0)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	売却手続リーフレット	17,000部	(2.42)	49(41)		
	執行手続案内用リーフレット	21,000部	2.86 (2.42) 2.64	55(51)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事執行事件の実態調査			650(0)	
	高裁首席書記官	16人	21,421	343(0)	
	高裁事務官	16人	19,194	307(0)	
	執行官関係協議会(高裁別)			4,470(0)	
	監督官	42人	40,991	1,722(0)	
	監督補佐官	42人	34,963	1,468(0)	
	総括執行官	42人	30,487	1,280(0)	
	評価関係協議会(高裁別)			1,021(1,018)	
	地裁裁判官			556(554)	
	増税後	21(11)人	26,489	556(291)	
	増税前	0(10)人	26,299	0(263)	
	地裁首席書記官			465(464)	
	増税後	21(11)人	22,147	465(244)	
	増税前	0(10)人	22,001	0(220)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
委員等旅費 (委員会出席旅費)	評価関係協議会(高裁別) 評価人候補者				
	増税後	21(11)人	22,147	465(464)	
	増税前	0(10)人	22,001	465(244)	
				0(220)	
序 費 (会議費)	評価関係協議会(高裁別)			3(3)	
	増税後	25(14)人 1回	110.9	3(2)	
	増税前	0(11)人 0(1)回	108.9	0(1)	
法廷等器具整備費 (備品費)	現況調査用住宅地図	589冊	16,327	9,617(9,617)	

執行官制度の維持経費	明細
執行官室用備品【要望】	書頁
<要求要旨>	要望
執行官は、その職務の執行につき手数料を受け（裁判所法第62条4項、執行官法第7条），国から給与を受けないが、各地方裁判所に置かれる裁判所職員である。昭和41年の執行官法制定に伴う裁判所法の改正で、執行官は各地方裁判所に配置されることとなり（裁判所法第62条1項），所属の地方裁判所から指定された勤務裁判所において勤務することとなった（裁判所法第65条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第4条）。執行官法制定過程における第51回国会衆議院法務委員会（昭和41年6月9日）において、「政府並びに最高裁判所は、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとより、その環境施設を明朗ならしめることに努力することについて配慮すべきである。」との「執行官法案に対する附帯決議」が行われ、各地方裁判所（本庁及び支部）に執行官の執務場所として執行官室が設置された。	10
執行官の執務場所である執行官室がその機能を果たすためには、一般執務に要する各種器具の維持整備を図る必要がある。	11
そこで、令和2年度も引き続き、執行官室の執務環境を整備するため、執行官1人に対し1組ずつ配布している執務用机、いす及び更衣ロッカーの更新分各10台を要求する。	

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 序 費 (備品費)	執行官室用備品			0(1,625)	

経費積算内訳【要望】

明細
書頁要望
10
11

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 序 費 (備品費)	執行官室用備品 机			1,547(1,625) 800(831)	
	増税後	10(6)卓	(76,120) 79,970 (74,736)	800(457)	
	増税前	0(5)卓	78,516	0(374)	
	いす			351(383)	
	増税後	10(6)脚	35,090	351(211)	
	増税前	0(5)脚	34,452	0(172)	
	更衣ロッカー			396(411)	
	増税後	10(6)台	(37,730) 39,600 (37,044)	396(226)	
	増税前	0(5)台	38,880	0(185)	

倒産制度の強化改善に必要な経費	明細
倒産事件の処理経費	書頁
(1) 倒産手続に関するリーフレット【要望】	要望
(ア) 個人債務者再生手続に関するリーフレット	10
<要求要旨>	
個人債務者再生手続は、債務者と債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することにより、債務者の経済生活の再生を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用するしようとする個人債務者に対して、再生手続の流れや申立方法、再生債務者になった場合の義務など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。	
そこで、令和2年度も引き続き、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。	
(イ) 破産手続に関するリーフレット【要望】	
<要求要旨>	
破産手続は、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用する者に対して、破産手続及び免責手続の流れや、申立方法、破産者になった場合の義務や制限など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。	
そこで、令和2年度も引き続き、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	個人債務者再生手続に関する リーフレット 破産手続に関するリーフレット			0(83) 0(81)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	個人債務者再生手続に関する リーフレット	(34,500) 34,000部	(2.4) 2.31	79(83)	
	破産手続に関するリーフレット	40,000部	(2.035) 2.2	88(81)	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

(1) 民事裁判手続のIT化に向けたコンサルティング業務【要望】

<要求要旨>

情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展の中で、裁判手続のIT化については裁判所としても検討することの避けられない重要課題であるというべきところ、未来投資戦略2017や経済財政運営と改革の基本方針2017において裁判手続等のIT化を推進するものとされたことにも照らし、最高裁判所では、平成30年度に、民事訴訟手続のIT化に向けた検討の一環として、様々な選択肢が考えられるIT化の範囲や手段について、裁判手続の利用者の利便性の向上、関係者の手続保障、情報セキュリティ、費用対効果といった諸般の事情を考慮して検討を進め、IT化の範囲や手段に応じた費用の大枠も把握する目的で、コンサルティングを実施したところである。その後、公益社団法人民事法務研究会に設置された民事裁判手続等IT化研究会において法制面の検討が行われ、令和元年度中にも法制審議会への諮問が行われる見込みであるところ、平成30年度コンサルの結果も踏まえつつ、法改正の方向性を前提として、利用者ニーズにも合致した全面IT化後の民事訴訟実務の業務フローを整理し、システム構想の全体像を明確化とともに、その後の具体的なシステムの開発手法や導入展開方法を策定していくことが必要である。この検討では、ITに関する最新の動向を踏まえて、それを利用者目線でのシステム開発に落とし込んでいくという作業が必要となることから、裁判所内のみでの作業では十分でなく、外部の知見も活用しつつ検討を進めていくことが必須である。

そこで、全面IT化後の民事訴訟実務の業務フローの整理、システム構想の全体像の明確化及び具体的なシステムの開発手法や導入展開方法の策定をコンサルティングにおいて実施するための経費を要求する。

明細

書頁

要望

30

(2) 民事訴訟手続のIT化のためのウェブ会議用機器等の購入【要望】

＜要求要旨＞

国民生活に関わる様々な分野でオンライン申請を始めとして、手続のIT化が進められ、それが広く受け入れられている状況にあることを踏まえれば、裁判所においても、民事訴訟手続のIT化を見据えて検討を進めていくことが必要であるところ、内閣官房における「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、令和元年度から、ウェブ会議等のITツールを積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の運用が特定庁で開始されるところであり、令和2年度には、IT化を更に推進するため、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を開始する庁を拡大する必要がある。

そこで、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用の拡大に必要となる機器等を整備するための経費を要求する。

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	民事訴訟手続IT化に向けた コンサルティング業務	一式	123,591,699	123,592(0)	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ウェブ会議用パソコン等 外付けディスプレイ等	139式 106式	272,143 212,851	37,828(0) 22,562(0)	

刑 事 局 經 費

目 次

	分冊 頁
一 経 常 事 務 費 委員会に必要な経費 -----	1 - 389
二 檢察審査会充実強化経費 -----	1 - 391
三 裁判資料の整備に必要な経費 -----	1 - 394
四 裁判事務の迅速適正化に必要な経費 1 裁判事務の器具整備経費 ----- 2 外国人事件の処理経費 ----- 3 裁判運営の改善経費 ----- 4 心神喪失者等医療観察事件の処理経費 -----	1 - 397 1 - 401 1 - 411 1 - 422
五 裁判員制度の施行に必要な経費 1 裁判員制度広報関連経費 ----- 2 裁判員制度の運営に必要な経費 -----	1 - 426 1 - 431
六 審査関係経費 -----	1 - 437

<u>経常事務費</u>	明細 書頁	要求 12 A
<p><u>委員会に必要な経費</u></p> <p>刑事規則制定諮問委員会【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>法律の制定・改廃がある場合等においては、刑事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。その場合、刑事手続全般への影響を考慮しながら立法作業に準じた慎重かつ綿密な検討が必要となるため、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和22年最高裁判所規則第8号）に基づき、学者、実務家などの法律専門家によって構成される刑事規則制定諮問委員会に諮問して、必要な事項の調査、審議を経る。</p> <p>そこで、この委員会の開催に必要な経費を要求する。</p>		

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 委員手当	刑事規則制定諮問委員会	11人 4回 出席率80%	19,600	690(690)	
庁費 (会議費)	刑事規則制定諮問委員会	11人 4回	(108.9) 110.9	5(5)	

<p><u>検察審査会充実強化経費</u></p> <p>(1) 検察審査会事務局長研究会（高裁判別）【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、検察審査会事務局の職員が行う事務のうち、全国的にある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、一定程度の事例集積がみられる大規模検察審査会を含む幅広い検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、同研究会の開催に必要な経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <p>開催地 高等裁判所本庁所在地検察審査会 打合せ会期 半日（年1回開催）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 790 586 890">検察審査会事務局長</td><td data-bbox="586 790 1581 890">地方裁判所本庁所在地（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検審のみ。）</td><td data-bbox="1581 790 1686 890">50人 (42人)</td></tr> <tr> <td data-bbox="287 890 586 965"></td><td data-bbox="586 890 1581 965">集約庁（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）を含む地方裁判所支部所在地</td><td data-bbox="1581 890 1686 965">26人 (26人)</td></tr> </table> <p>（）内の数字は要旅費人員</p>	検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検審のみ。）	50人 (42人)		集約庁（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）を含む地方裁判所支部所在地	26人 (26人)	<p>明細 書頁</p>	<p>要求 30 83</p>
検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検審のみ。）	50人 (42人)						
	集約庁（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）を含む地方裁判所支部所在地	26人 (26人)						

明細

書頁

要求

83

(2) 檢察審査会事務局長事務打合せ【要求】

<要求要旨>

検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、地域によってある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、各地方裁判所管内の検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。また、検察審査会事務局の事務として、検察審査員等の選定手続に關し、対応する市町村選挙管理委員会との連絡調整が必要となるが、これは各地方裁判所管内で取りまとめて対応することが効率的であり、そのための打合せも必要である。

そこで、令和2年度も引き続き、必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所本庁所在地検察審査会

打合せ会期 1日（年1回開催）

検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地	67人
	地方裁判所支部所在地	98人
計		165人

(要旅費人員)

経費積算内訳【要求】

明細
書頁要求
30
83

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	検察審査会事務局長研究会 (高裁別)			641(641)	
	局課長	7人	49,853	349(349)	
	事務官	7人	41,678	292(292)	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	検察審査会事務局長研究会 (高裁別)			1,338(1,338)	
	地裁本庁所在地検審	42人	19,809	832(832)	
	地裁支部所在地検審等	26人	19,455	506(506)	
	検察審査会事務局長事務打合せ 宿泊			488(487)	
	増税後	12(6)人	13,917	167(167)	
	増税前	0(6)人	13,870	167(84)	
	日帰り			0(83)	
	増税後	86(43)人	3,737	321(320)	
	増税前	0(43)人	3,690	321(161)	
				0(159)	

<p><u>裁判資料の整備に必要な経費</u></p> <p>(1) 刑事関係専門図書【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>刑事案件は、事件処理に際して専門外の知識が要求される場合が少なくない。例えば、薬物の中毒症状によって引き起こされた刑法犯の処理においては、被告人の責任能力が問題となれば、法律学以外に薬理学、精神医学といった科学分野が交錯することになり、判断にはこれらの分野にまたがった総合的な考察が要求されることになる。</p> <p>また、特別法犯については、適用される法規の範囲が広汎な上、特殊性を有する場合もあり、周辺関連分野を含めて特殊な法的解釈や実務慣行に関する専門知識が幅広く必要となる。例えば、租税事件では、帳簿等の証拠書類の整理分析から適用すべき法条の判断に至るまで、税法税務や、簿記、財務諸表論、財務監査といった関連諸分野に関して、幅広い専門知識が要求される。</p> <p>さらには、医療過誤、サイバー犯罪等の事件処理については、医学、ITといった先進分野に通暁しておかなければならぬところ、かかる先進分野については、適正な判断のために常に最新の情報が提供されていかなければならない。これらの要請に応えるには、実情に応じて必要な各種専門図書等の参考資料を裁判官等に対して配布する必要がある。</p> <p>そこで、刑事案件の円滑かつ適正な処理のために、各種専門図書等の整備に必要な経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>(2) 刑事裁判資料【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>刑事裁判実務が円滑に行われるためには、担当裁判官等が、日々直面する様々な問題点を解決するために参考となる情報を迅速かつ的確に入手できることが不可欠であるから、各裁判所において採られている運用上の諸方策、各庁の刑事裁判実務の具体的な実例、アップ・トゥ・データな参考文献等の情報を分野別に整理編集した資料を刊行して各庁に配布する必要がある。</p> <p>また、裁判官は、その執務に際し、参考資料として先例となるべき裁判例の有無の調査を欠かすことはできないので、関係する裁判例をできるだけ利用しやすいように、問題点別に整理して収録した資料を逐次作成して各庁に配布する必要がある。</p> <p>そこで、これらの資料を刊行するための経費を要求する。</p>	<p>要望 4 5</p>

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	刑事関係専門図書			0(2,726)	
(印刷製本費)	刑事裁判資料			0(2,316)	

経費積算内訳【要望】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	刑事関係専門図書			2,776(2,726)	
(印刷製本費)	刑事裁判資料	1,388部 3回	(556.2) 566.5	2,359(2,316)	

要望
4
5

明 細

書 頁

要望

26

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

(1) ゲート式金属探知機【要望】

<要求要旨>

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係人が自由に出入りすることができるので、当事者や傍聴人等の中には、ことさらに法廷内外で騒いだり暴れたりして、裁判所職員や事件関係者に凶器等で危害を加えるという事件を起こす者もいる。

こうした事件を未然に防ぐためには、入廷前に所持品検査を行い、刃物や銃器等の凶器を持ち込ませないことが効果的であることから、ゲート式金属探知機を使用する必要性がある。とりわけ裁判員裁判においては、一般人である裁判員等が裁判所構内でこうした事件に遭うことがないように必要な機器を整備することは、裁判員制度を実施する裁判所の責務である。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

8台（更新）を地裁本庁及び支部に整備する。

(2) 棒状金属探知機【要望】

<要求要旨>

裁判所は、凶器等の持込みが予想される場合に所持品検査を厳格に行う必要があり、ゲート式金属探知機を設置する庁においても、傍聴人等來庁者が金属探知機に反応した場合、直ちに触手による身体検査を行うことはトラブルを招くおそれが高く、困難であることから、改めて棒状金属探知機を使用して、それらの発見に努め、警備に万全を期する必要がある。また、手荷物等の所持品については、所持品の内容物すべてについて開披を求めるのはプライバシー保護の観点から問題であり、時間も要するので、迅速に検査を行うためには棒状金属探知機を使用する必要がある。さらに、短時間かつ少人数を対象とした警備を効率的に行うため、傍聴人等の検査においても、機動性を有する棒状金属探知機を使用する必要がある。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

8式（1式2本、更新）を地裁本庁及び支部に整備する。

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ゲート式金属探知機 棒状金属探知機 (1式2本)			0(7,920) 0(1,144)	

経費積算内訳【要望】

明細
書頁要望
26

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ゲート式金属探知機 棒状金属探知機 (1式2本)	8(6)台 8式	(1,320,000) 1,089,000 (143,000) 79,200	8,712(7,920) 634(1,144)	

外国人事件の処理経費

通訳人、翻訳人が必要な外国人事件数は少なくない。また、被告人の国籍も多岐にわたっている。

さらに、事件内容も、窃盗をはじめ、出入国管理及び難民認定法違反、覚せい剤取締法違反、道路交通法違反、傷害など多種多様であり、強盗や殺人なども少くない上、裁判員裁判においては、連日開廷が行われることから、このような事件に対応可能な高度なレベルの法廷通訳、翻訳が必要とされている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。

(1) 法廷通訳ハンドブック (実践編) 【要望】

<要求要旨>

外国人事件の処理に関して、「法廷通訳ハンドブック (実践編)」を刊行して、執務の参考に供している。同資料は、法廷における具体的なやりとりの例や法律用語を対訳の形で掲載し、控訴審に関する記述や通訳人が留意すべき事項についても併せて掲載することにより、法廷での通訳を行うに当たっての手助けとなるものであり、平成8年度から作成を行い、現在18言語分について刊行している。

「法廷通訳ハンドブック (実践編)」は、有能な通訳人候補者を育成していくための重要なツールの一つであり、適宜必要な言語について刊行・改訂を行っていくことが相当であるところ、令和2年度については、事件数が一定数ある言語又は出入国管理及び難民認定法の改正により日本で増加が予想される言語（合計5言語、ネパール語、広東語、フランス語、カンボジア語、ドイツ語）について新たに刊行することとしたい。

そこで、これを刊行するために必要な経費を要求する。

<配布計画>

各850部

区分	最高	高等		地方		簡易	計
		本庁	支部	本庁	支部		
配布部数	138	49	12	193	273	185	850

(2) 外国人事件用DVDの制作【要望】

<要求要旨>

外国人事件を適正に処理するためには、外国人被疑者・被告人の防御権を実質的に保障する必要があるが、現実に日本の勾留質問や刑事公判を見聞きしたことのない被疑者・被告人は、日本の刑事裁判手続について強い不安を抱くことが多い。適正な裁判を実現するためには、被疑者・被告人の不安感を取り除くことが必要であることから、勾留質問手続及び刑事公判手続の一連の流れを映像化し、被疑者・被告人の母国語のナレーションを付したDVD「日本の刑事裁判手続」を制作して、勾留質問前や第一回公判期日前に外国人被疑者・被告人に同DVDを視聴させるなどして有効に活用している。また、同DVDは、法廷通訳の経験の浅い通訳人に見せることにより、勾留質問や刑事公判における実際の手続を十分に理解してもらう上でも効果を上げており、外国人事件の適性、迅速な処理に資するものである。この映像作品は、平成4年度から作成され、現在までに17言語分が制作されている。

上記のとおり外国人事件用DVD「日本の刑事裁判手続」は、外国人被疑者・被告人及び通訳人候補者に日本の刑事裁判手続を理解させるための重要なツールの一つであり、適宜必要な言語について制作を行っていくことが相当であるところ、令和2年度については、事件数が一定数ある言語又は出入国管理及び難民認定法の改正により日本で増加が予想される言語（合計6言語、ネパール語、モンゴル語、フランス語、カンボジア語、ドイツ語、ヒンディー語）について新たに制作することとしたい。

そこで、これを制作するために必要な経費を要求する。

<配布計画>

各110部

区分	最高	高等	地方	計
		本庁	本庁	
配布部数	41	8	61	110

(3) 法廷通訳支援専門用語対訳図書【要望】

<要求要旨>

外国人事件を適正に処理するためには法廷における通訳が正確に行われることが不可欠である。法廷通訳には通常の通訳とは異なり、発言内容をより忠実かつ厳格に訳すことが要求され、かつ、通訳人の個人的な解釈を交えることなく公正、中立な立場に立った通訳が必要となるほか、日常では用いられない特殊な専門用語、俗語、慣用表現及び言い回しが比較的高い頻度で用いられる。

そこで、法廷通訳に役立つ専門用語等を対訳形式で掲載した図書を整備するための費用を要求する。

	明 細 書 頁	
(4) 法廷通訳セミナー【要求・要望】	要求 85 E	要望 27 28
<要求要旨>		
平成7年度より、全国8高裁所在地において法廷通訳セミナーの開催が認められ、とりわけ、事件数に比してその言語に通じている者が少ない、いわゆる少数言語の通訳人を育成する上で極めて高い成果を上げてきた。同セミナーにおいては、受講者に対し、外国人事件を担当している裁判官による裁判手続の説明、法廷通訳の経験豊かな通訳人による講義、裁判所書記官等を交えた座談会、否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）を想定した模擬通訳実習等、様々な施策を実施しながらきめ細やかな指導が行われており、短期間で法廷通訳についての基本的な知識の習得などに効果を上げている。		
一方で、外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）は少なくなく、否認事件の法廷通訳を担当するための実践的な知識及び技能を習得する研修を行い、多数言語・少数言語を問わず、中級者レベルの通訳人候補者を育成する必要がある。		
そこで、法廷通訳セミナーの開催に必要な経費を要求する。		
<開催計画>【要求】		
会 期	2日（年2回）	
開催地	地方裁判所（8庁）	
出席者	受講者 124人 地方裁判所裁判官 40人 刑事首席書記官 8人 外国語の専門家 28人	
合 計	200人	
【要望】		
会 期	2日（年1回）	
開催地	地方裁判所（8庁）	
出席者	受講者 66人 地方裁判所裁判官 8人 刑事首席書記官 8人 外国語の専門家 16人	
合 計	98人	

	明 細 書 頁	
(5) 法廷通訳フォローアップセミナー【要求・要望】	要求 85 E	要望 27 28
＜要求要旨＞		
通訳人、翻訳人の付いた外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）の数は少なくなく、否認事件においては、その通訳内容が犯罪事実の認定及びその量刑を左右するおそれがあるため、特殊な専門用語や被告人等の発言の細かなニュアンスを正確に通訳することがより一層求められる。また、当事者双方から異議の申立てがされたり、被告人らから不規則発言がされるなど、即座に適切な対処を要する突発的な事態が発生する可能性も高く、こうした特殊な言語知識及び高度な通訳技術、突発的な事態に対応する際のノウハウ等を身につけた通訳人候補者を早期に確保・育成するために、より実践に近い言語別のセミナーを行う必要がある。そこで、全国より選ばれた講師、受講者によるレベルの高い講義や複雑困難な否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）を想定した模擬通訳実習等を可能とする全国単位によるセミナー開催に必要な経費を要求する。		
＜開催計画＞【要求】		
会 期　　2 日（年 3 回）		
開催地　　地方裁判所（2 庁）		
出席者　　受講者　　7 2 人		
地方裁判所裁判官　　6 人		
刑事首席書記官　　2 人		
外国語の専門家　　1 2 人		
合 計　　9 2 人		
【要望】		
会 期　　2 日（年 3 回）		
開催地　　地方裁判所（2 庁）		
出席者　　受講者　　7 2 人		
地方裁判所裁判官　　6 人		
刑事首席書記官　　2 人		
外国語の専門家　　1 2 人		
合 計　　9 2 人		

明 細 書 頁	要望
(6) 法廷通訳基礎研修【要望】	27
<要求要旨>	28
平成18年度から法廷通訳基礎研修を実施し、多数言語の初心者レベルの通訳人候補者を対象として、ベテラン通訳人が基礎的法律用語のニュアンスの違いに気を付けて正確に通訳するためのノウハウの教示、具体的な経験に基づく通訳倫理に関する事例研究、基礎的な裁判手続についての講義などを行い、初心者レベルの通訳人候補者の育成強化に高い効果を上げている。	
ところで、法廷通訳基礎研修は、自白事件の法廷通訳を担当するための最低限の知識の習得を可能とすべく実施するものであるところ、こうした事件を担当できる通訳人を育成する必要性は、多数言語に限らず、少数言語においても同様であることから、対象を少数言語にも広げ、各	
庁のニーズに応じた初級者向けの研修の開催を可能としている。	
そこで、法廷通訳基礎研修を行うための経費を要求する。	
<開催計画>	
会 期 1日	
開催地 地方裁判所（50 庁）	
出席者 受講者 310人	
地方裁判所裁判官 50人	
地方裁判所書記官 50人	
外国語の専門家 53人	
合 計 463人	
(7) 通訳人候補者名簿への登録希望者に対する面接【要望】	
<要求要旨>	
通訳人候補者名簿への登録を希望する者（以下、「登録希望者」という。）に対して、各地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官が面接を実施し、通訳人としての適性を審査している。外国語の専門家ではない裁判官が、登録希望者の通訳能力を適切に評価するには困難な面が残っているため、法廷通訳の経験が豊富な者（以下、「法廷通訳経験者」という。）に面接に同席してもらい、登録希望者の通訳能力の評価について意見を述べてもらうことなどが必要である。	
そこで、法廷通訳経験者に面接に同席してもらうための経費を要求する。	

経費積算内訳【要求】

明細

書頁

要求
85

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	法廷通訳支援専門用語対訳図書			0(2,856)	
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	法廷通訳セミナー 札幌高裁及び高松高裁以外の 高裁	6 庁 4(6) 人 2 日 4時間	7,900	1,770(2,781)	
	札幌高裁及び高松高裁	2(4) 庁 2 人 2 日 4時間	7,900	1,517(2,275)	
	法廷通訳フォローアップセミナー	2 庁 2 人 2 日 4時間 3(6) 回	7,900	253(506)	
	法廷通訳基礎研修			758(1,516)	
				0(1,256)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	法廷通訳セミナー 開催地 その他	30(44)人 94(146)人	2,200 30,487	2,932(4,548) 66(97) 2,866(4,451)		要求 85 E
	法廷通訳フォローアップセミナー 開催地 その他	15(27)人 57(117)人	2,200 53,042	3,056(6,265) 33(59) 3,023(6,206)		
会費 (会議費)	法廷通訳セミナー 札幌高裁及び高松高裁以外の 高裁	6 庁 4(6)人 2日	110.9	6(10) 5(8)		
	札幌高裁及び高松高裁	2 庁 2(4)人 2日	110.9	1(2)		
	法廷通訳フォローアップセミナー	12(24)人 2日	110.9	3(6)		
	法廷通訳基礎研修			0(6)		

経費積算内訳【要望】

明細

書頁

要望

27

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	法廷通訳支援専門用語対訳図書	58序 1組	(49,241) 50,153	2,909(2,856)	
(印刷製本費)	法廷通訳ハンドブック (実践編) ネパール語 広東語 フランス語 カンボジア語 ドイツ語	850部 850部 850部 850部 850部	673.970 673.970 673.970 673.970 673.970	2,864(0) 573(0) 573(0) 573(0) 572(0) 573(0)	
(雑役務費)	法廷通訳ハンドブック (実践編) (翻訳料) ネパール語 広東語 フランス語 カンボジア語 ドイツ語	86枚 86枚 86枚 86枚 86枚	8,800 6,600 6,600 8,800 7,700	3,311(0) 757(0) 568(0) 568(0) 756(0) 662(0)	
	外国人事件用DVDの制作	一式	26,102,120	26,102(0)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳人候補者名簿への登録希望者 に対する面接	91人 1日 2時間	7,900	1,438(0)		要望 28
	法廷通訳セミナー 札幌高裁及び高松高裁以外の 高裁	6庁 2人 2日 4時間	7,900	1,011(1,011)		
	札幌高裁及び高松高裁	2庁 2人 2日 4時間	7,900	758(758)		
	法廷通訳フォローアップセミナー	2庁 2人 2日 4時間 3回	7,900	253(253)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日 3時間	7,900	758(758)		
				1,256(1,256)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	法廷通訳セミナー 開催地 その他	14人 52人	2,200 30,487	1,616(1,616) 31(31) 1,585(1,585)		要望 27 28
	法廷通訳フォローアップセミナー 開催地 その他	12人 60人	2,200 53,042	3,209(3,209) 26(26) 3,183(3,183)		
会費 (会議費)	法廷通訳セミナー 札幌高裁及び高松高裁以外の高 裁	6 庁 2人 2日	110.9	4(4) 3(3)		
	札幌高裁及び高松高裁	2 庁 2人 2日	110.9	1(1)		
	法廷通訳フォローアップセミナー	12人 2日	110.9	3(3)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日	110.9	6(6)		

<p>裁判運営の改善経費</p> <p>(1) 刑事法研究会【要求・要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>刑事事件に関する課題やその時々に発生する問題点等について、理論的・実証的観点から意見をいただくために、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する必要があるところ、裁判員裁判に関して、制度施行以降、相当数の事例が集積され、種々の問題が顕在化していると思われる。これらの問題に対しては、大学教授などの学識経験者との間で理論的・実証的観点からの研究を行い、具体的な対応を検討することが制度の円滑な運営のために不可欠である。</p> <p>また、令和元年5月には、「裁判員制度10年の総括報告書」を公表したが、今後も引き続き同制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たしているかについて、理論的・実証的観点からの検討が不可欠である。</p> <p>そこで、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する経費を要求する。</p> <p>(2) 刑事事件担当裁判官協議会（高裁別）【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">協議会名</th><th rowspan="2">会期</th><th rowspan="2">開催場所</th><th colspan="3">出席者</th></tr> <tr> <th>協議員</th><th>参列員等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別)</td><td>1日</td><td>高裁</td><td>64人(48人) (高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁裁判官50人)</td><td>48人 (14人)</td><td>112人 (62人)</td></tr> </tbody> </table> <p>() 内の数字は要旅費人員</p>	協議会名	会期	開催場所	出席者			協議員	参列員等	計	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別)	1日	高裁	64人(48人) (高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁裁判官50人)	48人 (14人)	112人 (62人)	<p>明細 書頁</p> <p>要求 35 B 要望 267</p>
協議会名				会期	開催場所	出席者										
	協議員	参列員等	計													
刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別)	1日	高裁	64人(48人) (高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁裁判官50人)	48人 (14人)	112人 (62人)											

	明細 書頁
(3) 犯罪被害者等施策のための経費 (ア) 犯罪被害者保護制度等に関するリーフレット【要望】 <要求要旨> 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度としては、従前から、証人として出廷する際の負担を軽減する措置や、公判記録の閲覧贋写といった規定が設けられていたところ、これらに加え、平成20年12月には、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。 また、医療観察事件においても、被害者等のために、審判期日の傍聴等の制度が設けられている。 そこで、制度の概要を解説した図表やイラスト入りの簡潔なリーフレットを作成し、これを配布することにより、犯罪被害者に関する諸制度について継続的に広く周知をするとともに、それら諸制度を利用する者の一助としている。 よって、このようなリーフレットを作成するための経費を要求する。	要望 8 12 13 要求 86 87
(イ) 犯罪被害者等施策のための研究会【要求・要望】 <要求要旨> 犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関する国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、この中で、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。 さらに、前記目的を達成するため、平成20年12月には、被害者参加制度、刑事損害賠償命令制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。 このように、犯罪被害者法制については、これまで以上に社会的関心が高まっているものであることから、多様な問題を受け止めつつ、より被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようとするための研究会を行う経費を要求する。	
<開催計画>【要求】	
会期 1日	
開催地 高等裁判所（8庁）	
講師 被害者保護問題の専門家（弁護士等）	8人
被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等）	8人
受講者 裁判官	50人（要旅費人員42人）
窓口対応職員	50人（要旅費人員42人）

明 細 書 頁	要 望	
	11	
	12	
	13	
【要望】		
会 期	1 日	
開催地	高等裁判所（8 庁）	
講 師	被害者保護問題の専門家（弁護士等）	8 人
	被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等）	8 人
受講者	裁判官	5 0 人（要旅費人員 4 2 人）
	窓口対応職員	5 0 人（要旅費人員 4 2 人）
(4) 鑑定事件研究協議会【要望】		
<要求要旨>		
裁判所には、鑑定が必要と判断した事件については、具体的な事案に即した適切な鑑定事項を定めて鑑定を依頼し、その結果を事件の判断資料として的確に利用すべき責務がある。		
近年、DNA鑑定、薬物・毒物に関する鑑定等の科学的証拠が、新たに確立された最新の科学的手法を用いた分析結果によって、その信用性を争われる事件も珍しくなくなっていることを踏まえ、各裁判官が、鑑定を必要とする分野に関し、初步的なレベルを超えた、裁判において鑑定制度を適切に利用するために要求される知識をあらかじめ有していることが、事件の適正迅速な処理を図る上で不可欠な要素となる。		
また、鑑定人が事件に即応した適切な鑑定をするためには、鑑定人にも裁判の実情や鑑定制度等について十分に理解してもらうことが不可欠である。		
さらに、裁判員裁判における鑑定の在り方は大きな課題の一つであり、実際の運用を通じて生じた課題等について専門家を交えた協議を行い、鑑定書の内容や鑑定結果の説明が裁判員に分かりやすいものとなるよう検討する必要がある。		
その上、上記のように、各裁判官が理解を深める必要性等は鑑定にとどまらず、その他の専門的事項についても同様である。		
そこで、鑑定経験を有する等の各分野の専門家を招き、各庁の実情に応じた研究、協議を行うため、この研究協議会開催の経費を要求する。		
<開催計画>		
会 期	1 日	
開催地	地方裁判所	
出席者	地裁裁判官	本庁 5 0 人
		支部 6 3 人（要旅費人員）
	刑事首席書記官	5 0 人
	鑑定経験者	5 0 人
	参列員等	6 6 人 以上合計 2 7 9 人

<p>(5) 開放的処遇施設等刑事施設巡視旅費【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>刑の量定は、事実の認定とともに刑事裁判官に課せられた重要な責務であるが、法律上、これについての一般的な基準は定められておらず、裁判官が法律の規定に従い、諸般の事情を総合的に考慮して決することになっている。そして、その際、裁判官は被告人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重、犯行後の情状等のほか、矯正施設における処遇内容及び矯正効果の点も重要な判断要素としている。したがって、裁判官が矯正施設を視察し、処遇の実情、矯正効果の有無等を十分に認識しておくことは職務遂行上要請されるところであり、これらの知見を得るため、その職務上の権限として、刑事施設を巡視することができる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律11条）。</p> <p>また、いわゆる開放的処遇制度は、欧米諸国においては、戦後著しい展開をみており、我が国においても、このような情勢を背景に運用として開放的処遇を行う各施設が逐次増加し、多大な矯正効果を上げている。</p> <p>そこで、このような行刑の近代化のすう勢の下で、統一のとれた適正妥当な刑の量定を行うための判断資料として、また、裁判員裁判においては、刑事施設の実情等について裁判員等に対し分かりやすい説明をするためにも、裁判官が現にこのような矯正施設を視察し、施設の状況、受刑者の処遇、矯正教育の実情等を的確に把握しておくことが必要であるので、令和2年度も引き続き、これに要する旅費を要求する。</p> <p>(6) 刑事事件担当裁判官協議会【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、①裁量保釈における考慮事情の明記に関する改正等が平成28年6月23日に、②弁護人選任に係る教示事項の拡充及び③証人の氏名等の秘匿措置の導入等が平成28年12月1日に、④司法取引的制度の導入及び⑤ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等が平成30年6月1日に、⑥取調べの録音・録画制度の導入及び⑦通信傍受手続の合理化・効率化が令和元年6月1日にそれぞれ施行された。</p> <p>上記各制度について、刑事事件を担当する裁判官が所属庁における実施状況の検証結果を持ち寄り、運用上の改善点につき議論する必要がある。</p> <p>そこで、以下の協議会の開催に必要な経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">協議会名</th><th rowspan="2">会期</th><th rowspan="2">開催場所</th><th colspan="3">出席者</th></tr> <tr> <th>協議員</th><th>参列員等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刑事事件担当裁判官協議会</td><td>1日</td><td>最高裁</td><td>58人（56人） (高裁裁判官8人、地裁裁判官50人)</td><td>20人</td><td>78人（56人）</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ ）内の数字は要旅費人員</p>	協議会名	会期	開催場所	出席者			協議員	参列員等	計	刑事事件担当裁判官協議会	1日	最高裁	58人（56人） (高裁裁判官8人、地裁裁判官50人)	20人	78人（56人）	<p>明細 書類 要望 13</p>
協議会名				会期	開催場所	出席者										
	協議員	参列員等	計													
刑事事件担当裁判官協議会	1日	最高裁	58人（56人） (高裁裁判官8人、地裁裁判官50人)	20人	78人（56人）											

<p>(7) 簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、①裁量保釈における考慮事情の明記に関する改正、②弁護人選任に係る教示事項の拡充、③証人の氏名等の秘匿措置の導入等、④司法取引的制度の導入、⑤ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等については、簡易裁判所においても扱うことが想定される制度であることから、刑事事件を担当する簡易裁判所裁判官についても実施状況の検証結果を持ち寄り、特に簡易裁判所において特有な部分の運用の改善点について議論する必要がある。</p> <p>また、刑の一部執行猶予制度についても、制度施行後の運用状況の検証結果を持ち寄り、運用上の改善点について議論する必要がある。</p> <p>そこで、以下の協議会の開催に必要な経費を要求する。</p>	明細 書頁															
<p>要望 13</p> <p>＜開催計画＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">協議会名</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">会 期</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">開催場所</th> <th colspan="3" style="width: 30%;">出席者</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">協議員</th> <th style="width: 25%;">参列員等</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">簡易裁判所刑事事件担当裁判官 協議会</td> <td style="vertical-align: top;">1 日</td> <td style="vertical-align: top;">高 裁</td> <td style="vertical-align: top;">158人（126人） (地裁裁判官8人、簡裁裁判官150人)</td> <td style="vertical-align: top;">48人 (14人)</td> <td style="vertical-align: top;">206人 (140人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">() 内の数字は要旅費人員</p>	協議会名	会 期	開催場所	出席者			協議員	参列員等	計	簡易裁判所刑事事件担当裁判官 協議会	1 日	高 裁	158人（126人） (地裁裁判官8人、簡裁裁判官150人)	48人 (14人)	206人 (140人)	
協議会名				会 期	開催場所	出席者										
	協議員	参列員等	計													
簡易裁判所刑事事件担当裁判官 協議会	1 日	高 裁	158人（126人） (地裁裁判官8人、簡裁裁判官150人)	48人 (14人)	206人 (140人)											

経費積算内訳【要求】

明細
書頁要求
35
B

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	刑事法研究会	6人 4時間 4(6)回	7,900	758(1,137)	
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別)			0(641)	
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官 協議会			0(633)	
庁費 (会議費)	刑事法研究会	6人 4(6)回	(108.9) 110.9	3(4)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	犯罪被害者保護制度等に関する リーフレット			0(299)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害者等施策のための研究会 専門家 有識者	8(16)人 3時間 8(16)人 3時間	7,900 6,100	336(672) 190(380) 146(292)		要求 86 87
職員旅費 (内国旅費)	鑑定事件研究協議会 犯罪被害者等施策のための研究会 裁判官 窓口対応職員			0(1,185) 1,945(3,890) 1,113(2,226) 832(1,664)		
	刑事事件担当裁判官協議会 刑事事件担当裁判官協議会(高 裁別)	42(84)人 42(84)人	26,489 19,809	0(2,621) 0(1,334)		

						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
旅費 (会議費)	鑑定事件研究協議会 開放的処遇施設等刑事施設巡視 旅費 簡易裁判所刑事事件担当裁判官 協議会 鑑定事件研究協議会			0(274) 0(1,319) 0(3,147) 0(6)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	刑事法研究会	6人 4時間 2回	7,900	379(379)		要望 2
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別)			641(641)		6
	局 課 長	7人	49,853	349(349)		7
	事 務 官	7人	41,678	292(292)		8
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官 協議会			641(0)		
	局 課 長	7人	49,853	349(0)		
	事 務 官	7人	41,678	292(0)		
旅費 (会議費)	刑事法研究会	6人 2回	(108.9)	1(1)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	犯罪被害者保護制度等に関する リーフレット	(80,000) 50,000部	(3.74) 9.68	484(299)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害者等施策のための研究会			336(336)	
	専門家	8人 3時間	7,900	190(190)	
	有識者	8人 3時間	6,100	146(146)	
	鑑定事件研究協議会	50庁 1人 3時間	7,900	1,185(0)	
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会			2,652(2,621)	
	高裁裁判官	7人	(49,814) 50,433	353(349)	
	地裁裁判官	49人	(46,366) 46,921	2,299(2,272)	
	刑事事件担当裁判官協議会(高裁別)			1,334(1,334)	
	高裁支部裁判官	6人	36,836	221(221)	
	地裁裁判官	42人	26,489	1,113(1,113)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
庁費 (会議費)	犯罪被害者等施策のための研究会 裁判官	42人	26,489	1,945(1,945)		
	窓口対応職員	42人	19,809	1,113(1,113)		
	鑑定事件研究協議会 地裁支部裁判官	63人	4,345	832(832)		
	開放的処遇施設等刑事施設巡視 旅費 裁判官	50人	26,489	274(0)		
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協 議会 簡裁裁判官	126人	25,141	1,324(0)		
	鑑定事件研究協議会	50人	110.9	3,168(0)		
				6(0)		

<u>心神喪失者等医療観察事件の処理経費</u>	明細 書頁
<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）が、平成17年7月に施行された。同法は、心神喪失等の状態で殺人、放火など重大な他害行為（以下「対象行為」という。）を行い、これについて検察官の公訴を提起しない処分又は裁判所によって無罪の確定裁判若しくは心神耗弱により刑を減輕された有罪の確定裁判（実刑を除く。）を受けた者（以下「対象者」という。）に対する適切な処遇を決定するための手続等を定めたものである。裁判所は、対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療継続の要否を決定するなど、対象者に対する継続的かつ適切な医療の要否を決定する役割を担っている。</p>	
<p>そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。</p>	要求 90

(1) 精神保健審判員経費

(ア) 精神保健審判員手当【要求】

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法により、対象者の処遇を決定する地方裁判所は、1人の裁判官及び1人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱い、処遇事件ごとに精神保健審判員を任命することになっている。そして精神保健審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっているため、この手当を支給するための経費を要求する。

(イ) 登庁旅費【要求】

＜要求要旨＞

精神保健審判員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。

(2) 精神保健参与員経費

(ア) 精神保健参与員手当【要求】

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法により、裁判所は、処遇事件の対象者の処遇の要否及びその内容について意見を聞くため、処遇事件ごとに精神保健参与員を指定し、審判に関与させることができる。そして、その場合、精神保健参与員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっている。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

(イ) 登庁旅費【要求】

＜要求要旨＞

精神保健参与員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。

明 細	書 頁	要 望									
(3) 精神保健判定医との研究協議会【要望】	<要求要旨>	心神喪失者等医療観察法における処遇事件の対象者の処遇の要否やその内容を決定する際には、精神保健判定医から任命される精神保健審判員が裁判所の合議体の一員として関与するほか、原則として精神保健判定医から任命される鑑定人が、対象者が精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について鑑定を行うことが予定されている。									
		本法に基づく処遇事件の審判手続は、法律家と精神科医とが協力して運用していくことが求められる制度であるが、その適正かつ円滑な実施を図るためにには、上記のとおりこの制度において極めて重要な役割を果たすことになる精神保健判定医と裁判官が、医学と法律というそれぞれの分野の専門家としての立場から、るべき運用の在り方等について協議、研究し、共通認識を持つことが不可欠である。									
		そこで、こうした精神保健判定医と裁判官との研究協議会を開催するのに必要な経費を要求する。									
<開催計画>											
協 議 会 名 精神保健判定医との研究協議会	会 期 1 日	開催場所 地 裁	出 席 者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>精神保健判定医</th> <th>協議員（裁判官）</th> <th>参列員等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>394人</td> <td>150人</td> <td>50人</td> <td>594人</td> </tr> </tbody> </table>	精神保健判定医	協議員（裁判官）	参列員等	計	394人	150人	50人	594人
精神保健判定医	協議員（裁判官）	参列員等	計								
394人	150人	50人	594人								

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 90
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	心神喪失者等医療観察制度関係 専門図書			0(2,983)		
(項) 下級裁判所 委員手当	精神保健審判員手当 精神保健参与員手当			44,328(49,309) 9,960(12,433)		
諸謝金 (講師等謝金)	精神保健判定医との研究協議会			0(13,711)		
委員等旅費	精神保健審判員登庁旅費 精神保健参与員登庁旅費			894(900) 839(757)		
庁費 (会議費)	精神保健判定医との研究協議会			0(44)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	心神喪失者等医療観察制度関係 専門図書	58斤 1組	(51,428) 52,380	3,038(2,983)		要望 4 12 15
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金) 序費 (会議費)	精神保健判定医との研究協議会 精神保健判定医との研究協議会	394人 1日 4時間 394人	8,700 110.9	13,711(0) 44(0)		

裁判員制度の施行に必要な経費裁判員制度広報関連経費

裁判員制度は、裁判に対する国民の幅広い参加を求める制度であり、平成21年5月21日から施行されている。裁判所としては、裁判員裁判を円滑かつ確実に実施していくことが極めて重要であり、そのためには各種の広報活動を実施し、制度の運用状況（円滑・確実に実施されていること）及び裁判員経験者の声・感想を広く国民に伝えることにより、制度に対する国民の信頼・理解を高めていくことが必要である。また、施行から10年を経過したものの、引き続きこれまで蓄積された裁判員経験者の声・感想や制度の運用状況に関する情報を、各種の広報活動において適時適切かつ正確に伝えることが不可欠である。

そこで、裁判員制度の広報活動を実施するための経費を要求する。

(1) 制度広報用漫画の増刷【要望】

<要求要旨>

漫画は、成人のうち活字離れの傾向がある層に対してのみならず、将来裁判員制度を担うことになる若年層に対しても親しみをもって受け入れられるものであり、裁判員制度の手続や運用、裁判員の果たす役割等を簡潔かつ分かりやすく伝えることができる。

上記のような漫画の特性を活かし、制度広報用漫画を各地の広報行事で配布するほか、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布して、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。

そこで、制度広報用漫画の増刷のために必要な経費を要求する。

(2) 制度広報用パンフレット【要望】

<要求要旨>

裁判員制度に関する基本的な知識を簡単に知ってもらうには、制度の基本的情報や手続の流れ等が簡潔かつ分かりやすく説明されており、各種のデータが解説付きで掲載された手にしやすいサイズのパンフレットを利用するのが極めて有用である。

このパンフレットを各地の広報行事で配布するほか、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布し、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。

そこで、制度広報用パンフレットの作成のために必要な経費を要求する。

(3) 出張講演会【要望】

<要求要旨>

出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、PTA、生活協同組合等に出向き、その経験談を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものであり、これまで各地の裁判所で実施しているが、裁判員裁判に参加することへの漠然とした不安を有している方は依然として多く、参加意欲を高めるための情報として、具体的な経験談を求める方が多い。そこで、多くの国民が裁判員を経験しつつある現状において、裁判官が出張講演会を行う際に、裁判員経験者を同行し、裁判員を経験して感じたことなどを率直に語っていただくことにより、一般国民の目線からの裁判員裁判の実情を直接参加者に伝えることができ、裁判員のやりがいについて具体的なイメージを持っていただき、参加意欲を高めることができると考えられる。

そこで、出張講演会に裁判員経験者を同行するために必要な経費を要求する。

<開催計画>

(実施序) 地裁50序

(日程) 年4回

(開催場所) 各地の企業、団体、学校等

(出席者) 出張先に応じ、市民十数名から100名程度まで（講師として裁判官及び裁判員経験者）

経費積算内訳【要求】

明 細
書 頁

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度 10周年シンポジウム(中央)			0(118)	
委員等旅費 (協議会出席旅費)	裁判員制度 10周年シンポジウム(中央)			0(149)	
庁費 (印刷製本費)	制度広報用漫画の増刷			0(1,997)	
	制度広報用パンフレット			0(547)	
(借料及び損料)	裁判員制度 10周年シンポジウム(中央)会場借料			0(220)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判員制度 10 周年シンポジウム(地方)			0(1,530)		
	出張講演会			0(6,120)		
委員等旅費 (協議会出席旅費)	裁判員制度 10 周年シンポジウム(地方)			0(393)		
	出張講演会			0(1,585)		
序費 (会議費)	裁判員制度 10 周年シンポジウム(地方)			0(16)		
	出張講演会			0(66)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 序費 (印刷製本費)	制度広報用漫画の増刷 制度広報用パンフレット	(95,500) 83,350部 (76,520) 63,200部	(20,911) 19,800 (7,150) 7,480	1,650(1,997) 473(547)		要望 18 19
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	出張講演会 裁判員経験者	50府 2人 2時間4(6)回	5,100	4,080(6,120)		
委員等旅費 (協議会出席旅費)	出張講演会 裁判員経験者 増税後 増税前	400(300)人 0(300)人	2,666 2,618	1,066(1,585) 1,066(800) 0(785)		
序費 (会議費)	出張講演会 増税後 増税前	50府 2人 4(3)回 0(50)府 0(2)人 0(3)回	110.9 108.9	44(66) 44(33) 0(33)		

<u>裁判員制度の運営に必要な経費</u>	明 細
(1) 裁判員制度の運営等に関する有識者会議【要求・要望】	書 頁
<要求要旨>	要求
<p>裁判員制度の運用は、例えば、裁判員等選任手続など、国民生活に大きな影響を与えるものが多いことから、運用上の諸課題の検討に当たっては、法曹関係者のみならず、外部の有識者等も加わった会議を開催して、国民的視点から多角的に検討を進めていくことが不可欠であることから、最高裁判所に、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を設置している。令和元年5月には、「裁判員制度10年の総括報告書」を公表したが、今後も引き続き有識者会議の助言を受けるなどして、裁判員制度の運用面の検討を行っていく必要がある。</p>	44
<p>また、最高裁判所は、裁判員制度施行後、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他、裁判員法の実施状況に関する資料を公表しなければならない（裁判員法103条）。この公表に当たっても、あらかじめ有識者会議に公表内容を示して、意見を聞くことが有益である。</p>	B
<p>そこで、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を開催するのに必要な経費を要求する。</p>	要望
<開催計画>【要求】	18
開催回数 4回	
出席者 16人（うち、外部有識者8人中、謝金が必要となる者 7人）	
【要望】	
開催回数 2回	
出席者 16人（うち、外部有識者8人中、謝金が必要となる者 7人）	
(2) 裁判員制度についての意識調査【要望】	
<要求要旨>	
<p>裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとされている（裁判員法1条）ところ、裁判員裁判の運用主体である裁判所として、その目的が果たされているか、不斷に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然である。</p>	
<p>裁判員裁判の運用状況の検証に当たっては、事件数や審理日数等の客観的データを把握・分析し、また、アンケート調査や意見交換会を通じて裁判員等経験者の率直な意見・感想を聴取する必要があることはいうまでもないが、裁判員制度の趣旨が、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼を高めるという点にあることに鑑みれば、運用改善の方向性を見極められるような検証をするためには、上記裁判員等の意見・感想に加え、制度の運用状況に関する国民一般の受け止め・評価を継続的に把握し、これらを総合的に分析・検討することが不可欠である。</p>	
<p>なお、本調査は、上記のとおり、裁判員制度の運用に対する国民一般の受け止め・評価を把握し、今後の運用改善に役立てることを目的とするものであり、そのために必要な調査項目、調査実施方法等については、裁判所が主体となって決定し、実施する必要がある。</p>	
<p>そこで、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査を実施するために必要な経費を要求する。</p>	

		明 細
		書 頁
	要望	
(3)	18	
裁判員制度運用状況等に関する報告書【要望】		
<要求要旨>		
裁判員法は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、制度の運用の改善などのための検討に資するため、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を毎年公表すること（裁判員法103条）を定めている。		
裁判員制度の目的は司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること（同法1条）とされていることからすれば、公表資料は図表を用いるなどして国民に分かりやすく、かつ利用しやすい形式とすることが必要不可欠である。また、運用改善に向けた検討のためにには、裁判員裁判の運用状況の客観的なデータに加え、裁判員制度の運営等に関する有識者会議での議論などを踏まえ、運用状況に対する評価・分析など、実態に即した検討を進める上で必要な様々な内容を含むものであり相当程度の分量となる。さらに、裁判員制度の運用についてより広く周知するためには、大学などの教育機関や誰でも利用できる図書館などに誰もが手にすることのできる報告書を配布することが必要不可欠であり、刊行物という形式によって公表することが必須である。		
そこで、裁判員制度運用状況等に関する報告書を印刷するために必要な経費を要求する。		
(4)	19	
裁判員経験者との意見交換会【要求・要望】		
<要求要旨>		
裁判員制度の運用については、不断に検証し見直すべき点について迅速かつ柔軟に対応していく必要があるところ、そのためには裁判員の職務終了後、一定期間経過した後に感想や制度自体について改めて考えたこと、あるいは守秘義務やその他の負担等、言渡し直後では聞くことができない事項及び各府固有の検討課題等について、裁判員経験者との意見交換会を実施することで率直な意見を聞くことが必要である。聴取した結果は各府の運用改善等に役立てる。		
そこで、裁判員経験者との意見交換会の実施に必要な経費を要求する。		
	要求	
	92	
	E	

経費積算内訳【要求】

明 細
書 頁要求
44
B

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議					
	座 長	1人 4(6)回	22,700	561(841)		
	委 員	6人 4(6)回	19,600	91(136)		
				470(705)		
庁費 (会議費)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議			(108.9)		
		8人 4(6)回	110.9	4(5)		
(雑役務費)	裁判員制度についての意識調査				0(9,900)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度運用状況等に関する報告書				0(417)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判員経験者との意見交換会	8人 140回	6,000	6,720(6,720)	
庁費 (会議費)	裁判員経験者との意見交換会 増税後 増税前	8人 140(70)回 0(8)人 0(70)回	110.9 108.9	124(122) 124(62) 0(60)	
法廷等器具整備費 (備品費)	評議室用コピーボード			0(11,620)	

経費積算内訳【要望】

明 細
書 頁要望
18

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議					
	座 長	1人 2回	22,700	280(280)		
	委 員	6人 2回	19,600	235(235)		
庁費 (会議費)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	8人 2回	(108.9) 110.9	2(2)		
(雑役務費)	裁判員制度についての意識調査	一式	9,900,000	9,900(9,900)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度運用状況等に関する報告書	3,000部	(139.125) 141.702	425(417)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判員経験者との意見交換会	8人 6(7)回	6,000	288(336)		要望 19
序費 (会議費)	裁判員経験者との意見交換会 増税後 増税前	8人 6(3)回 0(8)人 0(4)回	110.9 108.9	5(6) 5(3) 0(3)		

明 細 書 頁	要 求
<u>審査関係経費</u>	99
(1) 審査補助員手当・旅費【要求】	100
<要求要旨>	101
検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる（検察審査会法39条の2、任意的審査補助員）。	
また、検察審査会が、起訴相当議決（検察審査会法39条の5第1項1号）をした事件について、検察官が再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に処分を行わなかったときは、当該検察審査会は改めて審査を行わなければならず（検察審査会法41条の2第1項、2項），その審査（2回目の審査）においては、必ず審査補助員を委嘱しなければならない（検察審査会法41条の4、必要的審査補助員）。	
これらの審査補助員には、別に法律（裁判所職員臨時措置法により準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項）で定めるところにより手当が支給され、さらに、政令で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法39条の4、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。	
そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。	
(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会【要求】	
<要求要旨>	
検察審査会行政文書開示及び保有個人情報開示手続について、苦情申出制度が設けられた。苦情申出がなされた場合には、客觀性及び透明性を確保するため、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会を開催し、同委員会の意見を聴いた上で、苦情申出に対応することが不可欠である。	
そこで、同委員会の運営に必要な経費を要求する。	
(3) 実地見分・所在尋問立会【要求】	
<要求要旨>	
審査事件によっては、事件の真相を究明把握するために実地見分をすることが必要となる。この実地見分は、裁判所が行う検証と同様のものであり、検察審査会事務官がこれに立ち会って、実地見分調書を作成しなければならない。	
また、同様の目的で、重要証人が病気等で出頭不能の場合、その現在する場所において尋問することが必要となる。この所在尋問も、裁判所が裁判所外において行う証人尋問と同様であり、検察審査会事務官がこれに立ち会って、調書を作成しなければならない。	
そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。	

(4) 檢察審査員旅費【要求】

<要求要旨>

検察審査会は合議体で構成されていることから、検察審査員及び補充員を招集して検察審査会議を開く必要がある（検察審査会法22条、25条）。

出頭した検察審査員及び補充員には、旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法29条、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(積算内訳)

所要額

1回の会議開催当たりの必要額 (A)	令和2年度会議回数見込み (B)	令和2年度要求額(A)×(B) (C)
122,145円	1,979回	241,725千円

(5) 檢察審査会議証人旅費【要求】

<要求要旨>

審査事件によっては、事件の真相を究明するため証人の尋問を行い（検察審査会法37条）、事件処理の適正を期すため専門的助言者の意見を求める必要がある（検察審査会法38条）。

出頭した証人及び専門的助言者には、旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法39条、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(6) 図書（判例六法）【要求】

<要求要旨>

審査事件の処理に当たっては、被疑罪名、法定刑、時効期間等を六法で確認する必要があることから、各検察審査会に審査会用の六法が必要となる。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(7) 檢察審査員候補者名簿管理システム【要求】

<要求要旨>

検察審査員候補者名簿管理システムは、年間約7万人の規模となる検察審査員候補者情報をシステムで管理し、この情報を利用して、名簿記載通知、前科照会などの資格調査、過去5年間の履歴情報の検索、選定等の事務処理の合理化を図っており、検察審査会制度の運営に不可欠なシステムとなっているが、このシステムが円滑に稼働するためには、システム専用端末一式の借料、運用保守経費及び消耗品費が必要である。また、平成27年に整備したシステム専用プリンタの耐用年数が経過するため、新たに整備する必要があるほか、令和3年度にシステム専用端末のリース期間が終了するため、次期端末のOSに対応するための改修を行う必要がある。

そこで、これらシステムの稼働に必要となる経費を要求する。

なお、システム専用端末一式の借料については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和2年度はその4年目である。

(8) 檢察審査会ハンドブック【要求】

<要求要旨>

検察審査員及び補充員は国民の中から選ばれ、また、任期も6か月と短いことから、選定後の早い段階で職務遂行に必要な知識を身につけてもらわなければならない。そのためには、検察審査会制度の目的や会議の進め方などを分かりやすく解説した資料を検察審査員に速やかに提供する必要がある。そこで、審査会議の進め方、審査・議決の方法、取扱事件の秘密保持義務など、検察審査員として要求される基本的な知識を得もらうための資料を作成し、検察審査員及び補充員に配布している。

加えて、この資料には、元検察審査員の感想文も盛り込み、検察審査員のための入門書にとどまらず、検察審査会事務局の担当者にも配布し、執務の参考としてもらうほか、各選挙管理委員会への配布や検察審査会制度についての各種問合せに適切に対応できるように利用されている。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

<配布計画>

区分	検察審査員・ 補充員等	高裁本庁	地裁		検察審査会 事務局	最高裁	計
			本庁	検審所在支部			
配布部数	(165 庁×44) 7,260	(8 庁×1) 8	(50 庁×1) 50	(98 庁×1) 98	(165 庁×8) 1,320	30	8,766

(9) リーフレット【要求】

<要求要旨>

検察審査会の審査が当初から充実したものとなるためには、検察審査員及び補充員として選定された者が検察審査会制度について一定の理解を有していることが好ましいが、選定された審査員等の制度についての理解度は十分ではないのが実情であり、候補者に選ばれただけで不安感を抱く者が少なくない。そこで、検察審査員、補充員及びその候補者はもちろん、検察審査員となり得る国民に広く検察審査会制度の概要を把握してもらい、不安感を軽減又は解消し、安心して審査会議に参加してもらうために、検察審査会制度についての基本的知識をイラスト入りで簡潔かつ分かりやすく説明したリーフレットを利用することが有効である。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(10) 検察審査員等の招集用費用【要求】

<要求要旨>

検察審査会議を開催するためには、検察審査員及び補充員全員（22人）に対して招集状を発しなければならず（検察審査会法22条），この場合の招集状の発送は、検察審査会法施行令16条の定めるところにより原則として民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用して行うこととされている。

また、検察審査会における証人に対する呼出状の送達は、検察審査会法施行令24条の規定により検察審査員及び補充員に対する招集状の送達と同一の方法によることとされている。

さらに、検察審査会法では年8回の会議の開催を義務付けており（検察審査会法15条1項、21条1項），会議の開催には11人の出頭者が必要であるが（検察審査会法25条1項），審査員等の出頭を確保するためには、郵便の活用が効果的である。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(積算内訳)

所要額

1回の会議招集当たりの必要額 (A)	令和2年度会議回数見込み (B)	令和2年度要求額(A) × (B) (C)
4,249円	1,979回	8,409千円

(11) 裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（検察審査員分）【要求】

<要求要旨>

検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対して、その旨を前年の秋ころに一括して通知しなければならない（検察審査会法12条の2第3項）ことから、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対して、その旨を原則として同時期に一括して通知しなければならない（裁判員法25条）ことから、同様に、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。

検察審査員候補者名簿は全国で約7万人の規模に及び、他方で、裁判員候補者名簿は20万人から25万人規模に及ぶことが予想されていることからすると、候補者からの電話照会に対応する業務量は膨大なものになる。そこで、候補者からの電話照会が集中する時期に、検察審査員候補者及び裁判員候補者用のコールセンター業務を中央一括で外部委託し、職員の業務の効率化を図る必要がある。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(12) 通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金【要求】

<要求要旨>

検察審査会は、年間約7万人の検察審査員候補者に対して、検察審査員候補者名簿に記載された旨の通知を発出しなければならない（検察審査会法12条の2第3項）。

また、検察審査員となることのできない事由があるかどうかについて調査するため（検察審査会法12条の3），候補者に質問票を送付し（検察審査会法12条の4），候補者から回答を返送してもらう必要がある。

これらの通知等は郵便により行うため、そのための郵便料金が必要である。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(13) 通知書及び質問票等の印刷、封入封緘及び発送業務委託経費【要求】

<要求要旨>

検察審査会は検察審査員候補者名簿調製後、同名簿に記載された者全員に一斉に通知を発出し、また、任期を異にする候補者（検察審査会法9条2項、14条、第1群から第4群）ごとに時期を異にして資格審査のための質問票を送付しなければならない。検察審査員候補者名簿は年間約7万人の規模であり、通知書等を印刷、封入封緘するだけでなく、各群ごとの発送書類の分別など発送に関する作業は極めて膨大なものとなる。

また、発送業務は、名簿が調製された後、短期間（1か月以内）に処理しなければならないことから、これらの業務を職員だけで処理することは極めて困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(14) 手話通訳料【要求】

<要求要旨>

検察審査会における審査は、検察審査会議において検察審査員同士が相互に十分な意見交換をした上で、事件についての結論、すなわち議決を出すという経過をたどるが、聴覚障がい者が検察審査員になった場合は、他の検察審査員との意見交換に不自由を来すことになる。これら聴覚障がい者が不自由なく検察審査会議に参加し、十分で円滑な意見交換ができるよう配慮するためには、手話通訳者の手当をする事が必要である。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

(15) 介護料【要求】

<要求要旨>

障害者自立支援法の制定により、障がい者も自立した社会生活を営むことができるように十分な配慮を行う必要性が一層高まっているが、検察審査会においても、外出時に移動介護が必要な者が検察審査員又は補充員に選定された場合に、その者が不自由を感じることなく審査会議に参加できるよう、介護事業者と契約を結び、介護者をつける必要が生じてくる。

そこで、令和2年度も引き続き、そのための経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 檢察審査費 委員手当	審査補助員手当			4,329(3,131)		要求 99
諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長 委員	1人 4(3)回 2人 4(3)回	22,700 19,600	248(186) 91(68) 157(118)		100
職員旅費 (内国旅費)	実地見分・所在尋問立会			527(523)		
委員等旅費	審査補助員旅費			181(129)		
検察審査員旅費	検察審査員旅費			241,725(246,155)		
証人等旅費	検察審査会議証人旅費			142(139)		
序費 (備品費)	検察審査員候補者名簿管理システム端末専用プリンタ	60台	13,206	792(0)		
(消耗品費)	図書(判例六法) 検察審査員候補者名簿管理システム システム用消耗品 増税後 増税前	165冊 一式 0(一式)	4,840 (184,140) 369,600 180,792	799(799) 370(365) 370(184) 0(181)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(印刷製本費)					
	検察審査会ハンドブック	(9,916) 8,766部 (410,600) 304,099部	(31,350) 26.620 (2,145) 2.024	233(311) 615(881)	
	リーフレット				
(通信運搬費)	検察審査員等の招集用費用			8,409(8,395)	
	増税後	(1,004) 1,979回	(4,219) 4,249	8,409(4,236)	
	増税前	0(1,004)回	4,142	0(4,159)	
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンタ一業務委託費(検察審査員分)				
	通話料金	一式	(316,450) 295,130	295(316)	
	通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金			15,234(15,108)	
	増税後	一式	(9,521,490) 15,233,790	15,234(9,521)	
	増税前	0(一式)	5,586,900	0(5,587)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(借料及び損料)	検察審査員候補者名簿管理システム用パソコン借料 (H28)			1,194(1,183)		要求 101
	H29国債分	一式	1,171,536 (10,848)	1,172(1,172)		
	R元国債分	一式	21,696	22(11)		
(会議費)	情報公開・個人情報保護審査委員会	3人 4(3)回	110.9	1(1)		
(雑役務費)	検察審査員候補者名簿管理システム			9,239(3,534)		
	運用保守費用			3,684(3,534)		
	増税後	一式	3,684,230	3,684(1,957)		
	増税前	0(一式)	1,576,800	0(1,577)		
	リプレイス改修費用	一式	5,554,626	5,555(0)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（検察審査員分） コールセンター設置経費	一式	2,530,000	2,530(2,530)	
	通知書及び質問票等の印刷、封入封緘及び発送業務委託経費	一式	(11,945,230) 12,998,150	12,998(11,945)	
	手話通訳料	4人 6回 3人	(20,500) 23,500	1,692(1,476)	
	介護料	(9)	(12,744)	1,381(1,364)	
	増税後	18人 6回 1人 (9) (6) (1)	12,787	1,381(688)	
	増税前	0人 0回 0人	12,512	0(676)	

行政局經費

目 次

分冊 頁

一	裁判資料の整備に必要な経費	-----	1 - 451
二	裁判事務の迅速適正化に必要な経費 裁判運営の改善経費	-----	1 - 454
三	知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費 1 知的財産権関係事件の処理経費	-----	1 - 457
	2 知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費	-----	1 - 462
四	労働審判制度の実施に必要な経費 1 労働審判事件の処理経費	-----	1 - 472
	2 労働審判制度の充実経費	-----	1 - 476
五	行政事件の処理態勢の充実強化に必要な経費 行政事件の審理の充実改善に必要な経費	-----	1 - 479

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 行政事件関係等専門図書【要望】

<要求要旨>

行政事件、労働事件及び労働関係行政事件は、一般の訴訟事件に比べると、そのいずれもが特殊な法分野を対象とするものである一方、多くの事件が市民の生活環境や生活状況など、日常生活に直結する問題をはらんでいるため、世間の注目を集めことが多い分野でもある。よって、裁判所としては、その判断内容が社会に与える影響に鑑み、特に慎重な審理が必要となる。

また、上記の分野に属する事件は、都市計画に関するものなど、争点が専門的かつ複雑であるものや、国際取引をめぐる課税等新規性のある争点を含むもの、また、高齢者継続雇用問題や、非正規労働者雇止め問題、業務に起因する精神疾患に関する問題等、社会情勢やライフスタイルの変化に伴って生じる新たな論点が含まれるものなど、多様な様相を呈している。

これらの状況を踏まえれば、常に最新の各種専門図書を整備し、随時参照することができるようにしておくことは、適正な裁判実現のために欠かすことができない。

そこで、今年度も引き続きこれらの分野の専門図書を整備するための経費を要求する。

(2) 労働訴訟等手続案内リーフレット【要望】

<要求要旨>

近年、雇用形態の構造的变化に伴い、労働者としての地位の確認、残業代等の未払いをめぐる個別的労働紛争の増加が著しい。裁判所には、これら生活に直接打撃を与える労働紛争に直面した一般市民のために個別労働紛争を解決するための様々な手続があるが、その中から事案に応じた適切な解決手続を選択し、裁判所の手続を容易に利用できるようにするために、裁判所の手続や手続ごとの違い、選択する際のポイント等を教示した手続案内リーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布することが必要である。

そこで、今年度も引き続き本リーフレットを作成するための経費を要求する。

<必要とする部数>

270,000部

経費積算内訳【要求】

明 細
書 頁

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	行政事件関係等専門図書			0(12,330)	
(印刷製本費)	行政事件訴訟執務資料			0(180)	
	労働関係民事・行政事件執務資料			0(180)	
	労働訴訟等手続案内リーフレット			0(490)	

経費積算内訳【要望】

明細
書頁

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	行政事件関係等専門図書 増税後 増税前			12,790(12,330) 12,790(6,222) 0(6,108)	
(印刷製本費)	労働訴訟等手続案内リーフレット	270,000部	(1.815) 1.793	484(490)	

要望
4
5

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判運営の改善経費

行政事件実態調査連絡旅費【要望】

<要求要旨>

近年、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑困難化等を背景に、行政事件の新受件数は高い水準で推移しており、各裁判所においては、行政事件を特定の部に集中させたり、人的物的な態勢を強化するなど、審理を充実させるための様々な工夫等を行っているところである。

種々の行政事件等を適正迅速に処理する上で、裁判所が取るべき態勢（事件の配てん、部の構成、部の人数等）を検討するに当たり、各庁における事件処理の実態とその問題点を把握するため、実態調査を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<調査連絡計画>

区分		係官	
		局課長	事務官
対象序	高裁	3人	3人
	地裁	8人	8人

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	行政事件実態調査連絡旅費			0(937)	

経費積算内訳【要望】

明細

書頁

要望
7

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	行政事件実態調査連絡旅費 (滞在1日)			943(0)	
	局課長	高裁 3人 地裁 8人	49,853 45,817	517(0) 150(0) 367(0) 426(0)	
	事務官	高裁 3人 地裁 8人	41,678 37,671	125(0) 301(0)	

<p><u>知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費</u></p> <p><u>知的財産権関係事件の処理経費</u></p> <p>(1) 知的財産権保護のための裁判手続の充実・強化</p> <p>近年、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化が求められているところ、特に昨今は、オープン・イノベーションによる技術革新の進展に伴う知的財産権の流動性の高まりや、産業構造やビジネスモデルが変革する中、知的財産権の安定性の確保が重要であるとされ、処理態勢のより一層の強化が必要となっている。また、経済のグローバル化がますます進展するとともに、知的財産権の保護を巡る環境も、国際的な動向による影響がより強まっていることから、諸外国の情報をいち早く取り入れ、素早く対応することもまた強く求められている。そこで、これまでも、審理の迅速化、専門性の向上及び情報の公開に努め、一定の成果を上げてきたところではあるが、引き続き諸外国における制度の研究も含めた多角的な分析を行うとともに、必要な施策を以下のとおり積極的に講じていかなければならない。</p> <p>(ア) 知的財産権外国文献翻訳【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>知的財産権に関する国内外の評価には、国際的な視野からの日本の制度及び運用についての批判も含まれている。それに対応するためには、諸外国の知的財産権に関する法制度及びその運用の実情や裁判例等を参考することが是非とも必要になってくる。ところが、変革が著しい知的財産権の分野において、現在問題とされる諸事項は、従来、議論されたことのないものも多いことから、これらに関する外国文献は、翻訳されているものが非常に少なく、適時に制度、運用、裁判例等の内容を知るために、原典から直接翻訳する必要がある。</p> <p>そこで、必要な外国文献及び裁判例等を翻訳し、知的財産権関係事件研究会等において参考資料として用いるため、今年度においても、引き続きこれに必要な経費を要求する。</p> <p><翻訳を必要とする枚数></p> <p>外国文献 250枚</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>要望 8</p>	

(イ) 知的財産権関係事件専門図書【要望】

<要求要旨>

知的財産権関係事件は、その処理のために専門的知識を要する事件であることから、事案に応じて裁判所調査官を活用している。知的財産権関係事件を担当する裁判所調査官は、個々の裁判官が有する既存の法的知識では賄いきれない特許・実用新案などを始めとする技術的事項に関する最先端の情報、知識を補うことを主たる役割としており、その職務を十全に果たすためには、関係する各分野における専門図書を随時参照し、技術情報を入手しておくことが不可欠である。

他方、裁判所調査官による調査等を踏まえて、その法的判断を下すのは裁判官であり、裁判官が当該分野の法知識を習得しておくことは必須であるといえる。そのため、裁判官が絶えず当該分野における最新の法的論点、法的問題を参照し、理解できる環境整備を図ることが必要である。

そこで、今年度も引き続きこれらの専門図書を整備するための経費を要求する。

(2) 専門委員用パンフレット【要望】

<要求要旨>

知的財産権関係事件は、対象となる技術分野が極めて広汎かつ多様な内容であり、また、特許権侵害の差止請求のような民事訴訟のほかに、知的財産権に関する審決取消請求事件のような特殊な事件も存在する。このため、専門委員が具体的にどのような関与を求められるのか、具体的な事件においてどのような説明をすればよいのか理解しにくい面がある。適切な専門委員を選任し、専門委員制度を有効に活用するためには、推薦母体となる各関係機関や選任される専門委員に、この点を事前に十分に理解してもらう必要がある。

そこで、今年度も引き続き、一般の専門委員用パンフレットに加え、知的財産権関係事件に関し、これらの点を分かりやすく詳細に説明したパンフレットを作成するための経費を要求する。

<配布計画>

知財高裁 100部、大阪地裁 50部

	明細 書頁 要求 90
<p>(3) 専門委員手当 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>知的財産権関係事件では、その取り扱う領域が電気、機械、化学、情報通信、バイオテクノロジー、コンピュータープログラム、応用物理など多岐にわたるため、各種専門領域における専門的知見を要する複数の専門委員が、技術説明会などを中心に事件に関与して裁判官をサポートし事案解明に寄与している。この専門委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、今年度も経費を要求する。</p> <p>(4) 専門委員登庁旅費 【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>専門委員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費を支給する必要があるので、今年度も経費を要求する。</p>	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 90
(項) 最高裁判所 序 費 (雑役務費)	知的財産権外国文献翻訳			0(1,215)		
裁判資料整備費 (消耗品費)	知的財産権関係事件専門図書			0(6,473)		
(印刷製本費)	専門委員用パンフレット			0(81)		
(項) 下級裁判所 委員手当 (専門委員手当)	専門委員手当			4,115(4,510)		
委員等旅費 (専門委員登庁旅費)	専門委員登庁旅費 増 税 後 増 税 前			2,184(1,552) 2,184(783) 0(769)		

経費積算内訳【要望】

明 細
書 頁要望
4
8

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 庁 費 (雑役務費)	知的財産権外国文献翻訳	250枚	(4,860) 5,500	1,375(1,215)	
裁判資料整備費 (消耗品費)	知的財産権関係事件専門図書 増 税 後 増 税 前			6,533(6,473) 6,533(3,266) 0(3,207)	
(印刷製本費)	専門委員用パンフレット	150(700)部	115.500	17(81)	

知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

(1) 知的財産権関係事件の裁判運営の改善を目的とする情報の収集、提供及び研究会等の開催に必要な経費

(ア) 知的財産権関係事件研究会（最高裁）【要望】

<要求要旨>

我が国の知的財産権に関する手続等の制度及び運用の在り方について、諸外国における知的財産権関係の法制度及び訴訟の運用と対比するなどしながら研究、討議する研究会を平成2年度から開催しており、そのための予算措置が認められてきた。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<開催計画>

開 催 地	会 期	研 究 会 員
最高裁	1 日	高裁裁判官 3
		地裁裁判官 37
		計 40

(イ) 知的財産権関係事件研究会（高裁）【要望】

<要求要旨>

知的財産権関係事件に関する専門的処理態勢を強化するためには、諸外国の知的財産権に関する法制度及びその運用の実情、企業における知的財産権の管理や知的財産権判決の捉え方、あるいは、産業界のニーズなどの最新の情報を幅広く把握することが是非とも必要である。しかし、文献等によっては必ずしもこのような情報を充分に得ることができないため、知的財産権の研究者や企業で知的財産権の管理に携わっている者などを外部講師として招いて定期的に研究会を開催し、情報収集を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<開催計画>

(開催地) 知財高裁、大阪高裁

(出席者) 各高裁裁判官、同調査官及び同書記官並びに東京・大阪各地裁裁判官、同調査官及び同書記官

(会期等) 会期 1 日 年 6 回（各高裁ごとに年 3 回）

(ウ) 専門委員セミナー【要望】

<要求要旨>

知的財産権関係事件について、裁判所の紛争処理機能の充実強化を求める声が高まっているところ、平成16年4月に導入された専門委員制度の活用は、知的財産権関係事件が極めて広汎な専門的分野に関する紛争の解決を求められることから、その処理の一層の適正、迅速化を実現するために最適の制度ということができる。

専門委員の活用による効果に寄せる期待は高いが、その手続への関与は、裁判所が「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため」に必要な範囲で許されるものであり、これを逸脱した説明は裁判官の心証に影響を及ぼすおそれが大きい。反面、この点を気にするあまり、必要な説明を控えてしまうようなこともあるってはならない。加えて、知的財産権関係訴訟が取り扱う問題は、各分野の最先端のものであることが多い、必ずしも広く一般的に確立した知識に関するものではない上、ごく限られた特定の領域に関する問題が扱われることが多い。そのため、他の事件よりも訴訟への関与の在り方においてデリケートな面があり、裁判の結果により左右される経済的利益も甚大であることから、専門委員は訴訟への関わり方について、十分な技術を備えている必要がある。

そのため、知的財産権関係事件に関する専門委員に対して、一般の専門委員のための専門委員研修に加えて、できる限り数多くの知的財産権関係事件の実例に沿って、関与の在り方を検討・研究する専門委員セミナーを開催して、専門委員としての技能を向上させる必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き専門委員セミナーを開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	会期	人員					備考
		専門委員	裁判官	首席書記官	係員	計	
東京	1日 2回	50 (25)	1	1	1	106 (50)	括弧内は、 要旅費人員
大阪	1日	50 (25)	1	1	1	53 (25)	

明細 書頁	要望 9
<p>(エ) 国際知財司法シンポジウム開催運営事業費【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>経済がグローバル化し、同じ技術や商標に関する紛争が世界各地で生じるようになったことに伴い、知的財産権関係紛争解決の国際的連携や世界水準の知的財産権関係紛争処理システムの構築が求められている。</p> <p>このような状況のもと、知財担当裁判官に必要な国際的な知財司法に関する知識の習得、各国の制度運用の実態に関する情報収集及び知財司法関係者への情報提供並びに知財高裁の国際的プレゼンスの向上を目的として、国際シンポジウムを開催したい。</p> <p>我が国自ら国際シンポジウムを主催することは、我が国が関心を持つテーマを設定し、テーマに相応しい国を招へいすることができるなど、極めて高い利点がある。また、シンポジウムへの参加を通じて、知的財産権関係事件を担当する裁判官は、国民から期待される国際的水準の紛争解決能力を効率的に吸収することができる。</p> <p>そして、このようなシンポジウムは継続して開催することによって、知的財産権関係紛争解決の様々な論点について時流に沿った議論の変化を捉えるとともに、議論の深化を図ることができるため、一定の間隔で継続して実施する必要がある。</p> <p>令和2年度は、我が国と深い関係を有する経済圏のアメリカ合衆国、英国、ドイツ、フランスの担当者、具体的には、知的財産権関係事件を担当する裁判官、特許庁関係者合計8名を招へいし、模擬裁判やパネルディスカッション等のプログラムを実施し、平成30年度に実施した同様のシンポジウムでの議論の更なる発展を図りたい。</p> <p>以上の趣旨に鑑み、我が国において日本、アメリカ合衆国、英国、ドイツ及びフランスを対象とした知的財産権関係紛争解決に関する国際シンポジウムを開催するための経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞</p> <p>(開催地) 東京都内</p> <p>(日程) 令和2年10月頃に2日間</p> <p>(参加者) 日本、アメリカ合衆国、英国、ドイツ、フランス等の裁判官及び特許庁関係者</p> <p>その他、国内外の法曹関係者・研究者及び知的財産制度に关心を有する民間企業関係者等の傍聴を予定している。</p>	

(2) 知的財産権関係事件の処理に必要な裁判事務器具等

知的財産権関係事件用プロジェクター【要望】

<要求要旨>

知的財産権関係事件の審理においては、問題となる特許発明等の内容、作用、効果、当該事件の対象となる物件の形状、構造、作動状況等について十分に理解することが不可欠であり、技術説明会や証拠調べ等において、技術内容を説明したり、技術的構成を比較対照するなどの作業が必要となる。裁判官や訴訟関係人らが説明内容等を正確に把握するためには、パソコン等に接続したプロジェクターを利用し、スクリーンに資料を映写する方法が確実かつ効率的であり、迅速審理にも資する。

特に、パソコンと接続して利用すれば、スクリーンに映写した画像の一部分を拡大して表示したり、自由で柔軟な表示ができるので、分かりやすい説明が可能となり、技術内容や事実の正確な理解にも大きな効果が期待できる。こうしたことから、知財高裁の各部並びに東京地裁及び大阪地裁の各知財部に1台ずつ合計10台のプロジェクターを整備・更新してきたところであり、整備・更新年度の古いものについては、更に順次更新を行う必要がある。

そこで、今年度は、平成27年度に知財高裁に整備された2台について更新を行うための経費を要求する。

<整備計画>

知財高裁 2台

品 目	対 象 庁	整備台数						更新(予定)台数				
		23	24	25	26	27	計	28	29	30	R1	2
知的財産権関係事件用プロジェクター	知財高裁			1	1	2	4			1	1	2
	東京地裁	1	1		2		4	1	1		2	
	大阪地裁	1	1			2	1	1				2
合 計		2	2	1	3	2	10	2	2	1	3	2
												10

(3) 知的財産高等裁判所等の審理充実及び外部への情報発信に伴う関連経費

国際的な技術開発競争に打ち勝ち、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化を求める声が高まり、また、知的財産権重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要であるとして、平成17年4月に知的財産高等裁判所が設立された。そこで、知的財産高等裁判所設立の趣旨にのっとり、その第一審を集中的に取り扱う東京・大阪地裁の知財専門部を含めた知的財産権についての紛争の適正迅速な処理を一層推し進めるため、以下のような諸施策を講ずる必要があり、このための経費として以下の諸経費を要求する。

(ア) 知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料【要望】

<要求要旨>

知的財産高等裁判所は海外でも注目されているところであり、外国の法曹関係者や記者、経済団体等の訪問を多く受けている。また、知的財産高等裁判所の裁判官は海外の会議等に積極的に参加している。

これらの来賓や会議参加者に対して、限られた時間の中で、効率的かつ正確に、知的財産高等裁判所の設立の趣旨や、日本の知的財産権に関する裁判制度について理解を得るために、知的財産高等裁判所の設立の経緯や裁判制度の解説、知的財産権事件の統計等を記載した冊子を作成し、資料として提供することが求められるところである。

そこで、今年度も引き続きこれらの来賓等を対象として、英語に翻訳した知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料を作成するための経費を要求する。

<翻訳を必要とする枚数>

50枚

<配布計画>

知財高裁 1, 100部、最高裁 200部

(イ) 知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳【要望】

＜要求要旨＞

知的財産高等裁判所は、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図ることを目的として平成17年に設立され、同時に、我が国の知的財産権関係訴訟の内容等について、国内のみならず、海外に対し、積極的な情報発信を行うことが期待されている。

これを受け、同年から同裁判所ウェブサイトの稼働を開始し、日本語のみならず、英語、フランス語、ドイツ語、中国語及び韓国語により、広く国内外に情報発信を行ってきた。特に、英語のウェブページでは、裁判例を広く全世界に公開するため、知的財産権に関する裁判例を紹介するデータベース及びコンテンツを設けて、英訳した裁判例要旨を発信するとともに、重要で先例的価値の高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）の英訳発信を今後も継続する必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き知的財産権関係事件の判決の要旨及び重要で先例的価値が高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）を英訳するための経費を要求する。

＜必要とする枚数＞

知的財産高等裁判所等裁判例要旨 1, 180枚、知的財産高等裁判所等裁判例（全文及び重要部分） 2, 820枚

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)			0(24)		
庁費 (雑役務費)	知的財産高等裁判所外国来賓 用説明資料翻訳			0(443)		
	知的財産高等裁判所等裁判例 要旨等翻訳			0(36,701)		
	国際知財司法シンポジウム開 催運営事業費			0(11,344)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	知的財産高等裁判所外国来賓 用説明資料			0(343)		

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸 謝 金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (高裁) 専門委員セミナー			0(116) 0(58)		
職員旅費 (内国旅費)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)			0(1,887)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	専門委員セミナー			0(2,295)		
序 費 (会 議 費)	専門委員セミナー			0(17)		
法廷等器具整備費 (備 品 費)	知的財産権関係事件用プレゼン テーション用機器 知的財産権関係事件用プロジェ クター			0(2,798) 0(1,440)		

経費積算内訳【要望】

明細
書頁要望
8
9

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)	1人 3時間 1回	7,900	24(24)		
序費 (雑役務費)	知的財産高等裁判所外国来賓 用説明資料翻訳	50枚	(8,856) 9,020	451(443)		
	国際知財司法シンポジウム開 催運営事業費	一式	(11,343,709) 14,340,255	14,340(11,344)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	知的財産高等裁判所外国来賓 用説明資料	(1,400) 1,300部	(245,300) 282,150	367(343)		
(雑役務費)	知的財産高等裁判所等裁判例 要旨等翻訳	4,000枚	10,010	40,040(0)		

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 下級裁判所 諸 謝 金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (高裁)	1人 2時間 6回	9,700	116(116)	
	専門委員セミナー	1人 2時間 3回	9,700	58(58)	
職員旅費 (内国旅費)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)			1,887(1,887)	
	高裁裁判官	3人	50,433	151(151)	
	地裁裁判官	37人	46,921	1,736(1,736)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	専門委員セミナー			2,310(2,295)	
	増 税 後	25人 3(1)回	30,801	2,310(770)	
	増 税 前	0(25)人 0(2)回	30,500	0(1,525)	
庁 費 (会 議 費)	専門委員セミナー			17(17)	
	増 税 後	51人 3(1)回	110.9	17(6)	
	増 税 前	0(51)人 0(2)回	108.9	0(11)	
法廷等器具整備費 (備 品 費)	知的財産権関係事件用プロジェ クター	2(3)台	(479,930) 505,780	1,012(1,440)	

明細 書頁	要求	要望
<u>労働審判制度の実施に必要な経費</u>	97	
裁判所における個別労働関係事件の簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者である労働審判員で組織する労働審判委員会が、当該事件について審理し、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案を定めるものとする労働審判制度の実施に必要な経費を要求する。		
<u>労働審判事件の処理経費</u>	12	16
(1) 労働審判員手当【要求】		
<要求要旨>		
労働審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給される。		
(2) 労働審判員研修会【要望】		
<要求要旨>		
労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、新たに任命された労働審判員（新任労働審判員）が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判手続やその運用の概要等を十分に理解しておくことが必要不可欠である。		
新任労働審判員が既に実績を積んだ労働審判員とともに円滑な事件処理を行うためには、労働審判手続とその運用の概要、労働審判員に期待される役割、労働審判員としての心構え等につき、職務導入的な研修の機会を設ける必要がある。その際には、経験を積んだ労働審判員を招き、部総括裁判官と共に労働審判手続における労働審判員の関与の実情について説明することが有用と考えられる。		
そこで、今年度も引き続き本研修会を開催するための経費を要求する。		
<開催計画>		
開催地 地裁本庁 50 庁		
参加者 労働審判員 663 人		
裁判官 50 人		
民事首席書記官 50 人		
労働審判員（講師） 100 人		

		明 細 書 頁
(3) 労働審判員研究会【要望】	<要求要旨>	要望 12
	労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、労働審判員の資質の向上が求められることから、労働審判員に対して、労働審判手続の流れ、労働審判員としての関与の在り方についての知識や、労働法規を始めとする法律的知識など、労働審判手続を円滑に進めるに当たって必要となる基本的な知識を付与するとともに、事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、これに適切に対処するために必要とされる労働審判員としての審判手続への関わり方についての手法を取得させ、労働審判員としての技術を向上させるなど、専門的知識、技能を付与するための機会を設ける必要がある。	16
	そこで、今年度も引き続き本研究会を開催するための経費を要求する。	要求 97
<開催計画>		要望 10
開催地	地裁本庁	50 庁
参加者	労働審判員	1, 512 人
	裁判官	50 人
	民事首席書記官	50 人
	外部講師（大学教授等）	50 人
(4) 労働審判員登庁旅費【要求】	<要求要旨>	
	労働審判員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費を支給する必要があるので、今年度も経費を要求する。	
(5) 労働審判手続案内リーフレット【要望】	<要求要旨>	
	労働審判手続の利用の促進を図るため、同手続を利用しようとする者を対象としたリーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布する必要がある。	
	そこで、今年度も引き続き本リーフレットを作成するための経費を要求する。	
<配布部数>		
	270, 000 部	

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判手続案内リーフレット			0(490)	
(項) 下級裁判所 委員手当 (労働審判員手当)	労働審判員手当			234,731(208,394)	
諸 謝 金 (講師等謝金)	労働審判員研修会			0(605)	
	労働審判員研究会			0(1,185)	
委員等旅費 (労働審判員登庁旅費)	労働審判員登庁旅費 増 税 後			9,603(9,930)	
	増 税 前			9,603(5,011)	
				0(4,919)	
(委員会出席旅費)	労働審判員研修会			0(458)	
	労働審判員研究会			0(3,942)	
序 費 (会 議 費)	労働審判員研修会			0(25)	
	労働審判員研究会			0(172)	

明 細
書 頁要求
97

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判手続案内リーフレット	270,000部	(1,815) 1,793	484(490)		要望 10
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	労働審判員研修会	(56) 100人 3時間 1回	3,600	1,080(605)		12
	労働審判員研究会	50人 3時間 1回	7,900	1,185(1,185)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	労働審判員研修会	663(178)人 1日	(2,571) 2,619	1,736(458)		16
	労働審判員研究会	(1,134) 1,512人 1日	3,960(3,942)			
	増税後	0(378)人 0(1)日	2,619	3,960(2,970)		
	増税前	0(378)人 0(1)日	2,571	0(972)		
会議費 (会議費)	労働審判員研修会	763(234)人 1回	(108.9) 110.9	85(25)		
	労働審判員研究会	(1,172) 1,562人 1回	110.9	173(172)		
	増税後	0(390)人 0(1)回	108.9	173(130)		
	増税前	0(390)人 0(1)回	0(42)	0(42)		

<p>労働審判制度の充実経費 労働審判員推薦依頼パンフレット【要望】 <要求要旨></p> <p>労働審判制度を適正かつ円滑に進めるためには、労働審判員にふさわしい人材が適切に選任されることが不可欠であり、そのためには推薦母体となってもらう各関係機関を通じて人材の確保に努める必要がある。</p> <p>そこで各関係機関に働きかけるに際して、労働審判手続の概要、労働審判員の役割や身分等を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、これを交付するのが極めて効果的であるので、その作成のための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p>
	<p>要望 10</p>

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判員用手引			0(670)	

経費積算内訳【要望】

明細
書頁

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判員推薦依頼パンフレット	5,000部	23.100	116(0)	

要望
10

行政事件の処理態勢の充実強化に必要な経費行政事件の審理の充実改善に必要な経費

行政事件用プロジェクター【要望】

<要求要旨>

行政事件は、行政機関の違法な行政処分を是正し、国民の救済を図ることを主たる目的とするものであるが、近時は、都市計画や土地区画整理のための事業認定等を争う訴訟、原発施設や産業廃棄物処理施設といった大規模施設を巡る訴訟など、多数の近隣住民等が原告となって提起され、行政機関の政策判断の当否そのものが問われる現代型訴訟ともいべき事件が増加している。この種の訴訟では、裁判所の判断に対し強い社会的関心が寄せられる傾向が顕著であり、マスコミや地元住民を始めとする多数の関係者が傍聴することが通例となっている。また、原告が多数に及ぶため、当事者席に座りきれない当事者で傍聴席が満席となるような事件も多い。

他方、行政事件の審理は、一般に難解な法律問題や複雑な事実認定が求められ、事案の特質に応じ最新技術に関する知見等が必要となるところ、特に、前記の現代型訴訟においては、当事者が、現場の実情や複雑な専門的見解を解析した図面等を示すために、デジタル写真やデジタル映像をCD化、DVD化した証拠の提出を希望することが一般化している。また、証人尋問でも、複雑な建築物等の構造や環境測定手法等を巡って、学者等のいわゆる専門家証人に対し、写真や図面等を示しながらの尋問が長時間にわたって行われることも珍しくない。

このような近時の行政事件の特色に対応しつつ、審理の適正迅速化を図り、高い関心を有する多数の傍聴人を含むすべての事件関係者にとって分かりやすく納得性の高い審理を実現するためには、法廷において、隨時、プロジェクターを利用し、スクリーンに写真等を映写して証拠調べ等をすることが不可欠である。

そこで、行政事件の新受事件が特に多く、かつ、行政事件を専門的又は集中的に処理する部を設けている地裁に対しプロジェクターを整備する必要があるとして要求したところ、平成21年度から平成30年度までにこれらの全ての地裁に各1台ずつ合計9台のプロジェクターを整備するための経費が認められ、また、整備年度が古いものについては、更新のための経費が認められた。今後も整備・更新年の古いものについては、順次更新を行う必要がある。

そこで、今年度は、平成26年度に整備されたさいたま地裁及び平成27年度に整備された千葉地裁について更新を行うための経費を要求する。

<整備計画>

さいたま地裁及び千葉地裁 各1台

地裁名	東京	横浜	さいたま	千葉	大阪	京都	神戸	名古屋	福岡
整備年度	H21	H24	H26	H27	H22	H29	H25	H23	H30
更新年度	H28	R1	R2	R2	H29		R1	H30	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	行政事件用プロジェクター			0(684)		

経費積算内訳【要望】

明細
書頁要望
17

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	行政事件用プロジェクター	2台	(342,100) 360,690	721(684)	



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。